

平成28年第3回定例会

(9月5日招集)

山都町議会会議録

平成28年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

○9月5日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告（配付のみ）	
日程第4 行政報告	2
日程第5 提案理由説明	4
日程第6 認定第1号 平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	9
日程第7 認定第2号 平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9
日程第8 認定第3号 平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について	9
日程第9 報告第8号 平成27年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9
日程第10 報告第9号 平成26年度山都町一般会計継続費精算報告書について	19
日程第11 議案第68号 町道認定について	19
散会	21

○9月8日（第2号）

出席議員	22
欠席議員	22
説明のため出席した者の職氏名	22
職務のため出席した事務局職員	23
開議	23
日程第1 一般質問	23
4番 後藤壽廣議員	23
1番 吉川美加議員	38
5番 藤澤和生議員	52
12番 中村益行議員	68

散会	80
----	----

○9月9日（第3号）

出席議員	81
欠席議員	81
説明のため出席した者の職氏名	81
職務のため出席した事務局職員	82
開議	82
日程第1 一般質問	82
9番 藤川憲治議員	82
7番 江藤 強議員	95
2番 藤原秀幸議員	110
日程第2 議案第60号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について	125
日程第3 議案第61号 山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	130
日程第4 議案第62号 平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について	133
日程第5 議案第63号 山都町税条例の一部改正について	136
日程第6 議案第64号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について	138
散会	140

○9月12日（第4号）

出席議員	141
欠席議員	141
説明のため出席した者の職氏名	141
職務のため出席した事務局職員	142
開議	142
日程第1 議案第65号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	142
日程第2 議案第66号 平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	171
日程第3 議案第67号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	172
日程第4 発議第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について	174
日程第5 発議第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について	176
日程第6 発議第3号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書	

の提出について	177
散会	179

○9月29日（第5号）

出席議員	180
欠席議員	180
説明のため出席した者の職氏名	180
職務のため出席した事務局職員	181
開議	181
日程第1 認定第1号 平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	181
日程第2 認定第2号 平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	192
日程第3 認定第3号 平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について	193
日程第4 議案第68号 町道認定について	194
日程第5 議案第69号 工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）	196
日程第6 議案第70号 工事請負契約の締結について（国民宿舎通潤山荘熊本地震施設修繕工事）	216
日程第7 同意第1号 山都町教育委員選任について同意を求める件	232
日程第8 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	235
閉会	236

9 月 5 日 (月 曜 日)

平成28年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年9月5日午前10時0分招集
2. 平成28年9月5日午前10時0分開会
3. 平成28年9月5日午前11時33分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 認定第1号 平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第7 認定第2号 平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第8 認定第3号 平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第9 報告第8号 平成27年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
 - 日程第10 報告第9号 平成26年度山都町一般会計継続費精算報告書について
 - 日程第11 議案第68号 町道認定について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	江藤宗利
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一

税務住民課長	田中耕治	健康福祉課長	玉目秀二
環境水道課長	佐藤三己	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	山本祐一	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	荒木敏久	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	監査委員	森田京子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。ただいまから平成28年第3回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番、佐藤一夫君、1番、吉川美加君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から9月29日までの25日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの25日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出があっております。これを許します。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。地方創生事業に係る効果検証結果について行政報告をさせていただきます。

本町では、まちづくり事業の最上位計画であります総合計画に基づき、さまざまな政策を展開しております。その中で、消滅可能性自治体についての推計が出され、人口減少問題に関し、多くの住民、地方公共団体や関係者に強い衝撃を与えました。

熊本県内では、このままでは、現在の45市町村のうち26の市町村が消滅するというような推計になっております。さきの国勢調査では、まだ速報値の段階でありますけれども、45市町村のうち38市町村で人口が減少しているという状況であります。本町の場合も、1万5,164人と、前回の国勢調査値よりも1,800人余名減少という形できとりまして、これにつきましては、社人研——国立社会保障・人口問題研究所のほぼ推計どおりに減少となっております。

この急激な人口減少問題は、全国の地方自治体で早急に取り組みなければならない課題であります。国では御存じのとおり、この、まち・ひと・しごと創生法を施行して、長期ビジョン、それから総合戦略の策定を行いました。本町でも、昨年度この国の戦略を勘案しながら、地方版の総合戦略ということで策定を行い、今現在事業を行ってるところであります。

この全国的な人口減少問題は、急激な人口減少、そして少子高齢化が地域社会、コミュニティーの存続に及ぼす影響が大きいということにあります。本町においては、本町の誇りと愛着を持って、そして経済的にも住み続けることができるような施策、取り組み、手法を設定してきたところでもあります。この中で、27年度事業として取り組んだ、地方創生先行型事業について検証を取りまとめましたので、議員の皆様には報告を申し上げたいと思います。

こちらのお配りしております、A3の表をごらんいただきたいと思います。

先行型事業につきましては、七つの事業を掲載しております。

この中で、1番の総合戦略策定事業は、指標のチェックに入りませんが、2番から7番の事業について、先行型事業として取り組んできたところでございます。中ほどの④にございますが、④に重要業績評価指標としてKPIと略していただいておりますけれども、ここに指標値、目標値を計上し、⑤の色刷りのところが実績値ということで点検をした分でございます。

内容の一つ一つにつきましては、また後ほどお読みいただきたいと思いますが、この指標値、実績値の部分につきましては、全て一応、クリアしてるということでございます。なお、本年度につきましては、この地方創生に係る先行型の繰り越し事業に取り組んでいるところです。

新型交付金事業というのがございますが、これにつきましては、本年度は繰り越し事業の取り組みと、それから速やかな災害復旧という対応を現在行っているところでありまして、本年度先行型の取り組みは予定してはおりませんが、国・県の補助にかかわらず、しっかりと取り組むべき施策であるということ間違いございませんので、今後もこの戦略にのっとった事業展開を進めていくこととしております。

これで、地方創生先行型に係る効果検証結果の報告とさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次に、健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） おはようございます。山都町統合保育所名称選考につきまして、行政報告させていただきます。

平成29年4月に開園する山都町統合保育所が、園児はもとより多くの町民の皆様に愛され、親しみを持っていただけるように、その名称の募集を行います。

1、募集期間は平成28年9月14日水曜日から平成28年10月14日金曜までの1カ月間といたします。

2、応募資格は山都町内にお住まいの方及び山都町内に通勤・通学されている方を対象といたします。

3、応募方法につきましては、以下のことを記入して、応募用紙または官製はがき、封書、ファクス、メールによる応募といたします。ただし、1人1応募のみといたします。

応募内容につきましては、保育所の名称、名称の理由、応募者の氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号。なお、応募用紙は、全戸配布するほか、健康福祉課、各支所、健康福祉係、各町立保育園に配置いたします。また、山都町ホームページ等にも掲載いたします。

4、応募先は山都町役場健康福祉課、各支所健康福祉係でございます。

5、選考及び表彰につきましては、山都町統合保育所名称選考委員会により選考いたします。山都町統合保育所名称選考委員会委員は7名で、学識経験者1名、地域代表3名、統合保育園関係保護者3名で構成しております。表彰につきましては、最優秀賞1点（賞状・副賞）、優秀賞2点（賞状・副賞）といたします。なお、同一名称の応募が多数ある場合は抽選といたします。

6、選考方法でございます。1、応募作品の中から各委員が10作品を選考し、各作品に1得点を付与いたします。2、1の合計点の高いほうから10作品を選定いたします。一次審査でございます。3、2により選定された10作品について、各委員が最優秀1作品に5得点、優秀2作品に各3得点を付与いたします。集計により得点数の上位に3作品を選定いたします。二次審査でございます。4、3で選定された3作品につきまして、各委員の投票により最優秀賞1作品を選定いたします。

裏面をごらんください。今後のスケジュールでございます。

まず、8月5日に第1回選考委員会を開催いたしまして、選考方法の審議・決定を行っております。先ほど御説明しましたとおり、9月の14日に広報やまと、ホームページ等により、名称募集を始めたいと思っております。10月の14日に名称募集を締め切ります。

応募のあった名称を、11月上旬に第一次審査ということで、上位10作品を選定いたします。11月の中旬に、第2回選考委員会を開催いたしまして、名称の選考・最終案の決定及び町長への報告を行いたいと思っております。その後、1月に入りまして、広報やまと、ホームページ等により、名称の周知を図りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 提案理由の説明を行います。

平成28年第3回定例会を招集しましたところ、御参集賜りありがとうございます。

今議会に提案しております議案についての御説明に先立ち、目下の町政について御報告申し上げます。

熊本地震による阿蘇大橋一帯の土砂崩れで、最後まで行方不明となっていた大学生も、先日ようやく発見されました。御家族の御心痛を思うと言葉もありません。改めて御冥福をお祈りいたします。

また、梅雨のさなか、そして猛暑の中、日々、復旧復興に当たられている住民、事業者、ボランティア、その他関係機関、団体の皆様に対し、深く感謝の意を表しますとともに、その御苦勞をねぎらうものです。

先月3日に、熊本県は、熊本地震からの復旧・復興プランを公表しました。このプランには、その3原則として、1、被災された方々の痛みを最小化する。2、単にもとあった姿に戻すだけでなく創造的な復興を目指す。3、復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる、と掲げてあります。

プラン策定に先立ち、県の有識者会議の提言において、過去の大災害の経験や東日本大震災時に政府の公的方針となり、国際基準ともなった防災の主流化と、よりよく再建することを強く訴えています。防災の主流化とは、防災の最優先化であり、十分な財源措置や国の中心的な責務の確保を求めています。また、単にもとに復すではなく、被災地の再生を目指すには創造的な復興が必要であるとしているものです。

本町においては、2度の大地震とこれに続く6月の記録的な豪雨で、大きな2次被害が発生しました。さきの臨時議会において報告をさせていただいておりますが、熊本地震では、公共災4億8,000万円、林業災9億4,000万円、農災4億9,000万円のほか、公共施設にも多大な被害を受けました。

続く梅雨豪雨では、さらに公共災28億5,000万円、林業災11億9千万円、農災85億2,000万円、農業用倉庫等4億5,000万円と未曾有の被害をこうむり、農林業家の生産意欲の減退に至ることを憂慮しています。

内閣府は、先月8日、梅雨前線による豪雨災害を激甚災害に指定すると発表しました。全国の農地や農道の復旧事業に対し、国庫補助率がかさ上げされますが、山都町を含む熊本、宮崎両県の6町村については、公共土木施設の復旧事業も対象となりました。さきの臨時議会におきまして、震災及び豪雨災害に伴う補正予算を承認いただきましたが、この後も、まずは一日も早い日常生活に戻るための生活基盤、インフラの復旧を図り、また本町の基幹産業であります農林業基盤の復旧、確保のために、随時予算の確保をお願いしていきたく思います。

山都町罹災見舞金につきましては、条例の基準に基づき、またお寄せいただいた義援金につきましては、配分委員会において決定された配分基準に基づき、それぞれ漸次支給を行っております。

す。被災者の皆様の一日も早い生活再建に役立てていただければと思います。

今後の大きな課題は、補助事業の対象とならない被災に対し、どのように対処していくかであり、特に、地域のコミュニティの維持のために必要な施設等の復旧に配慮していかなければならないと考えています。

こうした観点から、熊本県町村会、県の有識者会議において、地元主体の復興を実施するために基金の創設が望まれると提言されておりましたが、このほど政府は、熊本地震の復興基金の財源として、熊本県に510億円の特別交付税を配分する方針を固めました。復興基金は国からの交付税を受けて県が創設しますが、これに県に寄せられている寄付金を積み増すなど、一定額を確保して、既存制度でカバーできない被災者支援に活用できるように配慮していただきたい。また、基金の活用にあたっては、被災市町村の意向を十分に酌み取っていただくよう働きかけていきたいと思っています。

豪雨被害につきましては、現在、宇城・上益城地区2016豪雨災害復興協議会を設置し、地震に起因する大雨被害については、震災関連災害として高率補助を適用していただくことなど、共通する課題について、連携して提言、要望を重ねることとしていますが、引き続き、補助対象事業の拡大や補助率アップを求めていく所存です。

さきの参議院選挙において、上益城郡から藤木眞也氏が当選されました。地元関係国会議員がふえたことは心強いกำลังใจであります。特に農業団体出身であり、災害復興はもとより、農林業の振興や中山間過疎地域の活性化に力を注いでいただきたいと思っています。

議会におかれましては、九州中央自動車道並びに矢部阿蘇公園線の整備促進に係る積極的な要望活動を行っていくことを決議され、せんだって、国会議員や関係省庁への要望提言を行われました。

くまもと復旧・復興有識者会議の緊急提言でも、九州を支える防災拠点構想に基づき、受援、支援の拠点となる災害拠点のさらなる充実、強化を図ること、特に九州の横軸となる中九州横断道路、九州中央自動車道の整備の加速化を図ることとうたわれました。本町は、その中でも阿蘇、宮崎、熊本の結節点であり、国や国会議員への九州中央自動車道の要望活動を重ねており、早期完成とともに防災拠点施設の整備を提言しているところです。

今後とも、議会と行政が強力に連携して、九州中央自動車道並びに矢部阿蘇公園線の整備促進に当たっていく所存ですので、議員各位におかれましても御協力をお願いいたします。

地方創生につきましては、事業の繰り越しを受けて、引き続き、山の都の「都の幸ブランド」創出プロジェクトを実施しています。昨年度の実績については、目標となる指標と達成状況をチェックしましたので、別途報告させていただきます。

震災、豪雨の影響は、地域経済に大きな影響を与えています。現実には、観光客の減少は如実に見てとれます。商工業及び農林業の経済復興は最優先すべき課題であり、現況復旧とともに、創造的復興の視点から十分に配慮していきたいと思っています。

さて、先月から今月にかけて、山都町の主要3大イベントである火伏地藏祭、八朔祭、清和文楽の里祭りが実施されております。地震、豪雨と災害が続く中、各実行委員会においては開催の

是非の論議もありましたが、「復興は祭りから」の思いが共有され、開催の運びとなりました。

火伏地藏祭では、益城町の被災者を送迎バスでお招きするなど、心温まる取り組みもなされたところであります。

八朔祭につきましては、台風12号の接近により、最大の呼び物である大造り物引き回しが行われる祭りの2日目が中止となりましたが、猛暑の中、大造り物制作に汗を流された各連合組初め、祭りの開催に御尽力いただきました多くの皆様に心から敬意とねぎらいを申し上げたいと思います。

来週は清和文楽の里祭りが開催されますが、爽やかな秋空のもと、町内外から多くの見物客がおいでになることを願っております。

なお、浜町会館跡に建設の文化交流施設につきましては、8月22日に、無事、起工式がとり行われました。浜町商店街の回遊と通潤橋周辺からの動線となるものであり、八朔祭など山都町の文化、交流情報の発信拠点として、その効果が期待されます。

9月3日は、全国へそのまち協議会の総会が本町で開催され、構成する8市町村の代表が一堂に会し、へそのまちのきずなを深めるとともに、今後も連携してまちづくりを進めていくことを確認いたしました。各市町村の代表者には、八朔祭を初め、きのうは馬見原の町並みや清和文楽も見学をいただき、本町の歴史、文化の一端に触れていただきました。この協議会の市町村からは、震災時に支援物資や支援金のほか、吉備中央町からは給水タンク車の派遣など、多大の支援をいただきました。このような自治体間連携が災害時に大きな力となることを改めて認識いたしました。

さて、山都町の地域の人や自然、歴史文化、産業、伝統、そして技などに学び、受講生の夢の実現や町の未来を担う人材の育成を目指す山都塾を、7月16日に開講しました。ふるさと学と未来学に分け、町内外のゲストを先生としてお招きすることとしております。

初講は、清和出身で、スーパーコンピュータ京の開発に携わられた門岡良昌氏に御講演をいただきました。2回目は、8月7日に歴史体験講座を実施しました。今後、計8回を予定しておりますが、未来学では英語によるコミュニケーション講座も計画しています。

この山都塾を通じて、生まれ育った地域を知り、誇りを持ち、ふるさとを愛する人を育てていきたいと考えております。進学や就職により、町を離れる子供たちが多かったとしても、必ずや山都町の持続につながっていくものと思います。子供たちを初め、多くの町民がこの山都塾に参加されることを願っています。

さきの臨時会では承認をいただけませんでしたが、グラウンドゴルフ場工事契約については、大規模被災のこのようなときこそ、復旧だけではなく創造的復興の思いを重ね、予定していたものはでき得る限り実行していくことが重要であるとの考えのもと、改めて提案をさせていただくこととしました。観光や消費が低迷している中、交流人口や体験型観光資源としても大いに経済的波及効果が期待されるものであります。何とぞ再考をお願いいたします。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、条例5件、補正予算3件、決算認定3件、報告2件、その他

1件です。

議案第60号、山都町短期滞在施設条例の一部改正については、本町への定住促進を目的として設置しています短期滞在施設に、今回新たに施設を加えることに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第61号、山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、熊本地震及び梅雨前線による集中豪雨災害からの復旧事業に、着実かつ迅速に対応するため、専門的な知識や経験を有する者を一定期間採用する任期付職員制度を活用することに伴い、新たに条例を制定するものです。

議案第62号、平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定については、さきの熊本地震による被災者に対して町民税等の減免を行うことに伴い、新たに条例を制定するものです。

議案第63号、山都町税条例の一部改正について及び議案第64号の山都町国民健康保険税条例の一部改正については、所得税法等の一部を改正する法律等の施行により、それぞれの条例の一部改正を行うものです。

議案第65号は、平成28年度山都町一般会計補正予算第4号です。熊本地震及び梅雨前線による集中豪雨災害により被災した町道や農地、公共施設等の復旧に係る予算を中心に、57億6,100万円の増額補正を行い、補正後の予算を203億9,900万円とする大型予算を編成しました。

歳出の主なものとして、熊本地震による被災者支援として、3款民生費に、被災地域のコミュニティー維持を目的とした地域支え合いセンター事業委託料1,211万円、4款衛生費には、被災家屋等解体撤去費9,225万円、解体家屋に係る廃棄物処理費として3億7,825万円を計上しました。

5款農政費には、震災被災施設整備としてJA上益城の矢部及び御岳のライスセンター再編等に係る経費2億6,272万円と、農業倉庫や畜舎、ハウス等の撤去、修繕、再建を目的とした震災復旧緊急対策経営体育成支援事業費3億4,324万円を計上しています。

7款土木費では、震災による崖地の崩壊を防止する事業として、災害関連防災がけ崩れ対策事業費8億4,968万円を計上しました。

10款災害復旧費には、熊本地震及び梅雨前線豪雨により被災した農林業施設や公共土木施設等の復旧事業経費38億1,832万円を計上したところです。

今補正予算により、一日も早い復旧、復興を図ってまいります。

議案第66号、平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算第1号については、主に前年度繰越金の確定に伴う予算と、平成27年度の国県支出金の精算償還等による予算で、1億380万円を増額補正し、補正後予算27億7,846万円としています。

議案第67号、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算第3号については、主に熊本地震により被災した簡易水道施設の修繕費及び整備費として3,225万円を増額補正し、補正後の額を7億302万円としました。

議案第68号、町道認定については、道路法第8条2項の規定に基づき、今回9路線の認定をしたいため提案するものです。

次に、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度山都町一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の歳入歳出決算を認定に付するものです。

なお、監査委員におかれましては、各会計の歳入歳出決算書につきまして、長期間にわたり十分な審査を尽くしていただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

報告第8号、平成27年度山都町財政健全化判断比率等報告書については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率等の報告を行うものです。

報告第9号、平成26年度山都町一般会計継続費精算報告書については、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成26年度に設定した継続費に係る事業が終了したため、継続費の精算報告を行うものです。

以上、提案理由について説明いたしました。詳細については担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

なお、説明書には記してございませんが、さきに申し上げました山都町営グラウンドゴルフ場整備工事及び国民宿舎通潤山荘熊本地震災害復旧工事の工事請負契約の締結についてと、本年3月より1名の空席状態が続いています山都町教育委員の選任について同意を求める件について、準備が整いましたら今会期中に御提案を申し上げるところです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 認定第1号 平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第8 認定第3号 平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について

日程第9 報告第8号 平成27年度山都町財政健全化判断比率等報告書について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、認定第1号「平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7、認定第2号「平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第8、認定第3号「平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について」及び、日程第9、報告第8号「平成27年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」は関連しますので一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び認定第3号の執行部の説明については省略します。

報告第8号の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

それでは、報告第8号、平成27年度山都町財政健全化判断比率等報告書について報告をいたします。

この財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき

まして、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かを判断、分析をし、これらの状況を踏まえ、早期の是正措置を講じるなど、的確な対応に基づく行財政運営を行っていく必要があるかを見るものでございます。

まず、表紙をめくっていただきまして、1の健全化判断比率です。一番上の表をごらんください。資料の説明を簡単にいたします。

一番左の実質赤字比率、これは地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。

次の連結実質赤字比率、これは全ての会計、一般会計だけではなく特別会計を含んだものでございますが、この赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものでございます。

この二つの比率は、赤字になった場合にのみ数値があらわれます。本町の平成27年度決算はいずれも黒字でございますので、この場合はバー、横棒で表記をしているところでございます。

次に、実質公債費比率です。借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。平成27年度は6.8%となっております。平成26年度の同比率は7.3%でしたので0.5ポイント減少となっております。

続いて、将来負担比率です。地方公共団体の一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、平成27年度は28.5%でございます。この26年度比率は35.0%でしたので、さきの実質公債費比率同様、財政状況もやや好転しているということがいえると思います。

次に、真ん中の表をごらんいただくとおわかりのように、ただいま説明しました四つの指標に対応する段階別の基準を定めたものでございます。

地方公共団体は、健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の三つの段階に区分され、早期健全化段階ですとか財政再生段階になった場合には、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなります。よって、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画の策定や外部監査の要求の義務づけが課されます。地方公共団体の自主的な改善努力による財政健全化を図っていかなければならないということになるものでございます。

この健全化判断比率のうち、将来負担比率を除いた三つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画の策定や外部監査の要求の義務づけのほか、起債の制限や財政再生計画の総務大臣協議など、国の関与による確実な財政健全化が求められるというものです。

これに照らして本町の指標を見ていただきますと、いずれの基準も下回っておりますので、健全化段階ということができるとでございます。

しかしながら、昨年度から始まりました交付税の段階的な縮減措置に加えまして、今回の熊本地震及び集中豪雨に係る復旧事業等に多額の財政需要を要しますので、こうした状況を見据えながら、今後も効率的で持続可能な行財政運営に向けて不断の見直しを行っていく必要があるというふうに思っております。

次に、2の資金不足比率です。これは、公営企業会計の資金不足を料金収入等と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、平成27年度はいずれの会計も資金不足はないため、バー、横棒表記となっております。

以上、山都町の平成27年度決算に基づき算定した数値でございますけれども、今後、全国の決算状況等により変動する可能性がございますので、そのことを申し添えまして、報告書の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第8号、平成27年度山都町財政健全化判断比率等報告書については、説明が終わりましたので報告済みとします。

監査委員から、認定第1号、認定第2号、認定第3号及び報告第8号について、決算審査意見書が提出されております。

ただいまから決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、森田京子君。

○監査委員（森田京子君） おはようございます。山都町監査委員の森田と申します。

御指名により、平成27年度山都町各会計決算審査員結果の報告をいたします。

決算審査につきましては、私、森田と議会選出の赤星監査委員の2名、並びに緒方事務局長及び甲斐主査の協力を得ながら、定期監査、例月現金出納検査等の結果も参考に実施いたしました。限られた期間内の審査であり、不足している点もあるかと思っておりますがよろしく願い申し上げます。

それでは、決算審査意見書を読み上げて報告とさせていただきます。なお、審査意見書は事前に配付されているとのことですので、時間節約のため、金額については多くの場合千円単位まで、また内容につきましても要点のみに省略させていただきたいと思っております。

それでは、1ページから報告に入ります。1ページをお願いします。

平成27年度山都町一般会計特別会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の対象は平成27年度山都町一般会計歳入歳出決算及び六つの特別会計歳入歳出決算、それぞれに関する証書類等であります。

2、審査の期間は平成28年7月19日から8月9日までの実質12日間です。

3、審査の手続は審査に付された各会計歳入歳出決算に関する証書類等について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、通常実施すべきと認める審査手続を実施し、担当課長等からの聞き取りを行い、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、全ての計数は誤りのないものと認めました。

2ページです。

第3、決算の概要。

1、総括。（1）決算規模。平成27年度における各会計の歳入歳出決算は、第1表のとおりである。一般会計及び特別会計の決算総額は、予算現額205億172万1,000円に対して、歳入総額197

億9,720万3,000円、歳出総額190億5,254万2,000円、差し引き7億4,466万1,000円の黒字決算となっています。

3ページの(2)決算収支。決算収支の状況は、第4表とおりのとおりである。歳入歳出差し引き残額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は5億2,488万円の黒字。また、これから前年度の実質収支額6億2,612万9,000円を控除した実質単年度収支額は、1億124万9,000円の赤字となっている。

(3) 予算執行状況。歳入歳出予算の執行状況は、それぞれ第5表、第6表のとおりである。調定額204億3,916万2,000円に対する歳入決算額は197億9,720万3,000円であり、収入率は96.9%となっている。

4ページです。

予算現額に対する歳出決算額は190億5,254万2,000円であり、執行率は92.9となり、翌年度への繰越額は9億7,663万9,000円、不用額は4億7,254万円となっている。

(4) 財政の構造。①歳入の構成。歳入決算を自主財源と依存財源に区分し、第7表に年度別比較を、第8表に科目別構成比及び前年比較を示した。

下から3行目になります。自主財源と依存財源の構成比は17.8対82.2である。自主財源の減少の主な理由は、庁舎建設基金等からの繰入金7億9,419万8,000円、76.4%の減である。

6ページをごらんください。

②歳出の構成。歳出決算を性質別に区分し、前年度と比較すると第9表のとおりである。義務的経費と投資的経費等の歳出総額に占める割合は、義務的経費が39.9%、投資的経費が19.3%、その他の経費が40.8%となっている。投資的経費に充当された一般財源は10億6,841万円である。一般単独事業の見直し、補助事業への転換など、投資的経費について検討されたい。

下のほうの③、財政構造の弾力性。7ページのア、財政力指数。本年度は0.2となり、大変厳しい数値で、地方交付税等に大きく依存する状態である。

イ、経常収支比率。本年度は前年度と同じ84.9%となっている。

ウ、公債費負担比率。本年度は前年度から0.7ポイント下げて、15.2%となっている。

エ、経常一般財源等比率。本年度は前年度より0.5ポイント上げて、95.8%となっている。

オ、実質公債費比率。本年度は前年度より0.5ポイント低くなって、6.8%で安全圏内にある。

8ページのカです。実質収支比率。本年度は前年度より0.8ポイント下げて3.6%になっている。

④人件費。人件費の推移。第11表のとおりである。

(5) 町債の償還状況。普通会計による公債費の支出額及び年度末町債残高は、第12表のとおりである。年度末地方債残高は89億7,505万5,000円である。

(6) 債務負担行為の状況。当年度末の債務負担行為支出予定額は13億5,251万円で、主な要因は光情報通信基盤整備事業補助金に関連するものである。

9ページに入ります。

2の一般会計。一般会計の決算収支の状況は、第13表のとおりである。歳入129億7,932万9,000円、歳出124億7,172万2,000円である。歳入歳出差し引き残額5億760万7,000円のうち、さ

らに翌年度へ繰り越すべき財源 2 億1,978万1,000円を差し引いた実質収支額は 2 億8,782万6,000 円である。

(1) 歳入。歳入決算の状況と構成比は第14表のとおりである。

次のページをごらんください。

①になります、下のほうです。収入未済額がある科目及び不納欠損処分をした科目は、第15表のとおりである。町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入の収入未済額の合計は 1 億4,968万円にもなり、町税の不能欠損額は1,567万円にもなっています。詳細については12ページから14ページに記載していますのでごらんください。

次に、15ページをごらんください。

(2) 歳出。歳出決算の状況と構成比は第18表のとおりである。款別歳出の執行状況と主な執行内容は15ページから26ページに記載しております。主要なものを読み上げます。次のページをごらんください。

2 款総務費。①総務管理費。一番下のオです。総合計画及び計画調整。平成27年度から10年間を計画期間とした第2次山都町総合計画や、5年間を計画した山の都総合戦略、人口ビジョン、総合戦略策定作業等の数々の提案がなされているが、この後においては各課連携を密にしなが、それらの提案がどのように生かされていくか真剣に検討されたい。

次のページのカです。第3セクター。第3セクターの経営健全化を目的に、中小企業診断士による経営診断業務が実施されたが、その後の経営体に大きな変化は見られない。今後、経営診断を生かす方策として、第3セクターの経営健全化に関する指針策定に取り組み、徹底した効率化、健全化に資するとされている。基本的な第3セクターのあり方を徹底されたい。

3 款民生費。①社会福祉費。18ページのイです。国民年金事業。平成28年3月末現在、年金受給者は7,246人で受給額は48億6,000万円となっているが、現在の被保険者は2,528人、年金給付率は68.18と低迷している。将来のことを考えると、国民年金の加入促進及び納付に関するPRを本町独自でも検討すべきではないか。

2、児童福祉事業。19ページのウです。子育て支援。子育て支援に関する情報をホームページで紹介されているが、インターネットの利用ができない方も多数おられることから、町民の方へ紙ベースでわかりやすくPRできないか検討されたい。

20ページの5 款農林水産業費。①農業費。21ページのエ。山都町農産物ブランド化推進事業。農産物ブランド化推進事業により数多くの商品が提案されたが、商品の販売等の対策が明確でない。山の都創造課と連携しながら農家所得の向上に努められたい。

6 款商工費。①商工振興。ア、補助金、支援金を活用しながら商品開発を模索しているが、その成果をマスコミ等を通じて全面的に宣伝する場が必要ではないか。22ページ。各課にいえることだが、計画書や調査書作成が終わりではなく、それを踏まえた次の事業に向けての行程を検討されたい。

7 款土木費。23ページの②道路橋梁費。ア、大矢野原演習場周辺民生安定事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業について、いろいろと努力されている。今後においても、当該事業の目

的について理解を深めるとともに、効率的な事業の推進を望むものである。

24ページの9款教育費。①教育総務費。イ、奨学資金貸し付け事業。奨学資金の貸し付け状況は、現年度312万円であり、年々減少している。また、償還状況も現年度分収納率が89.7%と低い数値である。奨学金に関する全体像を根底から見直す時期ではないか。

25ページの②社会教育費。イ、各種団体等育成・助成事業。各団体が必要とする補助金を交付するのは、歴史的、文化的に伝承される文化財の保護、また、各種団体の育成等に役立てるためであり、目的を定めて助成金を交付すべきである。補助金交付要綱の未整備があり、早急に対処されたい。

一般会計については以上です。

27ページをごらんください。

特別会計。(1)国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算収支の状況は、第19表のとおりである。歳入歳出差し引き残額7,838万7,000円のうち、785万円を国民健康保険財政調整基金として繰り入れ、7,053万7,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

30ページをごらんください。

(2)後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算収支の状況は第26表のとおりである。歳入歳出差し引き残額402万7,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

次のページの(3)です。介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算収支の状況は第30表のとおりである。歳入歳出差し引き残額1億2,694万7,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

次に、33ページをごらんください。

(4)国民宿舎特別会計。国民宿舎特別会計の決算収支の状況は第34表のとおりである。歳入歳出差し引き残額998万円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

35ページをお開きください。

(5)住宅新築資金等貸付事業特別会計。住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算収支の状況は第37表のとおりである。歳入歳出差し引き残額543万9,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

次のページをお開きください。

(6)簡易水道特別会計。簡易水道特別会計の決算収支の状況は、第40表のとおりである。歳入歳出差し引き残額1,227万4,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

次のページの下の方です。平成29年度の簡易水道、上水道の統合に向けて、簡易水道施設の資産調査が完了した。平成28年度は資産調査の結果を踏まえ、上水道との統合に向けて許可申請、条例改正、水道料金の統一などに取り組まれることになる。企業会計としての再出発となるが、水道事業の運営について起債、過疎債の適用などに一抹の不安を感じる。

38ページをお開きください。

4、財産に関する調書。公有財産、物品、債権及び基金の異動状況は第44表のとおりである。

(1)公有財産。①土地。一般会計に係る土地の平成27年度末現在高は3,625万平方メートル

です。

②建物。一般会計に係る建物の平成27年度末現在高は18万7,000平方メートルです。

(2)物品。一般会計に係る物品の平成27年度末現在高は乗用車71台、消防車56台を含む公用車203台です。

39ページ、(3)債権。一般会計に係る債権の平成27年度末現在高の内訳は、第45表のとおりである。

(4)基金。基金の異動状況は第46表のとおりである。

次のページをごらんください。

第4、結び。平成27年度山都町一般会計及び六つの特別会計の歳入歳出決算、並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書、その他証書類の審査の結果、会計経理は正確で、非違な点は見受けられず、適正に執行されていると認めたが、依然として厳しい財政状況下にある。本町における自主財源は22億9,550万円であり、ほとんどを依存財源に頼っている状況にある。その中でも最大の財源である地方交付税の動向が注視される。既に、今年度は前年度と比較して1億946万円を減額されており、今後は地方交付税の一本算定化、さらに国勢調査の結果によってますます厳しい状況になると危惧されている。

そのような中、一般会計からの繰出金と特別会計からの繰入金の間は次表のような状況にあり、繰り入れ額に対する不用額の占める額は非常に厳しいものがあると思われる。この財源は貴重な一般財源である。

予算執行をする中で、事業の変更や過剰見積もり等により不用額が発生すると思われるが、地方自治法は最小の経費で最大の効果を上げることがを求めており、予算編成の方法を検討されるとともに、常に予算の執行状況を把握されたい。

限られた財源で最大の効果を得るための創意工夫の中で、本町の大きな柱は何かという本来の姿を再度確認しながら、町民所得を向上させるため、幸福感を得るための方策に一丸となって取り組んでおられる。

これからも行財政改革の推進を図り、町民が安心して生活ができるよう、農林業を初めとする産業の振興、安定した財政確保につながる企業誘致、雇用の確保及び人口増加対策など、経済力、財政力豊かな、住みよい、住みたくなるようなまちづくりを目指し、その推進に努められたい。

最後に、平成27年度が終わり、出納閉鎖期間に入った時点での熊本地震であり、さらに集中豪雨と大きな災害が発生しました。その対応に町長を初め、職員一同、昼夜兼行で住民の安心と安全の確保に努められております。

そのような中での決算審査でありましたが、各課、毅然として対応されたことに深く感謝申し上げます。

次の1ページです。

平成27年度山都町水道事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の対象は、平成27年度山都町水道事業会計決算報告書等と決算付属書類です。

2、審査の期日。平成28年7月25日。

3、審査の手続。審査に当たっては、平成27年度山都町水道事業決算報告書等について、決算計数及び執行状況の確認、分析、その他必要と認める審査手続を実施したほか、課長等からの聞き取り調査を実施しました。

第2、審査の結果。審査に付された水道事業決算報告書等の計数は誤りのないものと認めました。

2ページ、第3、決算の概要。

1、事業の状況につきましては、ごらんとおりです。

2、収益的収入と収益的支出。収益的収入は第1表、収益的支出は第2表のとおりであります。下のほうです。収益的収支の状況。収入総額7,945万円。支出総額6,921万円。収入支出差し引き額1,024万円。当年度純利益993万円。

3、資本的収入と資本的支出。資本的収入は第3表、資本的支出は第4表のとおりである。

資本的収支の状況。収入総額73万円。支出総額2,102万円。収入支出差し引き額マイナス2,028万円。資本的収支不足額2,004万円。

4、決算の状況。水道事業会計の事業活動によるキャッシュフローは3,494万円、投資活動によるキャッシュフローはマイナス432万円、財務活動によるキャッシュフローはマイナス1,698万円であり、27年度資金増加額は1,364万円となる。これに、資金期首残高1億7,131万円を加算すると、資金期末残高は1億8,495万円となり、本決算を妥当と認める。

4ページの結び。平成27年度の水道普及率は98.06%と高いが、給水戸数は昨年度から23戸減少、給水人口も91人減少して4,369人となっている。

1戸当たりの月間使用水量は20.2立米で、昨年度より0.2減少し、年間給水量は49万1,673立米で、昨年度より9,597立米減少している。

給水原価127.89円に対し、供給単価は138.90円で、1立米当たり11.01円の利益となっている。有収率は依然として厳しい状況にあり、漏水調査を徹底され、給水原価のロスを防がれたい。

地方公営企業会計と民間企業会計との財務比較分析を容易にするために、企業会計制度との整合を図ることから地方公営企業会計制度が改正され、貸借対照表においては資産の部合計8億6,824万円、負債の部合計3億2,916万円、資本金合計2億9,148万円、利益剰余金2億4,759万円の計上となっている。

平成29年度の簡易水道事業と上水道との統合による企業会計制度移行が進められている。両事業資産を合わせると莫大な金額となることが予想され、水道事業運営にどのように影響してくるか判断できかねるが、効率的な経営を求めたい。山都町自慢の安全でおいしい水が最少の経費で提供できるよう努められたい。

次に、開きまして、1ページです。

平成27年度山都町病院事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の対象は、平成27年度山都町病院事業決算報告書等と決算付属書類です。

2、審査の期日。平成28年7月22日。

3、審査の手続。審査に当たっては、平成27年度山都町病院事業決算報告書等について、決算計数及び執行状況の確認、分析、その他必要と認める審査手続を実施したほか、事務長等からの聞き取り調査を実施しました。

第2、審査の結果。審査に付された病院事業決算報告書等の計数は、誤りのないものと認めました。

2ページです。

第3、決算の概要。

1、事業の状況につきましてはごらんとおりです。

下のほうの2、収益的収入と収益的支出。収益的収入決算は第2表、収益的支出決算は第3表のとおりであります。

3ページをごらんください。

中ほどです。収益的収支状況。収入総額9億6,118万円。支出総額9億8,019万円。収入支出差し引き額マイナス1,902万円。当年度純損失2,645万円。

3、資本的収入と資本的支出。資本的収入決算は第4表、資本的支出決算は第5表のとおりである。

4ページをごらんください。

○議長（中村一喜男君） 森田監査委員、もう少し声を大きくしてください。それか、マイクを近づけるか。

○監査委員（森田京子君） そうですか、済みません。

資本的収支の状況。収入総額1,664万円。支出総額3,260万円。収入支出差し引き額マイナス1,596万円。

4、決算の状況。病院事業、入院、外来ともに患者数が減少し、入院については1人当たりの単価も下がり、赤字要因となっており、当年度純損失は2,645万円を計上している。

しかし、27年度キャッシュフロー計算書によると、業務活動によるキャッシュフローは当年度純損失を含めても6,340万円、投資活動によるキャッシュフローはマイナス455万円、財務活動によるキャッシュフローはマイナス1,309万円となっており、資金増加額は4,576万円の計上となる。よって、本決算を妥当と認める。

第4、結び。平成24年11月12日にスタートした山都町包括医療センターそよう病院は、4年目を迎え、恵まれた環境の中に最新鋭の設備を備えた病院として運営されている。当病院は、僻地医療拠点病院及び第二次医療施設として良質な医療の提供が求められており、地域住民の健康維持を約束する町立病院として期待する声は大きい。

なお、医業スタッフ確保については例年どおりの課題である。医師はもとより、医業従事者を積極的に招致するとともに、職員研修を充実して資質の向上を図り、安心と安全の確保が提供できるよう万全を期されたい。

次、開けまして、次に、平成27年度山都町財政健全化診断比率等の審査意見書の報告をいたし

ます。去る8月5日に財政担当者から詳しい説明を受けながら審査いたしました。意見書は6ページにまとめてありますが、提出された算定基礎となる資料は莫大なもので、その一つ一つについて定められたチェックポイントに従って点検を行いました。それでは、今から内容を報告いたします。

平成27年度山都町普通会計財政健全化審査意見書。

第1、審査の概要。財政健全化審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2、審査の結果。

1、総合意見。審査に付された書類は、次表に示すとおり、いずれも適正に作成されているものと認める。

2、個別意見。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれについても健全な段階だと認める。

次のページをごらんください。

3です。是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

次の3ページから6ページの事業会計及び特別会計の経営健全化審査意見書につきましては、概要、結果等が同様なので、まとめて報告させていただきます。

平成27年度山都町水道事業会計、病院事業会計、簡易水道特別会計、国民宿舎特別会計経営健全化審査意見書。

第1、審査の概要。経営健全化審査は、資金不足比率及びその審査の算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2、審査の結果。1、総合意見。審査に付された資金不足比率及びその基礎となる書類は適正に作成されているものと認める。

2、個別意見。資金不足比率については、実質的な資金不足額は発生しないため、健全な状態にあると認める。

3、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上で全ての報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） 決算審査意見書の報告が終わりました。監査委員におかれましては、長期にわたる決算審査、大変御苦労さまでした。

お諮りします。

認定第1号「平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査は、総務常任委員会に付託して、各常任委員会と連合して審査することにしたいと思います。認定第2号「平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の審査は、経済建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。認定第3号「平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について」の審査は、厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、各常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時24分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 報告第9号 平成26年度山都町一般会計継続費精算報告書について

○議長（中村一喜男君） 日程第10、報告第9号「平成26年度山都町一般会計継続費精算報告書について」説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、報告第9号、平成26年度山都町一般会計継続費精算報告書につきまして報告をいたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、平成26年度に設定をしました継続費に係る事業が終了しましたために、継続費の精算報告を行うものでございます。

表紙をめくっていただきまして、精算報告書でございます。

事業につきましては、7款土木費2項道路橋梁費。事業名は大矢野原演習場周辺民生安定事業、上鶴線道路改良工事でございます。

継続費の設定、全体計画は、平成26年度から27年度までの2カ年間で全体事業費2億1,090万円。その2カ年間の内訳は年割額のとおりでございます。

特定財源につきましては、防衛施設周辺民生安定施設整備事業国庫補助金が1億4,666万4,000円でございます。

この全体計画に対しまして、表中央にあります実績欄のとおり、2カ年間の合計で計画額と同額の2億1,090万円を支出したものでございます。よって、一番右の欄の比較表はゼロ計上となっております。

以上、報告いたします。

○議長（中村一喜男君） 報告第9号の説明が終わりました。

よって、報告第9号「平成26年度山都町一般会計継続費精算報告書について」は報告済みとします。

日程第11 議案第68号 町道認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第11、議案第68号「町道認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） おはようございます。それでは、御説明をいたします。

議案第68号、町道認定について。本町は、別紙の路線を町道として認定する。平成28年9月5日提出。山都町長。

提案理由。本町において、交通、経済、行政上重要な路線であり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提案する理由です。

めくっていただきます。

まず最初に訂正がございます。整理番号1番の天神原線ですが、上の起点のところで、北中島です、これは。大変申しわけございません。訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、認定路線一覧表がございますので、整理番号の順に申し上げていきたいと思ひます。整理番号1番、天神原線。起点、山都町北中島字天神原。終点、同じく北中島字天神原。延長56メートルです。

整理番号2番、旧会所支線。起点、山都町下市字染野。終点、山都町浜町字染野。延長は76メートルでございます。

整理番号3番、鮎ノ瀬線。山都町菅字赤入。終点、山都町菅字鮎ノ瀬。延長は1,044メートルでございます。

整理番号4番、下須鶴ノ平線です。山都町尾野尻字下須。終点、山都町尾野尻字鶴ノ平です。延長265メートル。

整理番号5番、高尾前古閑線です。起点、山都町高月字高尾前。終点、山都町高月字古閑。延長は230メートルです。

整理番号6番、土戸舟迫線。起点、山都町滝上字舟迫。終点、山都町滝上字舟迫。延長323メートルです。

整理番号7番、竿渡松葉原線です。起点、山都町滝上字鶴。終点、山都町滝上字松葉原です。延長は1,047メートルです。

整理番号8番、すもぐり線。起点、山都町高辻字角籠です。終点、山都町高辻字前鶴。延長489メートルです。

整理番号9番、下塩出線。起点、山都町塩出迫字上川鶴。終点、山都町塩出迫字上川鶴。延長488メートルでございます。

添付資料としまして、後ろに位置図及び写真を添付しておりますので、ごらんになっていただきたいと思ひます。

説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 位置図とメートル数が違うところがあるな、この4番な。下須鶴ノ平線。これは265だけれど、裏には300メートルと書いてある。これはどっちがほんなもんかな。4番の下須鶴ノ平線、これ、265メートルとしてあるじゃないですか、延長。裏んところでは300メ

ートルとしてあるけれど、どっちが本当だろうか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 済みません、申しわけございませんでした。全体の位置図ではそうなっておりますが、265メートルが本当でございますので、訂正のほうをよろしく願いましたいと思います。失礼申し上げました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は経済建設常任委員会に付託して、会期中の審査を行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号「町道認定について」は、経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査を行うことに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までにお願いたします。本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時33分

9 月 8 日（木曜日）

平成28年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年9月5日午前10時0分招集
2. 平成28年9月8日午前10時0分開議
3. 平成28年9月8日午後3時20分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第4日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 4番 後藤壽廣議員
- 1番 吉川美加議員
- 5番 藤澤和生議員
- 12番 中村益行議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 7番 江藤強 | 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 |
| 10番 稲葉富人 | 11番 田上聖 | 12番 中村益行 |
| 13番 佐藤一夫 | 14番 中村一喜男 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|----------|------|
| 町長 | 工藤秀一 | 副町長 | 岡本哲夫 |
| 教育長 | 藤吉勇治 | 総務課長 | 坂口広範 |
| 清和支所長 | 増田公憲 | 蘇陽支所長 | 江藤宗利 |
| 会計課長 | 山中正二 | 企画政策課長 | 本田潤一 |
| 税務住民課長 | 田中耕治 | 健康福祉課長 | 玉目秀二 |
| 環境水道課長 | 佐藤三己 | 農林振興課長 | 藤島精吾 |
| 建設課長 | 後藤誠輝 | 山の都創造課長 | 檜林力也 |
| 地籍調査課長 | 山本祐一 | 老人ホーム施設長 | 藤原千春 |
| 学校教育課長 | 荒木敏久 | 生涯学習課長 | 工藤宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫厚文 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。7人の方から質問の通告が来ておりますので、本日4人、あす3人にしたいと思います。

順番に発言を許します。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 皆さん、おはようございます。4番議員の後藤です。一般質問を今から始めたいと思います。

まず、本年度は、4月14日、16日の熊本地震及び6月20日からの集中豪雨により、九州地方のみならず、日本全国、災害、水害等が駆けめぐりました。その後も、北海道を初め、岩手県岩泉町におきましても大きな災害が起き、国民に多大な損失と苦痛を与えてまいりました。このような大きな災害に対しまして、人というものはするすべもなく、非常にその自然の猛威の中に苦痛を覚えたということでもあります。

ましてや山都町においても、それらの被害はたくさん、いろんところで発生いたしました。これにつきまして、町長も就任当初から防災に強い町をつくらにやいかんということをおっしゃっております。これは、就任当初から今までの経験を生かしながら、前町長の経験を生かしながら、まだまだ防災に対しての体制をつくらなきゃいけないというあらわれから、就任当初から決意されたことと思います。

今度の災害に対しましては、職員の皆様方も昼夜を問わず非常に頑張っておられます。職員の皆様におかれましても、まだまだ続く、災害復旧のめどが立っていないような現状におきましては、健康に留意されながら町民と一体となり、災害復旧に努めていただきたいというふうにご考えているところであります。

また、今後におきましては、山都町における農業生産の充実、防災組織の基盤整備等々を十分考慮しながら、まちづくりをやらなきゃいけないというふうにご考えております。これらの今度の災害を基軸にして、一般質問のほうに入らせていただきたいと思っております。おおむね、災害復旧のこと、今後の防災対策のことについてが主軸となると思っておりますので、職員の皆様におかれましても、適切、簡潔な御答弁をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問席のほうから質問をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） まず最初に、災害後の復旧支援対策について書いておりますけれども、

熊本地震後の商店街や観光業に対する支援につきまして、前回は質問いたしましたけれども、これにつきまして、町がどのように対応されているのかについてお尋ねしたいと思います。

商店街の被災店舗等支援策の進行について、中小企業等グループ補助金等々があるかと思いません。これにつきまして、行政側は商店街のほうとどのようなことを今されているのか、件数的にどのくらいなのか、支援策の内容はどのようになっているのか、そして、その事業そのものが商店街の皆さん方に本当に安心を与えてあげられるような政策を進めていらっしゃるのか、まず、それに対して、問題点はどのようなことが発生しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 今回の商店街の被害につきましては、浜町商店街を中心に約110件、被害総額3億5,000万円を把握しているところでございます。

議員がおっしゃられましたグループ補助金につきましては、これは中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業ということで、通称グループ補助金ということでも言われておりますけれども、今回、商工会が中心になられまして被災の状況を把握していただきました。で、商工会自体が被害のグループの代表になっていただいて、浜町商店街を中心に30軒でグループを組まれて、今回申請をされました。会長を初め、しっかりと対応していただきまして、現在、第1次申請で、30社が構成する山都町商工会被災者グループということで1億4,133万円の申請がございまして、その申請の第1次申請の認可がおりまして、補助金総額が9,826万円ということで出ております。今後追加申請が行われますので、今把握しているだけでも5件の追加申請が行なわれまして、総額3億円以上の申請が行えるということで、今把握しているところでございます。

このグループ補助金につきましては、75%、国が50%、そして県が25%ということで、1,000万円の被害の改修を行う場合に、500万円を国、それから250万円が県ということで、残り250万円を自己負担でということで、災害の復旧をするということになります。この250万円の自己負担についても融資ということで、ほぼ無利子の融資を使える制度を今後商店街の商工会の指導員の皆さんと協力して、できるだけ商店街の皆さんの負担が少ないようにやっていきたいということで努めております。

また、こうした補助に乗らない部分がございます。小規模の商店の被害、これにつきましては、先般の臨時議会のほうで予算をいただきました熊本県熊本地方地震山都町被災者店舗復旧整備事業ということで360万円計上しております。この予算の中で、こういうグループ補助金にならない部分についてもしっかりと応援していきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 申請があった分、私も、この漏れた分、どうなるかなというふうに考えておりましたけれども、これが360万で足りるのかなということも懸念しております。商店街が今どのような状況にあるのかということはもう御存じだと思います。町中でシャッターも閉まっている状況の中で、そこに被災して、お客さんも来ない状況の中で、その採算ベースに合うかわらないのかという非常に厳しい状況の中ですよね。

その中で、もうやめようかという人も大分聞きました。その中で、全額の75%、国が50、県が

25、これに対して、町村は何ら手当する気持ちはないのかというのが1点と、360万で本当に足るのか。もっと総合的に、町全体、商工会そのものが活性化できる政策的なものは考えられないものか。ただ単に、小規模じゃ合わないから350万円の予算組みました、その中で分けてくださいという話だろうと思うわけですね。じゃなくて、やっぱりこの商店街の活性化ちゅうのは、これはもう、農家もちろんですけれども、商店等も頑張ってもらわなくちゃいかんし、いろんな施設を、造り物小屋とかも、いろいろつくって活性化やろうという中で、商店がなかったらもうどこにも行くところないわけですので、この辺はもっと準備万端、3年後、4年後、高速道路ができるまでに誰もやめることのないような商店街の活性化を図らにゃいかんと、私は思うわけですから。

その中で、やっぱり国と県が、そう言うけ申請ばしてやったというような話じゃなくて、町はこれに対してどういうサポートをしていくのか。補助金に乗らない部分はどのような考え方を持っていてらっしゃるのか、これをお聞きかせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 被災当初、すぐに商工会と一緒に商店街の被害者調査をした上で110件ということになりました。このグループ補助金につきましては、その後の制度として出てまいりましたので、まずは中小の、小さい、商店街の被災された方の店舗の改修をまず急ぐべきだということで、この6月の補正予算で360万円申請いたしました。それをすぐ告知しましたところ、5件の申請がございまして、それについては早速調査をしまして申請を受け付けて、交付決定をいたしましたわけでございます。その決定が5件でございましたけれども、その後このグループ補助金という制度が出てきましたので、再度、今度は商工会の指導員のほうでもう1回調査をしていただいて、このグループ補助金でやれる分ちゅうのが非常に限度額も大きいので、この制度に切りかえる分は切りかえていこうということでやったわけでございます。ですから、今の制度上では、あと自己負担分についても、ほぼ無利子で融資ができるということで、金融機関と今相談をしまして、商工会の無利子融資を使うということで支援しております。

一番大事なところは、要するに、商店街の改修を行って店の経済が活性化しなければなりませんので、それについては別建てで、今回予算も上げておりますけれども、山都町の復興支援実行委員会という形で450万計上しております。で、その中で、人を呼び込む施策として観光業と一緒にやっていくということで、これについては商工会と観光協会、それから中心市街地活性化協議会、まちづくりやべが所轄しておりますけれども、そういったところからの応分の負担をしていただいて、トータル500万円で町の活性化の施策をしていきたいということでしておりますので、また予算審議のときにも御説明したいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この補助金をやって、課長のほうとしても町長としても、執行部の皆さん方が本当にこの事業をやって、本当に将来的に、5年先、10年先に安定していけるのかということは十分精査してもらいたいし、もうやったけ終わるってということじゃなくて、今入込客数も減少しております。その中で、やっぱり建前だけじゃなくて、きちんとした、販売店の人たち

と、何が問題なのかというところをやっぱりリストアップしながら、本当の意味での活性化を図ってもらわなきゃいけないなというふうに考えておりますので、先ほど課長が言われました、予算の中でも上げているということでもありますんで、その中でもまた十分に皆さんと協議していきたいと思います。

それとあと、商店街におかれましてはそういうことでいいと思いますけれども、あと、その補助に乗らないところがあるわけですね。例えば通潤山荘の活性化とか、もろもろ修復とかいうことに関しましてはどのように考えていらっしゃるんでしょう。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 各11、今、観光の施設を指定管理で所轄しておりますけれども、そういった中で、施設の被害総額として約1億7,000万円ほど、今把握しております。その中で、通潤山荘、それからそよ風パーク、そういったところは非常に被害が大きゅうございますので、そういったところの施設の改修については、これ、日々売り上げをしなければならぬということで、通潤山荘、あるいはそよ風パークについては、月2,000万円売り上げがありますので、毎日毎日営業を延ばすごとに赤字がふえていくうちゅうことになりますので、それについては、早急の復旧については即時対応をしていきたいということで今取り組んでおります。

また、もう一つ大事なところについては、経営上のことになりますけれども、今、4月から7月まで、各11の施設の収支状況を提出していただきました。対前年度比でいきますと、入込客が4月から5月の当初は10%から20%しかないということで、非常に危惧しておりましたけれども、県、国あたりがふっこう割とかいろんな、町に、それから県にお客さんを呼び込む旅行券とかそういったものを発行しておりますので、少しずつ回復はしてきておりますけれども、4月から7月現在で8,500万円トータルで収支の赤字を今把握しているところですので、今後、この収支赤字を、いろんな復興券、それから町がとる対策でお客さんも呼び込んで回復していく施策が非常に必要になってくるというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長のほうからふっこう割という話がありましたけども、75%ですね。これらにつきまして、今、そよ風パーク、通潤山荘、あと民間のほうにも対象があるのかなと思ってますけれども、ふっこう割は、75はいつまで続くのか。また、その後、今度は50%のふっこう割になると思いますけれども、利用客はどのくらい、どこ辺から来ているのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 熊本県、それから国が、国の予算180億円を使ってお客さんを呼び込んでいこうということで、1年間で150万人以上のお客さんを呼び込むという施策ということの一環として、この九州ふっこう割というのが出てまいりました。これは、九州、それから大分に旅行に来るお客さんに対しては70%の割引、それから、そのほかの宮崎とか鹿児島については50%の割引という制度でございます。これは、JTBとかじゃらんとか、そういう大手の代理店が企画した旅行でございます。それに応募して来た方については最大70%割引くという

ことでございます。

それから、県が発行します5,000円の宿泊券、これについては1,500円で購入できるということで、非常にお得な制度でございます。この7月から9月までの間に発行したわけですが、全額売り切れております。なかなか手に入らないということで、県民の皆さんからも苦情が出ているような状態でございますけれども、こういった制度によりまして、大分お客さんは戻っております。

通潤山荘におきましては、JTB、じゃらんネット等で600万円の消費がございました。それから、そよ風パーク等々、ほかの施設も合わせますと約1,000万円になっております。お客様は、やっぱり中心的是に福岡が中心でございますけれども、県外からもかなりのお客さんの利用もあっております。

これにつきましては、制度上のことでございますけれども、ネット予約と、あるいは旅行代理店を通じてということがございますので、そういったネット環境にないホテル、あるいはそういう顧客についての浸透がなかなかできないという結果もあるというふうに私も思っておりますけれども、そういったところを今後、国、県が施策として打ち出す場合には、そういったところをもう少し工夫していただきたいというふうに思っております。やはり大型の割引ですので、高級な旅館、宿泊施設のほうから売れていくということがございますので、山都町の場合は約、1泊2食で9,000円、8,000円のところが多うございますので、その残りで山都町のホテルが売れていくというような形で、今分析をしているところであります。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この件に関しましては、やっぱり行政も、それは当然、山荘もそよ風パークも職員の皆さんも、やっぱり知っているところ、知っている人たちあたりにはちゃんと話しかけて、でくるだけです。これ、私も実際利用したんです。玉名に行くときですね。だから、3万ぐらいのところ、2万が補助来ましたんで、若干で行けたわけですね、20人ばかりで行ったとき。これは町内の人が紹介してくれた。その地区の人が紹介して、ぜひ行ってくださいというふうに話があって、その話を聞きよったらそういうことですかということになったわけですね。

で、情報というのは、やっぱり職員の皆さんが全部、またそよ風パークの皆さんも、通潤山荘の皆さんも、やっぱり知人、友人あたりにちゃんと呼びかけして、来て下さいよと、こんなことがありますのでというようなことを、やっぱり皆さんでやると。経営努力していくということが、今物すごく大事なことだと思いますので、ぜひそこら辺のところも頑張っていたいただきたいというふうに思います。

続きまして、町が設置している第三セクターの指定管理者の施設に対して、先般もお尋ねしました。地震直後から予約の客がどんどんキャンセルして、5月の大型連休にもほとんど、通常の20%しか来なかった。それから夏休みがありました。で、客足はどんどんどんどん下がってきているわけですね。

で、その第三セクターの件につきましては先般もお尋ねしましたけれども、救済措置をするということがありまして、町で予算は組まないよという話があって、自分たちで借りて下さいと

というような話がありましたね。そのときに、やっぱり今借りるということになってくれば、当然、町長を初め役員の皆さんが保証人にならにゃいかんわけですね。そうするとなかなか、1億円とか5,000万借りたとしてもですよ、役員に対して役員さんがやっぱりなかなか、そこに承諾しなくちゃいけないということになってくると、非常に。これ、指定管理者は3年間しかないわけですね。その中で1億円借りました。あと2年後にはやめますよと。そのとき誰が払うのか。会社設立したほうですので会社が払うと思いますけど、やめた、払いきらん場合はですね。で、基本的に、そのやっぱり保証人になったら、せないかんしですね。これ、どんどんどん、今んところ75%が、今、50%ぐらいまでは回復しとると思います。入込客数から言っても、先般も言いましたけれども、そよ風パークでは、もう5人の職員がやめられております。経営が非常に困難な状況にあります。

これに対して、今後行政で予算として支援すれば、それはもう行政の金です。ただ、借りなさいと言った場合は、役員が保証せないかんわけですね。これらをどのように、この前努力すると言われましたんで、どのような努力をして、どのような形で各施設のほうに話されていたのか。その経過はどうなのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 被害を受けてすぐにこの対応策というのを、各主要3施設をまずやらなければならないということで調査をしました。その結果として、詳細に、レストラン部門、それから宿泊部門、一体どこにどう問題があるのかということ調査いたしました。やはり、ふっこう割ということで宿泊部門についてはかなり回復しております。逆に、4月の宿泊部門については前年を上回った施設もございまして、そういったところはございます。ただ全体的に見ると、先ほど申しましたように、指定管理施設で8,500万円の赤字ということで、特に主要3施設の中では、そよ風パークについては運転資金も困るような状態になっておりますので、これについては、やっぱり町も手伝いをしていかなければならないというふうに思っております。

ただ、あくまでも指定管理施設の自助努力がまず大原則であります。その中で、こういった不測の事態、予測できないような事態については町が支援するというので、他町の状況を見ますと、指定管理の中で使用料の免除とか、あるいは補助金で流すとか、いろんな方法をとっておられる団体もございまして。さきの灯油の高騰のとき、3年ぐらい前だったと思いますけども、そのときについては、指定管理料の増額をした市町村もございまして。そういった形でいろんな方法はあろうと思っております。

ただ、これについてもしっかりと分析をした上でしかできないというふうに思っております。ですので、やはり経営コンサルにそれぞれの施設が出した状況をしっかりと把握していただいて、町がどう対応するのかというのを今協議しております。で、今、第三セクターの経営健全化に係る方針ということで、今つくっております。基本的には、赤字補填はしないというのが大原則でありますので、そのことはしっかりと承知した上で対応策をとっていきたいと思います。

やはり対応策については、先ほど申しましたとおり指定管理料のかさ上げ、増資、それから緊急の補助金、いろんな方法があると思いますけども、それについては今後3施設としっかりと協議

をしてまいりたいと思います。3施設はそれぞれ設立経過も違いますので、経営状況も違います。赤字になったときの準備金を備えている団体もございますので、そういったところまで補助をすべきかどうか、そういったところもしっかりと検討していきたいと思います。その最終的な判断は町長が行ってまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） もう震災があつて5カ月経過いたしました。やっぱり現場のほうとしては、非常に困惑して、方向性が出てないということになってくれば、どう対応していいのかわからないのか、私たちが借らにやいかんとかどうかわからないのか、いろいろな話を聞くわけですね。その中で、やっぱり緊急性、私はこの緊急事態の状況をやっぱり把握した中で適切な答えをですね。どぎゃんしようかぐらいの話じゃだめですよ。もう5カ月もしたら、方向性ぐらい出さなきゃだめだなと思っておりますし、それが非常に苦痛を与えることになるかもしれませんが、やっぱり行政の対応の仕方、あるいはやるのかやらないのか。それ、今分析されていると言いましたけど、分析ばかりしたっちゃ、何になるの。分析した結果どぎゃんするかというのを明確に出して、その救済措置は何なのか、ぶっ潰すとか、行くとか行かんとかっていうぐらいのはっきりした答えを出して、やっぱり現場と一緒にやっていただきたいというふうに考えてます。

今後、こういう不測の事態は、まだ起きますよ。まだ余震も続いておりますし、また何が起きるかわかりません。その中でやっぱり今から先、こういう施設を抱えてる市町村は、やっぱりこんな事態が起きたとき、どう対応するのかということはマニュアルにちゃんとうたっておくべきだと思います。そこら辺も含めたところで今後の対応を考えていっていただきたいと思っておりますし、今後の対応と方向性について町長にお尋ねしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今の指定管理者の施設に対する方向性をどう考えてるのかという御質問でありますけども、今、課長が言いましたとおり、11の施設について、7月あるいは8月までの売上実績と今後の予測というものを提出いただき、それをもとに判断をしていこうということで、今考えているところでありますけども、その内容を見ますと、どこも厳しいということの収支の状況であります。しかしながら、しっかりと経営の立て直しに頑張っていってほしいことも承知しております。それはやっぱり経営の改善をやっていかなきゃいけないということも十分承知していただいておりますし、どうやって立て直しをしていくか。ことしだけの問題じゃございませんので、それを十分承知した上で対応を図っていただければいいかなというところが見てとれます。

それぞれの経営内容を精査して、これを判断していくということが前提でありますけども、それでも何らかの支援をしていかなければならないということは、確かなところが、そういう施設はこの11の施設の中にもあります。で、これについては、一番厳しいところの話は、幾つもの方法はないわけでありまして。例えば、資本金を増資する、町から補助金を出す、それから指定管理委託料を見直す。この三つぐらいしかないということは十分わかっているわけで、で、どれが一番適当なのかということ、それぞれの施設でよく考えていかなければならないことであるし、例えばそれは何かといいますと、資本金を余り大きくすると、税として負担がかかり、負

担が多くなってきますし、補助金で流せば、さっきの話と一緒に、これは返していかなければならないということになります。

それから、指定管理の委託料をふやすということにしても、どういうふうな分析をして、その経営体がどういう経営の内容を改善したかということも裏づけをちゃんととっていった上で、翌年度も耐え切るかということもやはり検討しなければならないということでもあります。そこについて、きちんと考えた上で適切な判断をやっていききたいと。

しっかりと支援をしていくということはもう間違いないということでお答えさせていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、町長がいろいろ支援策の内容を言われましたが、決定は町長にあるわけです。これは町長と現場が話すわけであって、私たちがどうのこうのじゃなくて、どうするのかというのは町長とその相手側が決めることですので、ここ辺は双方が納得していくような、そして経営が安定していくような方向性を出していただきたいというふうに思っております。より早急に、早い決断と早い実行をお願いしたいというふうに、現場のほうも望んでおりますし、私からも切に望んで、これが永遠に継続していくような施設や、町民にとっても大事な施設、継続していくような考え方をもとに努力していただきたいというふうに。問題点がいろいろあると思いますが、それは町長が解決していく問題であって、そこで、そりゃいかん、これはいかん、私が言うわけじゃいきませんし、こればしたがいいというわけにはいきませんので、ぜひそこら辺の決断をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次に総合計画の見直しについてというふうに書いておりますけども、今回の地震につきまして、本当に数々の地震がありました。地震とか災害がありました。この経験を生かした中で、私たちの住む山都町に大きな課題が生まれたような気がするわけです。それは、町にとって災害に強いまちづくりはもちろんのことですが、災害に強い町というのは、町がどのような基本方針を持っているのか。それと、山都町に住む人がどのような考え方で、防災に対する知識や姿勢を持っているのか。それと、その地域の人が災害に対してどのような意識を構築しているのかということが、大きな3本の柱が災害に対する町の取り組みだろうと思います。

その中でも、やっぱり今回の地震の中で、地震あるいは水害も思いましたが、災害の拠点づくり、まずは町が災害の拠点をきちんとつくることが非常に大切だなというふうに考えたわけです。これは、単発的にグラウンドゴルフ場ができました、グラウンドができました、体育館ができました、文化センターができました、あっちもこっちもそっちもできましたじゃなくて、やっぱり基本的には今度の災害をベースに考えながら、町はその20年後、30年後の町、どのような町をつくりたいのかということを確認に打ち出してもらい、30年というふうに総合計画では出てますけれども、その中で、やっぱりグラウンド、体育館、文化センター、そういうものが一括したところであって、なおかつ災害の拠点であり、スポーツの拠点であるというようなことを認識するような総合計画を打ち出すべきだろうというふうに思いますし、その中には備蓄倉庫あたりも当然含めないかんし、ヘリポートもとらにゃいかんわけですね。そういう、総合的に町の防

災拠点施設はここなんだということを皆さんと一緒に入れることによって、体育館、グラウンド、文化センターがあることによって、被災者は全部ここに集まって、ここから情報を発信していきますよ。それをきちんと皆さんが、町民の皆さんと一緒に共有していく。そして30年後に。ここは30億かかって40億かかってもいいんですよ。起債借りれば、年間に3万払えば、10年間じゃ30億、30億、40億でもできますから、ぜひそういう町民の皆、今の若い子が納得できるような、私たちの町はこんな町なんだ、ほかから来ても災害に強い町なんだ、そういう拠点もきちんとしてる、スポーツもちゃんとできる、そのような拠点施設整備を今やっぱりやるべきだろうと思います。

3町村が合併したわけです。合併した中で、やっぱり矢部のほうにはちょこちょこしたグラウンドがありますけど、あの中で、シャワー室があったり更衣室があったり、避難ができるような大々的なグラウンドじゃなくちゃいかんし、体育館につきましても、ちゃんと大きな体育館があって、そこで避難もできるというような、町民が望んでいるような体育館を何とかしてくれていう話もあります。そして、なおさら文化的な交流もできるような文化交流施設も必要なんです。そういう総合的な町の拠点施設、これは高速道路も来るとわかってるわけですので、ぜひ。町中につくれちゃう話じゃない。高速道路からアクセス道もちゃんと考えた上で、その総合整備計画を私はする必要があると。

今度、地震においてこの計画もつくりきらんなら、何とかんとわからん。これはやっぱり、どこの町でも災害時にこれを出せば、災害時に拠点施設つくりますよ。そのために体育館と文化センターとグラウンドと共有して頑張りますと言えば、国も県も補助金をやりますよ、それは。そういう総合計画を今こそ打ち出して、私はやるべきだろうと。別にグラウンドゴルフつくるなというわけじゃありません。そういうことをやっぱり打ち出して、総合的にものを考えていく、それを町民と一緒に共有していくということは、物すごく大切だろうし、皆さんが待っているとしますし、それは、20年後、30年後の山都の姿なんです。そういうことを皆さんと一緒に共有するような企画書はできないのか。そして、ぜひそれを町民と議会と一緒にになって、議論していく場をつくっていただきたい。

例えば、体育館が30年とか文化センターが30年とか、起債も載せてありますけれども、今度いいじゃないですか。災害が起きた、水害も起きた、不測の事態、このようなことがどんどん今後起きてくれば、やっぱりヘリポートとか備蓄倉庫とか避難場所とか、そういうことを総合しながら、町の総合計画を再度見直して、移住・定住の方々も、あそこの町は安心、今度、地震の災害もそんなになかったけ、住むならあそこがええばいというような方向もでくるわけですので、ぜひ。高速道路もできて、アクセスもできます。そういうことを鑑みながら、見直す計画はあるのかなのかにつきまして、企画課長なり町長なりに御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 後藤壽廣君。質問の中に「やまとまち」というのがありましたが、本町の正式な名称は「やまとちょう」ですので、気をつけていただきたいと思います。

答弁。企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。

本町の総合計画につきましては、一昨年つくったばかりでございまして、その中で防災関係につきましては、ほとんど消防組織とか施設整備の見直し、もしくは自主防災組織の設置、維持というような観点しかございまして、今回のような非常に広域な町全体の災害を想定した視点というのは欠けていたなというふうに思います。これは、うちの町に限らず、今回の熊本地震で被災した自治体はどれもそういう課題を改めて認識したところだと思います。

それで、議員から提案の部分でございますけども、総合計画につきましては、町の最上位計画としてございますが、今おっしゃられたような、それぞれの防災拠点、それから、いろんな施設を併用して使えないかという話につきましては、今度、復興・復旧ガイドラインなり、その後、復興まちづくり計画、こういったものをつくらなければ、いろんな支援策も円滑に受けられないんじゃないかという思いがしておりますので、今御指摘いただいたような部分も含めて、その辺についてはつくっていく予定で今協議をしております。

それから、もう1点、今おっしゃられました防災関係につきましては、総務課のほうで所管しておりますけども、防災計画については、今、見直しを図ろうということで、今動いていたやさきであったことは申し添えておきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長のほうから話がありましたけれども、今回の地震を踏まえて、やっぱり本当に多くの方は不安を持ったり、避難場所がなかったり、防災計画がどれだけ進んでいてもこのようなことが起きると本当に町民は不安の中で、家が崩壊した人も半壊した人もたくさんいらっしゃいます中で、やっぱり何が問題だったんだろうと、私も本当に考えてみました。やっぱり拠点施設がきちんとないということは非常に不安なんです。そこから防災の拠点、そこから発信していくことによって、うちの町の安心ができるということがありますので、やっぱり益城あたりでも西原でも見てみますと、今、復興で地域の方々が物売ったり、チャリティーやったりやっていますけれども、やっぱりそういう大きなグランド的なものがかちんとあって、益城町には体育館があって、そこにみんなが寄り添って、復興支援のことにしても、みんなが、町民が一緒になってやっていく。このように、やっぱり拠点があるとないのとは全然、今後の見通しが違ってくるわけですね。

そういうところもぜひ勘案していきながら、20年後の山都町の方向性、これを。やっぱり山都町の方向性を、ぜひ皆さんと一緒に構築していく必要があるというふうに思いますので、これにつきましても。まだあと質問がたくさん残っておりますので、町長初め、執行部の皆さん方とともに、ぜひ方向性を見出して、町民の皆さんと、また議会とも一緒に協議をしながら、この問題には、この課題には立ち向かっていく必要があると思いますので、ぜひ早急に、この計画書をですね。もう半年たちましたんでね、5カ月たちましたんで、本当ならもうどんどんどん前に行かにかいかわけですよ。また、何があるかわからん。この前も地震が起きとりますよ。ですから、早急にその方向性を出して安心していくような山都町の将来を、20年後の山都町を見せていただきたいというふうに思います。

続きまして、災害対策につきまして。今回、災害が起きまして、私もいろんなところを見回っ

ていく中で、町道でトラックがやっという道があって、行き詰めだったり、あるいは行き詰めでも、町道に認定されてますよ。通り道でも方向変換がなかったり、そういう道がたくさんある。これは、災害が起きたからわかったんじゃないかって、前もってわかつちやりました。ばってん、今度、救済しに行こうと思っても、消防は行かん、救急車は行かんような状況の道路がまだまだあります。これらにつきまして、緊急車両の入らない道路とか、救急車が入らない道路とか、町道の中にもたくさんありますんで、これらにつきまして、やっぱり早急に整備をする必要があるというふうに考えておりますが、これらの道路の状況等につきまして、建設課長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをしたいというふうに思います。

確かに今議員がおっしゃられたことは、もう皆さん御認識をいただいております。たくさん路線が恐らく存在するであろうというふうに思います。ただ、それを即座に整備するということになりますと、いろんな条件がございます。山だったら削ればいいと。ところが、人家同士に挟まれとる道はどうするんだというような、いろんな条件もございますので、そのところは調査を、どのくらいの路線が存在するのかというのはちょっと調べてみたいというふうに今思っております。整備につきましては、まず路線数の把握をしまして、そのあとにちょっと検討してきてきたいなというふうに思うところでございます。

ただ、現在、私ども建設課では災害を重点に今してございまして、ことしいっぱいは災害の査定が、どうしてもまだ数百件残っておりますので、それに全身全霊傾けたいと存じておりますので、それが終わってから調査になるかと思っております。ですから、議員がおっしゃられるように早急ということにはちょっとできませんけれども、数カ月ちょっとかかりますけれども、そこは御了承いただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この件につきまして私も、高齢者の方々があの中で道を走っていたところ、本当にトラックがやっというって、方向変換するところないんです。やっぱり、人の命は地球より重いと言いますんで、そこ辺のところは、道がなかったけ、ごめんばってん、行かれなかったってようなことがもし起きたら、それは町の責任ですよ、これ。何で町道ってわかつって、人が住んどつとに、救急車も行かれんような道ば管理もしきらんかったということは、今まで何もなかったからよかったようなもん。災害が起きて、まあ、へりなんかありますけど、うちは、へり基地もありませんから。そういうところも十分、今度の地震で勘案して行ってですね。

やっぱり地元の方々が、あそこの道はちょっとねって、方向変換、入ったちゃええばってん。方向変換すつとこのにゃあ、消防車が2台も入ったら動かんごつもなって、水もにゃあというようにことじゃ困るわけですね。ですから、そういうことにつきましては、早急に調査して報告していただき、その整備計画書を。方向性だけでも出していただきたいと思っておりますけど、これにつきまして、町長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 議員も御案内でありますけど、簡単に言って、町道は1,000路線、1,000キロございます。これもお金のかかることであります。言われることは十分わかりますけども、どれも切実な要望がいっぱいありますよね。河川も改修してくれ、今言われた体育館だとか文化ホールというのもあります。やっぱりその優先度を選択するというのは非常に重要なところにあります。ただ、それには財政計画が、裏づけがないことには、これ、とてもその計画とは言えないと私は思っておりますんで、その辺の優先度合いについて皆さんと一緒に考えてながら、どれも大事だと、どれも切実な問題だっっちゃうのはよくわかりますけども、その辺の考え方、これについて、今道路が一番ですということは、私は言えないと。どれもやっぱり切実な問題がいっぱいあって、で、それをやっぱり優先順位をつけていく。それについて財政的な裏づけも要るんだということを申し上げて、きょうの御意見は賜っていきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 町長の言われる財政的なことはわかるんですよ。ただ、計画はそういうことをやりますということを出していただかなくちゃいけないということなんです。言ってるのは、しなさいじゃなくてですよ。そういうことは町の課題として上げておきます。ですから、いずれやらなきゃいけないということの意識です。それを町民に、このような計画でやっていきますよという計画性を出していただきたいと言ってるわけですので。財政の話もここでしても、財政は130億です。なかなか難しいところがあると思いますけれども、町の方向性で、そういうところも問題点として十分勘案はしております、体育館のこと、防災計画も勘案しておりますということの意見で、金を、金をと言われても、それは、金は何かすつとかです。皆が不安になりますんで、やりますよという方向性を出していただきたい。いつということも聞いてるんじゃないので、そこのところもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、農災、田畑の災害につきまして、40万円以下の災害等がたくさんあります。それに、神社、公民館等々もいろんな災害が起きまして、金がない状況でありますけれども、こころに続きまして、先ほど中山間で負担金をするとかいろいろ話もあっておりますけれども、私が一番心配するのは、原理原則からいけば、農災、前年の災害があったところも数件あって、まだ未納金もあると思いますけれども、そこ辺の対応ですね。今後どのように対応していくのかということにつきまして、まず、町はどのような考え方を持っているのか、農林振興課長からちょっとお話しをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。

まず、この豪雨災害の概要を少し申し上げたいと思います。申請件数でございますが、農地等で1,768件、それから施設等においては1,133件ということで、現在2,901件を受け付けておるところでございます。なお、この申請件数から想定する被害額が85億ということで、過去に例を見ない被害額となっているところでございます。

この申請を受けまして、現在、現地等の立ち会いを行い、災害査定に向けての準備を行っているところでございます。10月から、それから12月ぐらいまでの災害復旧の査定を国のほうで受け

ていただきまして、最終的に町の災害事業費の総額がわかり、そして、各農家ごとの事業費が出たところで国の補助率等が、今回判明するというところでございます。これは1月から12月までの町の総災害復旧事業費、これがわかったところでこの申請を行いますので、さきの熊本地震の災害、それから今回の豪雨災害を含めて、その事務作業等を進めてまいるということで進めております。

それから、議員の御指摘のありました40万未満の事業につきましては、これは激甚法の中に明記してありますように、その災害復旧等については、40万円を限度とすると。それ以上の事業費において災害復旧を行うというのは、もう御承知のとおりでございます。

なお、これは6月の中でもちょっと申し上げましたが、国の交付金事業がございます。多面的機能支払事業、それから中山間直接支払事業、こういうものを利用されながら、その復旧をお願いしたいということで申し上げたところでございます。特に、この多面的事業等につきましては、農地の維持管理を行いながら機能を維持するということが、日本型直接支払制度の中でその事業の根底となっておりますので、農地の見回りを行いながら、そして、関係する組合において農地の維持管理を十分に行っていただくと。その中で、小規模の災害復旧等については十分交付金でできます、使えます。この財源としては、国、県、町の財源を利用しておりますので、地元の出費については、出す必要はないということで理解しているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 負担金の話は、今されなかったですけども、負担金がどのくらいになるのかわかりませんが、40万以下の話は、農地・水とか、中山間でやってくれという、それは従来どおりですね。従来やっていますから。ちょっと小規模災害のときには、中山間とかでやっています。

私、心配するのは、普通の一般災害ですね。災害の中で、こしこ被害が出てくると、農業経営が難しいわけです、今ところは。で、なかなか負担金も払い切らんというところも出てくると思いますよ。そんなときに、1カ所でも2カ所でも荒れてくれば、イノシシの温床地になって、そこから周りの畑にも。竹原は、うちの部落はそうだったんです。1軒、2軒、やめらしたら、もうあとは、畑、田も全部つくられん状況で、イノシシががががん出てきて、もうつくる算段にならなくなってしまう。たった1軒のおかげで、皆ができんごとになってしまうような状況になってしまうわけですね。

そこら辺の対応は、やっぱり今後、集落営農のところも含めたところで。やっぱりどういう対応をするのかというのは、これはやっぱり十分、町のほうとしてでも。今どうのこうのっちゃ、多分言われんと思いますからね。そういう農業が大切な町ですので、そこら辺の対応はどうするのかということは、やっぱり農業政策として、私は考えるべきだろうと思います。

それは、原理原則はありますよ。しかしながら、できんけ、しょうがにやあたいて、うちょくとか、それとも何らかの方策を考えるのか。農業の町であるなら、それぐらいの根性を持って、何とかしようというような気迫を見せてくださいよ。この町、農業がなくなったら、これだめですから。ですから、今度災害で、もう百姓はできんごとになった、もうやめたがいいて出ていかれ

たら荒れ地になるんですよ、実際。そこ辺のところ、じゃあ誰が管理するのか、集落営農でどう管理していくのかということ、十分行政の中で、町長を筆頭に皆さん検討して、この農業の町、この荒れた農業をどうすんのかということは、ぜひ考えてもらいたいと思います。

まだ、あと何点かありますんでね、もうここで答弁は結構です。

続きまして、学校施設につきましてちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、実は体育館、給食棟等は大分やられております。で、もう1学期は終わりました。5カ月、4月16日に災害があって、もう9月、2学期が始まる。ぼってん、体育館が使われん。行きました。どぎゃんするんですかって言ったら、体育館、体育は廊下です。ドッジボールをしている。このまま放置して、いつできるのかなど。そうしたら、何か、文部省かなんかが来て、何じゃかんじゃ話があって、できるのは、決定が来るのは10月とか11月とかなってきたら、もう終わります、2学期も3学期も。卒業式もできません。

そういう中で、町の施設がありますから、小学6年生、思い出ですよ、もう。最後には地震が来たけ、廊下でドッジボールしましたとか体育しましたとかいう話はあっちゃならんわけです。そこ辺のところをやっぱり。蘇陽小学校の話なんですけど、これは。個人で話聞きました。どぎゃんしよってですかって。そしたら、今体育館できんけ、運動会のときだけ何とかするごしましたと。でも、2学期、3学期もありますから、小学6年生には、ちゃんとした、雨の日でも部活、体育ができるような授業をやっていきたいということがあるんです。ぜひ、町営体育館、林業者等健康増進施設がありますんで、そこ辺のところを使わせていただいて、雨降りの日とか、冬は中でしかできませんので、そういうのを利用できるように。

町のバス等も利用できて、小学校時代、小学校5年生、6年生、もう終わりですので、それができるような方向性をぜひ学校側と話しながら、複式でも一緒にいいですので、ぜひそれを早急にですね。学校のほうはいつごろ復旧できるのか。できないなら、どのように子供たちに安心・安全を与えるのか。益城町で運動場がやっと開けたとき、子供の笑顔が画面に映りましたよ。そのとき、うちの学校はどうなんだろうと思って見て回りましたところ、そのようなことがあったのかと。1学期も終わる、もう2学期も始まった。3学期もそうなってくれば、そこ辺の際は、ぜひ町が、教育委員会のほうが行って、その対策を考えるべきじゃないかなというふうに考えました。ぜひ、そこ辺のところを考慮していきながら、子供たちが本当に、笑顔があふれるような6年生を送り出していきたいと思いますが、そこら辺の考え方につきまして、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） ただいまの質問にお答えしますが、議員さんが今おっしゃった、体育館が使えないと、そういう状況にあるのが町内10校の中で、蘇陽小学校でした。危険がありますので、使うわけにはいかんわけですね。で、すぐに文科省、そういったところと連絡をとって、実際にもう、具体的な修復に向けての計画もできました。査定も終わりました。

いよいよ工事が始まるわけですが、じゃあその期間、体育館が使えんわけですね。1学期予定していました体育的な授業とか取り組みは、運動場でできる部分は運動場でやりました。

そして、1学期は特に水泳でしたので、水泳はもうプールを使えばいいわけですので。それから室内で、例えばマット運動とか、そういった部分は、かなり広いフロアがありますので、そこを使ってやりました。ただ、体育館につきましては、2学期、いよいよ運動会の練習も始まります。先日から、近くに林業者等体育館がありますですね。もう実際にそこを使っております。その行き帰りはバスを使っております。そういう形で対応します。

そして、もう査定も終わりましたので、いよいよ工事発注します。そして、年度内にこれはつくり上げる予定であります。竣工する予定であります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 実は私も体育館を見に行きました。見に行つて話をしました、校長先生と。で、やっぱり1学期が終わつて、運動会があるのでということで、明確に、今教育長がおっしゃいましたけれども、あれ、復旧するのに多分時間がかかると思う。もう全部押ししかかっています、全部。本当に危険で、中に入られる状態じゃなかったです。ですから、あれ、復旧するのに多分10日、20日でできる仕事じゃなくて、足場を組んで全部体育館をやり直さなきゃいけないので、かなり時間がかかりますんで、運動会が終わつた後も、できたら2、3学期も林業者体育館を使うように段取りして、学校側と話して、もう早急に使つていいよというようなことを出していきたいと。で、学校側にもそのようなことを話をさせていただいて、複式にやつてするのかということも、場が、一緒に話してやつてもらいたいと。ぜひ現場に行かれて話していただきたいなというふうに思います。

最後になりましたけれども、ちょっと今度多かつたもんでですね。山都塾につきまして、これ、7月16日ですか、オープンされましたですね。で、ここにつきまして、その後8月にも行われてますけれども、どのような課題ができたのか。今後どのような取り組みを、やっぱりやっつけていかなきゃいけないのか。反省点はあつたのか。今の教育長の考え方、今後、将来についての方向性をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 後藤議員、山都塾については通告があつておりませんが。

○4番（後藤壽廣君） いえ、しておりますね。

○議長（中村一喜男君） どこですか。ああ、こっち。済みません、失礼しました。裏にありました。

じゃあ、答弁お願いいたします。教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 山都塾についてのお尋ねですけども、まず趣旨につきましては、御存じのとおりで、将来を担う子供たちに山都町のいろんな文化であるとか歴史であるとか、自然であるとか産業であるとか、その認識をしっかりと持ってもらつて、この町が大好きだと。そして、この町のことをしっかりとわかつて、そして、将来子供たちが自立する上で大事な力としていくという目的を持っておりますし、また矢部高校の応援事業ということでもあります。

で、実際に、7月に開塾いたしました。まず、小学生、中学生、高校生と非常に広いです。ですから、小学校の高学年からを一応対象ということにしました。そうしまして、現在のところ、

対象にしている子供たちの約1割が塾生ということで、今登録をしております。ほかにも、町民の方が一緒に参加される状況もありますけども。

ただ、全部の子供たちが全部集まってできるかっていうと、それはもう不可能です。ですから、この塾が核になって、かなめになって、そこで学んだことがそれぞれの学校で地域学習というのがありますので、その地域学習とつながっていく。結果的には全ての子供たちが自分たちのふるさと、この山都町のことについていろんなことが学べる、そして体験ができる。そういう状況をつくっていくというのが考えとしてありますけども、その方向性ができたというふうに思っています。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、教育長のほうからそういう理想的な話を伺いました。非常に難しいところがあるんですよ、こういうソフト事業面は。矢部高校応援団、矢部高校応援については、12月もぴしゃっと検証しなくちゃいけないというふうに考えておりますけれども、こういうソフト的なことは、非常に、子供の気持ち、親の気持ちがかいま見れますんで。なかなか交通の便とか、いろんな部活が今忙しい時期とかありまして、なかなか難しいところもあると思います。これにつきましては、やっぱり本当に根底からきちんとしたものを言っていないと、やっぱり後で、ああ、やっちゃったかなということがないように、きちんとやっていただきたいというふうに考えております。

ぜひ今後から、また努力されることをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって、4番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 失礼しました。

皆さん、こんにちは。1番、吉川です。一般質問させていただきますが、その前に一言。

熊本震災から半年が過ぎようとしています。本町は地震災害より豪雨災害のほうが大きい結果というふうになりました。社協災害ボランティアセンターも8月31日に閉所、その役目を終え、見た目には終息に向かっているかのようです。しかし、今なお益城町を中心とした大きな被災地では、公費解体の作業も進まず、毎日瓦れきの山を見ながら生活していらっしゃる方々の御心労を考えると、一日も早い復旧・復興が望まれると思わずにられません。

震災は大きな傷跡を残しましたが、それは一つの大きなチャンスと捉えることも大事だと思えることができました。例えば、熊本県全体の観光客が激減する中、清和文楽邑も厳しい状況に追い込まれ、待っていてはだめだと出張公演の企画を打ち出しました。清和文楽ピンチの新聞記事が反響を呼びました。この春、文楽修行から帰ってきた若者たちを盛り立て、清和文楽を存続させるにはどうしたらいいかということを考えていた私は、この夏、そのヒントを得たいと、長野県の飯田市で開催されている伝統ある人形フェスティバルに出かける予定を立てておりました。そこへ、清和文楽ピンチの記事に触れた現地の実行委員会の皆さんが、清和文楽の上演の場を設けてくださいました。飯田市にも同じ淡路人形浄瑠璃から派生した一座が複数あり、私たちは親戚ですと歓迎の挨拶を受けたと聞きました。この地震がなければこのような交流は生まれなかったわけです。飯田市の人形フェスティバルは38年の歴史があり、日本からはもちろん、外国からも人形一座がやってきて、1週間にわたり500公演を行う最大規模のお祭りです。その場で、九州の真真中に160年の伝統を紡ぐ人形浄瑠璃を上演している一座があることを知っていただく機会を得たことは、本当に意味のあることだったというふうに思っております。

今回の地震を受けて、全国各地から、あるいは世界中から、いろんな知恵を持って私たちを助けてほしいと思ってくださる人たちがいます。これまでなかったつながりを大事にしながら、創造的復興をなし遂げなければならないと思うところです。

また、町内でも新しいネットワークができました。一昨日、火曜日に清和文楽館で開校式があった、第2期の食農観光塾で学ぶ若者たちです。彼らは昨年度の塾を通して、業種を超えた仲間づくりをしました。新しいプロジェクトのアイデアも出しました。しかし、何より目を見張ったのは、この地震発生後の彼らの動きです。町内外への炊き出し、通潤橋前でのお田植祭の実行、その一つ一つが、観光塾のつながりによってできたものでした。ピンチはチャンス。ピンチなときに動ける力のすばらしさを感じました。通潤橋が被災したのもピンチですが、石工養成講座が開校し、来年は全国石橋サミットを開催する運びとなっていると聞いております。技術者を養成する絶好のチャンスと捉えるべきでありましょう。

それでは、きょうも創造的復興を踏まえ、災害時の避難所の課題と、議会と執行部のあり方について質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 初めに、町長に伺います。

町長は着任以来、まちづくりに関する目標を三つ掲げられました。一つが集落営農の推進、二つ目が観光振興、そして三つ目が防災・減災のまちづくりだったというふうに記憶しております。

今回の震災対応を踏まえ、町長が備えてこられた防災のまちづくりがどのように役立ったのか、あるいは何が足りなかったのか、御自分なりにこの3年半の政策を振り返っていただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 町長が掲げている防災・減災のまちづくりの効果と3年半の軌跡を問うということで質問をいただいております。

就任時の三つの重点施策は今おっしゃいましたけど、農林業の振興がございまして、地形的に不利な条件があるこの町は、過去に甚大な災害を受けております。そのことに鑑み、防災のまちづくりということも上げました。そして3点目は、観光というのは裾野の広い産業であることから、本町の多様な資源を生かした観光振興を図ると、三つの重点施策を述べてきたというところでございます。

その中で、防災まちづくりということについては、安全・安心のまちづくりを推進するために事業を行ってきたところでございます。年度はちょっと後先になりますけども、防災関係では平成26年度に災害備品の整備ということで、災害備品として飲料水と避難用毛布500人分を購入しております。

消防団につきましては、消防団員が減少する中で、やまトークの中でも多くの地区で話題となりました自主防災組織、これについて県の補助金、一律5万円でございますけども、これに町が上乗せをして防災の訓練時に5万円、備品購入に上限10万円ということで、そういう上乗せをして設立の支援を行いました。

防災訓練については、少ない数ではございますけども、平成26年度に3カ所、3回、平成27年度に5カ所、5回ということで把握しております。

組織率としては、就任当初、平成25年度に33.5%でした。これだったものが平成27年度末では68.3%になっております。ただ、周辺の市町村では100%というところも数多くございます。ただ、ここは規約をつくると、ただそれを自主組織を読みかえさせてるところも多分ございまして、実態としては余り悪くない数字だと、私は思っております。

それから、町の機構改革でありますけど、27年度に総務課の中に、当初、総務係の中に防災担当がいましたものを、防災係を新しく新設して、体制を強化しております。

それから、26年の11月には、浜A自治振興区で災害発生を想定した避難訓練、非常食づくり体験、訓練が行われました。その支援を行ったところでありますし、日赤からは災害避難にかかる講習会の開催なども行われました。この辺については、震災後、初めての試みであったというふうに思います。震災後ちゅうのは、東北大震災後でありますけども。

それから、下矢部西部地区では、地区社協などの主催による避難訓練の一環として、お年寄りの宿泊体験が行われております。この取り組みは、なかなかお年寄りが別のところに泊まりになるというのは、着替えるだけでも非常にエネルギーが要るから非常にこれ、大変なことなんです。これを率先してやられております。私はもうこの取り組みというのが一番実際に効果のあるものだということで、これについては、いろんな地区にこの活動が広がるように、福祉の会議であるとか、それに準ずるような会議においては、この紹介を全地区に、全町にわたってしているところでございます。

それから、30ある地区社協でありますけども、高齢者のひとり暮らし、二人暮らし、身障者などの把握、それから災害時に支援できる人の把握、こういうことで防災見回りマップを作成していただいております、これを毎年更新しております。それについて、腐心をしてきたところがあります。このことについては、今回の震災、豪雨、大変役に立ったということです。今、わか

らんなあとと言って、これがあるじゃないかということで、大変役に立ったというふうなことを聞いております。安否確認、声かけ等に役に立ったということでもあります。

それから、近年の消防団員の人員不足のために、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加できる機能別消防団、これ、機能別消防団は消防にも携われるというようなところで、大変いい体制づくりだと思いますけども、27年度に設立に向けて取り組んだところ、全14分団、これ、組織化がされました。ただ、人数についてはまちまちであります。ただ、総数231名という方がOBを中心に今組織化されておまして、これも非常に大きな効果が今後ともあるというふうに思っております。

ただ、今の人数の問題、そして自主防災組織、一番今度、震災だとか災害のときに活躍をしていただいた自主防災組織、これについても、やっぱり組織率をずっと上げないといけない。そして、機能別消防団についても、もう少し人数を確保しなければ実働しないんじゃないかなという分団もございます。そういうことは反省点でございます。そしてまた、一番の反省点は、水害ということをやっぴり基本に考えた防災計画があつて、防災のまちづくりであつたと。やはり今度の震災のことを本当に。それについては非常に手薄だったということを反省しているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） はい、伺いました。

今までさまざま政策が出てきて、私のところも実はきのうの夜、社協の防災点検、いつもの年に1回の、今町長がおっしゃった防災マップの見直し等の話し合いが行われたところでした。

で、今の防災マップについてもなんですが、このやっぱり非常時の、震災後、6月のときにも少しお話が出たかもしれませんが、やはり命令系統をしっかりとつくられる必要があるのではないかというふうに思っております。

そして、防災マップはよく役に立ったというふうな今評価をおっしゃいましたが、私もきのうの事後のアンケートの中で、防災マップは役に立ちましたかという質問がありました。そこで、私は申しわけないけれども、防災マップは、誰が役に立ったのかよくわからなかった。自分自身に置きかえれば、年に1回見て、あ、ここは亡くなられたよね、ここは引っ越してこられたよねということで、年に1回という更新回数は少ないというふうに思っていますし、本当にその情報を誰が持っているかというところの問題があると思います。例えば、きのうも、今回区長や組長に見回ってもらって大変助かった、ありがたかった、心細いのが解消されたというお話も聞きました。ただ一方では、じゃあ区長さんが被災されたらどうなっちゃうんだろうと。やっぱりみんなで共有して、みんながお互いに助け合う共助の姿勢をつくっていくまちづくり、自主防災づくりの組織づくりが必要なんではないかというふうな話も一方ではあつたところです。

で、この見回りマップが役に立ったというのは、つまり、社協の方々が声をかけるのに役に立ったというふうな意味に理解したらいいのかなというふうに思いますが、もしおわかりでしたら後でお答えいただきたいと思っております。

そして、自主防災率ですけれども、もちろん100%が望ましいと思っておりますが、今言ったような

さまざまな実効力のあるもの、これをぜひ今からの、後に多分、総務課のほうにもお伺いしますが、自主防災を含む町の防災の安全点検とかその仕組みづくりを、多分点検中だというふうに思っていますので、そこら辺を含んだところの取り組みをぜひやっていただきたいというふうに思っております。

あと、障害者の問題もあります。障害者の問題も後で公民館設備のところでお聞きしたいというふうに思っております。

今の防災見回りマップの活用について、どなたかおわかりの方がいらっしゃれば、もし、お答えください。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。

防災マップにつきましては、社会福祉協議会のほうが4年前からなんですけれども、毎年、地区福祉懇談会というのを、地区座談会を夜のほうに開催されております。その中で、防災福祉マップを作成し、毎年、住民と一緒にになってワークショップしながら取り組まれているということとなっております。先ほど、これは社協主催なのかということの質問等もありましたけれども、これは今後も災害に備えてマップをもとに要支援者や危険箇所、避難所などを共有するなど防災意識を地区の住民と一緒にになって高めたいということと、この防災マップづくりを通じて、その地域のさまざまな活動をしてる人たちが集まって、お互いに連携して地域で支え合う共助の精神、このあたりを高めて避難を促すような感じで進めているものだと思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 済みません。今、町長のお答えの中からちょっと質問してしまいましたので、通告なくて御迷惑をおかけしました。ただ、今、玉目課長のほうから御返事いただきましたが、私は実際、その防災マップづくりに去年も、おとしぐらいから参加をしている中で、これがどういうふうに。メンバーがほとんど固定されているみたいなんです。きょう、案内が来て。だから、そこに集まる四、五人のメンバーは、あ、何とかさんところがこうなったよね、何とかさんとはこうなったよねということがわかるんですけれども、それがどういうふうに。そのマップづくりのものが、地域住民の、私たちが共有できるものがあるかといったところも、投げかけをぜひというか、社協のほうにももう一度確認をされて、有効なものになるように、この場をかりてお願いしたいというふうに思います。

では、次に参ります。

この震災後の対応なんですけれども、6月の定例会の折に、避難所の再点検はされているか、避難所、いわゆる指定避難所66カ所ですが、ありますが、その部分でかなり被災した場所もあるというふうに聞いておりますが、そういったものの点検などを総務課のほうでは、どういうふうに今やってらっしゃるかということ、まずお聞きします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。

今申されましたように、さきの6月の定例会において、避難所の見直しについて御質問をいた

だきまして、その答弁として、地震対応を踏まえた防災計画の見直しを進め、この中で、避難所の見直しを行っていくという答弁を行ったところでございます。その後、6月20日に、御存じのとおり集中豪雨が発生をいたしまして、道路の寸断によります集落の孤立ですとか、そのことに起因します情報伝達方法の遮断、さらには土砂災害発生等によって避難経路ですとか避難所自体が被災する事態となりまして、さらに見直す方向、必要に迫られたということでございます。

この避難場所につきましては、防災計画の中で登載していくべきものでございますので、現在防災計画の災害対応事務ですとか、活動の検証をそれぞれ各課に指示をしているところでございます。これを取りまとめ、先ほどおっしゃいましたように、より実効性の高い防災計画のほうに反映をして策定をしまいたいというふうに思っております。

お尋ねの避難所見直しの進捗状況ということですが、ただいま申し上げましたような今状況で、最終的なまだ見直しということに至っておりませんが、まず、現在指定避難所というのが32カ所ございます。で、指定緊急避難場所が66カ所になります。この指定避難所といいますが、住民を一時的に滞在させるための施設という位置づけになります。66カ所の指定緊急避難場所といいますが、緊急に避難する場所として66カ所、今設定しているということでございます。

で、まずこの32カ所のところを地震による施設自体の被災状況等、それから豪雨災害の被災状況等を勘案をしまして、またさらには耐震性ですとか耐火性を考慮しなくちゃいけないということ、そういったことを勘案いたしまして、現時点で一応13カ所程度まで絞り込んでいるところでございますけれども、何分にも先ほど申し上げましたように、避難経路自体も今回の豪雨災害で被災をしたということもございますので、指定避難所の運用のあり方ですとか、そういったことも十分、庁内で協議をしまして、さらに地震の発生時には39カ所、指定避難所を含めてですけれども、自主的な避難を加えまして39カ所に避難されておりますので、こういった指定避難所以外の施設も検証をしっかりとやって、この避難所決定するのに考慮していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 大変私が気になったのは、例えば4月の地震があつて、避難所についてはホームページをごらんくださいというようなことの表示がされていて、で、今言われた32カ所あるいは66カ所の避難所、マップとともに出てくるわけなんですね。しかし、その後、今おっしゃった6月の豪雨のときに、やはり同じ地図が示されたというふうなことの、いわゆる動きの鈍さっていいですか、もう使えないであろうような場所あるいは建物、外壁が落ちたとか瓦が落ちたとかいうふうなところが、さらに避難所として指定されていつてしまっているというようなところが非常に気になっていて。長期的というか、もちろん、しっかりと見直して、今、13カ所まで絞り込んでいるというふうな話もありましたが、そういったものをやっていく、本当に直後のフットワークといいますか、そういったところもすぐく検証していただきたい。そのままの形で流されたのは非常に、こことここは使えませんよっていうふうなことの表示が必要だった。それを見て避難された方がどのぐらいいらっしたかということは、私はちょっと想像ができません。

せんけれども、やはりホームページ、小さい地図でなかなか分かりにくいということもござい
ますので、そこら辺もしっかりと考慮していただきたいというふうに思っております。

それから、防災計画の中で一つ注文をつけさせていただきたいのは、ぜひ避難所運営に女性を
必ず配置していただきたい。それは住民側サイドのこともですし、もちろん役場サイドのこ
ともあります。やはり女性がいなくては、女性の不便さはわからない、危なさもわからないとい
うような、いろんな問題をはらみますので、そこら辺はしっかりと考えながら、いつも言いますが、
やっぱり男女の比、それから地域の比というふうな、いろんな人を選任するとかですね。計画に
当たっていくには大変大事なところ、特に避難所に当たっては、女性の視点、女性ならではの問
題、子供を抱えている人ならではの問題、いろんな問題がありますので、ぜひそこら辺も考慮に
入れながら、今後進めていっていただきたいというふうに思っています。

次に、公民館なんですけれども、公民館というのは、本当に身近な集いの場所であり、避難所
としての発想は、多分、地元の人にはそこにあるというふうに思っています。今現在は、いわゆ
る地区公民館が200を超える数が点在していると思いますが、やはり今のような指定避難所まで
行く便がない、連れていってくれる人がない。障害者の問題もありますが、そこに行ったところ
でバリアフリーになっていないのでトイレも使えない、あるいは車椅子では上がれない、そうい
ったさまざま問題を抱えていると思います。ほとんどの住民にとっては、指定避難所は遠く、不
自由なものであり、自力では避難できない人が多くいるということが想像できます。また、本当
に車椅子で生活をされているような方とか、あるいは認知症を患ってらっしゃる方などは、症状
が悪化するということも聞いておりますし、本当になれている場所というふうなことが、大変大
事だと。私も一つ例は聞いたんですが、指定避難所であるところに行ったけれども、やはり落ち
つきがなくなってしまって、やっぱりパニックになってしまったので、危ないと思いながら我が
家に帰りました、あるいは家の近くの公民館に改めて避難しました、近くの公民館であれば行き
なれた場所であるので、少し落ちつくことができましたというふうな御報告もいただいております。

公民館というところは、やっぱりその働きとして、地域のコミュニティーづくりの核という性
格があるというふうに思っています。その場所が心地よく安全な場所である必要があり、二次的
というか三次的というか、とにかく最終的な13カ所の絞り込みのところまで行く手前の避難箇所
の点検、そして、その公民館も本当に老朽化をしているし、立地条件も山つきの場所にあったり、
あるいは川っぶちにあったり、そんな場所がさまざまあるのではないのでしょうか。そういったと
ころ、もちろん地域のコミュニティーの場所ということで、公民館建築に関しては地域の自力で
皆さん、ある程度の補助はあるようなものの、やってらっしゃるというふうに思うんですが、や
はり町としてもしっかりと支援していただきながら、そういう公民館を集いの場所から避難場所
としての設備の充実、先ほど体育館施設のシャワー施設のことをおっしゃっていましたが、そう
いうふうに、うちでは郷野原の公民館が、朝日地区の、あそこはシャワー施設を持っております
ので、学生さんたちの合宿とかにも有効活用してらっしゃるという話も聞いております。そうい
うようなシャワー施設などもあれば、本当に避難所としての整備ができると思っていますし、また地

域のコミュニティーの再構築にもつながっているというふうなことが考えられるんですが、その公民館に対するそういったさまざまなま知恵と申しますか、地域の核になる、今からその避難所としての性格も備えていけそうな、そういう政策、お知恵というふうなことについて伺いたいというふうに思っています。

済みません、次いで、続けます。

また、我が町では、そのようないわゆる障害者であるとか、認知症、私は二、三お話聞いたんですが、重度障害者についてはちょっとお話を伺っていませんので、そういった事例があったかないか、どういうふうな検証がされたのか、そこら辺、福祉避難所という開設もあったと思いますが、その背景についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 前段の公民館の避難所としての利活用の件でお答えをしたいと思っております。

本町のように、非常に広域で集落が点在しております地域にありましては、最寄りの施設、安心・安全な施設というところの公民館に避難すること、これは住民にとって非常に安心・安全であるというふうに考えるところでもございます。先ほど申し上げましたように、さきの震災での公民館の避難所としての利用状況、これ、私どもで把握しておりますのは、指定避難所以外に15カ所程度、利用をなさっておられます。より身近で安心して避難ができる施設ということで、御指摘のように、今後は66カ所の中にもかなり公民館も入れておりますけれども、さらに、より身近な公民館を、地区集会所を中心に今後見直しを進めていきたいというふうに思っております。

同時に、御指摘もありましたように、避難所としての機能を持たせるというための施設整備ということも非常に重要になってくるというふうに思っております。

それとあわせて、避難所の運営、これも先ほどもございました自主防災組織ですとか地域コミュニティー組織、ここに主体的にかかわっていただくということも含め、また女性の視点ということも御要望ということでございましたので、ぜひ、そこらあたりの視点のほうもあわせて取り組みを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 障害者の避難の検証にという御質問でございます。

本年3月に、熊本地震を想定しておりませんでしたけれども、昨年度の台風被害のとき、避難所でかなり支援のいらっしゃる方がおったということで、そういう方をぜひ、福祉避難所として開設してはどうだろうかということを受けて、本年3月に災害時における社会福祉施設等への避難行動要支援者の受け入れ協定というのを町内の特別養護老人ホームを初め、介護施設10事業所と締結しております。今回の震災では、通常の避難所では支障を来す高齢者や体の不自由な人を福祉避難所として町内の介護施設5事業所に14名の方を、震災後直ちに、2日から10日間受け入れていただきました。今回の地震により初めての対応でございましたけれども、そういう協定を結んでいたということで、各事業所の協力にもよりまして円滑な対応ができたものだと思っております。

また、今後、障害者の方も多数いらっしゃると思いますので、知的障害者授産施設の明星学園とも協定を直ちに結びまして、受け入れ体制を充実させていく方向でございます。

なお、そういう通常の避難所では困難な方あたりの避難行動要支援名簿に基づきまして、一人一人につきまして、誰が支援し、どこの避難所に避難させるかなど、具体的な避難支援の仕組みを、民生委員さん、各組織、シルバーヘルパーさん等もいらっしゃいますので、そういう組織と連携しながら、今後早急に構築していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 玉目課長の今の、3月に要支援者の受け入れの締結をしていたと、非常にタイミングがようございまして、安心しました。こういったことの日ごろのやっぱり取り組みがすごく大切だというふうに思っています、私、実は8月に行われたヒューマンネットワーク熊本の事例発表のシンポジウムが開催されたので出かけたんですけども、ヒューマンネットワーク熊本というのは御存じの方もいらっしゃると思いますが、県内の重度障害者の自立支援を助けてらっしゃるNPO団体です。

実際、そのときには、本当に障害を抱えた御自分の体験談を御自分の口から壇上でしゃべっていただいて、本当に重度の障害者が地震のときにどのような苦労をされたかがよくわかったわけなんです。で、大変勉強になり、天災はいつやってくるかわからないものですから、そういった方々が指定避難所に行っても、先ほど言ったようにバリアフリーでないために車椅子が使用できなかったり、あるいはトイレは介助がないので使えなかったり、そして聞いたところによりますと、仮設住宅も、今バリアフリー化といいますか、やり直しがされているようですけれども、実際に表のほうだけスロープがついているけど、中に入ったら車椅子の入るトイレのサイズではなかったとか、そういうさまざまな、障害者については余り考えが、県とか国とか全体においても至ってないところがあるので、やはりこういう災害のときに一番弱い立場の人に寄り添った町の防災計画をぜひお願いしたいというふうに思います。

また、けさの朝日新聞に、たまたま見たんですが、被災地障害者センターくまもとというところが活動していらっしゃいますけれども、障害者のニーズを支えるボランティアが不足している、募集中であるというふうな記事がありました。このような、やっぱり災害時のときの弱者というのは、本当に周りの状況がどんどん悪化していきますので、ぜひそこら辺の気配り、目配りをされた、弱い人たちの立場に立った防災計画を常々考えていただけるようにというふうにご願いをしておきます。

備えあれば憂いなしです。こういう地震災害が過ぎてもう半年もたちますとなかなか、喉元過ぎればということになってくるような気もいたします、世の中の流れとしてですね。しかし、やはり忘れてはいけないなということを肝に銘じて、私自身もですが、執行部の皆さんにもどうぞよろしくお願ひいたします。

もう一つ、災害後の対応についてお聞きしたいことがあります。

職員のシフトなんですけれども、この防災シフトっていいですか、震災直後には、震度によって役場の出動体制、自主登庁というふうなことが決められてる話は伺いました。

で、そのとき私も、その後、いろんな役場内であるとか支所であるとか、現場を見せていただくにつけ、こういったときには、やはり防災シフトの職員配置というものがあってしかるべきじゃないかなというふうに思ったんです。何でかという、やはり「どこの道が崩れたぞ」「誰とかさんが孤立しとるぞ」といったときに、その場所に、「あ、わかりました」と言って駆けつけられるのが役場職員の役目じゃないかなというふうにちょっと思っていて、「その方どこですか」とか言って、地図から広げよなら話にならんとじゃないかなというふうな危惧をしております。実際問題、そういったシフトが行われたのか、また、そういうお考えは防災計画の中に入っているのか、そういったところをもう一度総務課長にお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。

災害時において、応急対策を円滑、そして迅速に対応するという事は、災害対応業務として非常に重要なことでございます。その中で、今おっしゃったように職員の参集、そういったことが、まず初動態勢として十分重要的なことということは我々も認識をいたしているところでございます。

地震につきましては、今、先ほどおっしゃいましたように、震度によって参集基準というものを定めております。また、これに対しまして、水防、これにつきましては警報発令時、こちら、警報が発令された場合に、まずは関係課長による動員ということですね。そこでその災害処理に關係を有する職員を、関係課長から動員をしていただくというような態勢になります。それから、それ以上になりますと、私からの動員ということで、私が必要に応じて関係課長を招集して、待機職員の指示等を行うというような、一応シフト体制にはなっておるところでございます。

今回のような広域の集中豪雨の被災ということで、なかなかそこらあたり、十分地区割とか、そういったところまでのシフトというのは、現在、私どもで把握はいたしておりませんので、その課その課で、緊急度の高い案件から、その現場に行かれたものというふうに思っております。今後、今おっしゃられたような一応防災計画の中においても、例えば申し上げましたような参集基準ですとか組織編成、それから分掌事務ということは大まか定めておりますけれども、さらにこれをもう少しマニュアル的な、行動指針的なものをつくっていくべきではないかということが、今回、いろんな想定外の業務を含め、見直しをしなければならぬ業務が数多く判明したということもございますので、そういったところを現在考えてるところでございます。もったきめ細やかな応急態勢がとれるような、防災計画の下にあるような実際動けるような計画、そういったものを、現在考えていかなければならないということで、内部では検討を行っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） くれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。やはり地域の顔が見えるほうが断然、住民としては安心なものでございますので、そこら辺よろしくお願ひいたします。

それから、済みません、もう一つありましたね。

8月の最終日に、宮崎県の延岡で九州中央自動車道の早期開通に向けた集會が行われました。

私たち議員も、また町の執行部、町長初め、皆さん参加されたところなんですが、町長も御挨拶の中で、この道路が早く開通していれば、復旧や支援の方法も違ったのであろうというふうに希望を述べられました。

山都町は特に「九州のへそ」に位置しております。先日の八朔祭に合わせて、全国へそのまちサミットが本町で開催されたところですが、今こそこの強みを生かした防災拠点の町をつくるときだと思っています。これは6月のときにもちょっと申し上げたことかと思いますが、町長もしっかり感じ取っていらっしゃるのだというふうには認識しております。その後の具体的な発信の仕方、動きの仕方、何か具体的に進んでいることがあればお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 「九州のへそ」としての存在価値をどうアピールしていくかというのを具体的にという御質問であります。

物流に関しては、今回の震災では県内の物流の拠点となり得るグランメッセ熊本、それから熊本空港などが地震の影響から十分に使用できない状況に陥りました。福岡や佐賀県の民間の倉庫を使って、フル活用しながら物流の確保をされたということを聞いております。また、宮崎県側からの支援、これについては五ヶ瀬町のほうに物流の拠点を置くことで、支援物資の熊本県側への円滑な流れが確保されたというふうに聞いております。

人的支援に関しては、今回、阿蘇方面などへの支援ボランティアが蘇陽地区になされ、益城方面、これの支援ボランティアが北中島に拠点を設けて大活躍をされました。また、これに関して、道の駅のそよ風パークでありますけども、防災拠点としての役割も担える道の駅として認定申請を行った経緯もございまして、その辺のこともよく考え合わせる必要があるなというふうに思います。今後予想される南海トラフの大地震なども想定しますと、山都町は重要な位置にあるということ間違いはないかというふうに考えております。

九州中央自動車道の件でありますけども、これは建設中のところを含めて大きな被害がなかったということがあります。これは高規格という規格がいいんですね。のり面の勾配とか構造自体も非常に安全度を大きく持った高規格幹線道路網というのは、そういういい点がございまして、今回の地震に遭っても大きな被害がなかったということでもあります。そういう意味からしましても、この町を東西に貫通して、完成すれば九州のあらゆる地域から支援の拠点になり得る、まさしく、私は「命のみち」になるということであると考えております。

そしてまた、この高速道路を地図上で単純化して書きますと、八の字を描くような高速道路網になります。その八の字のかなめのところがこの山都町になるわけでありまして、それがまた、インターが何カ所もできるということになれば、非常に山都町の拠点性、利便性、活用の方策もいろいろあるんじゃないかなというふうに考えております。防災はもちろんのこと、物流の拠点にもなり得るし、観光の一つの拠点にもなるということで、しっかりアピールをしていきたいというような考えを持っております。

それからまた、矢部阿蘇公園線、これも、阿蘇地域が57号線がだめになり、325の阿蘇大橋が落橋し、その補完的なルートであると言われた俵山トンネル、それから三つの橋も全部だめにな

った。だから、これは真の補完のルートが必要であり、これは矢部阿蘇公園線しかないと思っております。そういう意味からしましても、縦軸横軸、きちっと完成をすれば、非常に大きなこの町の、本当に位置づけが大きく見直されるということでもあります。早期の整備を訴えていくとともに、今回の地震でも要望活動、何回もしております。そのときも、一番近くでは九州地方整備局、それから熊本河川国道事務所、これには、防災拠点としてどうしても車の集結箇所、それからいろんな支援物資を仮置きするところ、これはインターの近くに、一緒になって開発をするべきじゃないかという申し上げをして、そしてそれについては、私、この町としても最大限やることやりますということで申し上げているところでもございます。そしてまた、今まで言いました拠点性を意識したまちづくり、これも一緒に進めなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 私も全く同感でございます。「命のみち」というキャッチフレーズが、ひところ、何かもう古いとかって言われたこともあったんですけども、やはり今回の災害を通して、本当に中央道は「命のみち」というPRをさらに強めて。高速が通るとストロー現象が起こるとか、さまざまな負のイメージもあるんですけども、そこはしっかりと、先ほど後藤議員も言いましたように、町のしっかりとした総合計画、高速が来ても負けないぞと、そしてしっかりと防災拠点として立つんだぞと、山都町は、というふうなことを前面に、頑張ってみてまちづくりをしていていただきたい、また私たちも応援していきたいというふうに強く思っております。

それでは、残り時間なんですけど、何で今さらこういう質問かなというふうに多分通告を見て思っただけかなというふうに思っております。私自身も、これは結構地雷を踏むような質問ですので、注意しながら発言したいというふうに思いますが、議員が担う役割って何だろうなというふうなことですね。

私たちも議員として、選挙を経て、ここに立たせていただくようになるまで丸3年です。例えば3年前、本当に議員になりたいと思って選挙に立ち、そして多くの皆様から御支持をいただき、今この場に立って仕事をさせていただいております。何でやっぱり議員を目指したかというふうなことは、もちろん町民の代表として、また女性の皆さんの、あるいは子育て世代の皆さんの声を町政に反映させるためにと考えたわけです。希望に燃えて議員となった。しかしまあ、なかなか難しい仕事でもあるということ、3年たってやっと痛感しているというふうなところなんです。だから、自分への反省も、振り返りながら。

決して誤解のないように申し上げたいんですが、こういうふうにながかり的な発言なんですけれども、しかし、そうではなく、やはりこれをよりよい議員活動、またよりよい議員と執行部の関係性について一度投げかけてみたいというふうな気持ちですし、私自身も今後も本当にもっと議員としての資質を高め、皆さんと一緒に町をよくしていきたいという思いに立っての発言ですので、そこら辺をよろしく願いいたします。

本当、皆さんは御存じですし、もちろん町の皆さんも御存じですね。町長が選挙で選ばれ、私

たちも選挙で選ばれ、二元代表制ということで、この町の政治を行っているわけなんですけれども。そして、よくいろんな本にも書いてあります。よく例えられるのは執行部と議会は車の両輪であると。二つがバランスよく進むことで町がよい方向に進んでいくのだというふうに。しかし、何となく、私は今の現状を車の左右の輪ではなくて、前輪と後輪のような関係性ではないのかなというふうに思う次第なんです。前輪が、もちろん執行部ですね。決めていかれたものを後輪のほうはそれを承認し、決定機関とは言われておりますが、皆様から出されたものを、そうですねというふうに賛成をしていく、あるいは反対をしても多数決で物事が決まっていくというふうなことであります。

もちろん、私たちもたくさんの方の町民の方の意思をからってここにやってくるわけですので、私は私の言葉で話すけれども、もちろん私を支えてくださってる皆さんの気持ちを代弁しているつもりなんです。ただ、なかなかその私たちのというか、私の口から言ってますが、実は私の後ろには私を支持して下さってる方がいるということで、責任も重たいとは思っております。ただ、こういう発言がどのようなタイミングで政策に反映されていってるのかということが、大変わかりにくく感じております。本当に、この議会のこの議場で発言するというのが唯一の方法だなというふうに思って、一般質問は非常に大切だというふうにも思い、毎回これは、私は自分で毎回質問させていただくぞというふうな思いでここに立っているわけなんです。そういう政策をつくっていく、そのプロセスにおいて、どういうふうに向き合っていけばいいのかっていうふうなことが、私の今、目下の自問自答事項なんです。

それで、執行部のほうの皆さんというか、町長がこのことに対してどういうふうに議会と向き合って、議会の意見をどういうふうに反映させていくっていうふうな、タッグの組み方というか、もちろんなれ合いになってはいけないわけですし、お互いに緊張した関係であるということはもちろんわかっております。ただ、もう少しこちらのほうも向いていただける、そういうプロセスがあればいいかなというふうにも思っているんですが、その辺のところ、町長はどのようにお考えなのか、よければお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 議会と執行部の関係ということについての御質問で、これ、一般質問の中でも非常に珍しい質問だろうと思います。私も本当に一首長の一人のようなところで話させていただければいけないと思いますし、で、また、言葉の使い方も、町民の方にもわかりやすすくないといけないと思いますんで、使い方についてもちょっと語弊があるところがあるかもしれませんが、その辺は御容赦いただきたいというふうに思います。

さっき言われたとおり、二元代表制ということで、町長も議員も両方、選挙によって選べると。国会とは全然違うということで、国会は議院内閣制であるから、これについては、ほとんど議員の中から大臣だとか総理大臣が選ばれてくる。だから、その辺が比較はよくされるんですけど、それは全然違うということがあると思います。

もう一つ、やっぱり民意を代表しているものが二つあるんだけど、やはり首長っていうのが一番議員さんと違うのは、メリットとすれば自分の思いをすぐ施策に移せるっていうのはあると思

います。ただ、そのかわりに責任があるということですね。御船の前町長が損害賠償を請求されているとおりに、本当に自分で負えないような責任をやっぱり担うということも一つはあると思います。

デメリットというのが、具体的に話したほうがわかりやすいと思うんで、その辺から話しますと、仮の話で、議員さん方が、言葉は悪いですけど、オール野党という話になりますと、町長が提出した条例でありますとか予算、これ全て否決ができるということですね。そういう可能性があるとことですね。ただ、町長は民意で選ばれているわけですから、全くその公約を執行できないという、こういう異常な事態になるということも、結果的にはそうなる可能性もあるということでもあると思います。この場合、議会の大きな役割である行政の監視機能っていうのは、それが本当に町長が暴走的であれば、本当に監視機能が十分発揮されると思うんですけども、やっぱり一歩間違えると、そうでもない場合は、やっぱり全否定という状態に陥るということでありま。

議会と首長の関係について理想ということ言えば、やはり議会は首長が、さっき言いますように、暴走的なことを進めようとした場合はそれを防ぐということが一番の役割でありましようし、そしてまた、両者の意見が異なる場合はやはり、理想としてはです、話し合いで妥協点を見出すというところが理想であると私は考えます。ただ、今一般的な首長と議会の関係が、この話じゃないですけど、一般論で言えば、与党派とか野党派とか、多数派の力っていうのが働きやすいと。いや、これはどこでもそうでありますけども、なかなか妥協点というのは出しにくいんじゃないかなと。現実なかなか、力関係で動くところが多いんじゃないかなというふうに感じております。

要は、首長が住民のさまざまな意見だとか要望、こういう中で、その必要性の高さを判断して、それを施策に反映していくと。そして、その議案を上程していくということが基本でありましようし、議会の皆さん方は、やはりその本質、この町の方針にとって、町の一番上位計画、総合計画でありますけども、これ、財政計画も伴っているわけでありまして、その裏づけをもって、そしてまた、これは優先順位も、それはおのずと総合計画というのをつけているものであると思いますんで、そういうことを見ながら、本当に本質を見て議論をしていただき、適切な判断をいただくと。で、結果的にその判断というのが4年後に、お互いに住民の方の選挙ということで、その信を問うわけでありまして、やっぱりそういうところに尽きるのかなと。なかなか簡単に、これはこうだということなかなか言えないんですけど、最終的にはお互いに選挙がある身でありますから、そのときに信を問うというのが一番いいんじゃないかなというような気もいたします。

少し説明が悪うございましたけども、自分としてはそういう考えを持っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今、理想としては話し合いでというふうなこともありましたが、その話し合いをするべき場所が私はよくわかってなくて、せめて、例えば今年3月の一般会計予算を決定していくときになんかにも、いろいろ問題がというか、今まさに震災があつて、いろいろ

本来のものを見直すべきではないかというふうな話もある中で、破格のというか、今年度は例年よりも3億幾らも多い予算を組まれた、3億だったかな、組まれたわけなんですけれども、その一つずつの大きな事業、文化拠点施設にしても、保育園にしても、造り物会館というか小屋にしても、今回のグラウンドゴルフにしても、何かそういうふうなことを計画されるときに、せめて常任委員会が、それぞれ専門委員会ありますので、そういったところにはもうちょっと丁寧なプロセスの説明なり御相談、御相談というのはおかしいですけれども、そういったことを聞かせていただき、ここの議場に出てくると、ああ、なるほど、あのときのあの話だねっていうようなことがわかってここに臨み、そして本当にスマートな判断をしていくっていうふうなことが、何かちょっとかっこいいというか、議会の皆さんが、ここの場は本当に町民の皆さんが見てらっしゃるという場所ですので、余りここでみっともないことにならないようなことをお互いに考えながら。

本当に、もちろん町長も私たちも選挙民から選ばれてここにおりますし、そして、この役場の皆さん、執行部の皆さんももちろん、もちろんというか選挙ではありませんけれども、志を持って役場に入られ、山都町をよくしたいと思って、そのリーダーになってらっしゃる方がこの執行部の面々だというふうに思っております。で、ここの議場に集まったこの数々の人間たちで、思いは一つだと思えます。本当に山都町をいい方向に、いい山都町に、住みやすい山都町にしたい、それだけだと思っておりますので、今後、本当に関係性をきちんと見直しながら、いい山都町へ車を走らせることができますようにというふうな思いを語らせていただきまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって、1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 皆さんこんにちは。5番議員の藤澤和生です。昼食後の一般質問です。眠気が一番さす時間帯と思いますけども、しばらくの間おつき合いをお願いいたしたいと思えます。

昨日、私、ハウスの中でトラクターを運転しながら、通常、イヤホンをつけてラジオ聞いとるんですけど、地方創生に関してある漁村の町の紹介がありましたので、その辺もちょっとお伝えをさせていただきたいなと思えます。

漁師さんを目指して移住する人が非常に割と多いそうです。漁村あたりはですね。この町、ち

よっと町がどこの町かわからなかったんですけども、そこで、移住は補助金目当てではなくて、もちろんそうなんですけども、仕事ですよ、仕事を探してこられると。漁師の手伝いをしながらいろいろやり方とか、いろんなことを覚えるし、また、教えられるそうです。

そして、それだけでは、勉強期間というか、そういうことですので、金銭的にはならんもんですから、その町自体がアルバイトを、残つとる時間は紹介するという話があったてありました。アルバイトは業者さんなら業者さんで研修期間というか、自分が覚えるためのあれは無償ですけども、そのほかに業者さんとの提携だろうと思います。ある程度、何時間か働いたならば金銭をいただくというような、そういうようなシステムだろうというふうに思いますけども、アルバイトをお世話すると、そういうことの話でございました。

それで、最終的には定住と決まったならば、その漁師町自体が漁業権を与えるというようなシステムだそうでございます。いろいろ町が、町の小学校がそれで維持しているというような話があったてございまして、非常にその辺もなるほどだなと。いろいろ考えれば考えるほど、いろいろな地方創生に関しては、生き残りをかけて一生懸命どこでもやっておられるなというようなことと感心いたしました。

我が町も地方創生、いろいろ幾つもありますけども、まず人を呼び込むということが大切かと思えます。それにはいろいろ課題もございまして、難問、問題もありますけど、その辺も一つでも解決して何かヒントがあればと思ひましてお伝えをいただきました。

それでは、発言台のほうから一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） まず初めに、首長選について町長にお伺いしたいというようなことで上げております。

来年の2月が任期満了だというふうに考えております。それで、各自治体も、山鹿も載っておりますし、たしか、きのうも宇城市あたりも出馬表明を出しておられます。来年の2月ということで、その辺だったと思ひますし、西原村あたりはもう無投票が決まりましたですね、たしか。

そういうことで、いろいろあるかと思ひますけども、6月は早いと思ひますので、今回、9月にこの辺をお伺いするわけですけども、町長のお考えはどういうお考えなのか聞かせていただくなと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 町長選の出馬についてということで、今の考えをということでありまして、4月の熊本地震、それから6月の集中豪雨、これについては未曾有の被害でございまして、6月にはそのような質問も来るかなということで心づもりもしていたわけでありまして、非常に2カ月ぐらいでとんとんと来まして、実際、自分としても本当に、何と言うんですかね、自分の任期中にこれだけのことが来るとはと。ただ、それは私の個人のことでありますし、住民の方々も同じような思いでありましようけども、そういう考えでございました。

また、次の2期目をするにしても、担うとしても、新しい方がなされるにしても、このような大災害のときには年度内に決まってしまうことが多いわけですね。次の方にとか、自分の2期目

というのは、そのときじゃあ遅いという点が非常にございます。私はやっぱり、私ごとと言うとまたちょっと語弊がありますけども、それよりも公のことに専念すべきだと。しっかりと、後で問題が残らないように、そしてまた、しっかりとことしが、誰がなっても、それはしっかり方針になったなど、そういうことを考え、私よりも公を最優先すべきだということで全力投球をしてきたところでございます。

そういう中で、御案内のとおり、選挙というのは一人では戦えません。やはり後援会、支援者の方々の力強い応援が必要でありますので、そういうことをまずはやらなければならない、お話し合いをしなければならないというふうに考えておりましたが、なかなかそのいとまがなかったということでございます。

結論から言わせてもらおうと、まだ私が判断をしていないということでもあります。しかるべきときまでに、しっかりとした話をして判断をしたいというふうなのが答えでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） これからいろいろ相談して判断するということですが、こういう熊本震災、6月の大雨、集中豪雨ということで非常に被災をしております。その点を考えれば、ここで町長は出るなら出ると。後援会、いろいろあるかもしれませんが、その辺は別に考えて、出るという、そういう強い決意が私は欲しいと思うとですよね、これは。今から山都町をどうするか、私が引っ張っていくという姿勢をやっぱり見せていただかんと、ちょっと不安な部分もかなりございます、その辺は。

その辺は、もう一度ですけども、どうですか、その辺の決意は。また、後援会とか支援者たちと御相談をされてからじゃなからなできないというお考えですかね。どうでしょうか。もう一回お願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 繰り返しになりますけれども、選挙というのはしっかりとした応援体制が必要であります。これは簡単な私の気持ちだけで決めるわけにはいかないというふうを考えております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。そういうことであれば、これ以上のことは私がとやかく言う筋合いじゃございませんので、御判断を任せたいというふうに思います。

続いて2番に、防災対策についてお尋ねさせていただきますが、いろいろ、午前中の一般質問の中でも防災関係が随分出ましたけども、私はいろいろ考えるところもございますけども、土砂災害の危険箇所は熊本地震後に発表がっておりますですね、国と県による調査が。これ、新聞等あたりでも掲載されましたけども、そのあたりでちょっと心配するのが、こういう地形ですので、山間中間地ですので、大雨が降ったり何かすれば災害が起きる可能性は非常に大であることもわかつとるわけなんですけども。

危険箇所が、南阿蘇村は21カ所、そすと山都町が17カ所、御船町が16カ所ということで、一番、ベストスリーなんですけども、あるということで、恐らく、これを見ますと、山間部が非常に多

いわけなんですけども、考えてみれば17カ所はどこなのか。山都町の中で17カ所はいろいろあるかと思いますが、そのあたりはどぎゃんかな。住民の皆さんあたりに周知をしてあるのか、ないのか。私自身もその17カ所はどこどことは存じ上げておりませんので、そこらあたりは、17カ所はどの地域あたりが危険箇所になっているのか。そのあたりのことをちょっと言っていたきたい、言っていいか悪いかわかりませんが、その辺は住民の皆さんに周知することもひとつ、これは行政としての責任だとも考えますが、その辺は総務課長、いかがですかね。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいまの議員さんおっしゃいました17カ所といいますのは、震度5以上の地震があった被災地域、これについて県が緊急的に調査を行ったということで非常に最も危険な箇所ということで、重要な箇所指定といいますか、したというようなことでございます。ちょっと手元のほうにその資料というのは私持っておりませんから、また後で、これにつきましては表になっておりますのでお示しをしたいと思います。

実は県が指定する区域に土砂災害危険箇所というのがございまして、これ、箇所数を申し上げますと非常にびっくりされるかもしれませんが、土石流の危険区域、危険溪流、危険箇所、これにつきましては121カ所、本町にございます。それから、地すべりの危険箇所が3カ所、急傾斜地の崩壊危険箇所というのは、実は766カ所にも上るものでございます。検証はまだなんですけれども、おそらく今回の豪雨による土砂災害、土砂崩れ等は、この箇所数の中に当然含まれてるというふうに認識をいたしておるところでございます。

防災マップの中で、こういったことをお示ししておるわけでございますけれども、実は現在、県のほうで危険箇所の地形や地質の調査を行っておられます。災害特別警戒区域というものをさらに指定をしていくというような作業を今年度末には終了されるということでございますので、本町ではその土砂災害の危険箇所を含みました防災マップを、それを受けて作成をするという予定にしておるところでございます。またそういったところで、申しあげましたような住民へ向けての周知をしっかりとしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今聞きまして非常にびっくりしたんですけど、土石流が121カ所ですかね。地すべりが3カ所、急傾斜が766カ所、こういうことを聞くと、ぞっとしますですよ。ほとんどのところが、山つきあたりは、そういう対象になるというような考えだろうというふうに思います。

さっき、震度5のときの調査という話だったんですけど、これは大雨が降るとある程度の予測がでくっですよ。ただ予測といっても、これだけ多いなら、予測もどこもここもという格好になるかと思いますが、非常に難しいかと思いますが、ただ、そこらあたりを考えると、防災対策というのは日ごろからも言われております以上に危機感を持って物事に当たっていかにかいかならうというふうに私は思います。

ぜひ、これをいろいろ、今、避難箇所とかいろいろ今後もありますけども、その辺を把握された上で、ぜひ、最終的には地図上に載せていただいて、住民に周知をしていただきたいというふ

うに思います。

それと次に、避難場所についてなんですけども、さっきも話がありましたけども、安全が確保されるべき避難箇所が、ほとんどのところは公民館とかいろいろそういう、割かし安全なところだろうと思いますけども、ところには山合いの危険箇所あたりもあろうというふうに思いますし、そのあたりのことも先ほどの質問の中でお答えになっておりますけど、その辺もぜひ見直していただきたいというふうに思います。

やまトークで、町長が集落ごとに考えるというようなことを言われたというようなことを聞いております。その集落ごとというのは公民館を中心的というふうに考えますけれども、公民館は、ちょっと大きい集落あたりは1カ所というような格好になりますもんですから、それに何カ所かの集落がございますですね。その辺あたりは、集落ごとというのであれば、そういうところにもある程度、避難箇所あたりを設定されるのか。その辺のことはいかがでしょうか。そこまで考えておられるのか。やまトークでそういう言葉があったそうですので、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 緊急避難箇所という点では、熊本市の例を見ましても、500メートルぐらい離れたら歩いていけないという、実態的にやっぱり、普通でも言われておりますし、今度の熊本市でも新聞に載った事案を見ますと、日ごろ集まってる集会所に逃げ込んで、自分は非常に落ちついたし助かったという事例があります。

緊急避難箇所としては、総務課長が前に説明をした、いろんな後の、避難された方についていろんな手当てをしていかなければならないですが、その辺の設備まで考えた場合にそこしかできないというようなところもございますが、まずは逃げ込む箇所としてはやはり集会所というのは非常に、集会所というか公民館ですね、地区の公民館、これは非常に大きいんじゃないかなと思っております。

それから、今度の豪雨災害の点でもありましたように、集会場あたりがやられてる場合もあるわけですね。ここについては、集落の安全な農家のほうに間借りをしたということがあって、やはり集会場だけではなくて、地震の場合はここが一番緊急避難所になった、それから、水害のときはこういう事態でここがだめになったから、その場合はここになったよねと、そういう話し合いがされて、緊急避難箇所については自主防災組織の地域の防災計画の中できちっと話し合われて、その上で町のほうもそれに倣った体制といいますか、きちんとした法で決まったようなじゃなくて、まずはここに避難をしようというような指針になればいいなというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 地域の集会所、また、公民館あたりを活用するのはもちろんだろうと思いますけども、小さな集落なんかは点在しておると。1カ所、ちょっと真ん中に公民館があると。そこに行くにしても簡単には、お年寄りなんかは車の手配あたりからせにゃんなら大変というようなこともありましようしですね。そう考えるとやっぱり、小さな集落でもそこらあたり

なんかというふうな考えを持ちますけども、なかなかそこで個人の家を借りというわけにはいかんしですね。その辺は非常に難しい面もございますけども、そこあたりのことも何とか考えていただいて、どうか。そこが公民館か集会場ならば、そこあたりに搬送するだけのある程度のシステムづくりですか、そこあたりもひとつぜひ考えていただかんことにはですね。

我が家で一生懸命やりよるのに、隣、隣って、じいちゃんばあちゃんがおられるところまで、そこまで面倒を見てするのが本当かもしれませんが、共助の精神からすると本当かもしれませんが、それあたりもおぼつかんところもあるわけなんですよ。そこら辺のはそういうことを考えられて、ひとつ設定あたりを考えて、防災計画の中に入れていただくならというふうに思います。

次に、進ませていただきます。水道についてですけども、これも熊本地震、集中豪雨においてもライフラインが、命の綱ですけども、被害が非常にありました。電気あたりで、水道が出らなくなったというのはわかりますし、断水、そこらあたりですよ。それと、濁り水、濁水あたりも非常にあったという話も聞いております。まあ、仕方ないといえば仕方ないですけども、停電はまず電気の関係だから仕方ないにしても、濁水ですよ。このあたりは発生状況はどうしてできるものなのか。水源地にはちゃんとしたところがありますよね。ある程度のちゃんとした整備はしてあるかと思えますし、それをパイプで引っ張ると。何で汚れ水がそこに入るかというような懸念もありますので、その辺はどういうあれで濁水が出たかということをちょっとお答えいただけないですかね。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。まず、熊本地震、それから、豪雨災害により発生しました水道施設の被災状況、対応、それから課題について、まとめてお答えさせていただきます。

まず、今回の熊本地震で水道管の破損、それから、水源地の原水の濁りが原因で町内の広範囲にわたり断水、それから濁り水が発生しております。

この原因は、濁りのほうの原因は、水源地の原水、地下水であれば地下水が地震により揺れて、水源、もともと濁ったということで、それが余震が長く続いた中で、濁り水が解消するまでに時間がかかったということが原因だと思っております。

それで、ピーク時には断水が2,470戸、それから、濁り水が3,700戸で発生して、町内の約7割の地域で発生したということになります。完全に解消したのは5月4日で、解消までに約20日間の日数を要しております。

この間は応急修理、それから仮設の配管、また、給水等で対応してきました。これに必要な資材は何とか調達することができましたけれども、給水の面では人的な不足もあって、なかなか各地域までの給水までは行き届かず、十分な対応まではできなかったというふうに思っております。ただ、それでも、自衛隊、それから県内外から自治体職員、それから、ボランティアの方々からの支援、また、自治振興区独自で給水活動された地域もあります。こういった皆さんの支援の中で、何とか乗り切ることができたと思っております。各方面から支援と、各地域での給水に取り

組んでいただいた方には大変感謝しているところです。

それから、6月20日の豪雨災害時の水道施設の被害は、主に矢部地区の西南部8地区で発生しております。この中で、町が管理しているのは日南田地区の簡易水道で、他の7地区は地元で管理運営されているものです。いずれの地区も、水源地が沢の湧水からの取水ということで、水源地周辺の土砂の崩壊で施設が埋もれたり、流出した施設もあったりしております。どの地区も自主的に応急修理をされて、6月30日までには仮復旧をしているところです。この間、給水の要請があった地域には、非常用給水パックを届けたところですが、一時孤立状態になりました。下矢部西部方面には消防団のほうから給水パックのほうを届けてもらっております。

今後の課題ですけれども、今回のような広域にわたる災害発生時には、どうしても人的不足になるということは痛感しております。この対策としては、自治振興区、また、自主防災組織の活動項目の中に緊急時の給水体制を組み入れてもらい、御協力をお願いしていくことも必要だろうかと思っております。

それからもう一つ、内部のことになるんですけれども、水道技術者の育成と引き継ぎを重要な課題として改めて実感したところです。これは全国の水道事業者の中でも大きな課題として捉えられていることですが、今回の震災対応の中では、うちの担当の技術者ですけども、強い使命感と平成26年度までに導入しております遠隔管理システム、これを駆使して、適切な確な判断で対応してくれたと思っております。これで、断水、濁り水の発生を最小限で食い止めることができたとも思っております。役場職員の中で人事異動は仕方ないところではありますが、水道技術者としての知識と経験を積むには相応の時間が必要です。担当課の中で引き継ぎがきちんとできる体制を構築できることも重要な課題として捉えておかなければならないものと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。まず、原水とか地下水が濁ったということなら、どうしても仕方ない面も確かにあろうかというふうに思っております。

先ほど話がございましたように、ピンチはチャンスというようなことにもなろうかと思いますが、水道技術者あたりが不足しとるなら、この辺を踏まえて、少しでもその辺の養成あたりもちゃんとしていただければというふうに思います。

それから、4月の初旬だと思いますけど、これも新聞に掲載されましたですね。古い水道管、水漏れ深刻というのが出ておりました。これは日本水道協会の2013年度のデータだと書いてございましたが、水道水が有効に使われる割合を示す有効率ですね、これが非常に。新聞上を見ると、28事業者の中で水漏れがどれだけあるかというようなことが載っておりました。有効率の県内の最高は、これは地震前ですけど、益城町が96.1%ですか、山鹿市が95.6%、熊本市が92.3%です、上位からするならですね。山都町は61.5%なんですよ。一番最低です、これが。これは、38.5%はいわば捨てられているというか、捨てているというような感じになりますけど、これは、あれに載っておりましたが、老朽化あたりが深刻になっているというような

ことだろうというふうに思います。これ、漏れて非常にもったいない気もしますし、これが今後どうなるのか。進んでいくなら、まだまだ破損して、老朽化が進むうちに破損して、水漏れがまだまだだふえるんじゃないかというような懸念もございます。

それで、手当てあたりは計画的にされているものなのか。その辺は今度急々に、新聞に載ったから、その辺は前もって把握はしてあったと思いますけども、今後はそのようなことはどうお考えなのか。少しでもそれが進んでいるのか、改修あたりが。その辺をお答えいただけますですか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。議員の質問ですけれども、本年4月の熊日新聞に記載された記事からの質問かと思えます。私も4月に配属になって一発目のこんな記事ということで、大変驚いたことを今思い出しています。

県下の水道事業体の中で、山都町の有効率が61.5%と、県下でも最低値という数字でした。有効率というのはもう御存じだとは思いますが、配水地から配水された水量と、実際に使用された量の比率ということになります。ざっくり言いますと61.5%という数値は、100トンの水量を配水したとして61.5トンが利用されたと。残りの38.5トンは漏水しているというふうに捉えられていいかなと思います。

まずこの数値は、矢部地区の上水道事業の平成25年度末の数値です。ちなみに、平成28年度末では73.8%まで好転しているというところでもあります。全国的には上水道の多くの施設は1970年代に整備されたものが多く、本町の上水道施設も同様で、最も古いものは昭和30年代に整備された管路もあります。これは既に60年を経過しており、耐用年数を大きく過ぎております。管路の老朽化による漏水が原因で有効率の低下につながっているということは、私どももこういう現状があることは十分把握しているところであります。

これまでは漏水調査をしながら、部分的な改修、修繕あたりで対応してきたところですけども、老朽管の更新事業にはすぐにでも着手していかなければならない時期に来ているところでもあります。これを実施していくには、多額の予算と時間を要することになります。

また、管路の老朽化については、上水道だけでなく簡易水道のほうも同様に進んでいるところで、来年度、水道事業の統合を控えているんですけども、簡易水道施設とあわせて計画的な更新計画を進めていかなければなりません。これには、要する費用とか、その財源の確保とか、統合後の重要な課題として、今捉えているところです。

現在、統合に向けてのいろんな準備を進めているところではありますが、総合的な更新整備計画の策定もあわせて、本年度から来年度にかけて準備しており、更新事業に早期に着手できるように準備を進めているという状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 少しは安心しました。28年度78.3%ですか、少しずつ改善が見られているということだろうと思います。これからもそこあたりをしっかりと考えていただいて、少しでも漏水あたりがなくなるように計画的な整備をお願いしたいというふうに思います。

次に参りたいと思います。河川整備についてお伺いをさせていただきます。河川というのは県

の管轄というのが私は承知の上で、ここを出しておるわけなんですけども、以前に私が一般質問で出したことがございます。

これは私、ちょっと大矢川の件に関して、ほかもいろいろ河川はございますけども、大矢川に関してちょっと質問させていただきたいと思います。私もそのところに田んぼを持っておりますけども、以前は全然水害に遭ったことは、もう何十年来なかったんですが、これはもう10年ぐらい前ごろから、大雨が降るたびに必ず氾濫するわけなんですよ。そして、皆さんも御承知のとおり、車で通られると、交鶴の橋の下あたりも何回ともなくやっとなるわけなんですよね。ここあたりが県の管轄は承知の上ですけども、これは計画的に昔は、うちあたりの大矢川は一部買い上げてある場所もあります。そすと、昔の大川のゲートボール場あたりのところも、あそこも河川改修ということで、その当時は非常に盛んに叫ばれとったんですけど、それから一向に進展がございません、その辺ですね。

それで、今、振興局あたりの土木部はこの矢部にありますですよ。その辺も大いに活用して。行政のほうからいろいろ毎年言っただけないとなかなか、予算の関係と言われたら一つも進まんわけなんですよ。毎年毎年氾濫して、ようやるなと皆さん思われる方も、交鶴の下あたりもしょっちゅうやりよるけど、一生懸命頑張って多少なりともかさ上げなっと思いますけど、河川のしゅんせつですよ、そこら辺あたりがでけんどかと。恐らく堤防とか何かをかさ上げとか何かは、なかなか金額もかさむから、なかなか難しいかもしれんけど、しゅんせつあたりもどうか、これは町のほうから県に要請をしていただかんと、個人からなかなか言っても動いていただけんとですよ。何十年もそこら辺が積み重なってきとるもんですから。今見ていただくとわかるように、もう何ですか、土砂の上にヨシあたりが物すごくしこつとるです。ああいうふうな格好なもんですから、ああなるほどなって、ちつとでんカーブしとるなら必ず上がりますよね。

そういうことで考えると、河川には水揚げポンプが何台も座っております。ほとんど今回もやられたですけど、昔のそれこそ干ばつ対策で注水ポンプば導入しとるもんですけん、一人、二人じゃ抱えられんようなポンプもあるわけなんですよ。それで、これが氾濫したら、わざわざそれを修理に出すのも苦勞なんですよ、その辺がですね。その辺も考えると、何とか少しでも。一度にいかんとはもう承知の上ですけども、少しでも改修するような計画があるかないのか。そこあたりでも、町当局、建設課あたりは要望をしていただいて、改善策を少しでもできるようにひとつお願いするなと思いますけど、課長、どうですか、その辺は。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 実は、しゅんせつ、あるいは改良、毎年要望はしております。しておりますけれども、現実には、ヨシが生えてますけれども、その部分を地元の方に頼んで、今、15の河川で切っていただくという作業にとどまっているところでございます。ですから、災害によって壊れたところの護岸工事をするというような現状で、今、とどまっておるところがほとんどだろうというふうに感じております。今度また県のヒアリング等がございますので、強く、またそれは要望していきたいというふうに思います。私も、しますという答えを出したいんですけども、なかなかそれができませんので、県のほうには要望を強くしていきたいというふうに思

います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。常々大変と思いますけども、要望をすることも非常に大切だと思います。しょっちゅう要望するなら、何とか少しでもという考えも湧かんとも限らんもんですから、その辺はどうぞひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に進ませていただきます。

鳥獣処理加工場についてですけども、これ、当初は必要という話でございましたんですけども、ちょっとだめになりまして、どこかということで話をずっと進めてまいられたというふうに思います。これは昨年9月の定例会かな、設置場所については地元の理解が必要と、現在検討中であるというようなことを、9月だったと思いますと言われておりますし、12月の定例会では屠殺場ではなく加工所としての認識で進めていると。町の中央部を意識しながら地元説明をしているという話で、私どもはそれ以上のことは聞いておりませんが、その後、どうなっているのか。現在までに至った経緯をひとつお知らせいただくならと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。議員のほうから御質問ありました設置箇所等についてでございますけれども、捕獲数の増等も含め、現在、被害もまたふえてるということでお聞きしております。

設置についての意義等については、今、議員のほうからおっしゃったとおりでございますが、26年度につきましては設置箇所について、私たち執行部の説明不足から御理解が得られなかったということでございます。やはり設置についての問題は、地元の御理解が一番であるということで、そこを基本的に押さえたところで地元を選定してまいりました。

候補地としましては、捕獲後のため刺し、そして放血という時間制約がございますので、議員おっしゃいましたように、地理的に町の中心的なところに置くということと、あと、中心地においての公有財産の有効活用という観点から、調理室等を抱えているところをということで候補地を選定して説明会を進めてまいりました。

説明会におきましては、これまでの経緯を踏まえ、管理方法、それから流通、設置後の課題等について御説明をし、地域にとって活性化の一助になるような催しも提示しながら、候補地の生活環境に影響がないよう、集落の御承諾を得まして、今回、清和地区の米生地区に建設をするように決めたところでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。清和地区の米生ちゅうことですね。これも、聞くところによれば、もう同意もいただいとるというような話でございますので、一安心しておるわけなんですけども。

2番目ですけど、これはどのような工程になっているかというようなこともお伺いしておるわけなんですけども、まず、完成までですね。今回、たしか上がっておりますよね、予算が。4,000万だったと思いますけども。それである程度、まあ、それが通らにゃ話にはならんのです

けど、そこあたりを踏まえて、最終的にはいつごろ稼働するような予定に。ある程度のあれは頭にあるだろうと思いますし、そこら辺のお答えはできますかね。もしよかったなら、いつごろ稼働というようなことを、建設後、稼働はいつごろということをおっしゃっていただくなら大変ありがたいですけども。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。稼働の時期ということでございますけれども、ことしが、御承知のように県知事の選挙等がございまして、骨格予算のために、事業計画の承認を県に提出しておりましたが、その内示がございましたのが6月でございました。それを受けまして9月の上程になったということでございます。

今回、補正予算で、建設、それから、備品購入費等の予算を計上しておりますが、この御承認をいただき、早々に実施設計書の設計に入りまして、その設計ができ上がり次第建設ということで、3月までに建築、そして、備品の導入等は終わりたいと思っております。

なお、運営に当たりましての打ち合わせ等を並行して進めながら、できれば29年の4月以降に操業できるように努力してまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。29年の4月以降に稼働予定ということですね。

それでもう一つなんですけども、これ、つくられるのはもう間違いはないんですけど、排水関係はどういうような処理をされるのか。一緒にこれの建設の中に入っているのか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。今回の設置に当たりまして、やはり地元として一番の御心配が、この施設から出る排水のことでございました。ここはあくまでも屠殺場ではございませんで、精肉場またはその処理場、加工場という認識でございしますが、そこで出ます廃液、それから、人的な部分の事務所もございしますので、一体的に施設から出る排水につきましては、グリストラップと、それから、合併処理浄化槽を経由しまして、二重、三重の対策にて排水することとしております。万全を期して環境保全には努めたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。これのある程度のあれはわかりましたけども、一つ気になるのが、米生あたりにつくると。そうすると、山でとれたなら大体1時間以内に搬送して持ってこんことには品物にはならんというような話も聞いておりますし、先ほど精肉工場というような格好の、精肉場というようなことを言われましたので、血抜きあたりは各現場でしてこなくちゃいけないというようなことだろうというふうに認識をしておりますけども、この血抜きが非常に、プロの方に言わせれば難しいと。それで、それをしてこんことには、精肉場あたりがちゃんとしても品物にはならんとかいう話も聞きまして、肉がどす黒い色になったらもうだめですという話も聞きます。この血抜きあたりをする研修あたりも、私は必要と思うとですよ、その辺は。その辺の研修、講習あたりをお考えなのか。また、考えられるところは、どこらあたりにお

願いをされるのか。そのあたりがわかれば説明をいただくならと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。有害獣、これは自然物でございまして、これを現在、捕獲隊の方々の御努力によりまして、数千頭という数に上っております。これも地域資源として活用すること、これは長くこれからつき合っていく上ではどうしても必要なことということで、これは皆様御認識いただいているところと思いますが、この有効活用を図るために、衛生的に処理された、安全が担保された鳥獣を持ち込まないと、いい精肉はできないということで御認識いただいていると思います。

おっしゃいましたように、捕獲から流通までの工程の中で、捕獲者、特に駆除隊、猟友会の方々とございまして、捕獲、それからとめ刺し、放血、運搬、それから搬入時間等に係る衛生管理を今回、徹底してまいりたいと思っております。ことしの2月に新たに熊本県が作成しましたガイドラインができておりますので、これを踏まえまして、衛生管理体制の徹底をし、品質等の統一化を図る必要があるというふうに思っております。そのために、議員おっしゃいましたように、現地検討会を随時行いながら、知識の習得と、それから技術の向上につなげ、統一した認識をつなげていくこととしたいと思っております。

今回、ガイドラインにおきましては、持ち込み時の異常獣、それから、肉質等を判明しますためのカラー写真によりカラーアトラスというのが新たに採用されております。これを見ますと一目瞭然でその獣体の肉質がわかるということでございます。

また、この処理につきましては、山都町内にいらっしゃいます、専門的に今かかわっていらっしゃいます方を中心に、技術の向上等に努めてまいりたいと思っております。

どんなにいい肉が捕れましても、衛生管理された施設がないと売れないという状況ですけれども、施設ができて、処理がうまくできた精肉が持ち込まれまないと販売できませんので、この両輪がうまく合うように衛生管理等には進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 講習とか研修も必要と思ひまして、地元で専門の方がおられるなら、それも必要かもしれませんけど、ある程度やっぱ講習、期間があればそこらあたりで講習を受けていただくのも一つの手ではないかというふうに思います。

私、ちょっと聞いたところによると、これはちょっと違うかもしれませんが、菊池市の七城町に蘇崎ですかね、これに食肉衛生検査所というところがございましてですね。ここがどこまでのあれをするのか、ようわかりませんが、そこあたりで相談されると研修あたりも受け付けるようなことになるとは思いません。それは全く私も存じないところですけど、その辺もちょっと当たってみてください。その辺がもし活用でくるようであればですね。公の機関ですので、その辺はできるんじゃないかというふうに思います。

それと、管理、運営、販売方法ですよね。管理はどこがするのか、また、運営自体もどこがするのか。猟友会がそもそも中心になってするのか。そこらあたりも、わかる範囲内でよろしいです。お知らせをいただくならと思います。

最終的には販売ルートあたりも考えていただくと。さっきもちょっと話があったんですけど、どこでもジビエ料理で出とるばいと。なかなかその辺の販売は難しいじゃなからうかて話も聞きますし、これはふるさと納税あたりの返礼としても活用ができやせんだろか。都会あたりに住まわれる方は、ジビエ料理で言うてもなかなか、こっちのようにしょっちゅうじゃなからうと思います。その辺の活路あたりも非常に私ども期待をしておるんですけど、その辺を踏まえて、ちょっとお答えいただくなればというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。まず、指導等を踏まえた衛生管理でございますけれども、搬入後に受け入れ処理の判断をする非常に大事なところがございます。これにつきましては、食品衛生法に伴います施設の食品衛生管理者を設置し、指揮管理のもと、熊本県のガイドラインに沿って厳格に運営してまいります。入口のところで、これは持ち込んでいい、持ち込んではいけないと、こういう法的な研修を受けた方々を現在、講習のほうに行ってもいただいておりますし、そういう方々をお願いしたいと思っております。

また、管理運営の方法についてでございますけれども、これは以前から申しておりますが、管理委託につきましては公設民営の方向で運営していきたい。民間の会社に管理委託をお願いすることとしておるところでございます。

それから、流通の方向性でございますけれども、現在、先ほどから申しておりますように、施設等の運営につきましては熊本県のガイドラインに沿って、熊本県が主催しております「くまもとジビエ研究会」、また、イノシシ6次産業化協議会というものも今度できまして、こちらの御支援をいただいているところでございます。

当協議会等につきましては、料理店、それから、小売店など豊富な販売先もありまして、また、専門的な知識も兼ね備え、現在、地元で解体処理いたしました精肉を紹介しましたところ、非常に品質もよく、また、設置後につきましては、価格についても年間定額にて安定的に買い入れていただくような商談も進んでいるところでございます。また、経営に当たっても、九州エリアを含む市場などの情報をもとに、専門的に御指導いただけるようお願いしております。この事業につきましては、国、県も課題として大きく捉える事業でございまして、国、県のほうからも積極的な関与をお願いしてまいりたいと思っております。

安全な品質の精肉の生産によりまして、また、衛生管理が行き届いたこの施設がないとなかなか精肉というのは流通いたしません。安定した流通形態へつながり、飲食用の提供のみならず、議員おっしゃいましたように、道の駅、それから、ふるさと納税の返礼品、また、ふるさと会、ネット販売、販売環境を広げることが今後非常に大事かと思っております。地元でも、飲食用の食材として提供するほか、道の駅直売所、量販店まで含んだ販売戦略と地域の催しなど、あらゆる機会を利用してPRしてまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。最後に、一部の人だけの潤いではなくて、全部の人たちに潤いがあるようなシステムをぜひつくってほしいというふうに思います。

町長は前から3カ所ぐらい考えておられたというような話を聞きました。蘇陽、清和、矢部ということですね。それで、私、提案なんですけども、もし、清和中央地区のやつがうまいこといったなら、どうなるかわかりませんが、前もって言うときはですけど、矢部で、もしつくるようなことがありましたら、千滝のし尿処理場を活用できないかというふうに思います。この前ちょっと機会がございましたものですから、保健所に行ってちょっと話を伺いましたら、し尿処理場の容量があればまず問題はないでしょうというような話だったものですから、そうなれば、処理場あたりが要らんから、あの近くにつくってあそこに流れ込むようなシステムづくりをすれば、ある程度、金銭的にも浮きはせんかなというような気持ちもございますものですから、提案をさせていただきたいと思います。

次に進めさせていただきます。4番目の公有財産についてです。

これは、建設、整備が進まないのはなぜかというようなことで、一つは仲町の八朔大造り小屋ですね。それと、その本庁北側の駐車場なんですけども、本庁の駐車場あたりは14台、できるだけ早目と、私どもは頭に考えておったんですけど、ヒエが伸びとって、いつ刈られるどかと心配しておりましたら、きょう見たところが刈ってありました、きれいに。そういうことで、これが進まんなら何でかと。地震もあった、大雨のあれもあった、そこら辺も加味しとりましょうが、その辺のあれとは別というような話もよくされますので、その辺に進まん理由は何かございましたならお聞かせいただきたい。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 仲町上組のほうからは早急につくってほしいということが以前からありましたので、4月には設計書をもって上組の皆さんと設計の協議に入っております。あわせて、県のまちなかづくり補助金という県の補助金をあわせて申請をしております。その中で、今回、熊本地震ということで、県の補助金決定の交付が現在おこなわれております。町としてはできるだけ早くということで、再三にわたり協議を重ねているところですが、いま少し待ってくださいというようなことで県のほうから出ております。県の指示が、決定がございましたら直ちに着工したいというふうに思っております。御承知のとおり、事前着工は不可ということでありましたので。準備はもう進めておりますので、決定通知がおり次第、すぐに着工したいと思います。上組の皆さん方には御迷惑をかけますけれども、そこらあたりは了承をいただいて。今回、拠点施設も3月までにはできますので、本年度、拠点施設とあわせて、下市、そして、仲町上組ができますので、連携して中心市街地の活性化の一助になるようにということで、必ず3月中にはできるようにやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 北側駐車場の件でございます。これにつきましては、昨年の12月に地権者の内諾を得られたということで、本年3月の補正予算に用地購入費を計上させていただきました。3月末には所有権移転登記が完了したところでございます。

これを、本年度、駐車場整備を行うということで、28年度の当初予算にて計上、計画を進めているところでございます。御指摘の、進んでいないということではございません。当該事業地内

には、議員御案内とは思いますが、現に使用されている用水路が入っております。この側溝の布設がえの時期が、側溝の東側の田の取り入れが終わる時期にあわせて速やかに着工したいという当初からの計画でございますので、進捗状況としましては、もう先月末には測量設計業務委託を終えております。今申し上げましたように、田のとり入れ等を踏まえまして、その時期が終われば速やかに着工して、工期は年内の12月末までということで、今進めておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。八朔の大物造り小屋については補助金決定待ちということですね。そすと、今の駐車場については用水路だけ、恐らく秋口、稲刈りが終わった後という格好になりますね。わかりました。そういうことですね。

次に、最後の質問をさせていただきます。太陽光発電事業についてお伺いをさせていただきます。

現在の設置状況はということで、平成26年の6月定例会で私が1回質問をさせていただいたとるんですけども、そのときに事業用メガソーラーを含めて23件と。総数は31件あるというようなことで、個人的な契約については把握できていないというような話だったというふうに思いますが、その後どのぐらい数がふえたのか、設置状況がわかりましたら教えていただくなりと思っております。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。太陽光発電所については、今、議員が御指摘のとおり、調査の把握するすべはございませんので、なかなか難しいところがございます。

企画政策課のほうにおきましては、メガソーラーといいまして、1,000キロワット以上の大型発電所については、現在4施設、中島地区に二つ、御所に一つ、清和に一つ、朝日ですね、一つということで四つ把握をしております。

それから、これは環境水道課のほうで資料を、かわりに話させていただきますけど、環境水道課のほうでは住宅用太陽光ですね、屋根のシステムの設置補助を行っております、これが平成21年からの通算で140件行ってるのをいただいておりますので、かわって報告させていただきます。

最初申し上げましたとおり、個人所有地、私有地を活用した事業用発電、たくさん見受けられます。それから、補助を受けずに屋根に設置されてる部分とかありますが、それは認識しておりますが、これについては、それを把握する手法、手だてが今のところないということです。

それから、償却資産対象になる発電施設につきましては、税務住民課のほうで把握に努めて、また、税法にのっとって課税に努めているというところでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今までは1キロワットに2万円の補助があつて、上限が10万円だった。その辺のことはもう全然ないわけなんですか。よかったなら。済みません。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 済みません、ちょっと準備しておりませんでした。補助金額

については、1キロワット当たり2万円、上限を10万円とした補助の制度は継続しております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。それじゃあ、先ほどの話の税収は、太陽光発電事業について、全然なかったときよりもどのぐらい税収が上がったのか。その辺をできましたならお知らせください。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） お答えいたします。太陽光発電については、全体のことをお話ししますと、家屋の屋根とか土地などに設置された太陽光発電施設については、個人の住宅用の発電量が1時間当たり10キロワット未満のものは除いて、それ以外は売電事業用ということに分類されます。償却資産として固定資産税の対象となるわけですが、固定資産税は御存じのとおり、家屋、土地、そして償却資産に分類されます。

償却資産の中には、太陽光発電設備のほかにも事業用の設備機械等が含まれますので、その全体を含んだところの固定資産税の総額としましては、平成28年度で5億5,000万円程度なんです。そのうち、太陽光発電施設を含んだ償却資産の固定資産税額は約1億8,000万円程度ということになっております。固定資産税額の大体33%程度が償却資産になります。過年度、前年度、前々年度に比べますと、前年度に比べた場合に償却資産としましては1,800万円ほどふえてきております。ふえたものの主な要因としては、言われている太陽光発電設備システムの申告が進んできたことによるものだろうと思います。これからも、税務住民課としましても、そういった申告の推進について進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 時間がございません。町有地の活用はということで上げておりますけども、前に言われたのが、利用可能な土地については考えていきたいというような話をされておりますけども、ただ、業者は慎重に選ばなくてはならないというのが回答がっております。その後、利用可能なところから要請あたりがありましたですかね。この辺を活用したいというところが。その辺のことをちょっと教えていただけんですかね。何もなかったら、何もないでよろしいです、もう時間がありませんので。よろしく願います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。太陽光につきましては、こちらのほうへ相談があっている分はございません。私のほうに相談があるのは、メガ級ということで申し上げました。ただ、風力発電について要請がっておりますので、今、協議を進めているところであります。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。時間もありませんので、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって、5番、藤澤和生君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時19分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 皆さん、お疲れです。きょう最後の質問になりました。皆さん、どなたも今度は災害対策の質問をなさっております。みんなダブることばかりですが、辛抱して聞いてください。

ことしの夏を思い返すというか、あつと言う間に過ぎましたけども、一言で言えば異常という言葉が、そのまま当てはまりますね。これは、異常気象は当然ですけども、人間のあり方も大変異常でした。福祉施設のグループホームを襲ったあの男は、この世に用のない人間は生きてる価値がないというような考えですね。これは、かつてナチスが優生保護思想でやっていった、あのやり方、あの思想なんですよ。これは私たちのどこにそういう考えが潜んでいないか、弱者を本当に下に見てというような感じがします。

それからしますと、きょうから始まったパラリンピック、私はオリンピックには非常にさめた見方をしていました。まさに、ナチス、ヒトラーがやった民族の祭典、ナショナリズムだけをおおった、あれをプロパガンダにして世界中に、ドイツ民族、ゲルマン民族の優秀さを誇った。あの映画を見られた方はおられますかね。私は中学時代にそれを見てびっくりしたんです。ああいうやり方で私たちも戦争へ戦争へと駆り立てられた。同じような思想が、やっぱり人間の心の中に生きているんだなと。人間に悪魔が住んでいるというふうに思います。そういう異常状態でした。

もう一つ、政治的な異常は、私はわずか2割しか得票率がない自民党が圧倒的な政権党になっております。これも、民主主義のシステムの異常だと、私はそう思っております。いずれはこれは民主的に改革をされていく、そういう方向に行ってほしいなと思っております。

最後に、異常気象ですが、もはやもう異常ではありませんね。これが常態化してしまいました。

昨日、熊日の新生面を見ておりましたら、「沈黙の春」のレイチェル・カーソンが、気候を支配しているのは海なんだと。「われらをめぐる海」というのを昭和20年代の半ばころに書いております。その後、昭和30年代、三十六、七年ごろだったと思うんですが、「沈黙の春」を書いています。大変な世界に対する警告、これは農薬を初め、化学物質の公害、これによって環境が破壊されていく、それは当然自分にも返ってくるんだと。春が来たけれども、花は咲いておっても鳥の声も聞こえない、虫の羽音も聞こえない、自然は沈黙したと、「明日のための寓話」の中でそういうふうに述べております。この化学物質は放射能と同じで、世代を超えて次々に人間を攻撃していくことになる。もっと自然に対する畏敬の念を持たなければならない、人間が自然を

征服するなんておこがましい話だと言っております。その考え方というのは、あの洞窟の中でこん棒を振り回しておった石器時代の考えだと。一步も出ていないというようなことを、レイチェル・カーソンは「沈黙の春」で述べております。

きのう、彼女が書いた「われらをめぐる海」というのを熊日が引いて書いておりましたので、私も。この警告はもう七、八十年前に出されたことですけれども、決して古くない、新しい今日的なことだと。私たちが便利な暮らしを求め続け、そしてCO₂を吐き出し続けた結果、温暖化をして、ことしの夏は気温35度という日があちこちに出ましたね。熊本でも菊池だったかな、そういう日がありました。これは大変なことです。そして、次々に大型台風がやってくる。それから、集中豪雨を受ける。私の村なんかもたびたび孤立しました。これらは全部、人間が招いた結果ですから、人間で何とかこれは克服していかなければなりません。

幸い先日、パリ協定、CO₂協定で、温暖化防止協定で、アメリカと中国の大排出国が批准をしたというニュースが入ってきました。やっとそこまでいったと。だからといって安心はできないんです。まだまだこの異常気象は続くと。それを前提にしながら、私たちはどういう防災対策をすべきか、どういう防災教育をしていくべきか。そのことを頭に振りながら、一般質問に入らせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） それでは、午前中から午後にかけて、お三方の質問と重複はしますが、公共災と農災も含めて、この復旧の見通しというものは大体、時間のタイムテーブルでどうなっているのか。そして、総額が幾らになるのか。

私がこの通告をしてから、町長の提案理由が出てきました。これに、私が今言ったようなことの金額については大体明示されましたので、商店街の面も含めれば152億ぐらいになるのかなど私は思います。町長の提案理由に出されているのは、それをそのまま足し算すると149億2,000万の総被害額だと。実際はそれ以上だろうと思いますね。数字にあらわれない面もありますから。この町が受けた打撃というのは、恐らく160億、70億じゃないかなと。あえてこのことを聞きますのは、やっぱりトータルとしてどういう規模の被害であったかということ、この放送を通じて町民の皆さんに知っていただくことも大事なことだろうと思って、わざわざ尋ねたところです。

ちなみに、この防災対策、災害対策を含めて、今度の補正予算に私は本当にびっくり仰天しています。災害復旧費中心に57億6,000万の補正ですね。追加をしたということです。我が町の総一般会計予算が203億9,900万、約204億円になったということです。ずっと百二、三十億で推移しておった一般会計です。

合併直後でしたか、160億、あるいは170億という年もありました。これは旧町村が持ってきた事業をそのまま継続しますから、行政の継続の原則から当然、そこで切り捨てるわけにはいかない。そのままそっくり合併町が引き受けて事業を進めたということで、二、三年は160億とか170億でしたけれども、その後はずっと百二、三十億で推移をしてきている。200億近くあった借金も89億まで減った。去年の経常収支比率は前年度より少しよくなって、84.1ぐらいまで下がってきておったところに、びっくりするほどの大災害でした。

地震は避けることができませんが、さっき言いましたように豪雨災害、異常気象というのは、私たちが招いた結果です。レイチェル・カーソンが、全ては人間が招いた災いなのであると、そういうふうに言い放っております。

そこで改めて、これは坂口課長のほうからお答えいただいたほうがいいかな。全体として災害復旧に時間的にどれくらいかかるかということです。それをまず聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま、今回の大規模地震、それから豪雨災害のタイムスケジュールということでお尋ねがあったところですが、まず公共災につきましては、今年度に全ての事業費を計上するという計画で、今、計上をしているところでございます。

農林業のうち、林業災につきましては、今年度2分の1、来年度に2分の1の工事費を計上しながら復旧事業を行っていくと。ただし、農災につきましては、これは3カ年程度かかるというふうに見込んでおります。その3カ年の配分というのはまだ決定はしておりませんが、今年度を含めて3カ年程度見込むということで、完全に発注を終えるのが今年度含めて3カ年間は見ていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 農災は、農地が1,768件、それから、施設が1,133件だったと午前中の答弁ではそういうふうに聞きましたが、いずれにしても金額としては、農災だけで85億でしたね、藤島課長。これを3カ年でやると。ことしも含めてだな。

時間がたてばたつほど、農家の人たちの心がしぼんでいきます。これはそういうふうにならないように、希望を持たせるような進め方をやる。これは来年度やってしまいますというのが一番でしょうけど、これは物理的に無理でしょう。査定も必要だろうし。査定が12月いっぱいまでくらいかかるかな。そのため、今度、新しく要員をふやすということで条例も出とるようですが、いずれにしても、これはスピード感を持ってやってもらうということ。

これで大事なことは、この前、私は臨時議会で尋ねておりましたが、農災についての自己負担というのが当然出てきますね。その中で、設計費ぐらいは町が見れないものかというふうに尋ねておりましたが、その辺の結論は出ましたか。これは町長に聞いた方がいいでしょう。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 負担金分担金条例で行きますと、激甚災害指定を受けておりますので、激甚災害指定を受けた場合のことを申し上げます。工事の負担率についてはまだ最終的に積み上がって査定が終わってからでないとは難しいので、参考程度には言えますけども、これは今回の場合伏せておきますが、測量設計費のほうは、査定額の2%、要するに100万円の工事費、100万円かかったときに2万円が地元の負担になるという形になります。

今回の場合は、地震災害、それに地盤が緩んで水が入って、そして崩れたという震災関連でありますので、できるだけ、自治体もそうですけども、地域住民に負担がかからないようにというのが総理のほうも国のほうも言われていることでもありますので、震災関連であれば、そこ辺の負担軽減をぜひお願いしたいということで、測量設計負担金については、うちの支出の50%ぐらい

と。例えば査定額の10%で測量設計委託を外注するんですけども、その半分ぐらいが補助金になります。その半分の中で2%をいただくという話になりますので、できるだけそれを軽減してもらおうように、補助率50%ぐらいということではなくて、これをできるだけ100%に近くという運動を、まずは国のほうには宇城と上益城の関係市町村で要望活動を行いました。震災並みのというのをまず行いました。その後、激甚の指定が8月初めにありましたので、激甚指定を受けた下益城の美里町と上益城郡の各首長で、まずは九州農政局から要望活動を行おうということで、先日行ってまいったところであります。それから、また、国のほうにも行って、その辺の要望をきちんと、この町の実態を伝えて、是が非でも100%近い補助率を獲得したいということで、今、考えております。だから、結果的には測量設計負担金のほう、地元のほうをゼロにするように、今、活動をしているところであります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これは国に対しての要請ですよ。だから、あくまでも国の裁量に任せるということで、それがならなかった場合、ゼロということはないでしょうけども、その残りは町が負担する覚悟があるかどうかというのを、この前、私、尋ねたところですが、どうでしょう。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 従来からいくと、これは一般財源で残りは対応してました。これは、財政調整基金の取り崩しだとか、そういうことで対応をしていた。激甚災害の場合はそれが普通のだったと思いますけども、今回の場合は、財政のほうに今、私が指示しているのは、まず農地の災害に、もしも国のほうがつかないであれば起債として、起債は、借金は借金でありますけども、交付税の対象にはなってくる部分がございますので、そういうことでうちのほうの負担を軽減しようということは考えております。そしてまた、負担金分担金条例という縛りもございまして、その辺でまだ確実なことは言えませんが、極めてゼロに近いような地元の負担、測量設計負担についてはゼロに近いことで提案をいたしたいと。条例改正のほうからしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） いずれにしても、限りなくゼロに近いことを考えていくと。財政調整基金でなくて起債で賄えると。起債ということになれば、もちろん一定の額で交付税で返ってきますが、それとは別に、坂口課長、これだけの災害を受けたわけですので、特別交付税というのは今度は国のほうでは考えないものかどうなのか。もろもろの災害関係で補助金あるいは助成金というのが出ますけれども、それに加えて特別交付税という論議はあってませんか。県の地方課あたりで。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今回のこういう町の負担額が非常に大きい、こういった大規模災害の場合は、国のほうがいろんな補助率の増嵩ですとか、そういったことで見るわけですけども、今御指摘の裏負担、これについては特別交付税のほうで措置をするということで、各種いろんな

町の事業の町負担分についてはそういった方針を示していただいております。

ちなみに、63災のときに、特別交付税、前年の1.5倍近くの金額になっております。今年度もそれが果たしてどうかということは言えませんけれども、それに近いような数字にはなるのかなということで、今、試算をしているところであります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） もろもろの財源を総動員して、なるべく農家負担をゼロに近いようにしてください。少なくとも設計費ですね。まず、設計費のハードルが高いと次に進めない。査定も受けんでもいいということになる。そうすると耕作放棄地も出てきますが、2次災害の要因にもなってきます。あぜが崩れたまま、田んぼが流れたままということであれば、次々にまたドミノ式に、棚田地区ですから被害が大きくなっていくということです。そういう意味からも、ぜひともそこは財政を総動員してやっていただくということをお願いしときます。

それから、これをなるべく短い期間内に公共災も農災もやり上げるというのは、これはどこだって同じことですが、この要員を今度何人と言いましたか、3人、専門職を一時的に一定期間雇用するという条例が出ています。どこにどう張りつけて、チームとしてどれくらいの要員を確保していくのか教えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 全体の要員の確保につきましては、また後で農林振興課なり、事業担当課から説明をさせたいと思います。

まず、要員確保で、おっしゃった任期付きの採用ということで、来年4月からの採用を目指して今回の定例会に条例制定をお願いしているものでございます。3名程度ということで、今、計画を進めてるところでございます。議決になれば、早速募集のほうに入っていきたいということを考えておるところでございます。

なお、今回の補正予算には、また3名の別途、民間コンサルからの人員を業務委託という形で、査定ですとか、発注の支援業務というようなことで、これは農災の支援ということで計上させていただいてるところでございます。こちらまた、補正予算の説明の際に詳しく御説明いたしますけれども、その民間の3名は来年の3月までということでございます。私が冒頭申し上げました任期付き採用職員は来年の4月からということで考えておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。現在の作業の状況を少しおつなぎしておきたいと思いますが、現在、地震災害の査定業務を、農地災害、それから、林業災害含めて進めておりまして、これが9月いっぱいかかる。その後、発生しました豪雨災害につきましては、現在、現地の立ち会いを含めながら、コンサルに測量設計を委託しているところでございます。

農災につきまして申し上げますと、査定前の現地調査ということで、現在2名張りつけております。それから、設計書の協議を、これから3名でまた随時並行して行う。そして、10月から、いよいよ査定業務を12月いっぱい進めるということで、ここには3班編成で各2名ずつ、6名をつけたいと思っております。それと並行しまして、12月末の査定業務を終了するに当たり、補助

率の増嵩手続が必要になりますが、その字切図の作成を並行して4名、そして、査定終了後の設計書の修正を3名、補助率増嵩を2名ということで、最終的に、これはマックスでございますが、最大20名ぐらい必要かということで検討しております。

職員におきまして、現在、農政係が4名、それと振興課のほうに以前タッチしておりました職員が2名ほどございますが、林務も、それから農政係も、林業災害復旧と農業関連災害の施設災害復旧のほうに手をつけておりますので、ここは季節的にできるだけ対応させたいということでは思っておりますが、先ほど総務課長からありましたように、一般の民間からの技術者を3人お願いし、その後、自治法派遣の職員を派遣しておりましたが、これが4月の地震のほうに全部派遣されておまして、なかなか見つからないということで、現在、土地改良連合会のほうに派遣依頼をしているところでございます。

また、庁内においても横断的に、過去に農地災害等にかかわった職員等については、この字切図作成等につきましては、時間内外含めて必要に応じて横断的に協力をさせていきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 20名ないし、場合によってはそれ以上のチームになっていくということだな、事業次第では。大変でしょうが、とにかくスピード感を持ってやっていただきます。この字切というのは、これが一番、ある意味では面倒なのかな。いろんな私権も絡んできますからね。わかりました。もっともっと聞きたいんですが、時間がありません。

それでは、簡単でいいです。企画課長、この総合計画と今度の災害復旧との関連はどうなっていくのか。きちんと整合できるのか。中には、総合計画をどこか落として、これを集中的にやれという意見もあるんですが、その辺はどう考えますか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 総合計画につきましては、町の最上位計画ですので、言葉の多い少ないは別にして、全ての政策を網羅しております。もちろん、今回の防災も言及はしてあるわけでございます。ただ、これほど広域、大規模な災害を想定していなかったことは、さきの質問でも答えたとおりであります。

それで、これについて、近隣の町村も、それから、全国的なこれまでの震災地を含めて考えますと、基本計画を見直したところもあります。それから、もう一つは、総合計画とは別に、復旧・復興計画、これを総合計画にきれいに重ねて、はみ出したところもそれで位置づけるという計画をつくってるところもございます。私どもとしましては、復旧はよその、下がたの自治体に比べれば少し小そうございますが、やはり復興・復旧プランというのをつくっていきながら、総合計画ときれいにリンクするような形で考えていったらいいんじゃないかというふうに思います。

それから、先ほどありましたように、実施計画では、財政計画では135億がおっしゃるとおり203億9,000万になるわけですので、財政企画と実施計画の整合性をどう図っていくかは大きな課題だと思います。まだちょっと農災も公共災も、ほかの災害を含めて、それから、生産基盤はもちろんですけれども、いろんな住民の福祉の問題や、それから、住民自治の自助や共助の話も、恐

らくプランの中には入れていく必要があると思っておりますので、その辺の検討期間はいただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 基本計画にこれをマッチングさせていくという手法というのが、私は一番現実的だろうと思うんですね。熊本市がM I C Eの商業施設、大規模商業施設、これについては見直しをしないと。粛々とこの計画を進めていくことが復興につながるんだというやりとりがあったようですが、私もそれには同感だな。町の根底からひっくり返るような大災害ではありませんので、これにはやっぱり創造的な復興ということ、地方創生をさらに、これによって、逆にこの機会に強化してもらおうという考えで進めてもらいたいと思います。

それでは、防災のことで、教育委員会、この前、防災教育について私は聞き漏らしました。時間がありませんので。これは総務課も聞いておってください。午前中もいろいろ防災計画、あるいは防災マニュアルのことについてお話がございました。

私はここで、私の友達や、あるいは私の子供たちが、きょう午前中に出了たようなヒューマンネットワークにお手伝いに行ったりして、いろいろ話を聞いておりますと、バリアフリーよりはもっと進んで、私はやっぱりユニバーサルな考えで、今後は避難所あたりも考える必要があると。しかし、やっぱりですね、どこもここも町が行って、すべてのところに対応するということは難しい話ですね。だから、この前、私が申し上げたように自助努力が、まず。

私のことを言って何ですけれども、この前、集中豪雨で大変な被害をうちの村は受けましたけれども、自分の感性、そういうときは感性が働くんですよ、私のような鈍い人間も。川の音が変わってきました。これはおかしいなと。そしたら、地響きがし始めましたね。大きな岩石が流れ始める。最初、川の水がふえるときは、非常にざわついて、騒音が入ってきます。私の家は川のすぐそばですから、暑いですから、網戸一つで休みます。直接入ってくるんですよ。これがある程度ふえてくると、そのざわめきが少しおとなしくなる。これは随分ふえてきたなと感じる。それ以上になると、今度は地響きが始まる。地響きが始まって私はびっくりして出てみたんです、夜中にですね。そうしたら、家の軒先まで水が来とったということです。

これなんかは、私どもは経験則で、みんなそれぞれの地域の人たちは、自分の地域はどこが一番危ないのかということが一番知っています。だから、ハザードマップもそういう経験を重ねたハザードマップを、地域の人から聞き取りをしたハザードマップを独自に町がつくるべきだろうと思うんです。県がつくっているんですよ。ちょっと外れてる面があります、ハザードマップのですね。今度、県がつくったハザードマップ、町がつくっておりますかね、そのハザードマップと今度の災害の状況と整合させてみてください。重ねてみてください。ずれがあるのか、なかったのか、それをですね。今度は沢という沢が全部災害要因になりましたから。小さな沢が一番大きな土石流を起こしたことが多かったんですね。そういうことをひとつ、これは提案として言っておきます。

だから、この前、岩手からおいでた方の話で、これをシステム化してやっておると。それは私は立派だと思うんです。特に都市部あたりはそういうシステム化をして伝達、あるいはお年寄り、

障害を持つて人たちにどう対応するかというのは、非常にマニュアルがあって、システム化されています。

しかし、あちこち点在する集落では、それは通用しない。というよりか、マニュアルやシステムというのは、みんなの頭の中に、体の中にあるんです。だから、隣のばあちゃんはどうしてるのかな、先隣のじいちゃんはどうかだったのかというのがみんなの頭にぱっと来ますので、常日ごろ、誰が車を飛ばしてそこに行くかというようなことをすべきだろうと思うんです。

この前、災害のとき私が感心しましたのは、随分離れたところに軒家があって、そこに90近い女性がおられます。私たちが公民館に避難して、行ったときには区長がその人に電話をして、物すごくきょうは雨がひどいと。だから、外に出ると危ないから、家の中にじっとしときなつせと、さっき電話したと。電話だけでも安心ですね。一夜明けたら、そこの周りは立木の山ですよ。そして、夜中に連れに行こうかなって思ったけども、行かなくてよかった。道はずたずた。行ったもんが被害に遭うほうでした。土石が山のように、文字どおり山でしたよ、土石の山。そこまで行くのに幾つもハードルがあって、とてもその日には対応できなかったんですね。そういうことで、電話一本できちんとコミュニケーションを図りながら防災もできるという一つの例じゃないかなと思います。

それから、ぜひ、これは執行部のほうにお願いですが、学校をヘリポートに活用できるように、電線の張りかえ、そういうのを含めてお願いをしておきたい。私の地域にヘリが2回来ました、防災ヘリと消防ヘリが。道はずたずたでだめですから。白糸第三小学校の校庭におりたわけですが、あそこでもかなり難儀するんじゃないかなと思います。とにかく電線あたりを張りかえるだけでも、閉校した学校がヘリポートになるんじゃないかというふうに思います。

そこで、教育長、防災教育について、子供たちの生活作文を読みますと、この震災を通して子供たちの内面に確かに変化が起きましたね。そしてやっぱり、他人を思いやる、その気持ちが、自分がそういう怖いものに遭って初めて、益城の人たちの怖さというのが想像できたといいますね。ついでに言いますと、そのとき、その子が書いておったのは、いわゆる同和地区に生まれた子が、どうしてここに産んでくれたかと、親にそういう抗議をした。その子の気持ちが自分に想像できなかった。震災を通じてそういうことも自分には少しわかった気がするという意味の作文を書いておりました。

非常に私は感銘を受けましたけれども、常日ごろ防災というのは、まず自分の身の安全を図るということも大事ですが、他人をどうサポートするかということが大事だろうと思うんですね。それは、他人に対する想像力、思いやりですね。その辺のところはどうなのか。私は子供たちにはそういった想像力が今度は生まれたんじゃないかなと。いや、生まれたと私はそう思います。幾つかの生活作文を読んでそれを感じましたが、教育長のほうはどうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） お答えしたいと思います。まず、これまでの山都町での学校での防災教育、以前は防災マニュアルをつくるどころまでの状況でした。以前の防災マニュアルというのは、あくまでも何かが起こったときにどういう手段で逃げるのかとか、そういう火災からの避

難、地震のときの避難、不審者等に対する避難とか、そういうものがこれまでの各学校での防災マニュアルの中身でした。

それで、本年度になりますけども、山都町が県の教育委員会の指定を受けまして、防災教育に取り組むということになりました。その研究推進校が矢部小学校です。矢部小学校が拠点校になりました。それで、矢部小学校はもちろん拠点ですけども、そこだけでやればいい中身ではありませんので、町内の全小中学に。町の学校教育の努力目標というのがありますけども、その中に、全ての学校で防災教育の推進と入れました。そして、そのやさきの今回の地震でした。

それで、まず始めましたことが、今回の熊本地震をどう教訓として生かしていくのかということで、これまであった防災マニュアル的なものを見直して。まさに防災教育なんですよ。そのことで、それぞれの学校で見直し、そして、その中身づくりを始めたところでもありました。

先ほど議員さんから、今回の子供たち作文ですね、本当に生活作文の中に今回の体験をもとにしたものがたくさんありました。それで、その作文を受けながら、課題もたくさんありました。これまでのマニュアルであるとか、訓練であるとか、そういったものが机上のものであったのかということ。そして、全ての子供たち、職員、家族、地域が震災を体験してますので、そのことがまさに重要な教材であるし、生きた教材になると。そういったところから今、出発をしているところです。

そして、子供たちの作文の中に、本当に家族とのことであるとか、地域の人たちとのつながりであるとか、それがたくさんありました。それぞれの学校で今、その作文をもとにしながら、自分たちの学校の防災教育の中身づくりに生かしていただいているところでもあります。

そして、やっぱり子供の暮らしや、子供の姿が見える、そういう中身づくり、それをせんといかんだろうと思ってます。そして、特に大事にしたいのは、これは矢部小学校だけではないんですけども、それぞれの学校で同和教育の積み重ねをずっとやってきています。ですから、そこに防災教育の見直しをする場合に、中身づくりをする場合に、人権という視点をきちんと入れていく。そして、防災教育の中身づくりをしていく。そのことを今、進めてるところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） もっと詳しくやりとしたいわけですけども、時間がありませんので。今の最後の言葉のように、やっぱり人権の視点が抜けてしまうと、生きた防災教育になりませんね。お年寄りのこと、あるいは遠いところに住んでいらっしゃる誰されのことというのが、そういう想像力が働かない。それが同和教育で培ってきた感性だろうと思うんですね。村に生まれた子供が苦しんでいるのを、自分がどれだけわかっておったんだろうか、想像力が働いたんだろうかということを書いておった子供に、私はこの町の同和教育の確かさを感じたんです。

それで、保育所問題に、もう時間がなくなりましたが、入ります。

改めて課長に、この間、課長が名称問題でいろいろ説明しましたが、私はまるでアイドルグループの投票システムみたいな感じを受けておったんで、まず、きちんとした、この保育所の設置理念を聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 行政報告のほうで、今回の統合保育園の名称につきましては、公募によるということで御報告申し上げました。今現在、子育て支援センター、病後児保育室を併設しました統合保育所のほうを矢部同和保育園隣の広場のほうに現在建設中でございます。

その新たな統合保育所の理念ということでございますけれども、これまでの矢部同和保育園が広めました子供同士のつながり合い、ともに助け合って生きていくという共生の考え方、その中で、教育的な視点にわたって全面発達を図っていくという同和保育、同和教育の理念につきましては、名称は変わるかもしれませんが、新統合保育園においても引き継いでいきたいなと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） つけ焼き刃で急に勉強してきては十分ではありませんね。

まずは、保育所というのは何なのか。就学前教育の場なんですよ。それはわかっただけでしょう、就学前教育。そこで全面発達を図っていくって、この考え方、この方法論をとってきたのは同和保育所なんですね。熊本県で真っ先にそれをやってきました。だから、就学前教育、保育が就学前教育ということは、最近、国会でもやっと使われ始めました。待機児童の問題で、あるいは最近の各党の政策競争の中で、このことが一番、今、前面に出てきたんですよ。子供に投資をする。保育というのは就学前教育なんだと。全面発達をここで図っていく。

全面発達を図るといっているのはどういうことなのか。ここであなたとこのやりとりをしておくと時間がないので、私のほうからも言いますけれども、先ほど出ましたような子供の感性、他人のことを思いやる、そういう感性を育てていくんです、全面発達させることによって。自然とかかわる、自然との共生、他人との共生、共生という言葉は簡単に言われますけど、もっと深い意味があるんですよ。さっきのレイチェル・カーソンの話ではありませんが。

カーソンの随筆に「センス・オブ・ワンダー」というのがあります。子供が自然の中で、自然の中は子供にとってとってもわくわくする、そういう世界なんですよ。その中で子供は育むべきだと、この人は海洋学者なんですけども、しかし、教育論においても一家言を持った人、作家でもあったですから、そういうことを書いております。自然とともに生きる。自然を征服するんじゃない。自然を征服する、自然を克服するというのは、他人を克服することになるんですよ。ともに生きるというのは、相手を尊敬することでしょう。相手の尊敬からしか始まりません。

私は、きょうから始まるパラリンピックには、自分の可能性の限界に挑戦するあの人たちに拍手を送って見たいと思っているんです。さっき言った、その前のオリンピックは、これはナショナリズムの高揚の場になってしまったような気がしますから、私は余り浮いた気持ちでは見られませんでした。本当に一人一人は自分の可能性の限界に挑戦するわけですけども、それと随分変わった内容だなと、今度のパラリンピックは。

そういう子どもたちを、保育所は育てていく。その理念をつくったのが同和保育所なんですよ。その理念が生きるような名前でないといかんわけですよ。ただ、あなたが言っているのは、単なる一般論の名前。みんなから好かれるような名前ということは一体どうなのかということですよ。

理念も何もない。AKB何とかのセンター投票ならばそれでいいですよ、人気投票ならば、あなたがこの前説明したような説明でいいですよ。

同和保育所の同和という名称は何でつけたか、ちょっと聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 今現在の矢部同和保育園、昭和57年にできたかと思っております。なぜ同和保育園とつけられたのかということでございます。

つけられた当時、地域の方々にいろんな名前の候補が上がったと聞いております、光とかですね。当時、水平社宣言の「人間に光あれ」からとって「光」、「やまびこ」等の名称が上がりましたけれども、一応「同和」という名称をつけて同和保育をしていくということで、同和保育園ということで、地域の住民の熱い思いで名称がつけられたかと思っております。設立の理念といたしましては、親の就労の保障と解放の担い手となる子供を育ててほしいという願いのもとで、同和保育園が設置されたものと認識しております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） もっと深く勉強してください。同和保育所というのは、いろんな名称が上がりましたが、最終的になぜ同和としたかということ、同和教育の理念を持った保育所なんだと。同和教育というのはどういうものかということから説かねばなりません。これはとても時間がない。さっきから出ておりますように、他人のことをおもんばかり、逆境にある人のことを自分に重ねて考える、そういう感性を幼児のときから育てていくということなんです。だから、同和教育でやるわけだから、名は体をあらわすで「同和」とつけたと。

それに違和感を持つ人がおる。今もおります。その違和感を持つということは、やっぱり偏見があるということでしょう。それがなければ、同和とつけようと、自然につけられたものに、とやかく言うものはないわけですから。それを、違和感がないように、これが普通名詞になるように、この町の同和教育も、あるいは同和行政も進めていこうと、そういう考えだったんです。だから、同和という名称をつけたことが、一つの普通名詞になしていく、偏見をなくしていく大きな指標でもあったわけです。それが普通名詞になったときに、この町から偏見がなくなる。

できたときは、あそこにやると間違われると言われた。ところが、実際の保育活動をみんなが評価して、毎年毎年断るのに大変だった時期がずっと続いたんですよ。中身がすばらしかった。今言ったように、他人を思いやりながら、そしてそこで全面発達をする手だてがなされていく。そういうのをやることによって市民権を得てきました。そして、あそこにやると間違われるなんて言う者はいなくなりました。後では、うわ、同和保育所にやるとるかいた、うらやましいなど言われるようになってきたんですよ。いまだに偏見を持っているのは、やっぱり差別心がそれを言わせていることなんです。

もともと同和というのは、いつかも話したと思いますが、同胞一和ということからとられたとも言われております。これは、同和という名称は、昭和と並んで年号の候補になったんですよ。今、昭和時代といいますが、ひょっとすると昭和時代は同和時代だったかもしれません。あの時期に同和というのが、その時代を象徴しとったような名称ですから、大企業でも同和火災とか同

和工業とか、同和とついたのがたくさんあるでしょう。昭和になると、昭和石油とか、昭和何々という時代の元号の名称が大企業についております。ですから、特別に偏見を持つことでも何でもないんですよ。それをわざわざ偏見持つというところがおかしい。

だから、それを打ち破るためにも、あるいはそういう偏見をなくすためにも、あえて同和とつけて、そしてここで子供の全面発達を図っていこうと。そして、この同和保育所の同和という名称が普通名詞として町民の皆さんに受け入れられるように、そんな同和教育、社会教育をやっていこうということだったんです。その辺のところ、私はこの前、あなたの説明を聞いておって、残念だなと思っておりました。

これは、今後の保育行政全般にかかわることなんです。きちんとした理念がないと。保育所は単なる子守所じゃないですね。同和保育所ができるまでは子守保育でした、はっきり言って、実態は子守保育でした。

同和保育所が本当に一人の人間として受け入れて、だから、障害児保育もここから始まったんですよ。そして、長時間保育もここから始まりました。あなたがちょっと言いました親の仕事保障というのはそういうことなんです。親が安心して仕事に行くことができるように、朝早くから預かって、夕方まで延長保育をします。これは同和保育所から始まったことなんです。

そういうことで、単純に、事務的に、ただ名称募集と、この間のあなたの考え方で募集してもらっては、私はいかがなものかと思って、わざわざ聞いたところです。

この同和保育所、今度は統合保育所になりますが、その設置理念を、町長どう思いますか。世間では民間保育がいっぱいふえてきました。それをあえて公立保育所をつくるわけですが、基本的な考え方を聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 現同和保育所の基本理念というのは、子供の育ちを見ながら確立していったものだと、私は思います。最初からあるものじゃないと聞きました。そういう中で、子供たちの背景にあるものをよく見るようにして、子供たちを注意深く見るということが一番大事であるということを本当に教えてもらったと。よく見て、そして、育ちを保障していくということでもあります。これは学校教育でも全く一緒なんですよね。だから、同和教育ということも言われてきたんだというふうに思います。

やっぱりこの基本理念は、今の公立保育所の保育士さんたちにきちんとならなくてあります。本当に最初はきつかったということでもありますけども、これが本当の保育のあり方なんだということに目覚めて、今の保育士さんたちは一生懸命やっつけてらっしゃいます。やはりそういうことを、子供たちの育ちをよく見る、子供の背景をよく見て育ちを保障していく、これが基本理念にあるべきだと。当然のことですが、そういう思いもありますし、統合保育所においてもその理念は変わらないというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） これをもって、12番、中村益行君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3 時20分

9 月 9 日 (金 曜 日)

平成28年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年9月5日午前10時0分招集
2. 平成28年9月9日午前10時0分開議
3. 平成28年9月9日午後3時11分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第5日）（第3号）

日程第1 一般質問

9番 藤川憲治議員

7番 江藤 強議員

2番 藤原秀幸議員

日程第2 議案第60号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について

日程第3 議案第61号 山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第4 議案第62号 平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について

日程第5 議案第63号 山都町税条例の一部改正について

日程第6 議案第64号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤 強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上 聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 工藤秀一

副町長 岡本哲夫

教育長 藤吉勇治

総務課長 坂口広範

清和支所長 増田公憲

蘇陽支所長 江藤宗利

会計課長 山中正二

企画政策課長 本田潤一

税務住民課長 田中耕治

健康福祉課長 玉目秀二

環境水道課長 佐藤三己

農林振興課長 藤島精吾

建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	山本祐一	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	荒木敏久	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） おはようございます。9番議員の藤川憲治です。

質問者も5番目となりますと、類似の質問が多く、特に今回は災害関係に議員の皆様も関心が高く、質問も集中していますが、私も通告をしていますので、重なる点もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

ことしの夏は予報どおり、梅雨明けから大変暑く、8月は記録的な猛暑となりました。一方、スポーツ面では、夏の甲子園大会で熊本県代表の秀岳館高校の準決勝進出の活躍や、南米で初めての開催となったリオオリンピックも、政治、経済が混乱する中、無事に終わりました。この大会は日本勢の活躍が目立ち、メダル獲得総数も過去最多の41個となり、私たちにも深い感動を与えてくれました。勝利至上主義、国家主義、あるいは商業主義に対しては相当な批判もある中で、オリンピック憲章は、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てる、このことを掲げています。

世界に紛争と分断がはびこる中、4年後には東京オリンピックが開催されます。競技とは別に、私が印象に残り、関心を持ったのは、後の質問にも関連がありますので、要点だけを述べさせていただきます。

皆様も御存じと思いますが、南太平洋の島国キリバスの選手は、コミカルなダンスを披露して注目を集めましたね。人口約11万人の国土は海拔4メートル以下で、地球温暖化による海面上昇により将来水没する可能性があり、気候変動に脅かされる自分の国を知ってもらうために踊ったそうであります。ある研究結果によれば、今のまま温暖化が進めば、最終的に海面が9メートル近くも上昇し、現在6億2,700万人が暮らしている土地が水没してしまうとの報告がなされ、日本で影響を受けるのは3,400万人、国別では6番目で、島国日本にとっても人ごとではないと思います。

さて、ことしは、1月の寒波と大雪、4月の熊本地震、6月の梅雨豪雨、8月の猛暑、そして

台風襲来と続き、異常気象と言っているほどの気候の変化に翻弄され、大きな被害、災害が発生しています。先日も、東北、北海道では、台風の影響で死者や行方不明者が多数出ています。日本列島北から南まで、自然災害の多発で被害の拡大に拍車がかかっています。世界的にも、各国、各地域で大きな地震や熱波、大雨洪水と、地球規模での変化であり、この背景には地球温暖化の影響があるといわれています。

安倍政権が打ち出した政策の中に、災害に強い国をつくる国土強靱化政策がありましたが、工藤町政も重点施策の中に、防災、減災のまちづくりを掲げ、その政策実現のため、機構改革などを行い、取り組まれてきました。

町長にお尋ねします。防災、減災のまちづくりについて、もちろんこの政策は一朝一夕になし遂げられるものではありません。町長が就任をされましてから今日まで、その思いと自分なりに成果が上がったと思うこと、そして問題点がありましたら述べてください。昨日、1番議員からの質問に答弁をされていますので、簡潔で結構でございます。

あとは、質問席から通告に従い質問します。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。防災まちづくりということで御質問がございました。

昨日も答えたところでございますが、私の就任時の三つの重点政策は、一つは本町の基幹産業である農林業の振興、それから二つ目が本町の地形的に不利な条件は、過去に甚大な災害で被害をこうむっているということに鑑み、防災のまちづくり、それから三点目が、観光は裾野の広い産業であるということから、本町の多様な資源を生かした観光振興を重点施策ということで進めてまいりました。

そのうちの防災まちづくりでありますけれども、成果という点からすれば、簡潔にということでありますので、一つは、自主防災組織というのは新聞でも大きく取り上げられています。また一番進めなければいけないと私も思っているところでございますけれども、その点については、就任当初が33.5%でございました、組織率が。それが平成27年度末で68.3%ということで、成果は上がったものだと思います。

ただ、近隣の市町村を見ますと100%近い、100%というところも多くございます。ただ、ここを実際調べてみると、組織の規則等を整備したということで組織率を計上しているところもございます。これではやっぱり本当に実態に合ったものではないということで、各地域でその態勢となっているか、そして訓練だとか、実際に動ける態勢になっているか、その辺まで含めていくとそう悪くない数字ではないかなと思います。ただ、これを100%にしないといけないというのは間違いございませんので、100%に向けて、今、鋭意努力をしているところでございます。

それから、機能別消防団ですね。自主防災組織については、例えば火災があったときに補助はできますけれども、実際、この消防活動というのは非常に難しいということでございますので、機能別消防団ということで、実際、消防団の方は若い方で組織されていて、仕事で外に出られていて、昼間火災があった場合などはすぐには帰れないという点がございまして、その対応とし

ては機能別消防団というのがなくてはならないということでございまして、これが平成27年度設立に向けて取り組みを進めまして、今現在のところ、14分団全部に配置がされました。

ただ、総人数とすれば231名で、これを割っていただくと大体わかるように、人員体制として充実していないところもございまして。ここの対応をどうするかということは課題でございまして、まずは機能別消防団ということで、全分団がそういう意識のもとで組織されたということは成果であると考えておりますし、これは本当に敬意を表したい、感謝を申し上げているところでもございまして。

そしてもう一つ、私が申し上げたいのは、下矢部西部地区の地区社協の取り組みであります。これは社協長の努力もさることながら、住民が一体となって協力していらっしゃるということに、本当に敬意を表したいと思っております。福祉委員なんかも、福祉補助員という形の中で、通常、下矢部西部のところでは福祉委員が多分5名だったと思っております。それを補助員という形で置かれまして、倍ぐらいの人数で、お年寄りやひとり暮らし、そしてまたいろいろ事情があつて、そう簡単には避難はできない人等々をサポートしていらっしゃいます。

そして、中でも大きいのが、やっぱりお泊まりの体験をされているということでもあります。きのうも申し上げましたが、お年寄りは着がえるということだけでも相当のエネルギーが要ります。そういうことで、泊まりに出かけるちゅうのは、非常にエネルギーも要りますし、そしてそれだけの気合も要るわけでもあります。それを、必要性を説かれて、そしてまた、それは充実した内容で宿泊体験をされていると。実際、災害も多いところでもございまして、そういう体験をもとに実際の避難訓練と、おのずと避難訓練になっているという体制をつくり上げていっている、そういう仕組みをされていることに対して、これはもう広く知らせないといけないということで、福祉のイベントだとか、そういう総会だとか、ほかの福祉の会合等には紹介をしているところでございまして。

あらあら申し上げましたけれども、そういう実績であります。ただ、先ほど申し上げた今度の地震についても、これは緊急避難場所としては、やはり地震に対応するような場所だけではなく、やはり今度避難をされたところが本当に緊急の避難場所であるということも現実的に考えなければならない。防災計画もしっかりと見直していきたい、そうしなければならないという反省をしているところでございまして。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 次に進みます。

熊本地震につきましては、6月の定例会、その後の臨時会で補正予算も可決し、復旧復興に向けて取り組まれていますので安心をいたしております。

今回は、その後発生しました梅雨豪雨について質問をいたします。

去る6月20日から21日未明にかけての豪雨は、山都町に甚大な被害をもたらし、特に町の南西部が公共災害、農業災害等、件数も多く、被害規模も大きく、あの63年の5.3水害に匹敵する状況でありました。担当課長に被害状況と対応をお聞きしますが、時間の都合上、建設課、並び

に農林振興課については、後で一般質問の項目で設けておりますので、この場合は答弁は必要ありません。

総務課長につきましては、既に平成28年の梅雨豪雨、山都町における被害状況と対応ということで、さきの8月2日の臨時議会において説明を受けておりますので、簡単に述べていただければ結構かと思えます。気象の状況とか、人的、家屋等の被害の概要あるいはライフラインの被害状況、そのあたりのところを簡潔にお願いしたいと思います。後で建設課長、並びに農林振興課長には、質問の中から問うていきたいと、このように思っております。そしてその後、総務課が終わりましたら、山の都創造課、並びに教育委員会のほうに、これも簡単に結構でございますので答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、お答えをいたします。

今回の集中豪雨につきましては、先ほどおっしゃいましたように6月20日の夜遅くから翌21日の未明にかけて、本町に猛烈な雨が降り、甚大な被害をもたらしたところでございます。特に、20日の午前0時ごろには、1時間雨量126.5ミリと、数年に一度しか発生しないような短時間の大雨で、記録的短時間大雨情報というものが発令をされました。雨が降り出してからのも積雨量も本町のほとんどの観測地点で、軒並み400ミリ以上を超える数値を記録いたしまして、この集中豪雨によりまして、昭和63年災害以来ともいえる非常に大きな道路や農地、公共施設等に甚大な被害を受けたところでございます。

幸いにも人的被害はございませんでしたけれども、住家等に床上、床下浸水、土砂の流入など、200件以上もの被災の報告が上がっております。

また、お尋ねのライフラインの被災状況と復旧状況ですけれども、まず電気につきましては、電柱の倒壊等により電線が断線をしたために、下矢部西部地区の三ヶ地区及び白糸の目丸地区が一時停電状態となりまして、23日の夜によりやく復旧となったところでございます。

次に、水道につきましては、水源地の被災等によりまして、津留や瀬峰、日南田、松尾や岩井谷地区、こちらは一時断水となりました。懸命な復旧作業を行ったところでございますけれども、道路の被災等で復旧作業がはかどりませず、6月末によりやく復旧となったところでございます。当該地区の方々には、大変な御迷惑をおかけしたというところでございます。

また、被災当日の21日には、矢部、清和地区を中心に、1,328世帯に濁り水も発生をしたところでございますけれども、翌22日には解消をしたところでございます。

こうした状況に対しまして、6月20日には、豪雨対応の災害対策本部会議を開催をいたしまして、情報収集等、応急対策に当たりました。明けて21日には、早朝より各地区から住家被害、道路、農地等の被害発生情報が数多く寄せられました。特に、道路の寸断により、一時は20カ所近くの孤立集落等が発生するなど、その対応には混乱を極めたところでございます。

6月28日からは、豪雨災害に係る罹災証明の調査業務を開始しまして、今なおその被害調査に従事をしておるところでございます。

こうした中、消防団には、被災当日から安否確認ですとか、救助活動、土砂の撤去作業、土の

うの設置等々、昼夜分かたず被災者支援の活動を行っていただきました。また、山都町ボランティアセンターにおいても、浸水した住宅の片づけや土砂の撤去等、多くのボランティアの方々の支援活動も受けたところでございます。

以上、概略の説明をさせていただきました。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 水道課には問い合わせをしておりますけれども、きのう答弁をされております。全く答弁のあったとおりでございます。どうかひとつ、今後、そういう専門的な技能を持った人を育てていただくようお願いいたします。

あと、山の都創造課、そして教育委員会、ひとつ、今のように簡単に結構でございますので、まず山の都創造課からお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 山の都創造課につきましては、11の指定管理施設のうち、4つの施設が被害を受けました。猿ヶ城キャンプ場、それから緑仙峡キャンプ場、それから青葉の瀬キャンプ場、そしてそよ風パーク、この4つのうち猿ヶ城キャンプ場につきましては、アクセス道路の崩壊もあっておりますので、いまだ休業の状態でございます。あとの3施設につきましては、コテージの土砂の流入等がございましたけれども、すぐに重機の借り上げを行いまして、管理者のほうで早急に除去をしていただきました。また、予算が伴う分につきましては、補正予算のほうで対応して、すぐに復旧をすることができました。総額600万円の被害でございました。

今後、秋の書き入れどきに入ります。行楽シーズンに入りますので、完全復旧に向けて、ちゅうちょなく迅速にやっております。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 観光施設の被害の状況はそういうことでございますので、ひとつ万全を期して復旧に取り組んでいただきたいと思います。

今、少し話が出ましたけれども、猿ヶ城キャンプ場、私も直接行ってみました。なかなか再開というか、非常に厳しいのではないかとというのが私の実感でございますので、この件につきましては、今後十分議論をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では、教育委員会。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） おはようございます。御質問にお答えします。学校施設の災害等ということでございます。

6月20日から21日までの集中豪雨ということで、6月21日は全小中学校を休校措置といたしました。学校に対しましては、児童生徒及び教職員の安否確認と施設の被害の緊急調査を実施したところでございます。

主な被害の状況でございますが、土地関係におきましては、中島小学校北側斜面の崩落及び御岳小、潤徳小、矢部中等におきましては、崩土。崩土につきましては、もう除去が完了しておりますのでございます。

それから、校舎、体育館関係でございますが、といなどの処理能力を超える豪雨ということでございました。先ほどありましたとおり、126ミリという予想だにしない大雨でございましたので、全ての小中学校におきまして、大なり小なりの雨漏りが発生しております。

復旧計画でございますが、中島小学校におきましては、公立学校施設災害復旧事業がございしますので、現地調査を行い、現在、査定設計書を作成中でございます。査定時期におきましては、現在、熊本地震の災害現地調査が実施されておりますので、未定でございます。

また、雨漏り対策でございますが、開設中の学校はもちろん廃校舎も含めたところで調査が必要であると考えております。結果に応じましては、改修工事のほうを計画したいと考えます。

それから、学校排水路の点検、特に高台にございます矢部中学校におきましては、点検の必要があるかなと思っております。

その他、対応関係でございますが、道路災害によりまして運休したスクールバスの代行ということでタクシーを運行しております。これは7月から運行を開始しました。夏休み期間におきましても、平日に限りまして、登校日、プール開放日、部活動に運行しまして、2学期も継続中でございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 学校関係につきましては、今の答弁のようでございますので、ぜひとも早い時期での復旧復興をお願いします。

続きまして、文化財等について、生涯学習課長にお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 文化財、それから社会教育施設等についての答えをいたします。

まず、通潤橋の右岸上流のり面の崩落につきまして、この9月補正予算の成立後に仮の応急工事を施工いたします。これは、これから約2年半にかけて行います通潤橋本体と周辺施設の修復工事が完了した後に、改めて本格的にのり面復旧工事を行うまでの、応急的に行う工事でございます。

また、白藤にございます愛藤寺城跡ののり面崩落がありますが、このうち町道沿いの部分につきましては、愛藤寺集落で自主での復旧をされておられます。また、二の丸のり面につきましては、町文化財補助金、これは補助率の2分の1でございますけれども、これによって対応いたしまして、既に施工が済んでおります。

また、布田神社につきましては、敷地ののり面の崩落、社殿の被災、石碑や鳥居の崩壊などが被害を受けておりますけれども、あくまで事業主が個人でありますために、国の補助がいわゆる間接補助となりまして、これは町が補助する金額の2分の1を国が補助することとなるために、事業主の負担が発生いたします。この金額が非常に高額となるために、現在地権者と協議中でございます。

また、通潤用水等につきましては、文化庁補助により工事を行った2カ所、下井出11号水路で

ございますが、その土手が一部流出いたしました。また、下井出の25号の水路につきましては、のり尻の崩落がありましたけれども、このうち11号水路につきましては、8月補正予算で補正予算確保済みでありますので、取り入れ後のこの秋に改修工事を行います。この25号水路につきましては同じく地権者の負担金額が伴いますので、今後協議を進めていくこととしております。

なおまた、社会体育施設等に少し加えますけれども、中央グラウンドのナイター設備の倒壊や、のり面崩壊につきまして、現在発注しております測量設計の終了後、早急に改修工事を行ってまいります。あわせて、旧下矢部体育館や白糸第2体育館の敷地のり面の崩落、町立図書館裏のり面崩落部につきましては、10月末をめどに今後補修を行ってまいりますこととしております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 文化財等、非常に被害も大きいわけでございますけれども、なかなかこれを右から左に復旧というのは、上部団体との関係もあるかと思っておりますので、ひとつその辺のところは、十分連絡を密にしながら、早い時期での復旧に力を入れていただきたいと、そのように思います。

では、建設課のほうに行きます。全面通行どめについて、問います。

まず、県道横野矢部線です。これはもう県道でございますから、主要道路、すなわち生活道路として欠かせない下矢部西部地区の基幹道路として県道横野矢部線があります。現在、この道路は2カ所で大規模崩落がありまして、復旧のめどが立っておりません。地域を守り、住民の皆様の生活を守る道路であります。町も県と連絡をとりながら協議をされていると思いますが、状況だけを聞かせてください。

また、迂回路がありますが、この迂回路は非常に道幅が狭く、離合するときどちらか一方はバックしなければいけない。しかも落石のおそれもあり、安全な迂回路とは言えません。離合場所の設置や落石防止柵が必要です。地元自治会も陳情要望活動を行っていると思いますが、よろしくお願ひし、なお、この地域は、現在、町道あるいは県道ともに全面通行どめの箇所があります。1路線だけが通行可能で、どうにか地域が孤立せずに済んでいます。早急にこの路線、すなわち北野柚木線の改良工事を終わり、地域住民の皆様の不安を取り除いていただきたい。

まず、この件に関しまして、町長、並びに建設課長、簡潔に答えを述べてください。

そのまま、まず、またバス路線の全面通行どめも一緒に答弁していただいた方がいいかと思っておりますので、質問だけします。そこにおってくださいね。

白小野鶴越線、藤木猿渡線、バス運行路線でありまして、今回、今なお全面通行どめとなっております。住民の皆様には大変不便をかけている白小野鶴越線、そして藤木猿渡線についても、現状と今後の見通しを聞きます。

バス路線といえば、地域の基幹道路であり生活道路として欠かせない路線です。私は、いずれの現場にも数回足を運びましたが、その被災の大きさに思わず足がすくんでしまい、また気分も悪くなりました。現場を見ていただける方は、私と同じ気持ちではなかったかと思えます。

猿渡線については、応急的処置の声もありましたが、本格復旧工事を選択されました。私は大

変い判断ではなかったかと思っております。既に工事着工もされております。

鶴越線につきましては、これは大変大規模な復旧工事になるのではないかとと思っております。この両線の現状と今後の見通しも、建設課長、お聞きします。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 答弁指名します。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 今の御質問にお答えをしたいと思います。その前に、昨日から一般質問でやっておりますが、建設課のほうとしましては、今の現況についてはお話をしておりませんので、まず現況のほうから皆さんにお伝えをしたいと思います。

今回の地震においては、今、議員がおっしゃられましたように、通行どめ等で大変な御迷惑をかけておる地域が数カ所ございます。これにつきましては、心からおわびを申し上げたいと思っております。

また、地域からみんなで協力し合いまして、崩土等、重機を使いまして行っていただきましたことを皆さんに報告をいたしたいと思っております。また、建設業界におきましても、こちらからの指示に対しまして、的確に答えられて、迅速に動いていただきました。それにつきましても、皆様に御報告をいたしたいと思っております。

それでは、公共災の今の現状について、簡単にお伝えをしたいと思います。

地震災についてですが、地震災については101件、うちのほうで発生をいたしました。うちの86件は発注をしております。そのうち、もう22件は完成を見ております。あと残り、まだ査定がございまして、数件残っておりますので、それは今月中にはどうにか終わらせたいと思っております。

来月から、今度は豪雨災のほうに入りたいと思っております。豪雨災につきましては、地方の管理河川としまして、今件数は190件、道路229件、橋梁1件でございます。計の420件。しかしながら、これは工区、皆さん御存じのように、公共の場合には100メートル以内は工区でとることができますので、件数としては420件ですけれども、崩壊箇所としましては1,050件を今確認しておるところでございます。下のほうから職員で手分けをしまして、2週間、3週間かかって、今のところの現状はそういう現状でございます。また、豪雨につきましても、先ほど通行どめの話がございましたので、不便を来しておるところは既に10件、査定前でありますけれども、もう発注しております。その中でもう終わってくるであろうというのが一、二件、先が見えております。

そういったことで、今後としましては、まだ査定の数量等が上がっておりませんので、上がってきたらもう随時、急ぐところは発注をかけていきたいという状況でございます。

一応状況としましてはそういうことでございまして、通行どめでございますけれども、通行どめにつきましては先ほどお話がありましたように、白小野鶴越線、藤木猿渡線もありますけれども、藤木猿渡線は、一応10月いっぱいには完了の見込みを今持っております。

それから、白小野鶴越線につきましては、皆さん、場所を御存じの方おられるかと思っておりますけれども、今の崩壊地に構造物をつくるというのはちょっと困難であろうと。高さも結構何十メー

トルと、100メートルぐらいあるかもしれませんが、それは無理だろうと。そういうことで、山のほうに切り込んで、山を削っていこうということで、今計画をしております。今しておりますけれども、そこは民有地でございます、3名の方がおられます。うち2人は何とか承諾をとられましたけれども、もう一人の方が住所がわからないと。ずっと追っていきましてけれども、ちょっと確認ができないというような状況でございます、今、家庭裁判所に、財産管理人の選定をしてくださいということで申請をして、司法書士の方に委託をしまして、その準備をしております。それができましたら、発注する準備は、こちらのほうとしては整っております。

橋梁も1本ございますけれども、橋梁についても、上がってきましたらすぐ発注する段取りはつけておりますので、よろしくお願いをしたいなと思います。

通行だめにつきましては、今言いましたように、鶴越線ほか5路線ほど今大変皆さんに迷惑をかけておるところがございます。今申し上げましたように、そのうち2路線は鶴越線、それから藤木猿渡線につきましては、そういうような状況でございます。

県道、それから横野矢部線でございますけれども、実は下矢部のほうからも二、三日前に私のほうに来られました。言葉数は少ないんですけど、皆さん一つ一つの言葉は大変重みがございまして、これはやっぱ急いでせにやいかんなということで、先々日ですか、県とも係長のほうと相談をいたしました。県の回答としましては、今、調査工法、調査をして、工法について今検討を図らにやいかんのということで、まだ時期的にいつごろになるという回答はいただけませんでした。そういうことですので、私のほうとしましては、なるだけ急いでしてくれということ、また随時要望していきたいなとは思っております。

横野矢部線の町道を、今、迂回路として、今村から北川内のほうに回っております。それにつきましても、下矢部のほうから来られまして、先ほど議員が言われましたように、離合箇所が少ないと、危険箇所であるということでございますので、すぐその日に維持係と相談をしまして、現地に行って、離合箇所が設置できるところにつきましては、もう1カ所でも2カ所でも設置をして、皆さんが安全に通行できるように今検討しております。用地がそれこそ民有地になりますので、相談できるところは相談して、直ちにするように今維持係のほうとしておりますので、そういうことでよろしくお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） ありがとうございます。ひとつ、大変な状況でございますけれども、まずもって今課長が言われたとおり、住民の皆さん方の不安を取り除いていただきたい。これが私たちの切なる要望でございますので、困難な面もあるかと思いますが、万難を排して、対策に、早期復旧に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 先ほど、この地域は今のところ、北野柚木線が1本だけ通っているということで、今この線につきましては、改修工事を行っております。国の予算が激減する中で、私は優先して美里町との関係もございますので、ここはひとつ、町長、町長みずから先頭に立つ

て、この道路を早期に開通させるという意気込みを述べていただければ幸いです。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先ほど建設課長から詳しく説明ありましたが、もう一点ちょっと詳しく説明をさせていただきたい点がございませう。

横野矢部線ですね。ここは本当に幹線中の幹線で、ここが大崩落を起こしているということで、大変御心配になっておりますことについては、増永県議のほうにも相談をいたしまして、大至急これをやってもらうように働きかけもしているところでございませうし、ちょうど今村線が迂回になっておりますけれども、これはもう当初から、県のほうも主体となって、迂回路ですから、きちんと整備をしてくださいと、よく注意をして見てくださいということも言っております。

それから、柚木砥用線のことです。これについては約半分が美里町であります。だから、これはもう美里町も含めて、山都町が一生懸命になってやらないとこれは開通いたしません。それで、地元のほうにも申し上げているんですが、美里町にも、くれぐれもお願いをしていただきたい。そしてまた町も、その辺は、こちらのほうがおくれるということじゃあ相なりませんので、しっかりと進めていく、優先的に進めていく。そしてまた美里町にも、町長のほうに働きかけをしていきますということで、地元のほうには伝えてございませう。

そのような方針でやりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） ひとつ、今の町長のコメントのとおり、早急なる対応と美里町との協力関係を強固に結んでいただきたい、このように思ひます。

建設課につきましては、あと時間があれば、少し意見も、また答えもいただきたいと思ひますが、次に進みます。

農林振興課ですね。激甚災害の指定については、きのう十分なる説明がございましたけれども、やっぱり今回は、この農業災害について、非常に町民の皆様も不安を持っておられますので、もう少し、きのう言い足りなかったという点もあるかと思ひますので、このあたりのところを述べられていただきたいと思ひます。

それから、きのう、40万円以下の災害について、質問を、4番議員のほうから質問をされておりますので、私もその辺については確かに関心を持っておりました。この件につきましては、中山間地等直接支払いとか多面的機能支払ということも言っていらっしゃいましたけれども、結局、各集落、あるいは各地域においても、もうお金がないんですよ。結局はやっぱり起債によっての対応を私は期待しております。

そして、私自身もこの法律があるということ、さきの国会陳情のときに初めて知ることができましたので、こういう法律があるならば、もう少しこういう災害のとき、ああ、40万以下はつまらばいたとか、そういうむげに玄関先で追っ払うのではなくて、こういう法律がありますけれども、何とか工事ができるように鋭意努力をいたしますのでというような、本当に被災者あるいは被害者のサイドに立った受け答えをしていただければ、非常によかったかと思ひますが、やっぱり窓口で、はい、40万円以下はだめですよ、そしてまた現地調査に行っても、はい、これは

40万はかかりませんよと、そういう玄關払いをするようなことではなくて、やっぱりもう少し丁寧な説明、そして被災者、被害者を納得させる、このことが大切ではないかと思っておりますので、もうこれは答弁は要りません。きのう4番議員がされておりますので答弁は要りませんので、ひとつこの辺のところを。あと農林振興課に、先ほど申し上げましたことを答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

今回の豪雨災害につきましては、4月の地震災害に加え、激甚災害が2回発生するという、過去に類を見ない、被害額におきましても10億円を超すという甚大な被害となりました。

この豪雨災害におきましては、6月20日、21日の時間雨量も過去最大となりましたけれども、翌日から窓口に農家の皆さんが列をつくり、その申請にお見えになったという状況でございました。

この間、この被害額が10億円を超すような大規模の災害発生時につきましては、1週間以内に国にその被害の概要を報告するというようになっております。また、こういう大災害にあつては、最終報告が3週間以内に行うということで、町のほうも防災無線を使いながら、農家の方々に周知したところでございます。

ただし、この間、町民の皆さんにおかれましては、大変急を要したということと、窓口において混雑したということで大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げたいと思います。

しかしながら、その被害の概要を正確に押さえることができまして、確実な被害状況を国に届ける、その状況の甚大さもあわせて伝えることができたということでございます。この被害額が、最終的に激甚災害の指定を行う場合の推定査定額の算出の基礎資料ともなることから、その正確さが求められ、そういうところに対応したところでございます。

40万未満を含めまして、私も窓口に立ちましたが、そういう箇所が非常に多かったということと、この激甚災害の40万未満の対応につきましては、以前からこの法律等は成立しております。ただし、小規模な災害が連動して起きるということの取り扱いにつきましては、20万の農地災害が2カ所あれば、その距離が150メートル以内であれば、1カ所の農地災害として救われるというような、そういう法律もございます。一応、窓口におきまして、職員には、現場の対応を必ずするようにということで申し伝えたところではございます。

ただ、現場を現在回っておりますけれども、非常にそういうところも多いということで、その対応につきましては、現在、町長等とも打ち合わせをしておるところでございます。

この災害復旧につきましては、現在、職員、それから測量関係のコンサルも含めて現場の立ち会いをしながら、測量設計のほうに向けて随時対応しております。この立ち会いは、最終的に9月の末までかかるかと思いますが、その後にいよいよ査定ということになるかと思いますが、2,000件を超す査定を行うということで、国のほうからの査定官の人員の割り当ては国の立場で割り当てをして参られます。ただし、町のほうの対応がどれだけできるかというのが、非常にこれから不安視するところでございますが、きのうの御質問にもありましたように、民間等の方々

の派遣も含めて、これには万全を期していきたいということで現在準備しております。

しかしながら、査定につきましては、12月の末までかかるということで、これは10月から1週間、毎日5日間続けて行いますが、1週間に200件ずつを行いながら、約14週かかるということで、現在も職員も現場、それから査定用の設計書の打ち合わせ、休日それから深夜まで、非常に頑張っておるところでもございます。

ただ、補助金の増嵩手続等につきましては、この12月までの査定額の合計を国がつかんだ上で判定いたしますので、補助金の増嵩手続につきましては1月になろうかと思えます。なお、この補助金の増嵩手続が終わりますと、補助金の補助率が決まります。ここで改めて工事の金額も決まった上で、農家の方々に負担金の徴収等も改めて行うことになろうかと思えますので、工事の発注については、それ以降になろうかと思えます。

また、40万未満の対応につきましては、この法律の中に13万円から40万円につきましては起債事業として行うことができるということでございます。しかし、一般の災害復旧工事と一緒に、測量、設計、そして工事発注という、こういう手順をやはり同じように踏みます。ですから、13万円の工事を発注する場合も同じように設計を行い、そして現場立ち会いを行い、そして工事を行うという、同じ手間がかかるということで、現在、この事業に取り組みまれております自治体というのは非常に少ないということで、県のほうから御報告もいただきました。

では、その対応をどうするかということでございますが、非常に私も危惧しておりますけれども、町の単独で行っているところもございまして、今回、基金の取り崩しにより、熊本県に510億円の交付がされるということでございます。中越地震のときに、前例としましては、この交付金等を使った災害復旧事業、小さい手直し田作り事業と、これは仮称でございまして、こういうものを行っている事例もございまして、今後、この交付金の流れとか、今後とも注視しながら、できるだけ早急に小規模まで拾えるような、そういう対策を行っていきたく思います。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 農林振興課につきましては、ただいま説明がありましたけれども、ぜひとも町としても、できる限りの負担軽減を考えていただきたい。これが私の気持ちでございます。

今、農家は、非常に有害獣のイノシシとか鹿の対策にも頭を悩ましていらっしゃいます。そしてまた今回の災害ですね。精神的にも大きなダメージを受けています。果たして今後も農業を続けていくことができるのか、あるいは先祖伝来の米づくりができるのか、大変不安を持っておられます。復旧の経済的支援であるところの激甚災害の指定は受けましたけれども、先ほど申し上げましたように、できる限りの負担軽減をお願いし、農林振興課につきましては、もう既に復旧復興のスケジュールあるいは人員体制も含まれているようでございますので、どうかひとつ、スムーズにこれが流れるように努力をしていただきたい、このように思います。

あと、もう時間も押し迫りましたけれども、河川と水路の区別見直しについてということで、項目を通告をしておりましたけれども、この件につきましては、今からちょうど9年前、平成19

年のこの9月議会において、私が質問をしております。河川と水路の区別は見直すのではないかとということで質問をしております。そのとき、当時の課長がお答えしますと。今まで河川と水路の区別につきましては、まだ合併して間がなかったんですが、旧3町村ごとにそれぞれ違っていましたと。それは旧町村ごとに大変災害が多かったので、昭和63年ごろ、この区域を決定したというようなことで答弁をされております。ただ、3町村ごと違うという部分がございますので、今後、農林課とも協議しながら、前向きに検討していきたいと答弁をいただいております。

私自身も、そういうことで、当時の建設課長より前向きな答弁がございましたので、大変安心をしておりました。どうかひとつ、見直しに着手されることを要望いたしますということで、質問を終わっておりますが、このようなやりとりが過去にありましたが、その後、見直しは行われているかということで設けておりますが、課長に聞けば、今回は大分上流地点まで河川で対応するというので、実際に私も歩いてみて、本当に今までよりも上流地点の被害災害についても、災害区域が示されているということで大変安心をいたしましたけれども、できますならばそういうことで、この山都町内の河川の位置図を示していただければ、これはもう後で結構ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、これも同じく建設課長ですが、もう時間もありませんけれども、道路、河川の維持管理についてです。私は、今回の梅雨豪雨の後、全旧矢部、清和、そしてまた蘇陽、そしてまた被害が甚大であった南西部のほう、そしてまた九州山地の山裾を實際、自分も被害状況を見ながら、そして写真に写っているところをくまなく見て回りましたけれども、自然災害の恐ろしさを痛感しながら、今後はますます多発すると予想される災害に対して、やっぱり維持管理というのが大変重要課題になってくるのではないかと考えております。

道路維持費として一億八千数百万の道路と河川に、それぞれ一般財源より支出をされております。このようなことを考えると、やっぱり地域住民の協力が大切であります。地元道路の危険な場所の見回り、あるいは側溝や横断溝の排路、落ち葉や崩れた土で道幅が狭くなっているところがたくさんあります。そういうところの除去、あるいは木や竹の伐採などを大型重機を使わずに整備する地元のパトロール隊や、あるいは維持管理の応援隊などの体制も、ぜひとも考えていただきたい。このことを強く要望いたします。これは、答弁は要りません。

それから、災害への対応ということで、自助、共助、公助の項目を設けております。地球温暖化は確実に進んでおります。異常気象はますます加速します。きのうもおっしゃっていたんですが、海水温度が高くなって、平均気温が今世紀末は4度近く高くなるわけですよ。そういうことで北極圏では永久凍土が解けて、メタンの放出がっております。局地的豪雨によって、自然災害ばかりでなく、都市水没や雷やあるいは稲妻によっての電子機器の破壊に、大変、病院などは、大きな被害が出るかと思っております。自然災害発生地のこの町、いろいろありますね。土砂崩れ、崖崩れ、土石流、河川の氾濫、そして急傾斜地集落など、今回の豪雨災害を見れば、一目瞭然であります。災害への対応が一番重要になってきます。予防、応急対応、そして復旧までの一連の活動です。

自分たちのことは自分たちで、そして我が家の防災計画を立てる。これが自助であります。そ

して、自分の身は自分で守る。そして、自分の身ばかりではなくて、第二には、集落内あるいは地域が助け合って準備をしていく、すなわち共助です。そして第三に、公助として行政機関そのものが対策をつかんでおかなければなりません。

地震、大雨、台風、そのものの発生を防ぐことは、今の、どんなに科学が進歩してもとめることはできないのです。そういうことで、自助、共助、公助の三つがバランスよく機能して、災害を最小限に抑えるため、普段からの防災、減災の意識を高める。いみじくも町長はこの防災、減災を公約に掲げておられますので、その辺のところも、ぜひとも三者が連帯をして、具体的行動をとっていただきたい、このように思います。

あと、自主防災組織の確立と整備については、もうきのう、るる説明がございましたので、割愛をいたしますけれども、今回も消防団には大変お世話になりました。そしてまた、重機等を使って道路の開通をされた集落や地域の方々にも、本当に頭の下がる思いでございました。

また、防災システムづくりにつきましては、この防災計画、防災体制は、時代が大きく変わっております。時代に合ったシステムづくりを行うこと、これが一番大切ではないかと思っております。それぞれ4月の豪雨と6月の豪雨、それぞれ検証をされているかと思いますが、ひとつ、今後とも、防災、減災については、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、9番、藤川憲治君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時09分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） おはようございます。早いもので、9月に入りまして、ことしも残り4カ月を切りました。4月以降、一生に一度、経験するかしないかの体験をする中で、それぞれ多くの町民がいろいろ御苦労されておられることと思います。当たり前の生活のありがたさ、本当に水が出る、電気が来るということを本当にありがたく思っているところであります。

本町を含む、被災された各自治体においても、程度の差があるものの、復旧復興に向けて全力で取り組んでおられます。それぞれの職責において、全力で取り組んでおられることに感謝するとともに敬意を表したいと思っております。

本町でも、今定例会において復旧復興に向けての関連予算が多く出ております。本町の場合は、震災ばかりでなく、6月の豪雨、その後の長雨と、こちらの被害も相当ございました。しかしながら、広い山都町においては、その災害において、地域によって差があるようでございます。おのずと地域住民の考え方にも多少の温度差があるのではないかと思っております。しかし、ここは全町的に、災害の大きさを共有しながら、今一番何に優先して取り組んでいかなければならな

いと思うかを考えていかなければならないと思っています。

発展的復興はもちろんでありますけれども、その前に、現実問題として、地域が、集落が大きくなり傾き始めております。生活環境が成り立たない状況に置かれていらっしゃる方々もたくさんおられるわけでありまして。これをきっかけに、地域、村、町が加速度的に疲弊していくことも予想されるわけでありましてけれども、そういう点からしても、物の見方、視点をあらゆる角度から見ていくべきではないかと思っていますところでありまして。

こういう状況において、執行部においては、多様な意見に素直に耳を傾ける柔軟な姿勢が求められているのではないかと考えています。

少し前置きが長くなりましたけれども、以上のような考えのもとに、4点ほど質問を用意しております。あとは質問席のほうからいたします。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） まず初めに、ちょっと入れかえまして、随意契約のほうから質問に入りたいと思っております。

随意契約の中で、随意契約の考え方と取り扱いについてということで通告しておりますけれども、こちらのほうは、大体執行部も、議会の議員の方々も大体御承知かと思っておりますので、何か少しあれば総務課長につけ足していただいて結構なんですけれども、総務課長、入札のほうは総務課だと思っておりますけれども、随契は、これはどこで行っているのか。それから、28年度、本年度の随意契約は何件あるのか。現時点でも構いません。

あと、どのような工事が主なものか、それをまず教えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それではお答えいたします。

随意契約のまず考え方と取り扱いということからお答えしてよろしいですか。わかりました。

契約事務の執行といいますのは、公正かつ機会均等の理念に基づいてやるということ、それから経済性を確保し得るという観点から、一般競争入札、この方式が原則となっております。しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事務の効率化を阻害すると認める場合には、指名競争入札ですとか、随意契約が認められているというものでございます。

現在、先ほど申されましたように、入札業務につきましては、総務課のほうで担任をいたしております。随意契約によりましては、基本的には、契約原課において起案をされ、その際に必ず総務課のほうに合議を、書類を回すということでございます。総務課では、この際、随意契約となります合理的な理由、地方自治省施行令の要件に該当しているかどうか、それから前例で判断をしていないかどうか等々、それとさらに契約の相手方として、きちんと合理的な理由があるか、そういったことを検証をいたします。

現在、4月からこちら7月末までの工事請負費のみの件数ですけれども、21件の随意契約を執行したところでございます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 随意契約の取り扱いについても説明を受けたところでありますけれども、手元に随意契約の状況の資料もちょっといただいておりますので、その中から2点ほど取り上げながら、本町の随意契約のあり方について、ちょっと見ていきたいなと思っております。

さきの震災で被害を受けた通潤山荘における随意契約についてなんですけれども、担当課長、どのような工事で、金額、それから見積もり業者数、それから施工業者、また総務課長がおっしゃいましたけれども、随意契約の理由、この点を教えてください。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） お答えいたします。

通潤山荘の件につきましては、地震災害後、すぐに調査に入りました。山荘におきましては、空調の被害、それから躯体の基礎の被害等、甚大な被害を受けました。早速、国交省のほうの耐震の専門家に来ていただいて、この施設が大規模改修に当たるのか、そういったところの診断を、普通、今回の震災でいうと赤紙、青紙とかいう判定がありますけれども、その目視による判定をしていただきまして、そして、その中で、もう一回、やっぱり旅館業ちゅうことで、非常に利用者の安全が確保されなければならないということで、躯体工事の専門の技師のほうに見ていただいて、今回の震度6弱には耐え得ることは大丈夫だという判断をいただきましたので、早速、山荘のほうと相談しまして、まずは、キャンセルの対応、そして後片づけ、そういったものをしていただきました。

それに約3週間かかりましたけれども、そういった中で、やはりこれ、毎日毎日、日銭を稼ぐ業界ですので、これ、支配人のほうからも、毎日、できるだけ早く開業してほしいというような要望が出ましたので、まずは、躯体のほうの安全を確認した上で、空調のほうが甚大な被害を受けております4階の大ホール、そちらのほうの調査に当たりまして、エアコン、それから壁の亀裂、そういったものを見積もりをしまして、まずは指定管理施設ですので、指定管理施設のほうで業者の見積もりをしていただいて、それを町に持ってきていただいて、町は改めて見積もりのほうを精査し、そして、今回対応するというのでしました。

商工会のほうからも、観光協会とあわせて、通潤山荘の早期開業というような要望書を出されましたが、これはやっぱり地域経済における影響があるということで、そういったもろもろのことを勘案しまして、早速見積もりをしまして、その総額が、先般議会のほうにも説明いたしましたとおり、1,555万2,000円ということで出ました。早速、その工事契約ということで、6月29日に契約をいたしまして、7月1日から8月31日の工期ということでさせていただきました。

業者の選定については、総務のほうとも協議いたしまして、建築業につきましてはAランク、A2ですね、それからBがございますけれども、その中の最上位ランクの業者さんを選定するというのでさせていただきました。工事は8月31日に無事終わり、今開業をしているところであります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 金額が1,550万、それから、町のほうと相談して、業者のほうはA2以上の業者と随契をしたと。理由のほうは、中でお話されていましてからわかりましたけれども、

いつ発注、6月29日ですか、契約されて、7月1日に仕事を出されたということですが、これ、見ていきますと、6月の定例議会で4月27日に専決ということで報告を受けております。通常、やはりそれだけ急いでいる中では、やはり1週間とか、遅くとも10日うちには契約をして、そして発注をかけるというのが妥当ではないかと思っています。

また、1,500万という金額でございますので、通常、工事あたりにはやっぱり130万あたりが限度かと思っておりますけれども、考えられない金額の中での随契でもありますので、そのあたりの、緊急を要するというのであれば、やはりちょっと期間があり過ぎるのではないかと。それだけ期間があれば、競争入札の手続ができたのではないかという感じも受けるんですが、その点はいかがですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えしていきたいと思えます。

時間がかかり過ぎたのではないかとございまして、これにつきましては、やはり本体の躯体にかなりのダメージを受けておりましたので、国交省のほうからは、目視の判定で大丈夫だということは聞き及びしておりましたけれども、やはり利用客の安全が大事でございますので、やはりここはもう一回、構造計算の専門家に見ていただいているということが大事でございますので、そこらあたりの手続に時間がかかったということがまず第一でございます。

それから、この災害を受けて、業者さんもそれぞれ対応しておりますので、今回も実際に工事をしてわかったんでございまして、契約をした後に、工期の延長とか、そういったものの願い出が出てまいりました。なぜかといいますと、人員の確保、それから資材の確保、これは非常に今は厳しくなっています。これは今後、もっとも厳しくなっていくわけでございまして。先般も新聞報道のほうで、南阿蘇村の仮設住宅もおくれているというようなことがございましたけれども、そういった情報を事前に得ておりましたので、これはもうできるだけよそよりも早くやりたいということがありましたので、そういった業者の選定もさせていただきましたけれども、その間についての期間がかかり過ぎたということは、私も多少そのことは反省しておりますけれども、しかし、やはり一番大事なのはお客様の安全を確保すること、これが一番大事ですので、その担保がとれない限りは着工には至らないということで、支配人のほうともそのやりとりをかなりやったわけですが、そこは理解いただいて、着工にこぎつけたというところで御理解いただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） ちょっとわかりにくいんですが、要するに、躯体工事の調査と安全確保ということですが、私が言っているのは、その期間が相応にあるんで、競争入札の手続ができるんじゃないかと。すぐに工事に入れと言っているわけじゃないんですね。

課長、ちょっと時間が押してきますので、ちょっと早目に答弁をいただきたいんですが、町内の業者からは見積もりはとられたんでしょうか。複数の業者からとられたのかどうか。それから、実際に訪ねてみますと、聞いてみますと、7月1日に発注をかけておられますけれども、工事が始まったのは、安全の確保という観点からかもしれませんけれども、8月に入ってからと

聞いています。8月末には大体おおよそ終わったと聞いていますけれども、7月27日に専決して、トータル3カ月の時間的余裕があるんです。その部分を考えたときに、それから安全という話ですが、もう当初から、結構宿泊のほうは、いろんな応援部隊のほうを含めて、他県からの部隊も含めて受け入れておられたかと思っております。そういうことを考えたときに、どうなんでしょう、随意契約としたときに、ちょっと違和感を感じるんですけれども、町内の業者に声かけられたのか。

先ほどA2以上しかない、A2以上だったですかね。ランクでいくとA2以上の方の業者しかいないという話でしたけれども、私から言いますと、そういう見方をすると、結局、その方、その業者以上と、A2以上という選定に執行部が捉えたというふうに受けやすいんですね。ですから、私からするならば、B、C、Dの方々に対しても、忙しくはありましようけれども、それなりに一応見積もりは上げてもらってもよかったのではないかなという感じがするんですけれども、いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 前段のところを、もう一度、お答えしたいと思います。

今、議員がおっしゃいましたA2以上というのは間違いでございます。A2が1社しかありません。あとはBです。ということで、それから、再三申し上げますけれども、やはりこの工事を着工するまでには、人員の確保あるいは資材の確保、非常にこれ、段取りが重要になってきます。その段取りさえも非常に厳しいような状況であったということでございます。当初、見積もりについても、町内の業者さんをお願いしたいということでしたけれども、災害時でございましたので、そういったことで、そっこのほうの対応でそういういとまはないというようなことのお返もいただいております。

あとは、総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 私が数社、ちょっと問い合わせたところによりますと、今課長はそういう余裕はないと、いとまはないという回答でありましたけれども、何社か問い合わせたところ、全く知らないという話を聞いておりますけれども、ちょっと話が違いますね。問い合わせられたんでしょうか。私が聞く中では、全然知らないという話でありましたけれども。いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

総務課長ですか。

（「いや、今のはちょっと榎林課長に」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

○山の都創造課長（榎林力也君） 問い合わせはしております。その上で、町外の業者からも見積もりをとったということでもあります。議員の言われる問い合わせ先は別といたしましても、私は私のほうで問い合わせはいたしております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） いろいろやりとりをしましたけれども、要は随意契約の扱いについて

は、やっぱりそういった誤りがあるというような見方をされやすいので、往々に、やはりここは慎重に取り扱っていただきたいなど。こういった緊急の事態でありますので、いろんな事情が絡んでくるとは思いますけれども、慎重に取り扱っていただきたいなと思っております。

それから、もう1点です。何でこんな質問をするかという、課長、8月臨時議会において、さっきおっしゃられていました躯体工事、通潤山荘の、こちら1億6,000万ほどの工事を、今議会中に入札して、追加日程で上げられるということでしたけれども、どのような形でされるのか、ちょっとここは説明していただければと思いますけど。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 今議会で上程する予定の工事につきましては、今ちょうど最終的に協議を重ねているところでございますので詳しい説明はできませんけれども、本体の躯体工事については、もう専門の技術が必要ですので、当然、大手の技術力を持った業者で選定するということになりますので、そういったところで考えておりますし、確かに1億5,000万円程度の工事にはなるとは思いますけれども、そこらあたりを、今、十分、監理とも協議をしているところであります。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 当然、一般競争入札になろうかと思っておりますけれども、町内の業者、町外の業者、それぞれ何社かかたってこられるんでありましようけれども、そういった随契約の流れの中で、何と言いますか、変な勘ぐりを受けないような形の中で事が進めばいいのかなと思っております。

それではもう1点、同じく随意契約についてお尋ねしますが、浜美荘についてちょっとお尋ねしていきたいと思っております。

浜美荘、施設長、こちら震災の被害を受けた中での随契約ということでございますけれども、こちらについてもちょっと説明をお願いいたします。施設の中で、今どのような工事をされておられるのか、それから金額、そして見積もり業者数、そして施工業者名、それからまた随意契約に至った理由は、こっちはまた一緒だと思いますので、こっちは結構です。いつから工事に入られたのかを教えてください。

○議長（中村一喜男君） 老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

浜美荘の随意契約の状況につきましては、エレベーター復旧工事とエレベーターホールの復旧工事を実施しております。契約日につきましては、5月31日付で契約を両方ともいたしております。工期につきましては5月31日から10月31日までとしております。本施設は、入所者が50名入所されておまして、エレベーターが使用できないことによりまして、2階の居室14室が使用できない状態で、入所者の生活に大変な支障を来しておりました。

エレベーター自体、本体の工事につきましては、製造メーカーが特定されておまして、設置後から現在までメーカーに保守点検を委託しているところでございます。このことから、入札に適しない契約となると思ひまして、地方自治法施行令第167条の2、第1項の第2号により、随

意契約としたところでは。

エレベーターホールの復旧工事につきましては、エレベーター本体を工事する際に、本体を囲みます内壁、その他エレベーター周辺を復旧する必要がありますが、これもまた緊急の必要があると思ひまして、同じく地方自治法施行令の167条の2、第1項第5号により、随意契約としております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 私の答弁に的確に答えてください。お願いします。金額と、理由はわかりました。それから見積もり業者数、随意契約されたその業者名をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） エレベーター本体の契約としましては190万800円です。業者名は三菱電機ビルテクノサービスとなっております。

エレベーターホールの復旧工事につきましては、契約金額は302万4,000円、業者につきましては東急建設さんとなっております。

見積もりは、1カ所からということしております。理由につきましては、先ほど山の都創造課からありましたように、やはりまず最初に思いましたのが、私たちも経験したことのないような大震災で、今回の発注はエレベーターホールのみでしたけれども、このエレベーターホールと旧館、新館といいますけれども、そのつなぎ目の被害が甚大だったために、建物の構造と、そういう今後の地震に対応していけるか、そこら辺の見きわめもお願いしたいと思ひまして、山都町で直近の実績もあることとか等を考慮いたしまして、東急建設さん1社としております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） そこにおってください。見積もりの業者数は1社と。東急建設さんが、今、私は質問もしてなかったんですけども、実績があるということですけども、浜美荘で何か実績があったんですか。

それから、この東急建設さんというのは、そよう病院、それから本庁舎をつくられた大手の東急建設さんでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） 浜美荘においては、実績はございません。山都町で、先ほど言われたように、本庁舎、そよう病院等を建築されたということで。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 金額が300万ということで、先ほどの1,500万に比べますと金額は小さいんですけども、それでもやはり工事金額としてはどうなのかなと、随契にするにはどうなのかなという感じがするんですが、エレベーターの保守点検に関しては、これはもうやっぱりそれなりの技術のある業者さんでなければなりませんけれども、その周りの工事に関しましては、これまた1社だけという話で、地元の業者さんあたりには声はかけられなかったのでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） 地元の業者さんには声をかけておりません。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） その理由は何ですか。

○議長（中村一喜男君） 答弁指名します。

老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） 先ほど言いましたように、エレベーターホール自体が被害が甚大だったということで、1階から2階までの空間がちょっとすき間が大分大きく開いておりました。そのことから、やはり構造上、このまま復旧ができるのかなということ、そういう診断も含めた上で復旧をお願いしたいと思うことと、余震が続く中で、その場だけの応急的な工事ではなく、今後のそういうところにもある程度耐え得るような工事をお願いしたいと思ひまして、実績のある大手の1社としたところです。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） わかりました。いろいろ聞いてきましたけれども、なかなか単独での随契というのもできないことはないんですけども、これは相当ハードルが高くて、浜美荘では実績がなくても、そよう病院、本庁舎で実績があったということでの随契になったと思ひすけれども、できればほかの大手さんあたりにも、地元の業者ができないということであれば、やっぱり見積もりをとるべきではなかったのかなという気はしています。

わかりました。やっぱり随意契約はこの2件ばかりじゃないんでしょうけれども、見てみますと、かなり金額が大きいやつもございます。やっぱりその取り扱いについては、さっき総務課長も言いましたけれども、契約の原則は競争入札が原則でございますので、その辺をちゃんと踏まえた上で、随意契約の手続については慎重に、誤解がないように、誤解を受けないようにしていただきたいなと思ひています。

町長、こういった随意契約のあり方、こういった2件も含めて、もっとほかにもあるかもしれません。あるかもしれませんけれども、こういった契約のあり方、公金の支出の扱い方、どう考えておられるのか。それから、何が大事だと思われるのか、お尋ねします。

○議長（中村一喜男君） どっちを。

○7番（江藤 強君） 町長でいいです。ちょっと時間があるけん、町長に先に言ってもらって、次に行きます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今回の災害は地震災害で、非常に複雑な壊れ方をしているところが多いわけです。これは、例えば浜美荘のほうも、設計屋さんのほうがもう、当初の設計をやったところがもうないわけですね、会社が。その設計屋さんに大体設計をしてもらうのが通常でありますけれども、そこができないということで、そういう技術も持ったところ、そしてまた、あけてみないとわからないという点が多々あって、普通、簡単な壁紙が外れたと、そういうところなら町屋の業者さんで結構だと思ひんですが、外してみらなわからない、そういう点については、やっぱり設計からいろんな総合的にやれるのはゼネコンしかない、私はそういう判断をいたします。今回の場合も、そういうことが多々あったということをお理解いただきたいと思ひのと、建

築の場合の設計は、見積もりによる設計が非常に多いわけです。一つ一つが。今回、見積もりをとっても、この町内の業者さんで、自分の知り合いのところ、つきあいのところに見積もりをとってみますといっても、これはできなかつたところはかなりあります。私もそれはかなり、何で見積もりが遅いんだということで、直接私は電話したこともございます。でも、それが、業者がないんですと。そうしたら、全国レベルで展開している業者さんに、そういう柔軟に対応していただくしかないということも御理解をいただきたいと思います。

そしてまた、浜美荘については、そういう随契の業者を選定するときの理由も大事でしょうが、それが経済的なのか、そしてまた実際の工事が本当に適正なのか、そしてその判断というのが適正なのか。これは、観点からいえば大きな問題です。そこについても、設計業者のほうに、そういうコンサルティングを別につけて、壁をとって見て、こういうやり方でやりたいんだけどどうだろうと。それを打ち合わせて、ならそれで行きましょう、そして見積もりの単価についてもチェックをしてもらおう。そういうチェック機能を働かせております。

そういうことで、ただ漫然と、ここを知っているからここに頼んだということじゃなくて、本当に緊急に対応したということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） もうちょっとやりとりしたいんですけれども、まだあとに質問がありますので、また時間があつたら最後に。

要は、随意契約、やっぱりいろいろ町長から今お話がありましたけれども、理由はわかりますけれども、周りから見て、ちょっと誤解を受けにくいような、ちゃんと大手という、いろいろな形の中で東急さんと、浜美荘のことばっかおっしゃいましたから言いますけれども、東急さんという話なんでしょうけれども、もっとほかにも、実績で言うならほかにもあつたんじゃないかなというふうにも思いますけれども、とにかく誤解を受けないような形での随意契約、そしてきちんとした事務手続上の随意契約をしていただくようお願いしておきます。

次の質問に入りたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長はいいですか。

○7番（江藤 強君） ちょっと最後に。ちょっと時間がもう30分切つたんで。

続きまして、グラウンドゴルフ場の整備と中央体育館についてということで質問いたしておりますけれども、グラウンドゴルフ場の整備についてでありますけれども、これは当初予算で、議会で承認したところでありますし、誤解のないように言っておきますけれども、つくることに反対ではないということでございます。

ただ、その後、これまで経験したことがないような災害に見舞われる中で、これは6月議会でも指摘があつたところであろうかと思っておりますけれども、どうなんだろうかと。当初予算で可決したから粛々と進めていくべきなのだろうかという話でございます。

冒頭申し上げましたけれども、町内においても、地域において温度差があるわけでありまして。離農や集落の存続も危ぶまれているところもある状況。また先ほど来お話があつておりますけれども、孤立に近い状態におかれている集落もあるわけでありまして。

そういう中で、きのうですか、12番議員だったかな、質問があつておりましたけれども、農災の件で言いますと設計費ですね、工事費の設計費2%、これを町は面倒を見る気はないのかと、そういう覚悟はないのかという話のやりとりがあつたかと思ひます。町長は、各関係機関と、また上部団体に要望をしているという話でありましたけれども、それを聞きながら私が思ったのが、それこそ町長が震災後によく言われておられる、町民に寄り添う形をしていきたいということを常々おっしゃっていますけれども、条例をつくって、財調を取り崩してでも、とりあえず今定例会の終わる9月ぐらいですね、定例会において、どんとそのあたりの手当てをしていくと。その後、要望していく中で、またそれが通ってくれば、それはまた財調に戻せばいいわけでありまして、そういう取り組みができなかったのか。

それから、一部損壊の方々、被災者の方々、このあたりも半壊の方々とは比べますと非常に差があるわけでありましてけれども、こちらの救済も、氷川町あたりでは、先陣切つて町単独で事業を進めていくという話が載つておりましたけれども、こちらあたりも、もうそれこそ、何がしかの……。財調ばかりでなくていろんな基金がありますけれども、これは振りかえ運用なり何なりして、町長の判断でできるわけでありまして、条例案をつくって、そしてそこに町独自の、一部損壊の方々の面倒を少し見るといふぐらいの覚悟があつていいのではないかと。そういう寄り添う気持ちがあつてもいいのではないかと思ひました。

その上で、グラウンドゴルフ場の整備ということであれば、私も理解できるんですけども、なかなかやっぱりこれだけの状況の中で、ずっと聞いておりますけれども、やはり厳しい状況は、町長も御認識しておられると思ひますけれども、そういう状況の中でのグラウンド整備というのは少し見送るといふ、そういった手当てができた上でといふのはいかがなんでしょうか。

町長、答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 御案内のとおり、グラウンドゴルフ場の財源というのは、当初予算のときには上げておりませんが、スポーツ振興センターというのが2,000万という、これも去年から段取りをして、ようやくそれが内示を得たということでもあります。

それは別にしましても、基金のほうから、公共施設の整備の基金のほうからこの財源の手当てはしているということで、議員さんもおわかりのとおり、基金というのは目的があります。これは、一つは、町長が誰になろうとも、これはやっぱり長期的に取り組むやつについてはちゃんと積み立てていくというのが本来の目的であつて、町長がかわつて、町長、これをやりたいからこれは簡単に取り崩せるという話なら、これは基金というのは、私はもう有名無実だと考えております。

やはり、これは逆に守っていかなければならないと、執行部としても、議員さんたち方としても、議会としてもやっぱり守っていないかんといふ部分はあると思ひます。

そしてまた、グラウンドゴルフ場、何でもこういうときにいふことを言われておりますけれども、やはり私は経済的な問題よりも、この意欲、復旧復興意欲というのが物すごく大事だと思ひます。それは過去の例からいっても、やはり経済的なことは国、県がある程度、こういう大規模

災害のときは必ず手当てをしてきています。ただ、それまでにもう沈み込んで、もう離農したいというような話のときに、ここを一步前へ進もうという意欲を出してもらう、その上で経済的なやつがあればなおいいというのが、私は2番目だと思うんです。

そういう中で、こういういろんな形の中で、一番、今スポーツの多くの競技人口があるのは、グラウンドゴルフ以外に、ここは私はないと思っています。新聞でも相当、一面を使って表彰とかなんとかがっております。そういう意味からしましても、やっぱり生きがい対策、そして健康づくり、いろんなことを考えましても、これはやっぱりやったほうがいいんだと。そして、淡々と行政のほうも進めている、そして自分たちが生きがい、また楽しみにしている、こういうことをつくってきてくれている、そういうことがこの復興の意欲ということにつながると。こういうときだからこそやらなければいけないというような気持ちで、これをお願いしているところでございます。何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） もう少し、やりとりをきちんとやりたいんですけれども、済みません。

お話は分かるんですけれども、私が言いたいのは、その前に今の現実をしっかりと見きわめて、そこをもう少し、いろんな形の手だてができないかと、その上でやるのであれば理解できるというのを申し上げたところであります。

ちょっと財源の話が出ました。聞こうと思っていたんですけれども、公共施設整備基金、その目的はわかります。わかりますけれども、今、どこにでも使っちゃいかんという話をされましたけれども、やはりこれだけの災害の中で、非常事態の中で、この基金は何を、その目的、それはわかりますよ。だけどもどうしても行かないとき、どうしても、災害、その他疫病がはやったとか、いろんな状況の中では、組みかえ理由があれば、そこは基金以外に、目的外に使うこともできるということを、ちょっと基金の条例を見たら書いてあったんですけれども、それはそれとして、9,700万のときに7,700万基金、基金といえども一般財源を少しずつ積み立ててきた町民の税金、税金ですよ、最終的には。税金がこの7,700万なんですね。もったいないと思いませんか、町長。上手に使える、もちろん振興事業団のほうから2,000万の内示を受けていらっしゃるという話ですけれども、上手に使える、もっともっと持ち出しが少なくなる。

例えば、これは一つの例ですけれども、甲佐町の緑川沿いにある皆さん御存じのグラウンドゴルフ場ですけれども、ここあたりは1億5,600万の総事業費で、熊本県の地域総合補助金ですか、こちらの6,400万、そして過疎債を使って8,400万で、町の持ち出しは760万です。760万、1,000万を切るんですね。今回町が出そうとしている約8,000万は、10倍になるわけですね。もっと上手な使い方をする中で、こういった整備も進めていくべきではないかなと。財源について見ればですよ。そういった問題もこの前出ましたんで、ちょっとそういう思いであります。

ですから、何でそういうことを言うかということ、総合計画の中にも、30年に総合文化スポーツセンターを予定されておられます。これは15億を予定されておられますけれども、やはり町債を10億見ておられます。そういったやり方で、一緒に、4番議員も説明されていたかと思えますけれども、総合的にランドデザインを描いて、町民の、高齢者の方々の福祉、健康増進あたりに

きちんとそういう計画をもって対応する。何かしら、唐突に出てきた感じもちょっと否めない感じがいたします。

反対するわけではありませんけれども、そういった理由の中で、もう少し見送るべきなのかなという感じを持っています。

管理について、ちょっと財源については今もうやりとりしましたんで、管理についてですね…。

○議長（中村一喜男君） 7番、総務課長が手を挙げておりますので。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 財源の件で誤解があるといけませんので、ちょっと私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

特定目的基金のお話でしたがございましたけれども、これは地方自治法のほうで、当該目的のためでなければこれを処分することができないということで、特定の行政目的のために積み立てたこの公共整備基金というのは、設置目的以外の目的による処分というのは禁じられております。

これは自治法のお話です。これを受けて、基金条例で定めておりますのが町の公共施設の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるというようなことで定めております。よって、これを流用しようとする場合は、基金条例を廃止するしか方法がございません。

先ほど議員のほうで、組みかえ運用のお話をされたと思います。第5条でございますけれども、当該基金に属する現金を財政上必要があると認めるときは、町の判断により歳計現金への組みかえもできるということでございますけれども、これは、仮に運用といえますか、これが想定してありますのは、他の会計とか特別会計あたりはかなり資金不足が生じてしまったと。それで基金を取り崩してそちらのほうに充当する。これが、会計年度を越えて組みかえできませんので、利子をつけて返してもらうという形になりますのでですね。これは、当然こういった内容の、一一般会計の中のそういう基金の性格を持っていますのは財政調整基金でございます。それをいわば運用しながらやっているということで、この特定目的基金の組みかえ運用というのは、まさしくそういった、私が言いましたような例でしか運用はできませんので、これを取り崩してという話は、事業に充てるということは、これはできないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） わかりました。わかりましたけれども、要するに、財源は、基金の扱いについてはわかりましたけれども、基金といえども、先ほど言いましたように税金でありますから、このあたりの使い方ですね、7,700万も出すのか、700万ぐらいで済むのかという話であろうかと思えます。7,000万使うなら、もっともっと大きな事業ができるという話でございます。

それから、生涯学習課長、管理のことですけれども、管理についてもこの前ちょっと質問があったかと思えますけれども、管理についてはどのように考えておられますか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。

管理の計画でございますが、町営のグラウンドゴルフ場を今回整備するものでございますので、まず芝刈りですとか、病害虫の駆除ですとか、これに伴う管理するために必要な業務は全て、それぞれ町内の専門業者等に委託するなど、町が責任を持ってまず管理を行うことを原則といたします。

利用時間とかそういう規定的なものは後で申し上げますけれども、維持管理費につきまして少し申し上げます。管理人1名を設置いたしまして、利用受付ですとか、利用者人員の管理、あるいは巡回、それから敷地内の清掃管理業務を委託するところです。

また、芝刈りや芝生への散水、目土補充等の業務や肥料、除草剤の散布業務のほか、病害虫防除業務あたりも町内における専門業者や、これらの履行実績がある業者等へ委託することになります。

このほか、芝刈り機や刈り払い機に使用しますガソリンや混合油などの燃料費、トイレトーパーとかそういった消耗品、浄化槽清掃管理料、電気水道料など、年間維持管理費を、今のところ440万円ほど見込んでおるところです。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 要するに、町が管理するんだけど、それぞれの仕事は町内の専門業者をお願いするというので、そういうのも含めて440万ぐらいを見ているということですかね。

管理については、もうちょっとしっかり計画を立てられたらどうなのかなという気はしますが、甲佐町でいいますと、指定管理者制度を使って商工会のほうに委託されています。町の持ち出しは、今おっしゃった機械とかの修繕に年間20万程度を出されるだけで、あとは商工会のほうで管理運営されておられるようでございます。ちなみに4名雇用されていらっしゃるようですけれども、経営的にはとんとんというお話でございました。

今、聞く中では、やっぱりそれだけ専門業者さんを使えば、私は440万で果たして済むのかなという感じもしますが、これを町がすることによって、持ち出しがまた今後ふえていくということも危惧されないわけではないと。この辺の管理については、どこかきちんと責任を持った中でやっていただくのが一番ベストなのかなという感じがするんですけども、そこらあたりはもうちょっと研究していただいて、最終日あたりにこれについての議案が出てくるかもしれませんが、今までお話した中での課題、問題を整理しながら提案していただきたいし、そのときに適切に判断していきたいと思っておりますけれども、管理についてはもう少し研究されてみてはどうかと思っております。

一応この質問は、これで終わります。

済みません、続きまして、関連して、中央体育館について。課長、そのままおってください。中央体育館についての質問なんですけれども、住民の方々から中央体育館に行ってみると。それから、物がいっぱい置いてあって、救援物資が置いてあって何もできんぞと、いつ利用できるのかという話を聞く中で、行ってみたことがあります。

行ってみますと、なるほど救援物資が積んでありまして、また体育館あたりも相当傷んでいる

ようでございます。そういう中で、聞くところによると、8月末にきれいに片づけてあるということでございますけれども、今後の中央体育館の改修工事、金額も含めて予定、いつ始めていつ終わるのか、そしていつから町民の方々が利用できるのかお尋ねします。

というのも、多分担当課にも問い合わせがあっているかと思っておりますけれども、やっぱり中央体育館、子供からお年寄りまでいろんな行事、スポーツする中での利用が、大変頻度が高いかと思っております。そういう問い合わせがあるのかないのかも含めて、答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 中央体育館の改修と今後の予定ということでの御質問でございますが、この中央体育館は、議員もおっしゃられましたとおり、この4月の地震によりまして、3階部分の柱6本に亀裂が生じました。また、天井板の崩落やずれ、3階のカーテン部分の破損、外壁や玄関壁面タイルがはがれるなど、大変大きな被害を受けてきたところでございます。

この震災後におきまして、救援物資等の保管場所としておりましたこの中央体育館に係る補修費用は、さきの8月議会におきまして、980万円という工事費の予算を受けておりますので、現在は行っております改修に向けての設計協議、こういったものを今、協議をしているところでございます。これを踏まえて、きちんとした設計をもとに、今後11月から工事を開始いたしまして、年度内の執行を目指して工事を進めて、今後まいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 11月から施工して、年度内を目標に完成したいという話でありますけれども、なるだけ早急にして、業者さんの兼ね合いもありましようからどうなのかと思っておりますけれども、早く町民の方々が利用できるような態勢に持っていかれるようお願いしておきます。

続きまして、3番目の質問に入ります。

きのうも5番議員、藤澤議員より質問があったところでありますけれども、私のほうからも、町長選挙についてお尋ねしたいと思っておりますが、その前に町長、町長はやっぱり就任してからすぐに、本当にまた揺戻すようなことを言うて申しわけないんですけども、町民の信頼を失うような行動をとられた。選挙で言っておられたことと違うような形であったと。つまりは、一言で言うならば、町民にうそをついての船出であったと私は理解しております。

当初2年間、本当に大変御苦労でもあったかと思っておりますけれども、これは町長自身が招いた行動であり、誰の責任でもないわけであります。

そういう中で、町、町民に対して、間接的に、いろんな形の中で、私は少なからず損失あたりを与えたのではないかなという気持ちも持っております。以前、そういった時期に、私も何回も質問してきておりましたけれども、本来であれば、町長は、そこで政治家としては、きちんと、うそをついた時点で一旦やめるべきであったと。そして、どうしても町政に携わりたければ、信を問うて出直して出てきてくださいということを私は一般質問でも言っていたかと思っておりますけれども、今日まで続けてこられました。

町民は、町長の背中を見ているんですよ。一挙手一投足を見ているんです。町長、町長は自信を持って、私についてきてくださいと、信頼してついてきてくださいと言えるんでしょうか。

そのことも踏まえながら、来年の2月の選挙をどうされるのか、改めてお尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先ほどの町営グラウンドの話をちょっとさせていただきますが、甲佐町の例を言われましたけれども、最初は町営でやったんです。それで、きちんと自分たちの管理がどのぐらいかかるのか、経費がどのぐらいかかるのか、そしてこれが採算がとれるのか、そして、これが地域の振興につながる。やっぱり商工会が一番担ったほうが、公営でやるよりも、発展的に利用だとか、いろんな地域振興につながっていくんだということで、商工会のほうに委託をされたということでもありますんで、やっぱりどこも最初は、指定管理の委託料を決めるときに、なかなか根拠がないとできません。そして、どれぐらいの集客があるか、それもきちんと精査をして、これは決まっていくもんだと考えておりますんで、その辺については、何とぞ御理解をいただきたいと。町営でつくる限りは、町が責任を持って最初は管理をしていくんだということを言わないといけないと私は思っております。

それから、町長選挙については、きのうも言いましたが、4月の地震、それから6月の集中豪雨、これは本当に大災害でございました。その辺を受けて、やはり全精力を傾けるべきだということで私はやってきたわけでありましてけれども、やはりこの次を私が担うにしても、新たな方が担うにしても、ことしはやっぱりいろんな面で判断をせざるを得ない、それが非常に来年に影響してしまう。そういうことから、もう全精力を傾けてきたつもりでありますし、年内それを続けていかなければなりません。

そういうことから、結果的に、まだ支持者の方、後援会の方と話すいとまがなかったと。だから、結論が今出せていないんだという説明でございまして。出馬については、しかるべきときに判断をしたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 町長選挙に関しては、しかるべきときに判断するというところで、わかりました。

グラウンドゴルフ場については、また後日、議会で出てくる案件でもありますし、そのときにしっかりと議論してまいりたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、若者の定住について。これは私、本当は一番先に持ってきたかったんですけれども、ちょっと時間がございませんので、いろいろ聞けませんけれども、山都町の総合戦略、山の都総合戦略の中から気づいた点で、2点ありました。その2点について、ちょっと説明をしていただきたいなと思っております。時間が足りないかもしれませんが。

ワーク・ライフ・バランスという考え方ですね、この考え方、それから、移住支援制度の考え方、そして移住支援制度が何で平成31年からとなっているのかを教えてください。この二つの考え方と、その年度を教えてくださいなと思っております。

これは4の基本方向の仕事と生活の調和を図るという中に載っているんですけれども、要は、高速道路が平成30年に開通するのを見据えた中での考え方であろうかと思っておりますけれども、これは担当課でもいいし、町長でもあれば、誰かちょっと簡単に。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、山の都総合戦略、まち・ひと・しごとですけれども、その中のワーク・ライフ・バランスということについてお答えします。

このワーク・ライフ・バランスといいますのは、仕事と生活の調和ということですので、一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、また仕事上の責任はそれで果たしていただくんですが、家庭や地域活動も大事にして、子育て期や中高年期においても、それぞれ多様な生き方を保障していく社会を実現しようという意味であります。

これは、国が作り出した総合戦略の中で、全国的に一つ、キャッチフレーズになっておりまして、やはり仕事をするだけではだめで、住環境と仕事も、雇用とか経済環境もきちんと担う地域づくりをすることで、この地方創生は成り立っていくんだという考え方の主要な点であります。

それから、31年度の目標がなぜあるんだということですが、この総合戦略につきましても、27年度から5カ年間です。先般、行政報告もさせていただきましたが、この5年間の中で、31年度までにこれを実現していきたいという年度ということで、御理解いただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 若者定住については、本当に確立したい、一番大事な問題でありまして、本町でも多く議論されているところでもありますけれども、要は、若者世代、子育て世代から聞く話は、なかなか町内でどんな事業が行われているのかわかりにくい。そういう中で、前向きな姿勢が感じられないと感じておられるのかもしれないかもしれませんが、いろんな事業がたくさんあります。こういった事業を、もっとしっかり発信していただきたい。そのために、横断的に取り組むんじゃなくて、やはり一つの対策室みたいなものを設けながら、そしてそこを中心に、しっかりとこの総合戦略に沿って取り組んでいくことが大事なかなと思っております。

平たん部で被災された方々はたくさんおられます。今度、高速道路が開通を見る中で、そういった取り組みの方法も考えながら、そういった対策室を設けて、思いっきり攻めの定住促進に努めていただきたいということを提案申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって7番、江藤強君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 皆さん、こんにちは。大変お疲れでございます。

4月の熊本地震、6月の集中豪雨と、発災後、初めての、私、登壇でございますので、まずもって被災を受けられた全ての皆さんに心よりのお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

この二つの災害は、未来永劫、歴史に残る大災害であります。昨日、そして午前中と質問も集中をいたしております。最後の質問者ということでかぶる点ばかりでございますが、執行部におかれましては、答弁のほうよろしくお願いをいたします。それでは質問席のほうから質問をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） まず、震災、豪雨災害についてということで、全体像と財政支出ということで項目を上げておりますが、この全体像につきましては、昨日も質問がございましたし、それから議員のほうに配っております震災熊本地震の被害状況と対応というようなことのが両方ともあっております。で、その中で金額的なものですが、昨日も質問がございましたが、大体、震災と豪雨災害を合わせて、私のほうで公共災、林業災、農災この合計で大体140億ほどの金額になるかと思っております。

しかしながら、これには観光施設や学校施設、それから文化財、社会体育施設、そういったものは含まれていないのではないかというふうに思っております。それで、わかる範囲で結構です。まだ査定途中であったり、被害状況、100%つかまれていない点もあるかと思っておりますが、観光施設がどれぐらいの被害だったか。先ほど梅雨については600万円というような話がありましたが、震災でどれぐらいの被害が出たのか、それから学校関係、これも震災のほうに激しかったと思います。それから文化財についてもわかりません。それから、社会体育施設。そういったことで、その金額がわかる範囲で結構ですのでお教えいただけたらというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） お答えいたします。

山の都創造課で今、所轄している11の観光施設でございますけれども、主要3施設、通潤山荘が1番大きい被害でございますけれども、そよ風パーク、文楽館、そして清和天文台ということで、トータルの現在の積算で1億7,500万円となっております。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） 質問にお答えいたします。

地震による学校施設の災害でございますが、御案内のとおり、現在、査定中で確定はしておりませんが、現在のところ、8校で9,500万円ということで捉えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 文化財社会教育施設等についての支出でございます。

通潤橋を初め、周辺の文化財等につきましては約3億程度を、全てでございせんけれども、今のところ、約3億程度の被害というふうに思っております。それから、体育館や図書館などの社会教育施設等につきましては、22ぐらいの施設が被害を受けておりますけれども、概ね5,000万円程度の被害があるというふうに思っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、予算の件で整理をさせていただきたいと思っております。

今回、補正予算が57億6,000万を計上いたしまして、このうち道路や河川等の公共土木施設災害、それから農地、農道、林業等の災害復旧費合わせまして38億2,000万円を計上いたしております。これ今回、4号補正でお願いをしている分でございます。で、補正後の予算ということでは、この57億6,000万を加えまして204億円というような予算額の計上ということになります。

なお、今回の補正を加えました、これまでの先ほどもおっしゃいましたように災害関係経費、10款の災害復旧費だけではなくて、施設の修繕料ですとか、災害関連の各種委託料補助金、こういったものを含めると約84億円がこれまでの現計予算のうち災害関連の経費ということがいえます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） その120億に先ほどおっしゃった数字をいろいろ足していけば、これ以外にも水道施設の被害もあるかと思えます。それで質問の項目に書いておりましたが、例えば震災の対応、国、県から来るお金にしても、また豪雨災害による激甚指定を受けたにしても、町の負担が幾ばくか要るわけですね。で、その総額を大体どれぐらいと見込んでおられるか、総務課長のほう、よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど、これまでの予算現計で災害関連の予算84億円と申しました。これも予算で整理になりますけれども、このうち一般財源につきましては約10億7,000万円ということでございます。残りは特定財源で、補助金ですとか起債負担金、そういったもので充当しているということでございます。この一般財源につきましては、地方交付税ですとか財政調整基金からの繰入金ということで手当てをしているところでございます。

今後の見込みということでございます。昨日もありましたし、先ほど議員さんからもありましたように、まだ全容というのは、金額がまだ出てきておりません。特に農地、農道、農林道につきましての災害復旧費というのが、28年度にどれだけ計上されるかというのが、まだ今のところ、見込みが出ておりません。査定をやっている中で、12月補正予算にはあらかじめの計上をしていくという形にはなろうかと、そして1月の発注に間に合わせていくというふうなスケジュールということで考えております。

一般財源のその金額ですけれども、先ほど申し上げましたように、国から補助金いただいて充当していただく予定にしておるんですけども、補助率が決定前ということもございますので、かなりかたく見積もっております。ちなみに、去年の激甚指定を受けたときの補助率でいきますと、大体、農地施設等で95%以上ということで非常に高率の補助金をいただいておりますので、そういった補助金が見込めれば、今現在、予算上では補助率決定前で低率だったり、3分の2だったりということで計上しておりますので、当然それを増嵩申請等で補助率が上がってくれば、起債や一般財源の額が相対的に減ると、減少するということになるわけですので、財政調整基金の繰入金の圧縮も図られるということで考えております。

これも参考になるかどうか分かりませんが、63年災の話がよく出ます。出ますといいま

すか、比較をします、私どもは。このときの矢部、清和、蘇陽、この三つの3町村の、これは10款公共土木と農地しかわかりませんが、この復旧事業費というのは合計で約95億円でございました。このうち、一般財源充当額は約5億円です。5%強という決算額になっております。もちろん、これをそのまま今回の災害復旧費に当てはめることはできませんけれども、当時のこの一般財源充当率、これに近づける、もしくはそれ以上、少しでも圧縮させるような、きのうからあっておりますように、現在、国とか関係機関に補助率の増嵩——嵩上げを要望を数多く行っているということでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、総務課長のほうから説明がありましたが、現在のところで10億ぐらいの、町ので、もちろん補助率が上がれば上がるほどそれが圧縮できるというような説明でございました。で、過去の例もおっしゃいました。わからないというなことで、見込み額ですが、例えば農災のことがまだ出ていないのは私も承知しております。しかし、被害額が、例えば85億とかいうことになったときにどうかということですね。そこは見込みでいいですので、それでそれが多かったから少なかったからということではないということで、そういったこともちょっと説明していただければと思います。

それと、もう1点、これは町長にお尋ねですが、今、総務課長もきのうからずっと質問でもあっております。また、答弁もされております。例えば、6月の豪雨災害を震災と結びつけて少しでも補助率を上げたいというようなことで、陳情にも再三行かれているようなことですが、その見込みですたいね。そういうふうになるかならないかというような見込みをどのように今感じておられるか。どうも私の感覚的には、やはり震災と豪雨災害は別に国は考えているんじゃないかなというような気がしてならないわけですね。で、関連づけて、少しでも震災に近いような補助金がもらえるか、その町長の感触なり、見込みなり、安易なことは言われないのはわかっておりますが、ちょっとお答えをいただけるならと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今回の4号補正予算には、農地、それから農林道の災害復旧費の測量設計費を計上いたしております。まだ工事費の計上は、先ほど申し上げましたように、12月辺りに計上していくというスケジュールに考えております。で、3カ年で大体農地、農林施設は発注業務を終えていくと、復旧作業を終えていくと形にしておりますので、大体初年度は、通常でしたら5割程度ということを考えております。ですから、きのうから出ておりますように、大体農林施設の災害復旧費が85億というふうに、これは申請段階の金額ですので、大体80億程度なのかなというふうに財政的には見ておるところでございます。これを先ほど言いました63年災と、これを比較するわけにはいきませんが、大体そのうちの5%程度、一般財源充当額、マックスで2億くらいかなと考えております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 熊本地震の災害と豪雨災害を関連づけようと話をしているが、その感触はという御質問で、最初、1町では、これは町としては、早くから国会議員さん通じて話をし

ていたわけですが、県のほうにこの辺の感触あたりを聞いても、なかなか反応がないということで、これではいかんと思っていた矢先に、宇土市長のほうから宇城と上益城郡でこの震災関連だと。これは地震で地盤が揺さぶられて、そしてまた土壌が緩んだことによって、それに豪雨が入って、水が入って大崩壊起こしたということが、これは因果関係は必ずあると、そういう要望をやらないと、なかなか話しても、国、県のほうがわかっていらっしゃるのかどうかかわらないということで、豪雨災害の復興協議会というのを、呼びかけで立ち上げていただきました。その中で、まず内閣府のほうにすぐ要望活動行ったんですけども、内閣府のほうではよくわかりましたと、これについては震災と豪雨災害の関連含めてよく検討して今後善処いたしますというぐらいで、その後、具体的になかなか聞こえないという部分がありまして、これではいけないということで、また美里町と上益城郡の豪雨災害の激甚指定を受けた町で、甲佐町、山都町、そして御船町で、合同で、まずは九州農政局から始めようということで話しに行きました。農政局のほうもまずは聞くに留めるという程度でありましたので、この後については本庁のほうに、これ、進達しますということまでは言われましたが、具体的な回答はいただけませんでした。

なかなか、これ、今、私が感じているのも、非常に反応が鈍いなと。国のほうではそういう片づけ方をするのかもしれないなという危機意識を持っています。だから、今、関係町で言っているのは、国のほうまで含めて何回も何回も要望活動やらないと、そういうことにおさめてしまう可能性があるということで、とにかく要望活動続けよう。そしてまた、国のほうからのニュアンスとしては、査定も終わっていませんからと、総額が見込めませんからというようなことも少しほめかされるんで、なら、それまでに、しっかりとこちらの想いを伝えなければいけないということで今考えているところであります。

議員が心配してらっしゃるとおり、私も同じような思いでありますので、関係町と一緒にあって、しっかりとこの辺を伝えていきたい、そして震災関連ということで、有利な財政支援をちか取っていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、町長のほうから答弁がありましたように、町長におかれましてはこの町の代表者であり、受益者も大いなる期待を持って眺めております。そういったことで、そういった陳情活動については頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、復旧、復興への行程と書いております。このことにつきましては昨日質問がありまして、タイムスケジュール的なことについては、公共災害は今年度中、林業災は2カ年、それから農災に関しては3カ年というようなスケジュールで行うという答弁があっておりますので、このことはいいのですが、一つ、私が危惧する点ですが、今度の震災を中心に、豪雨災害も一緒ですが、広範囲にわたっているわけですね。そうすると、町が幾らお金の準備ができて発注しても、工事業者、請負業者は、対応を果たしてそのタイムスケジュールでできるのかということですね。これは、例えば町長が臨時議会のときにおっしゃったと思います。幸いに被害の少ない県南地域からでも入れるというようなこと。山都町だけならそれも可能でしょう。でも、益城、御船、嘉島、上益城郡内だけでも甚大な被害が出ています。そういった点で、なかなかこのタイムスケジュー

ルで、果たしていくのかなというような心配もいたしております。建設課長、その点についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。課長、お願いします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 今の件についてお答えをしたいというふうに思います。

確かに、今、議員がおっしゃられたように、私どもも大変危惧しております。建設会社が、合併当時と比べますと会社数も減っておると。技術者も高齢化しておると。若者の働き手がないというようなことで大変な危惧を覚えているところでございますが、今、現況で私どもが考えておるのは、先ほど地震災についてはもう既に80何件出しておるというふうに申し上げたと思いますが、今のうちだったら業者のほうが対応できるということでございますので、一日も早く出せるように私どもは、設計を、査定を受ける前になるだけ早く出してしまおうということで、今進めておるところでございます。

ただ、今から豪雨災の査定を受けるところでございますが、特に河川につきましては、農災とかぶる場所が非常にたくさんあります。そういったところで、今、協会のほうからも私どもに問い合わせがあっておりまして、大体どのくらいの件数があるのかというようなことでございますので、今、概算、午前中にちょっと皆さんにお知らせをいたしました。件数をお知らせして、協会のほうで何らかし当といえますか、何かができれば、それを一つの資料として、協会のほうで打ち合わせを……。私どもも打ち合わせをしますけれども、そういった段取りでどうにか先に進めていきたいというふうに思っております。今の段階では、大変お粗末な回答になるかと思えますけれども、そういったところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） もうおっしゃいませんでしたが、課長にはわかっていられると思えます。この山都町の災害、この復旧費だけじゃないわけですね。国土交通省なり、県の災害もあります。そういったことで業者もそう。同じ業者でランクが上なら国交省から受けて、県から、それから、こういった地元のもの、もちろん受注されるわけです。そういったことで、本当にタイムスケジュールは大変心配をいたしております。やはり通行どめであったり、午前中も質問がありました。生活に一番困るようなところから優先的にするような形で工事の進捗は図っていただきたいと、そのことをお願いをいたします。

次の質問ですが、豪雨による農災への対応はというようなことで書いております。このことにつきましては、きのう、きょう、質問もあっております。さきの第2回の臨時会の中で、町長が先ほどもよく出ます昭和63年5月3日の災害のことを例におっしゃいました。測量設計費だったり、工事負担金の問題であったりですね。そのことを、どのような話だったのか、もう一度していただきたいと思えますし、そのようなことができるのかということもお聞きしたいというふうに思えます。町長のほうにお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 63年の話をするのは、担当者のほうが規定の補助率で説明をした場合に、そういう負担はできないという農家を、そのぐらいの率になれば、これ、入ってもいいなと

ということで、その参考に私は話をしております。施設、施設というのは農道、農業用水路、それからため池だとか堰が施設でありますけども、これが99.7%だったと思います。それから、農地、田畑、これが97.4%でした。そして、激甚災害の場合は、測量設計の負担が、受益者の負担は2%であります。

また、先ほど業者のほうの御心配がありましたけども、多分県内で無理な場合は、県外ということもやっぱり考えていかなければならない。ここは宮崎県に近こうございますんで、その辺は一つ考えられるんじゃないかなというような気もいたしますし、そしてまた、なおかつ考えないといけないのは、その谷で道路の災害があつて、その道路の災害の奥に工事をとった業者が別の業者がとった場合、これは全然いけないと。それで工期がずれてしまうという話がありますんで、やっぱりその道路が1本しかない場合、その谷をやっぱり合冊して同じ業者にとっていただくというようなことも考えて効率化を図っていかなければならないというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） あくまでも参考的な話というようなことで、63水害の話がありました。

業者については、ちょっと聞きますと、豪雨災害は五ヶ瀬あたりも受けているということで、そこがちょっと対応ができるかなと。高千穂までぐらいいは入ってくるにしても、来られんにしても、やはり距離が遠くなればなかなかじゃないかなというような気もいたします。しかし、そういった思いで、課長初め、他の町村からも業者を入れながら復旧に努めていただきたいというふうに思います。

今おっしゃいました63年の災害の対応です。町長もちろん御存じと思いますが、あの当時と米づくりを取り巻く状況は大変変わっております。まず、誰が考えてもわかるように、農業従事者の高齢化ということですね。かなり高齢化が進んでおります。恐らく60歳以上が70%を超えているんじゃないかなというふうに思っております。

それから、米価ですが、政府の買入れ価格の話ですが、昭和58年から61年までは、大体1万8,000円を超えるような米価の推移でした。で、その63水害が63年ですので、大体前年度が62年ということですね。61年、62年で1万7,500円ということです。それと現在は、27年の、最終的にひのひかりに払われるお金は1万2,000円前後なんですよ。1俵当たり5,000円の差があります。8俵できる田んぼでは4万円違う。それと逆に、肥料、農薬については、平成20年に50%ほど一気に値上がりいたしました。これは中国とかカナダとか、そういった肥料の原料の産出国が出荷を抑えたり、そういったことで肥料が50%以上高騰いたしました。配合肥料で1俵当たり1,700円前後で私ども田んぼに使ってございました。でも、明るる年から1,000円ぐらい余分に出さんと買われんという状況です。そういった、本当に米農家を取り巻く状況は、そのほかにも例えば機械の代金であったり、燃料代であったり、全てがほかの資材で言っても値上がりをいたしております。そういったことで、町長も危惧されるように、本当にこれは取り下げがふえるんじゃないかなと私も大変心配をいたしております。

ですから、先ほどからよく言われますが、これはあくまでも見込みもありましようが、やはり町長がここで、昨日は起債を起こしてでも測量費は2%に抑えるというようなことをおっしゃっ

ていたというふうに思っております。だから、工事費につきましても、私が責任を持って何%にしますと。極端な話、去年は3%前後の負担ですかね。それを2%に抑えますと。そういったことを私はリーダーとして言ってほしいなというふうに思うわけですが、もちろん被災額も工事額も決定していない段階で、それを言うというのは勇気の要ることだと思いますが、その勇気が欲しいという思いでおりますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 町長の言葉というのは責任があります。それできのうの一般質問でも申し上げたとおり、精いっぱい、国にまずは要望をして、そしてできない場合は、そういう測量設計の負担金、これも町で見て、工事負担金についてはどのくらいになるかわかりませんが、この辺を見ながら検討をするということで、精いっぱいの返答をしたつもりであります。ぜひともその辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今の段階ではそういった答えかなというふうに思いますが、私は、私が責任を持ってやりますと言ってほしかったというふうに思います。

それと、この農家の負担が3%、それを先に言わんと、私はある程度の負担額を言わんと、もちろん3割の負担で一応申請は受け付けているかなというふうに思いますが、もう取り下げがどうもふえるような気がしてならないわけですね。で、町長が一番心配されておる意欲の減退につながるということですので、そういった点でございます。何しろ皆さんが喜ばれるような決断をしていただきたいというふうに思います。

それと、過去の例がこれだけだったのでこれだけじゃなくして、それに上乗せする勇気ですね。そこは決断をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

防災の拠点施設となる中央体育館ですね。これは午前中もちょっといろいろ話がありましたが、さきに配られました、たしか3月の定例会の前後だったと思いますが、行政報告の中かな、第2次総合計画の実施計画ということで配られております。それで7番議員のほうからも質問がございましたが、29年、30年で総合文化スポーツセンターの整備となっておりますが、果たして場所、そういったのは決定していますか。果たして間に合うのでしょうかというような心配をしているわけですね。これはどこが担当されているんですかね。学校教育じゃない、生涯学習課ですかね。文化スポーツセンターの担当については。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。

この総合体育館の建設等につきましては、昨年からの山の都プロジェクトのほうで、そして高速道路等開通を見据えた総合体育館の建設プロジェクト案がなされておまして、建設候補地との検討絞り込みがされておるところでございます。本課の生涯学習課といたしましては、建設の検討に向けた施設の規模ですとか、機能、内容の検討等を昨年も行っていました。それから、その後、その資料等を含めたところでの検討案等の取りまとめを行うべく、この4月以降に、28

年度に入りまして、その取りまとめを行う予定でございましたけれども、4月の震災等によりまして、またその豪雨等の対策によりまして、その実施がまだされていないのが実情でございます。

今後は、災害対応等も含めて、今後やっていく中で、あわせてこの体育館等の建設、それから用地選定の検討、委員会等、これは仮称でございますが、諮問機関等を定めて、来年平成29年度になりますけれども、そういったことで諮問を諮りながら、その検討を今後行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今、生涯学習課長が申したとおりでございます。私のほうからちょっと補足ということで付け加えさせていただきますと、これは今現在、いこいの里、ふれあいの里構想の再検討に入っております、平成6年から計画された構想の今後の取り組みについて今協議を重ねているところでございます。その中で、体育館ですとかグラウンド、これは重要な要素でありまして、これについて慎重な議論が必要だということで、今、取り組みを進めているところでございます。体育館をどこにどうつくるかということ、これはさまざまな要素を勘案しまして、現在候補地を絞って、検討を重ねているところでございます。

今回のこの熊本地震、それから集中豪雨を受けまして、こうした検討課題の中に防災拠点としての要素が十分じゃなかったということも含めまして、今後再検討をしていきたいと思っております。きのう、後藤議員のほうから、そういった観点からのお話もございました。今後、総合体育館の整備に関しましては、そういった防災の観点からも、防災拠点に必要な機能ですとか、具体的には施設の災害対策の機能対応の内容ですとか規模を備えた施設整備を考慮していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今の答弁を聞いておりますと、どうですかね、生涯学習課長、30年度中の建設敢行は、ちょっと無理なわけですね、今の時点では。第2次総合計画の実実施計画では30年度に、工期はあるかと思いますが、30年度に発注するというようなことは無理というふうに捉えていいわけですか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 先ほどからスキームと言いますか、行程のことを、来年度、諮問を諮るというふうなことで申し上げましたが、やはりこの総合計画のもとで30年度に向けた取り組みということは、先ほど総務課長も申し上げましたとおり、いろんな要素、要件等、それから防災を含めたところの観点等含めて検討をする必要がございます。当初はその高速道路の開通に向けたところでの30年度というところでございますけれども、やはり慎重な審議がもとでいろんな構成要素を含めながら図っていくところがございまして、先ほど申し上げましたように29年度に諮問を諮りながら、じっくりとした検討を図る必要がございますので、今すぐは申し上げられませんが、そういったことの流れでいくんではないかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） もちろんこのことについては、今、総務課長なかなか立派な答弁で、震災を踏まえて拠点施設としてのそういったのを加味するから遅れるということでした。問題はやはり最上位の計画と、第2次総合計画は。その実施計画は議員に配った、それは諮問もしたらん、場所も決まったらん、ただありますよと、しますよと、そりゃあちょっとおかしいと。今後、本当は最後まで検討して議員にも示していただきたいというふうに思います。もうこのことは答弁はようございます。

それから、きのうから出ている避難所の指定場所についてですが、きのう、きょう、町長もお答えになりました。やはり想定が豪雨、土石流だったり、大雨の想定での避難場所だったんだなあというようなことで、もう震災に体育館だったり、広い空間のところ弱いというようなことがわかっております。そういったことで、私は避難所については地震と豪雨災害とは別建てで考えて、地震のときにはここがいいですよと、そういった防災計画を今後見直して、避難場所も見直すというようなことでございましたので、そういった点を加味して計画といいますか、避難所の指定を行っていただきたいというふうに思います。

避難所の件で、これは私の地元ですが、朝日西部小学校というのがあります。これは旧朝日西部小学校です。その体育館が朝日西部地区の避難場所になっております。これは現在も避難場所です。でも、そこは震災と集中豪雨で被害を受けまして、窓ガラスはばらばら割れております。そして、ブルーシートが張ってありますが、もうブルーシートもちょっと風で剥げたりしております。ちょっと覗いてみますと、床は真っ白でしております。

それと、そこは社協が校舎のほう使っておられましたので、その当時は電気もあったんですが、今、電気もありません。水道も来ていません。それが避難場所だ、今でかつて。これは総務課長、防災係の課長ですが、どのようにその点はお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど答弁は要らないとおっしゃいましたけれど、体育館の件で済みません。

遅れるということは、私は先ほどは、言葉としては申ししておりません。再検討の必要がどうしても迫られたと。3月に実施計画を提出しまして、それからその後に地震、それから今回の集中豪雨ということで、これの内容を踏まえないと、やはりいけないということを申し上げたつもりでございますので、極力、議員御指摘のように、出した計画については粛々とやっていかなければならないということには変わりありません。

避難所の見直しの件でございます。きのうからもいろいろと議員さんのほうからも御提言なり、御指摘があつているところでございます。避難所の見直しに当たりましては、耐震性ですとか耐火性の確保あたり、それから土砂災害の警戒区域等を念頭に置きながら、指定を今後していかなくちゃいけないということは重々承知をしてるんですけども、今おっしゃったように、今回想定外の件は、避難所自体が被災をしてしまったというようなこともございます。特に、これは本町だけじゃなくてよその町村もそうですが、体育館あたりが、非常に被災の度合いが強かったということで、ちょっと私どももそれについては十分今回の指定避難所なり緊急避難場所の見直しにつ

いては、十分そこらあたりは検証しなくちゃいけないなというふうに思っております。そもそもそういう施設を避難所として指定をしているわけですので、その施設自体が、例えば体育館であれば体育館の用に供するということがまず前提でございますので、そこらあたり、そのまずは体育館としての機能をどう考えていくかということ、これはまた生涯学習課あたりと優先順位等を考えながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） ネットを見ても、データポンを見ても、データポンはその体育館のことは出ていませんよ、清和地区は昔のままということなんでしょう。ネットを見ても、まだ避難所なんですよね。発災後、もう何カ月ですか。こればちょっとですね。では、それはどうするかと。それは防災を担当する課長として、そのことを、私はどう思われるかということをお願いしたい。ただ復旧をせいと、今せいと、それはもちろんせなんですけど、そのことを言ってるわけじゃないんです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） きょう、1番議員からも同様の御指摘をいただきました。私ども、まだ見直しの途中経過でございます。地震の後にですね。一応きのうも申し上げましたけど、13カ所くらいまでを絞り込んで、それを本来であればおっしゃったように、いち早く住民の皆さんの方のために情報提供をネットあたり通じてやるべきところでしたんですけれども、そこを失念してしまっていたということはこれは紛れもない事実でございますので、これにつきましては十分反省をしてるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 時間も大分経ちました。生涯学習課長、旧朝日西部小学校は生涯学習課の担当で管理されているというふうに、体育館について思います。そういったことで、その復旧は、見直しはどのように立てられているのでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。

朝日西部小の体育館でございますけれども、避難所としての指定があったわけでございますが、今回の熊本地震によったところで、実際に急に避難所としての利用が、そのときはなかったというふうに思っているところでございます。そして、被災もかなり、先ほど議員もおっしゃられたように窓ガラスも割れたりしたことで応急措置、そしてまた今は壁、ボードといいますか、そういったものを張りながら応急的なところやっているところでございますが、この朝日西部の体育館におきましては町の体育館でございますけれども、今後そうした避難所として、グラウンド等も含めまして、いざというときのための避難所としての施設ということで確保していきたいというふうに思います。

今、現況はそういうふうな形で大々的な、もとあったような形での改修というのはしてはおりませんが、いざというときのための避難所ということでのところでは、私どもはそういう考えでおるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 課長、気の毒いんですが、今も気の毒いんですが、朝日西部小学校の体育館は、私、何度か生涯学習課のほうに申しておりますよ。水道が来てませんよと。これ、震災する前ですよ。水道が来ていませんよ、トイレが使えませんよと。避難所としての機能を果たしていませんよと。で、今、おっしゃったでしょ。今度の震災でも避難がなかった。水もない、トイレも使われんとに誰が避難するとですか。そこんとこの理解をしておいていただきたいかったという点です、一つ。

それと、地域に何なりの協議もせずに勝手に話を変える。そういったことはちょっと無理かと思えます。やはり地区の人と協議をして、そういった避難所に関しては、きのうの答弁ではそういう話があつとりますが、そういったことをしていただきたい。特に、朝日の西のほうというのは、行政区の牛ヶ瀬区を除いて仁田尾区で小迫という集落がありますが、そこは高台にあります。あとはほとんど笹原川沿いに集落が点在しております。そうするとやはり土石流だったり水害の危険が一番高いわけです。そうとしたときには高台が安心なわけですよ。いざというときの避難所じゃなくして、これは避難所として確保すべきだというふうに私は思っております。その点もちょっと今後、現場を見ながら検討していただきたいというふうに思います。

それから時間もなくなりました。では、最後にですね、対応と検証となっておりますが、これはきのうから説明がっておりますので、役場職員の方も本当に発災から大変な苦労していただいております。それで検証については、まだ全部が終わっていない段階でこれは早いかと思いますが、いずれにしても検証はされると思いますので、総務課長を中心に取りまとめられると思いますが、そういったことで取りまとめて、御報告なり何なりをしていただきたいというふうに思います。

次に、農業問題についてということで質問をいたします。

私が14名の議員の中で一番イノシシに近いところに住んでおります。端的に申せば、一番山の中に住んでおりますので、質問のたびに有害獣については質問をいたすわけでございますが、処理加工施設についてというようなことも思っておりますが、きのう、5番議員の藤澤議員のほうから質問がっております。

ただ、1点だけ、総務課長のほうから聞いております。この公設民営というようなことでいって、ぴしゃっとした計画書ができているというようなことを聞いております。で、民営にしても、幾らかお金をやらんとちょっと無理だというふうに私思ってますが、例えば電気料だったり、処理場の処理費用ですかね、例えばし尿処理ですかね、そういったものの費用だったり、それから電気代だったり、そういったことはどれぐらいの金額を見込まれているかというふうなことで、ちょっと簡単に結構ですのでお願いをいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

今度の補正予算のほうにも計上しておりますが、その中で一番関心があるのが経営の内容かというふうに思います。現在、一般的に流通しておりますこの精肉の価格をかなり絞り込んで計画

を上げているところでございますが、今申されました、まず処分費、これ持ち込まれたイノシシの皮とか骨、この残渣の処分費でございますが、約68万円程度を見込んでおります。

それから、主なものとしましては、浄化槽等の管理料ですね。こういうものが12万円とか、それから消耗品。そしてあと、ここを管理します人件費でございますけれども、解体の専門員が1名とそれから補助員、事務員等含めて600万程度の金額を現在計上しております。これはあくまでも町のほうで試算したということで、このような積み上げの詳細でございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） この処理加工場については、今回の議会の中で補正予算の中にたしか入っていたと思います。そういった計画書がある程度できているなら、補正予算の説明の前に議員全てにそれをお示しいただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたしておきます。

それから同じく、鳥獣被害防止対策事業補助金、このことについてお尋ねいたします。ここでは金網柵と書いておりますが、28年度は1,000万の予算が組まれておりますね。この事業は、箱わな、それから電気柵、金網メッシュ、この三つというようなことで理解してよろしいのでしょうか。課長。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

被害防止等に町の補助金1,000万円計上しておりますが、これにつきましては、主たる部分につきましては、電気柵の設置についてでございます。ワイヤーメッシュとそれから箱わな等につきましては別の補助金ございまして、そちらのほうは町の協議会を通じた補助金として流してるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） わかりました。1,000万は電気柵というようなことですね。それから、ワイヤーメッシュ、箱わなについては幾らぐらいの予算を組まれている。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） これは毎年、熊本県の緊急捕獲対策事業のほうに補助金の交付要綱として要求しておるわけでございますが、毎年要求しておる中で、ことしは現在、要求の途中でございまして、27年度が資材購入費として470万程度の、27年度の要求を行ったところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 聞くところによりますと、ワイヤーメッシュについては、申請の件数だったり延長数、それによって年度ごとに受益者の負担が、これは50%補助ということでしょうね。ワイヤーメッシュについてはですね。と思います。違ったらお答えください。年度によって負担が違うというようなことは、ちょっと不公平感を生むんじゃないかなというような気がするわけですね。もちろん予算があるわけですので、予算の中の執行で全部してしまえばそういったことも生じるというのはわかりますが、その点はちょっといかがでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 27年度の実績等で申し上げますが、申請件数としましては国のほうに要求を通しまして3,000万の要求をいたしておりました。その結果、補助金として来ましたのが1,216万2,000円ということで約三分の一、これは御承知のように、国の配分枠以上に被害が多く、各町村に配分する上では非常に薄くなったという結果でございます。これを受けまして、申請をしていらっしゃる皆様方に申請額、それから内示額を含めて、補助率がこの程度になりますがいかがされますかという御確認をして、その上で実施するということについて、この事業を実施してるところでございます。補助金につきましては、50%といたしますのは町が行っております単独の被害防止対策事業の補助率でございます、この国のワイヤーメッシュにつきましては、毎年度、申請数、それから補助金の金額の変動がありますので、50%以上の補助率となりますが、定額ではございません。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） そのこのところ、その私が思いますに、これは国からお金が流れてくる、その金額によって違うというのはもちろんわかります。これは50%なら50%と、ある程度町の…。これは国のあれでするので簡単に決められるかどうかわかりませんが、そういったことで決めて、そして申請が多いならば抽選だったり、で、抽選に漏れた分は次年度に優先的に回すとか、そういった形である程度同じような負担でできるというようなことをやっていただきたいというふうに思います。

それから町長、1,200万しかことは来んだったと、3,000万の要求にですね。半分しか来ん。そうしたら、町のほうからもうちと出されんかということですね。でも町長は、私がいつも質問をいたしておりますと、随時やっていきますというようなことをいつもお答えいただいております。そういったことでどうでしょうか。そういったことも考えていただきたいと思いますが、町長から答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 具体的にですね、要望していききたいと思います、今言われたことについては。大変な獣害の被害が本当に深刻でありますので、より具体的に国に要望していききたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 電気牧柵については、有害獣の個体数が少ないところといたしますか、最初のうちは効果があります。でもやはりある程度、個体数がふえた場所だったり、作物が一番収穫期になりますと、電気牧柵を超えてイノシシが入ります。やはりワイヤーメッシュか、それを押し上げて入るという場合もありますが、やはりワイヤーメッシュが私は一番今効果がある防護柵だというふうに思っておりますので、この事業を拡大していくような形でとっていただきたいというふうに思います。

それから、あと5分ほどになりましたが、次で農産物ブランド化推進事業の内容と見直しについてというようなことで書いておりましたが、地方創生過疎化交付金の中で26年度のたしか補正か

ら始まって27年度かけて、予算書の中ではブランド化推進事業となっております。しかし、今国会に説明を受けました地方創生先行型の事業についてということで課長のほうからありますが、事業が幾つかあるわけですね。それは行政報告の中にあった事業のうちのどの事業なのか、全てにまたがっているのか、そのところをちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。そして、具体的にはどのようなことをしたのかということです。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えしてまいります。

地方先行型の事業によります効果検証一覧表ということで行政報告ございましたが、この中の4番、農産物をPR事業ということで取り組んでいるところでございます。

（「どのような内容を事業の趣旨をよろしいですか」と呼ぶ者あり）

大変失礼しました。これは27年度から取り組んでおりまして、26年の補正先行型ということで取り組まさせていただきました。事業の趣旨でございますけれども、この町が持つ自然の中で生産された農産物を、これに付加価値をつけて山都町農産物の知名度を高めるということを大きな目的として、情報発信や新商品の開発、それから販路拡大に大きく取り組む、本農産物のブランド化を確立するという目的で、山都町一体となった取り組みを現在進めているところでございます。その中には事業に精通したアドバイザーを入れまして、また福岡等の岩田屋等で催事を行い、特に町が持っておりますイメージとして、相手が見える、安心して安全にして農産物を提供できるという取り組みをしながら現在掲げておりますが、そこには慣行農法をしております農協ももちろん入っておりますし、有機農業される方々もいらっしゃいますし、エコファーマーもいらっしゃいます。そういうことで全町的に一体となった農産物の販売を進めていくということで進めるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、わかりました。課長が言ってもらったようで結構だったんですが、今後の取り組みですたいね。まして、この行事報告の中では非常に効果があったと。よかったというようなことが書いてあるわけです。これは続けていかないかん事業ですね。そして、実を結ばせないかん事業だというふうに私は思っております。

でも、その過疎化交付金は十分の十、補助で、これがあるうちはして、何ですか、地方創生の今年度のそういった事業の場合は半分の負担ということで、地方創生先行型は100%ということで、推進事業補助金という名称だと思いますが、それは50%負担。その活用は、行政報告の中で今後考えていきたいというので、今年度はしていないというような報告だったと思います。その点についてどのように。報告と、利用せん、その整合性どのようにちょっと考えてらっしゃるか御説明お願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。

今、農林課長から申しましたことは加速化交付金でありまして、昨年の継続事業ということで、本年の事業に取り組んでおります。これは、昨年、二つの事業を申請したんですが、一つは見事

落とされてしまいました。何でかというのは非常にいまだに疑問ですが、かなり抗議は申し上げました。こしは新型交付金というもので、さっきおっしゃいました二分の一です。ただ、これにつきましては採択が12月ごろということで、なおかつ、まだそれが出しても来るか来ないかわからないという事業だもんですから、非常に曖昧であるということで、本年度はその事業は手を挙げないことにしています。今やっている加速化交付金でしっかり対応しようということで、来年度はその実績を持っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） もう時間がありませんので終わりますが、あとの質問はまた次回に回したいと思います。なかなか、あと私も任期が1年というふうなことで、あと2回か3回の質問の機会があるかと思いますが、そういった中で質問をしていきたいというふうに思います。これで終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって2番、藤原秀幸君の一般質問を終わります。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時19分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第60号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第60号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議案第60号、山都町短期滞在施設条例の一部改正について。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年9月5日提出。山都町長。

提案理由。本町への定住促進を目的として設置している短期滞在施設に新たに1施設を加え管理運営するために既存の関係条例を改正する必要があります。これが議案を提出する理由です。

次のページをごらんいただきたいと思います。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例。

短期滞在施設条例の第6条に次のただし書きを加えるということでしております。

次のページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表をつけております。

これまでの現行に対しまして、改正案のところは第6条であります。「短期滞在施設の使用期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認める場合は、この限りではない」。

それから、一番下に、清和地区1号棟、米生1090番地12、面積46.37平方メートル、木造平屋建て、月額2万2,100円。清和地区に一つ短期滞在施設を設けたいというふうに思っております。これにつきましては、熊本市の方から、清和高原別荘地に土地家屋を持っておられた方が町に無償の寄付をしたいということで提案がありまして、各課それぞれ利活用について検討しました結果、この短期滞在施設にしてはということで、今回、山の都創造課から利活用させていただきたいということで短期滞在施設条例の一部改正ということでございます。

別途にきょう新たに地図と写真をつけております。A3の地図でございます。国道218号線、清和体育館から阿蘇森林組合清和加工所を通りまして、米生の旧清和村が作りました清和村別荘地の中にその寄付の申し出がありました。交差点から、体育館から約2.8キロメートル、車で七、八分のところでございますけれども、その一角でございます。ここには、現在、定住されている方が8世帯いらっしゃいまして、その中の一つにこの別荘がございましたけれども、そのところを短期滞在施設にということで今回考えております。

資料2のほうに写真のほうをつけております。一戸建ての住宅でございます。

資料2の次のページに、こういった形で部屋割りとバス・トイレつきということで載っております。

以上、提案申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。

今回のただし書きですね。「ただし、やむを得ない事情により町長が特に認める場合は、この限りではない」という改正ですけれども、ここにおいてこの施設を利用されるという方については、ほとんどやむを得ない事情があるからこそそこに住んでおられるのだろうというふうに思います。

ですから、それをですね、町長が特に認める場合はこの限りではないということで何年もこれを認めていくということは、これはちょっといかがなものかというふうな感じがいたします。やはりここを求めて来られる人は、1年以内にはきちんとその目的を持って来られた人は新しいところを見つけて、そして1年で新しい土地に移ってもらうというふうなやり方が私は一番いいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか、課長。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） この議論につきましては、ずっとこの短期滞在施設の設置、平成25年からでございましたけれども、議論がされております。

実際にこれまで短期滞在施設を利用された方が24世帯17名でございます。その中でも、まだ仕事が見つからない、それから住宅の適当なところが見つからないということで、この1年の縛りがございましたので、非常に我々相談に乗る側としても苦渋の選択を迫られることが多々ありました。その中では、やはり条例上は1年ですので、そこをやむなく退去していただいて、違う町

村に行かれた方もございますし、隣の五ヶ瀬町のほうに行かれた方もございます。

数名の議員さんの中から、これは画一的にするんじゃないかって、その事情に合わせたらどうかという意見がございましたので、我々は、そもそも1年という前に、あと残り3カ月ぐらいになったときは、いかがですかというふうなことで相談もします。その中で、やはりいろんな確かに事情がございまして、身重の方が次のところに行くには非常にまた厳しいという、こういう条件とかございましたので、そういった方の本当にやむを得ない事情を勘案してやっていくということで、これをむやみやたらに、ましてや1年でありますので、これが2年ということは私はあり得ないというふうに思っております。

山の都創造課の議論の中でも、そこらあたりをどうするかという議論をしました。当然、3カ月前ぐらいから就職の相談とかやっていますので、それをいろいろ勘案して、できない場合は3カ月ぐらいとかそういった形で、その日数については、事情がございまして、ここで明記することは今回できませんでしたが、そういった形で、むやみやたらに乱用するということは一切考えておりません。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この件については私も前に1遍質問したことがありますけれども、8番議員の言うことじゃなくて、私はあと1年延ばしてくれという話ばしたと思います。2年ぐらいいにしてくれんかと。

というのが、来るのに3カ月ぐらいかかってやっと荷物の整理が終わりました。ちょっと落ちついて二、三カ月したらもう出る準備をせないかんじゃないかということで、ここは太陽光とか風呂場を扱ったり、風呂場の給湯器ですか、それを置いたりしたいばってん、それを置かれんわけですね。ちょっとした整備をしておきたいと思っても、1年で出らにゃもんだけん、なかなか置かれん。

そして、就職を探すにしても、これ、短期だけん、2年間ぐらいいはしてくれんかと言った覚えがありますし、ここら辺は町長が必要と認めた場合とするんじゃないかって、2年間なら2年間で、猶予期間は1年なら1年とかきちんと決めてすると、就職を探されると思うし、町もここに住む人たちにどのようなサポートをせないかんかということその人たちを集めて議論しながら、何が問題なのかということ、その地区、1集落ですね。これは、8戸あるということですね。その人たちと役場とが一緒になって、その人たちの意見をまとめてここで報告して、こんな意見がありますとかそういうことをやっていく中で、皆さんと一緒に考えながら、何が問題なのか、滞在者のほとんどの方が五ヶ瀬に多分行かれました。私が知っている人も五ヶ瀬に行って、「出ていけと言われましたけ、しょうがないけ五ヶ瀬に行く」と言われましたので。せつかくなら、ここに住んでもらいたいわけですね。山都町にですね。

ですから、そういうところの話をちゃんと聞きながら、何が問題点なのかということ報告することによって、それを決定していくと。町長が必要と認めた場合じゃなくて、住民が必要とお願ひした場合というふうに変えた方がいいですよ。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） この短期滞在施設1年の概念をどう考えるかというのが一つ大事になってきます。

それから、山都町に定住しようという気概等を持って来られる方です。ですから、そういった方、山都の魅力を感じてここに住んでいきたいという方々を私たちは受け入れていくということが大前提になりますので、そこらあたりは1年の覚悟を持って来ていただきたい。当然、今、しごとセンターのほうでも、就職のあっせんだったりいろんなことをやっております。まちづくりやべに今人材派遣の事業もしておりますので、そういう就職のあっせんとかもやっておりますので、この1年をしっかりと充実した1年にさせていただいて、次のところを見つけていただく。

それから、空き家の改修についても50万円の補助をするようにしておりますし、この短期滞在施設については、基本的には何もしなくても入ってこられて1年間住めるようにしております。給湯施設とかそういったものはきちんとそろえております。修繕についても町が全部やります。

ですから、その中でしっかり取り組んでいただきたいということで、それでもやむを得ない場合については相談をさせていただいて、町長に相談しまして諮るということでやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私も実際にお話を聞いておりますし、要請も聞いております。これ、ただし書きで少し進んだのかと思いましたがけれども、先ほど4番議員が言われるように、1年はすぐ来ると、あっという間の日数というようなことで、最低2年。私が見ますと、ただし書きは要らんで、2年間に区切って進めていただくならと思えますけど、そのあたりは先ほど檜林課長のほうから2年というのは考えておらんというような話ですけど、その辺はいかがですか。1年というのは非常に短いような気もするんですね。仕事を探すにしても何するにしてもですね。定住させるならば、そこら辺を考えていただいて、最高2年間で、あとは仕事なり何か探していただいて定住を考えていただくというような格好なら、2年ぐらいは必要じゃないかと思えますけども、そのあたりは再考できないですかね。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 直近の利用者の方々にいろいろとお話を聞く機会も設けましてやっております。その中では、この期間のこと、それから住宅の料金のこと、そういった問題よりも、今後どこにどうこの山の都で住んでいくかということの相談に乗っていただくことが一番ありがたいということですので、そういった移住を希望している方の気持ちに寄り添った相談業務をやっていききたい、そういったことでやっていききたいというふうに思っております。

ですから、確かに議員がおっしゃること、1年が短いというのも重々承知はしております。ただ、短期滞在施設ということ、ほかの住宅のこと等、特公賃の住宅とか町営住宅とかございますので、そういったことを勘案した上で1年間ということですので、今後、そういう移住希望者の方々の声がそういったところがどんどん多くなれば、そういったことでやっていき

たいということで、それは検討させていただきたいと思いますし、一番大事なのは衣食住だと思いますので、そういう子育て環境であったり住宅のことであったりのほうが一番大事だと思いますので、そういう環境を整えて、短期滞在施設の環境を整えるんじゃなくて、そういう周りの環境を整えていきたいというふうに思っておりますので、1年あるいは2年というところは今後の課題にさせていただければと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今回の提案は、熊本市の方の無償提供ということで環境整備は必要がないということではありますが、定住を促進する本町としましては、このような施設をふやすことが目的の達成につながっていくと私は思っております。今後、このような取り組みをされていくのかお聞きします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 済みません。私の説明不足でした。施設の整備は、今回の別荘地を改装するというので、やっぱり改装しなければなりませんので、一部手直しをしました。入ってこられる方が改装する必要はないという意味でお答えしましたので、訂正させていただきます。

それから、今後のことです。今、移住者の相談が毎年、年々年々ふえております。ことしも46件ございます。今、空き家の改修補助金というようなことで出しておりますが、それも年々ふえております。ですから、こういう移住、定住による交流人口をふやしていくということは町の大きな課題でもありますので、今後は、清和地区もそうですけれども矢部地区にももう少し大きな数でやっていければと思いますし、若者定住の施策は施策として、新しい住環境を整えるということもございませうけど、移住者は若い世代から高齢者までおられますので、そういった施策として多機能にやっていきたいと思っておりますので、ぜひしかるべき遊休施設等がありますれば矢部にも来年あたりできればというふうに思っています。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 住の環境整備にはかなり経費が必要になってくると思いますが、やはりこういった施設を各地区につくることによって山都町の理解が進むと思っております。ぜひそのように検討されますよう要望いたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 2点ほどですけれども。町長が必要と認めた場合ということがありますよね。町長が必要と認めれば5年でも10年でもいいのかとか気になりますけれども。認めても3年までとかですね。言えばどこまででも認めるということはいかなるものかと思っておりますし。

あと一点は、住宅改修の件なんですけれども、新たに作るということも大切だと思いますけれども、住宅改修につきまして、住宅をつくるのと一緒になんですよね。ですから、今、50万円でしょう。50万円ですと、なかなか改装するときに50万円じゃ、ほんなごと出て行った人の跡を改修す

るといのは、片づけとか、それで50万円はぱっと飛んで行って、あと余分に100万円ぐらいかかるんです。ですから、ここら辺の住宅をつくるぐらいの気持ちがあるならば、ぜひ50万円というのを周辺整備まで含めて上限100万円程度に見直したほうがかえっていいんじゃないかなと思いますし、そこら辺の検討も今後やっていってもらいたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 期間の延長を町長が認める場合ということですが、今、1年としておりますので、2年以上はあり得ないというふうに私自身は思っております。で、その中でしっかり検討していきたいと。

あともう一つ、住宅改修でございますけれども、これは個人の資産を形成することになります。今回のグループ補助金あたりも、私は国、県の思い切った施策だというふうに思っております。個人の資産を形成するのに75%を補助するということですので、これはもう本当に震災のことで受けてのことしかあり得ないというふうに思っております。そういう観点から、住宅改修についても、貸し主だろうが借り主だろうが、資産を形成するわけですから、住宅を改修してそこに入って行くというのにはそれなりの覚悟を持っていただきたいということで、今、50万円を限度額にしております。

近隣の町村ではいろいろな、新築住宅にする場合は100万円を補助するとかいう、今、こういう移住、定住に向けての金目の話のそういう誘致合戦がありますけれども、うちの課ではそれはやっていかないということで、本当に移住してきたい、そういった人が町に来てくれることを望んでおりますので、そういう経済的な誘致合戦には乗らないということで基本的には考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第61号 山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第61号「山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第61号について説明をいたします。

山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のとおり定める。

平成28年9月5日提出。山都町長。

提案理由です。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、地方公務員法及び地方公営企業法の規定に基づき、山都町の一般職の職員の任期を定めた採用及び当該職員に係る給与の特例に関し必要な事項について本条例を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

めくっていただきまして、山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成何年何月何日。山都町長です。

本条例制定の趣旨について御説明をしたいと思います。この任期付職員につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律で規定をされております。地方分権の進展に伴いまして、地方行政の高度化、専門化が進む中で、地方公共団体において公務部内で得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性、期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の必要性等が高まっていることに鑑みて、これは平成14年に施行されたものでございます。

その後、地方公務員制度を取り巻く環境の変化を踏まえまして、より柔軟な任用、勤務形態を認めることの要請が高まりまして、平成16年に改正任期付職員法により新たに規定をされたものでございます。

今回、本町では、熊本地震及び集中豪雨災害からの1日も早い復興、復旧に向けた災害復旧業務に対応する体制を確保するため、即戦力となる任期付職員を採用する必要があると判断されることから、新たに条例を制定することとしたものです。

本条例では、任期付職員の区分や採用することができる要件、給与や服務等について規定をしております。

まず、一定の期間ということですが、今回は熊本地震及び集中豪雨に係る復旧業務ということで一定の期間内に限り業務量の増加が認められる期間という、そういった業務の観点から3年以内を予定をいたしております。

また、採用の人数ですが、おおむね3名程度予定をしているところでございます。

採用につきましては、当然試験を行うのですが、選考試験により採用を行ってまいりません。これは平成24年7月に発生しました熊本広域大水害の後に平成25年度から県が3カ年30名程度の募集、採用を行ってまいりますので、一応、その要領等にのっとり、町としても実施をしていきたいと思っております。

1次試験は書類審査です。論述、経歴審査です。受験資格に関するものを審査をしたいと思います。2次試験は面接等の人物試験を行うというふうに考えております。

受験資格につきましては、平成28年3月末現在で、行政機関、民間企業等において道路や河川、砂防、治山、土地改良事業等に発注、積算、工事監督業務に従事した経験を5年以上有する方と

ということと、1級または2級土木施工管理技士の資格を有する方ということを受験資格の要件としているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 大体わかりました。相手方の要件として、1級、2級の土木管理士ということかな。専門的には。いわゆる土木技術者を3名程度と。約3年間ということですね。これは、組織の中では、職能権限というのはあるのかな。単なる技術屋、事務屋という取り扱いなのか、あるいは、場合によっては課長待遇とかそういうのが出てくるかもしれませんけれども。どこかでたしか給与表が出ていましたね。これは給与ですから権限とちよつと違いますけどね。その辺のところはどうなりますか。だから、きのうの私の一般質問では、総勢、この復旧に当たるチームが20名程度になるだろうと。その中で技術的な役割を果たしていくと。即戦力になる人を新たにここで確保するという意味だろうと思いますが、そこには職能権限みたいなものが生まれるのかどうなのか、それをちよつと聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） これにつきましては、今議員もおっしゃいましたように、農業土木それから公共土木関係の発注ですとか積算それから工事監督業務の、実際の発注、従事してもらうということで、そういった職能給といいますか、そういった職能の権限ということは考えておりません。あくまでも補佐的な立場と、それから実際に管理監督もしていただくようなことも出てくると思いますけれども、そういったことについては、お答えにならないかもしれませんが、そういうふうを考えながら採用をしていきたいというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） わざわざ聞いたのは私の老婆心でもあります。組織ですから、その辺のぎくしゃくがしないように、最初からそこを明確にして、本人たちにも、あるいはチームのほかの職員さんたちにも、その辺とかを最初からきちんと明示してもらうということが大事じゃないかなというふうに思います。要は、仕事を万全に、効率的にやってもらうということが目的でしょうから、そのような組織になるようお願いしておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第62号「平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） それでは、議案第62号について説明をいたします。

議案第62号、平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について。

平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例を別紙のとおり定める。

平成28年9月5日提出。山都町長。

提案理由です。平成28年熊本地震による被災者の生活再建支援に寄与することを目的として、町税及び国民健康保険税の減免に関する特別措置を実施するため本条例を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

ページをあけていただきたいと思います。

平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例をここに公布する。

平成何年何月何日。山都町長。

議案内容について説明をいたします。新規制定になります。まず、本条例の制定の趣旨と概要について御説明をいたします。

地震災害等による被災者に対して課する町民税等の減免につきましては、既存の条例に山都町税の減免に関する条例というものがございます。ここには、法令に定めるほかはこの条例に定めるところによるというふうなことで減免になっております。

しかしながら、今回の平成28年熊本地震、以下は地震といわせていただきますが、想定以上の甚大な被害をもたらしたことから、被災された納税義務者、町民の方々の生活再建を支援することを目的に、被災者に寄り添い、迅速な措置をとるために特例の条例を制定するというようにしたところでございます。

当初は、先ほど言いましたいわゆるもとの減免条例の規定により減免を行うこととしておりましたが、今回の熊本地震による被災家屋の被害状況判定につきましては、議員さん方も御案内と思いますが、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊というような判定基準をとっております。これは内閣府からの通知によってそのように取り扱うということにしております。これは熊本県内全域がそのような取り扱いをしているところであります。この判定基準は、もともと町が持っています減免条例に規定します損害程度の区分と少し異なるものですから、もともとの減免条例の区

分を適用するためには、今回の判断からまたさらに新たな判断に置きかえる必要があるものですから、それには相当の時間を要するというので、急を要する部分もあり、今回の特例条例を出したことがございます。

このことについては、上益城郡、下益城郡で一緒につくっております、税務担当課でつくっております組織に税務協議会というものがございしますが、そこでも議論を行いながら、これまでにない甚大な被害状況であることと、各町の間で住民の移動もあるということから、震災に即した被災状況の判定区分の適用が効率的であるというふうに考えながら、上・下益城各町で統一した基準による新たな特例条例を定めていきたいということでここに制定をしたところであります。

本条例の大きな柱は大体三つございしますが、一つは、今申し上げました全壊、大規模半壊、半壊というふうな判定基準に置きかえること、それともう一つは、それまでの条例では減免の対象者はいわゆる家屋の所有者に限られていたものを、その家屋に住む居住者というふうにしたところと、減免の範囲が広がったというふうになります。もう一つは、町のほうで被災家屋の判定を行いに行っておりますが、そしてこちらのほうで被災状況の台帳等を持っています。その台帳等に記載されている方、こちらのほうで、町でその情報を持っている方については、本来は減免については申請主義ではありますが、被災状況を判定した方についてはその申請を略して町のほうで職権で減免を実施していくという、その三つが大きな柱になっております。

なお、附則のほうにおいて、施行年月日は公布の日からとし、適用日としては、震災が起きた平成28年4月14日を適用日というふうにしておるところです。

本条例は全部で8条からの条例になっているところでございます。

第1条は今申しました趣旨、第2条は定義、震災の定義を書いております。そして、先ほど言いました全壊、半壊、大規模半壊等の定義を書いております。

第3条は個人町民税の減免について述べています。

第4条におきましては、固定資産税の減免について述べております。

済みません。ちょっとおくれましたが、第3条の第2項のほうに、先ほど言いました、下表のほうに減免の割合というところで半壊または大規模半壊、そして右のほうに全壊と書いてあります。ここあたりの評価ですね。山都町の町税等の減免に関する条例、もともとある条例から少しこの辺が変わった、変えたところになります。

続きまして第4条が固定資産税の減免について規定をしているところであります。

第5条は国民健康保険税の減免について定義をしているところであります。

第6条に減免の申請等と書いております。その第2項のほうの一番最後のほうに「同項の規定による申請によらず、職権により町民税等を減免することができる」というふうに、職権で減免する規定を入れております。

第7条は減免の取り消し。

第8条はその他。

附則は、先ほど言いましたように、平成28年4月14日、発災の日からこの条例を適用するというので制定をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 一つ教えてください。これは非常に幼稚な質問かもしれませんが、実は、この町の住民で、住宅をよそに持っている、そこに住んではおるけれども住民票はこちらにあると、そしてその住宅が被災したという場合はどうなのかと。あるいはまた逆の場合もありますね。熊本市の人が矢部に、さっきの別荘地みたいな形ですよ、持ってあって、そして被災をした、その場合はどうなのか。それぞれの自治体がどう対応すべきかと。これは見舞金のこととも非常に密接に関連します。そこら辺はきちんと整理ができていのかどうかということも含めて聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） 今御質問がありました、例えば私でいえば、私が例えば益城町に住宅を持っていたらどうなるかということにつきましては、益城町で被災した住宅については、益城町の固定資産税の対象施設になるので、これは益城町のほうで減免をされていく、それは今言いましたこの条例とほぼ内容は同じです。言葉の言い回しは少し違いますけれども、ほぼ同じなので、益城町で減免されていきます。で、熊本市とかにおられる方が山都町に家屋を持っておられてそれが被災したら、それは山都町のほうで固定資産税を減免していくという形になります。

見舞金は各町、市町村でそれぞれあると思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私の質問が悪かった。固定資産税だったら、当然そういうことですね。国民健康保険税あたりが直接私が質問したことにかかわってくるんです。その辺の考え方がどうなのかと。それをきちんと恐らくはしておると思います。これは見舞金と同じですから。ですね。見舞金ではお互いに、「それはあなたが住宅を持っているところの自治体に相談しなさい」と、また逆に、こちらのほうでは「それはあなたが今住んでおるところの自治体に相談しなさい」と、たらい回しされるんですよ。そういう事例がかなり出ております。ですね。今度、この税条例ですから。今、固定資産税はあなたが答弁したとおり、これは誰でも常識でわかる話ですが、国民健康保険税あたりは生活支援ということですからね。基本は。だから、その辺はどうなのかと。非常にこれ、ややこしい判断になってこようかと思いますが、その辺はどうなっていますかね。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） 今の答弁が、先ほど三つ大きな柱があると申しました、所有ではなく居住だということになります。例えば、こちら山都町に住んでおられる方はほかの町には住んでおられないということなので、それは当該市町村の固定資産税の減免だけで、町民税、国民健康保険税の減免の対象にはならないわけです。逆に、今度は災害を受けられてこちらのほ

うに転入をしてこられた場合等におきましては、被災された当該市町村のほうでの罹災証明、全壊なり大規模半壊なり半壊なりの基準に従って本町のほうにおきまして減免措置を行っていく。これは、先ほど言いました上・下益城郡の税務協議会の中でも、お互いにそういう形でやっぺいこうということで協議を進めて、全てで同じような内容での条例を制定していこうということになります。

○12番（中村益行君） 最後です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 大体論理としてはそうでしょうけれども、いわゆる借家みたいな形で、さっき出たような一時滞在という形でこちらに借りておって、そこが被災をしたと、だからそのために生活が破壊された、本拠地は別の自治体にあると、その場合は、被災した建物のある現実に住んでおるところの自治体の被災証明を持って行って、その住民税のある自治体の窓口で対応してもらおうということかな。今の説明を聞くとそういうことですね。そういうふうに理解していいですかね。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） 今おっしゃられたとおり、住民税は1月1日の居住地が基準になりますので、例えば、山都町に住んでおられた方がほかの町に出られて行って、そこで被災をされた場合には、山都町の住民税は被災された場所での被災の程度によって減免をしていくということになります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 山都町税条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第63号「山都町税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） それでは、続きまして議案第63号について御説明いたします。議案第63号、山都町税条例の一部改正について。

山都町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月5日提出。山都町長。

提案理由です。所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、山都町税条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

ページをあけていただきたいと思います。

山都町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成何年何月何日。山都町長。

概要について御説明をいたします。本文はかなり長くてわかりづらうございますので、まず概要を説明しまして、その後後ろのほうの新旧対照表を少しごらんいただきたいと思います。

日本国内におられる外国人については、日本との間の租税条約というものにより税の徴収等について定めてあるところではありますが、今回、租税条約等の変更があったことに伴い、所得税法の一部が改正されました。また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部が改正ということで、税条例の一部を改正することになります。

内容につきましては、株式等の配当益について、今回の所得税法の改正によって、特例適用利子又は特例適用配当のある方に対しては、外国の方に対しては、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得に100分の3という町民税の税率を課すということに新たに法の改正によってなったところがあります。

なお、この法は、施行日につきましては、所得税等の非課税に関する法律の一部改正の公布の日から1年を超えない範囲において政令で定めるということになっておりますが、今現在においてはまだ政令が出されておませんが、予定としましては、平成29年1月1日予定というふうになっております。

では、後ろのほうの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

1ページの右側のほうが改正後になりますが、ここには、先ほど言いました特例適用利子または特例適用配当に係る個人の町民税の課税の特例についてということで規定をしてあります。ここが現行にはなかったものに加えられた部分になります。

第20条の2と書いてありますが、この一番最後の部分のところに、先ほど言いましたように「100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する」というふうにここに規定をしてあります。

以下、第20条の2の各項においては、町民税に規定する総所得金額について、今回の改正によりまして特例適用利子また特例適用配当等を含めていくということをやずっと記載してあるところでもあります。

5ページから新旧の表が出てまいります。ここにつきましては、先ほど言いましたように、もともとあった第20条の2を新たに第20条の2が加わったことにより第20条の3のほうに繰り上げていくということになります。最後の10ページまでそのような形になります。下線の部分がそ

の改正される部分ですが、それは第20条の2が第20条の3になったことをもって改正している部分になります。

本条のほうの附則のほうでは、先ほど言いましたように、この適用は平成29年1月1日の予定であるということになります。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） せっかく、私の好奇心から聞いておきます。この該当者はこの町に何人かおられますか。

それと、これを読みながらね、今後、TPPの場合、どうなるのかなど。これは地方自治体の税務は大変だなというふうな気もしながら今説明を聞いたところです。

まずは該当者がおられるか。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） TPPのことはちょっとまだよく考えておりませんが、国際運輸業法というのは航空業であったり船の業法にかかわるものでありまして、恐らくは本町に該当する方はおられないと思います。ただ、全国的規模で見れば、大都会、都市にはそういう方がおられると思いますが、恐らく本町には今該当する方はないと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「山都町税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第64号「山都町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 議案第64号を御説明申し上げます。

山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年9月5日提出。山都町長。

提案理由。所得税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布されました。これに伴い、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページをおあけください。

先ほどの議案第63号の山都町税条例の一部改正に関連したものでございます。今回の山都町国民健康保険税条例の一部の改正につきましては、附則第12条の次に新たに2条を加え、附則第13条以下、2条ずつ繰り下げるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、最後のページをお開きください。改正後（案）のところでございます。

特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例。

第13条、この内容につきましては、町民税で外国居住者等に係る特例適用利子等につきまして分離課税を行います。その関係する総所得金額に当該利子等を加えた額を国民健康保険税の所得割額の算定に含めるものでございます。

続きまして特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。第14条の内容につきましては、先ほど第13条で説明した内容の趣旨を今回は特例適用配当も含めるといふことの改正でございます。

以下、2条ずつ繰り下げております。

前のページをお開きください。

附則でございます。施行期日につきましては、先ほど税務住民課長が申し上げたとおり、現時点ではまだ政令は出されておられませんけれども、平成29年1月1日からの適用を予定してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「山都町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3 時11分

9 月 12 日（月曜日）

平成28年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年9月5日午前10時0分招集
2. 平成28年9月12日午前10時0分開議
3. 平成28年9月12日午後1時39分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第65号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第4号）について
 - 日程第2 議案第66号 平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第3 議案第67号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第4 発議第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について
 - 日程第5 発議第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について
 - 日程第6 発議第3号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書の提出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	江藤宗利
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	田中耕治	健康福祉課長	玉目秀二
環境水道課長	佐藤三己	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	山本祐一	老人ホーム施設長	藤原千春

学校教育課長 荒木敏久 生涯学習課長 工藤宏二
そよう病院事務長 小屋迫厚文 監査委員 森田京子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第65号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第65号「山都町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、議案第65号、平成28年度山都町一般会計補正予算（第4号）について説明をいたします。お手元の予算書、まず、歳出から説明いたします。15ページをお開きください。

まずは15ページ、2款1項5目の財産管理費でございます。

15節で工事請負費400万円を計上いたしておりますが、これは町有建物解体工事費ということで、旧下矢部小学校の玄関部のベランダ上に屋根がございますけれども、今回の地震によりまして崩落の危険があるということで解体撤去を行うものでございます。いわゆる、ひさし部分のような形になっております。

次の11目企画費です。372万8,000円の補正額を予定いたしております。報酬の15万2,000円、再生可能エネルギー推進協議会委員報酬ですけれども、これは、今回、町内で風力発電の発電計画が提案されたことによります委員会の設定でございます。農山漁村の再生可能エネルギー法というものがございまして、この中でこの法律に基づきまして基本計画を定める必要がありまして、そのための協議会設置予算ということになります。会長1名、委員11名、計12名での編成ということで計画いたしております。

それから、工事請負費の△350万円、それから新たに備品購入費700万円を計上いたしております。これは防犯灯の設置工事と、それぞれコミュニティバスの車両購入費と書いておりますけれども、この内訳は調整交付金でございます。調整交付金の内定によりまして、事業内容を見直しいたしまして、後でまた、簡易水道事業特別会計で出てきますけれども、水の田尾下鶴線の水道管の改良工事、この追加工事のほうに調整交付金を回しまして、その分を今回、調整をしたということでございます。

特に今回、コミュニティバスの車両購入費でございますけれども、地震や今回の水害等で非常

に狭隘な道路、片側通行等があった場合に通れない状況がございました。今回、小型ワゴン2台、10人乗りを1台、8人乗りを1台、これを購入して対応していきたいというものでございます。

続く16ページをお願いいたします。

12目の地域振興費です。8節の報償費から18節の備品購入費までは、今回新たに地域おこし協力隊の1名を受け入れるということになりました。下名連石地区を中心に活動を行っていただく予定にしております。この方に係る経費ということでございます。これにつきましては、特別交付税の措置がでございます。

それから19節の100万円です。地域おこし協力隊の起業支援補助金というものですけれども、これは協力隊の最終年次、または任期終了の翌年に起業をする方に対して100万円を上限に措置をされる、補助するというものでございます。これも100万円上限で特別交付税措置がございません。今回は菅のアユノセカフェ、これを主な拠点施設として事業展開したいということでの事業計画が上がっております。地元の規格外や余剰物の農産物、これらを生かした乾燥野菜ですとかドライフルーツ、こういったものを販売したいということ、それから、移動販売車の購入を計画されておまして、イベント等でそういったものを来店していくと。また、地域の高齢者の見守りにつきましても兼ねていきたいということでございます。

続く17ページです。

3款1項の1目社会福祉総務費です。

地域支え合いセンター事業委託料ということで、1,211万1,000円。100%補助金でございますけれども、これは被災者支援事業の一環でございます。地域コミュニティの維持と見守りや相談等を通じて生活再建と自立を支援する事業ということで、原地区の応急仮設住宅、そういった地区を中心に活動を行っていくということでございます。そういった支援内容や支援業務から、社会福祉協議会へ委託をするものでございます。

めくっていただきまして、19ページをお願いいたします。

3款3項の1目災害救助費でございます。

まず、報償費で、8節ですね、16万5,000円計上いたしております。これは災害関連死につきまして調査審議する場合に、有識者、これは医者ですとか弁護士等ですけども、こちらを構成員とした審査会を設置する必要があります。審査会自体は県との合同審査会を行っていくものですけれども、委員への報償等は町の負担となりますので、16万5,000円を今回、計上したところでございます。

13節の委託料の108万4,000円は、千寿苑と蘇陽支所におきまして、今回の地震等の被災の際に社会福祉協議会に避難所運営を委託いたしましたので、その係る経費ということでございます。

貸付金は500万円ということでございます。災害援護資金の貸付金です。今回は250万円の2件分、これは地震による全壊家屋の方々に対しまして、2件分貸付を行うものでございます。これよりさらに、予備費で150万円を支出しております。合わせて650万円を計上しているところでございますけれども、この分丸々特定財源のところの650万、地方債を計上して貸付金として、町として借り入れるものでございます。被災者にかわって県から援護資金の借り入れを町がしまし

て、被災者の方は償還期間10年、その間に町に対して償還をしていくというものでございます。町はそれを県のほうにかわりに償還していくというものでございます。国県支出金は災害援護資金の負担金でございます。

それから、その下の4款1項の3目環境衛生費です。小規模水道施設整備事業補助金です。

これは、集中豪雨災害によりまして、6件の水道施設が今回、被災をしました。事業料の半額を補助するものでございます。179万2,000円を計上いたしました。国県支出金の71万3,000円は、災害救助費の県負担金を充当したところでございます。

続きまして20ページをお願いします。

4款2項の1目塵芥処理費です。500万円を補正額として計上いたしました。これは小峰クリーンセンターが地震による被害で、煙突ですとか送風機やクレーンのバケット、こういったものを修繕する必要があるということで、今回、計上いたしました。特定財源は189万8,000円、廃棄物処理施設の災害復旧費の国の補助金でございます。

続く4目災害等廃棄物処理事業費でございます。4億7,050万6,000円です。これは内訳にありますように、まず、災害廃棄物の処理委託料が3億7,825万3,000円、それから、被災家屋等解体撤去処理業務委託料が9,225万3,000円ということになっております。これにつきましては、被災家屋の解体撤去や廃材の収集運搬等の処理を委託するものですけれども、2分の1を国が措置をするというものでございます。その分の金額が2億3,525万2,000円ということで計上いたしております。残りは起債のほうで、町が起債をするということでございます。被災者の負担はゼロということになります。この起債につきましては、95%の交付税措置があるというものでございます。

一般財源が△4,234万6,000円になっておりますのは、2号補正予算で8,480万円を計上しましたけれども、その際に起債を未計上にしておりましたので、今回、起債を、新たにその分を含めて計上いたしましたので、相対的に一般財源が△になったというものでございます。

続く21ページをごらんください。

まず、備品購入費は給茶サーバー購入費で、蘇陽中に今回はサーバーを購入するものでございます。2分の1の補助がでございます。

負担金補助及び交付金で、農林振興事業補助金65万円です。これは、J A阿蘇のブルーベリー部会のほうに、今回、冷凍庫を整備されるということで、50%の補助を行うものです。

次の、土地利用型構造改革推進事業補助金でございます。227万1,000円です。御岳中央種子組合が、今回、コンバインを購入されるということで、これは満額、トンネル補助でございます。

次の、強い農業づくり交付金です。2億6,272万8,000円です。これは、熊本地震被災施設整備対策の一環でございます。国が50%、県が10%を補助するものでございます。その分の60%分を今回、計上いたしましたものです。内容的には、矢部、御岳ライスセンターの再編整備、それから、清和荷受け・乾燥・調整ラインの修理ですとか、種子センターの修繕ということを計画いたしております。

次の、産地パワーアップ事業補助金3,447万5,000円ですが、これは、T P P対策に係るもので

ございます。国が50%ということで、その50%分を今回、計上いたしました。名連川地区のキャベツの真空予冷施設、それから保冷施設等の整備ということになっております。

次の、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金です。3億4,324万4,000円です。これも、熊本地震対応に係るものでございまして、農業倉庫や畜舎、ハウス、それから農業機械等の撤去や修繕、再建等に係る補助でございます。これも非常に詳細に補助内容、メニューが決められておりまして、事業内容によりまして国が大体40%から50%の補助、県が20%から25%の補助、町も20%から25%の補助ということになっております。それぞれメニューで補助率が若干変わるというものでございます。

次の、攻めの園芸産地対策事業補助金5,717万5,000円です。これは、トマトハウス等の整備ということで、これもT P P対策でございます。生産力向上対策ということで、県が3分の1の33.3%、町が16.7%、合わせて50%の補助を行うものでございます。

次の、農業経営力向上支援事業補助金と地域営農組織法人化推進事業補助金、これにつきましては、ことし4月に設立されました農業組合法人の高月への初期投資及び運営に対する補助を行うものでございます。それぞれトンネル補助、全額県費でございます。

それから、地域特産物産地づくり支援対策事業補助金です。これは、矢部製茶組合のほうで、色彩選別機、それから、もう一つは矢部地区の良質茶研究会、こちらで移動式の生葉コンテナを購入されるということでございます。これも県が33.3%、町が16.7%、合わせて50%の補助を行うものでございます。

めくっていただきまして、23ページをお願いいたします。

5款2項林業費2目の林業振興費です。負担金として247万8,000円を計上いたしております。

まず、特用林産物施設化推進事業補助金ということで97万8,000円を計上いたしました。これは、大見口組合のシイタケ乾燥機2台を購入されるものに対する補助でございます。

それから、森林整備地域活動交付金事業補助金150万を計上いたしました。こちらは、阿蘇森林組合施業の集約化促進事業ということの追加分でございます。50ヘクタールほどを、今回、追加を行いたいということで、それぞれ補助を行うものでございます。

次の、3目の林業土木管理費で300万円を計上いたしました。修繕料としておりますけれども、これは、豪雨災害に係ります町が管理しております林道の修繕でございます。菊池人吉線ほか3路線を、今回、修繕を行うものでございます。

次、7目の治山費です。23ページから24ページにわたって計上いたしております。

まず、23ページの特定財源は単県治山事業の補助金が、これは3分の2でございます。国県補助の3,827万円です。574万円は受益者負担金、10%分でございます。

めくっていただきまして、24ページです。

工事請負費で5,740万5,000円計上いたしておりますけれども、これは地震によるものが3カ所、それから豪雨災害によるものが10カ所、計13カ所の治山工事を行うものでございます。

続く15目の鳥獣処理加工施設整備費でございます。4,180万円でございます。

工事請負費2,450万円、鳥獣処理加工施設整備費ということで、建設、機械設備、それから、

外構整備等を含んだものとなっております。

備品購入費は1,400万円です。冷蔵庫、それから真空包装機や冷凍庫等、こういったものを整備するという内容のものでございます。

補助金は、鳥獣被害防止の総合対策事業補助金ということで765万4,000円を計上いたしております。これは、定額によるもので、率ではございません。これは定額補助というふうになっております。

続く25ページの6款1項の2目商工振興費です。

これは、補正額ゼロなんですけれども、財源の組み替えを今回行いました。文化交流拠点施設に係る補助金でございます。林業木材産業振興施設等の整備事業補助金ということで1,093万4,000円を計上いたしました。

続く観光費でございます。こちらは、主には負担金及び交付金450万円を計上いたしております。熊本震災復興支援実行委員会負担金でございます。

これに関しましては、地震、それから、それに続きます豪雨の影響で、非常に観光客ですとか施設利用者が激減をしたということで、これに対しまして、本町の商工、観光、地域づくり団体、それと行政がタイアップをしまして、実行委員会組織を編成する、組織化するというもので、これに対する補助金でございます。具体的には観光PR事業ですとか、特産のPR、それから、販路拡大事業、ツーリズムの造成事業等を計画しているところでございます。

めくっていただきまして、26ページをお願いいたします。

7款1項の土木管理総務費です。420万円でございます。

これは主には、負担金補助及び交付金ということで300万円を計上いたしました。土砂災害危険住宅移転促進事業補助金でございます。これは、土砂災害特別警戒区域という、県が指定します区域内に居住する人の安全な区域への住宅移転、この促進をする事業でございます。平成27年に創設されたものでございます。交付要件としましては、住んでいた住居の除去、それから、県内への移転等ということで、1戸からでもこれは補助対象になるということで、今回は上限300万円の補助を計上いたしたところでございます。1件分でございます。

27ページです。

7款2項の2目道路維持費です。主には2,000万円の道路維持工事費を計上いたしました。

これは、公共災の採択基準に満たないものの道路に係る修繕工事ということで、2,000万円を今回、計上いたしております。その他の588万8,000円は、ふるさと寄付金の震災復興指定分ということで、その分を今回、充当させていただきました。

続く4目の道整備交付金事業費です。

これは、補助金の交付決定に伴う、今回、整理を行ったところでございます。△1億5,782万1,000円という減額補正になります。

続く7目の社会資本整備総合交付金事業費でございます。

これも、△3億8,126万3,000円と、補助金交付決定に伴います整理を行ったところでございますけれども、一般財源の金額が3,921万2,000円プラス計上しておりますが、これは補助対象事業費はカッ

トされたんですけれども、中でも合併工事ですね、北中島のインター工事については、町費を投入して加算して実施をしていくという方針で、今回、3,921万2,000円計上を行ったところでございます。

めくっていただきまして、28ページをお願いいたします。

7款3項河川費の2目河川等災害関連事業費です。

29ページまでわたっておりますけれども、これは、前回、3号補正予算で1,000万円の測量設計費を計上したものでございますけれども、今回はこの工事費に係るものが主なものでございます。名ケ川の災害関連工事、延長400メートルについての工事ということになります。河川等の災害関連事業の補助金が2分の1ということで、8,270万円ということになっております。

29ページの3目災害関連防災がけ崩れ対策事業でございます。

これも、3号補正で1億6,000万円の測量設計委託料を計上させてもらったところでございます。今回、この分の工事費ということで、30ページにわたって計上いたしております。地震被害に係るもの、防災がけ崩れ対策工事ということで、19件を今回、予算計上を行ったものでございます。それぞれ補助金は国が50%、県が25%ということになっております。その他は負担金で、受益者負担金で1.5%ということになっております。

30ページをお願いいたします。

7款4項の6目震災被災住宅応急処理費です。2,304万円でございます。

修繕料ということですが、これまで補正予算で計上いたしておりました、1件当たり57万6,000円の住宅被災に係る分の予算計上でございます。丸々、災害救助費県負担金が充当されます。今回は40件分計上いたしました。全部で160件——累計は160件ということになります。

続きまして31ページをお願いいたします。

8款の1項の3目消防施設費でございますけれども、これは、地震に伴います修繕ということで、防火水槽が今回の地震によりまして水位低下が著しく見られたところのこの5カ所、それから、詰所等が、外壁、内壁のひび割れ等でシャッター等が破損してしまっているということがございましたので、その分合わせまして370万円を計上いたしたところでございます。

次の教育に入りまして、9款2項の小学校費と3項の中学校費につきましては、これは、葛原線や目丸線、これらの全面通行どめに伴いますタクシーの借り上げ料ということで、今回は一応11月までの輸送、タクシー代ということ計上したところでございます。

続く32ページをお願いいたします。

9款4項の2目公民館費です。90万円を計上いたしました。

これは、地区集会所の施設整備事業補助金でございます。こちら、地震によるものが1件、それから、豪雨災害によるものが3件ということで、被災した集会所の整備を行うということで、これらにつきましては、今回、補正予算で対応を見たところでございます。整備費の40%を補助いたします。

続く10款の災害復旧費です。まず、1目の現年度農業施設災害復旧費です。

今回は委託料のみを計上いたしております。7億548万3,000円でございます。測量設計委託料

ということが、まず6億7,999万5,000円です。

それから、下の災害復旧事務支援業務委託料が2,548万8,000円でございます。災害査定に係ります業務支援、それから、工事発注に伴います工事費、積算等々と現場管理をお願いするという事で、来年3月までの間、民間コンサルから3名の1級土木施工管理技士の受け入れを行いたいということで、計上いたしましたものでございます。

33ページをお願いいたします。

3目の現年度林業施設災害復旧費です。

失礼しました。32ページの国県補助金は2分の1の、設計費は、今回、激甚指定になりましたので、3億3,999万7,000円は2分の1補助がございます。

33ページ、現年度林業施設災害復旧費でございます。

これにつきましては、今回、工事費を計上しておりますけれども、全件は19路線、96カ所になりますけれども、今回、28年度計上分は矢部水越線ほか10路線を計上するものでございます。補助金は大口矢部水越線ほか80%、その他70%という、被災地によって補助率が変わるものでございます。1億5,154万5,000円を計上いたしました。

続く34ページをお願いします。

現年度公共土木施設災害復旧費です。これも、一般質問の際にも建設課長のほうから答えたところですが、橋梁が1件、河川が190件、道路が229件、計420件の災害復旧費を今回、計上いたしましたものでございます。

続く35ページ、文教施設の災害復旧費ということで、重要文化財の災害復旧費と保健体育施設の災害復旧費を計上いたしております。

文化財のほうは、通潤橋の右岸上流のり面の応急復旧工事を行うものでございます。崩落の可能性がございますので、その応急復旧工事を行います。

下の42万につきましては、白糸第2体育館の敷地のり面が、今回、集中豪雨によりまして崩壊をいたしましたので、その復旧工事を行うものでございます。

続く36ページから最終38ページにつきましては、特別職や一般職の給与費の明細書でございます。今回は、主に、災害復旧事務に係ります時間外勤務手当の数字を反映したのになっております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

それぞれ、歳出予算の財源として説明しましたものにつきましては省略をさせていただきます。説明したもの以外のものにつきましては、8ページの11款地方交付税です。今回は、特別交付税を3億6,100万円計上いたしました。特別交付税の補正後予算は5億7,899万円となります。

内訳は、普通交付税が57億7,596万6,000円、特別交付税が今申し上げました5億7,899万円ということが、この補正後の金額となるものでございます。

次に12ページをお願いいたします。

19款の繰入金です。

まず、真ん中の1項の特別会計繰入金につきましては、平成27年度の介護保険精算に伴います

介護保険特別会計からの繰入金2,416万1,000円を繰り入れるものでございます。

2項の基金繰入金は、財源調整のため、今回、財政調整基金繰入金8,556万6,000円を繰り入れるものでございます。この繰り入れによりまして、財政調整基金の現在高が約7億8,000万円となるものでございます。

続く13ページの繰越金です。

今回、決算額が確定をいたしましたので、確定額に合わせまして、当初予算で1億組んでおりました金額に加えまして3,782万5,000円の計上を行ったところでございます。

また戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

4ページは債務負担行為の設定でございます。今回は、山都町総合交通体系運行等業務委託料ということで計上いたしました。期間は平成29年度から同31年度までの3年間です。債務負担の総額は4億3,476万9,000円でございます。期間中の各年度の金額というのは、本表のとおりでございます。

続く5ページは地方債の補正です。

上段の追加の表は、先ほど説明しました、新たに災害援護貸付金650万円を借り入れる予定とするものでございます。

下段の変更分は、それぞれ事業費の変更に伴います各起債の目的別の借り入れ予定額の変更額を計上したところでございます。

表紙の次をごらんください。

平成28年度山都町一般会計補正予算。平成28年度山都町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57億6,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億9,900万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加変更は第3表地方債補正による。

平成28年9月5日提出。山都町長です。

以上で一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） それでは、8番、工藤ですが、32ページの災害復旧についてお尋ねい

たします。

農業施設災害復旧費についてですけれども、総事業費が7億6,000万ということで、地元負担金が出ております。1億2,200万ということですが、逆算するとこれは16%、単純に割りますとですね、事業費の16%になっておりますけれども、この点について、その積算の根拠についてお尋ねしたいと思いますけれども、この前から設計については2%というふうな話も出ておりましたが、それについては何に基づいたものか、それについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。

まず、32ページの農業施設の災害復旧工事の負担金の件でございますが、町の建設事業等の負担金徴収条例の中に、激甚等の災害のときには査定額の2%を設計費として徴収するというところで現在しているところでございます。

議員がおっしゃいましたように、設計委託料につきましては、業者に支払う部分ですね、委託料としましては11%をお支払いいたします。で、それを事業費として2%で計算したときに、設計委託料の総額からすると16%ぐらいになるということで、おわかりいただけますでしょうか。一応そういうことで、設計委託料総額に対して個人負担金を充当すると、設計委託料の16%になるというのは、御意見のとおりでございます。

また、工事に当たりましての設計委託の11%との根拠は、以前、災害復旧工事を発注しましたときに、委託関係の業者等もないという中で、県内、また、県外も含めて業者等の要請をいたしました。その件を含めて、非常に遠方にもなるということで、今回11%にしたという経緯で設計委託料を組んでいるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 農家負担の1億2,000万の中ですが、これは設計の2%という説明でしたね。ですけれども、これは、2%というのは条例で既に決まってることですよ。これは総務課長に伺いますけれども、4月の震災、それから豪雨災害、その後、6月の臨時会、全協、それから8月の臨時会でもありましたが、9月の定例会、今回のですね、議員の中から出てきたことは、条例どおりやってくれというのは一人もそういう話は聞いたことがなかです、これまでもですね。議員から出てきた意見というのは、今度はこれまでに経験したことない非常に厳しい災害だから、農家負担を少しでも和らげてくれと。そのためには、基金取り崩しをしてでも設計委託についてはゼロにしてくれというような意見が私はほとんどだったと思うんですよ、これまで。この期間において提出された補正予算書が、条例どおりです。なら、何で今まで議論してきたんですか、議会として。私はちょっとこれは、執行部はもう少し考える余地があったと私は思いますけれども、総務課長に御答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） はい、お答えいたします。

2%は、当然、今うちの課長が申しましたように、条例の計上根拠に基づいて計上いたしております。確かに、皆様方の御意見で、この2%を極めてゼロ近く圧縮してほしいというような

御意見が出たのも重々承知をいたしております。町長からも今回の議会の中で、極めてゼロに近い方向性で考えているんだということを答弁をしたというふうに思っております。

今回、そういった条例の中身の整備、それから、横並びではいけませんけれども、やはり郡内の他の動きとか、同じ被災したところの負担金の考え方、こういったものもすり合わせながら計上していくべきであるという判断に立ちまして、9月補正では条例改正までは提案するには至っておりません。

今回、町長も申しましたように、これを少なくとも、極めてゼロに近い数値に持っていくための、これから、作業をやっていくという期間をお願いしたいというものでございます。ちょっとこれは9月にはどうしても計上が間に合わない。これをゼロにするということは、条例を全く変えるということにもなりますし、先ほど申し上げましたような、いろんな事案を検討しまして、検証しまして考えていきたいということでございますので、そこらあたり、全く議論をしなかったというものではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） それでは、町長に伺いますけれども、この補正予算、設計費の予算ですけれども、これは農災の災害復旧の第一歩ですよ。町長に、この農業を守らにやいかんと、あれだけ答弁されて、その覚悟があるとするならば、私は今度の補正予算ではこの設計額についての農家負担はゼロということ、やっぱりこの際打ち出すべきだと、私は思います。

そして、やっぱり、その条例が、今、総務課長が言いました、当然、条例が必要です。条例が必要なら、今回、その条例改正案と、それから基金の取り崩し案と、それを財源に充てる予算、それを提出すれば、それはやっぱり町長の姿勢としてそういう思いがあるということが受け取れますけど、条例どおりに、私ども議会議員として半年間ばかり何をここで議論しとったか。1番議員が質問しました。議会とは何ぞや。ただ言うだけで、全然その言ったことが、農家の負担の軽減にはなっとならんとすることがあります。

そして、今、総務課長が言われました、国に対して努力をしとるということであれば、それが実った段階で基金取り崩しを、もとの、財源組みかえだけすればいいことだと思います、12月に。ただそれだけことでしょ。だから、やるかやらんかは、ここでやっぱり腹決めて、この予算が最初に出たときに切り口のところでやっぱり出さんことには、これは全然何の議論にもなっとならんとしよ、これまで議会としても。

私も委員会の委員長として、何回か委員会しましたけれども、委員の中では、非常に厳しい状態だから、農家負担を何とか、設計に対しては、これは2%じゃ足らんと、ゼロにしてくれと。そして、この後また工事について農家の負担が出てくるわけだからですね。そういう意見がほとんどでしたよ。誰も条例どおりやってくれということ一つもなかったと思います。

それで、町長のその覚悟はいかなものか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、負担金のことで質問がありましたけども、災害の負担金を決めるには条例があるというのも、今、御承知のとおりのお話がありました。負担金分担金条例という

のがございます。これは、測量設計の負担金分担金条例じゃございませんで、工事費についても、これは一緒になって記載をしてあります。

これは、私の気持ちとしては全然変わらずで、今まで説明したとおりでありますけども、工事負担金についても、ただ激甚だということだけでなく、できるだけ自治体と地元の住民の負担をなくすように、今、国・県のほうにはお願いをして、できる限りの要望活動をしているところでもあります。

その辺も見合わせながら、そしてまた、補助率というのはある程度の査定が終わらないとできませんもんですから、それを含めて、それを考え合わせて国は方針を出すというふうを考えております。最善の譲歩をされた場合ですね。実際の激甚災害の指定によるかさ上げというのはこれだけになります。例えば95以上になります。ただ、今度は震災関連ですから、これは補助率をかさ上げしますという答えを私は待っている。そのための、出してからじゃ遅いから、その前にやっているとということですね。

それから、測量設計負担金についても、今は、約ですね、これは出し分が自治体で違いますんで、いろんな取り決めをやってやりますので、今までの過去の例を言うと、大体、国の補助というのは、うちが発注した額の大体5割ぐらいは補助をいただいておりますという計算。計算は非常に複雑であります。その50%じゃなくて、これは震災関連という先ほどの例のとおりでありますから、50%なんて言わないで極めて100%に近くやってほしいという要望活動を今やっているとということでもあります。

それで、今回の予算の計上はいろいろ検討しました。ただ、負担金分担金条例というのは、率あたりもきちんとしてある、パーセンテージも入れてあるわけでありまして、そこ辺が、例えばこうなった場合なんていう条例の改正というのはできないわけでありまして、実質、受益者の負担金を請求するのは、きちっと決まった後、うちは請求をしてまいります。

だから、これは実質、うちの予算立てのときの計算でありますので、まずは今の負担金分担金条例が改正をきちんとしてできない限りは当初のやつで上げておいて、そして少なくとも12月の議会では、工事負担金の方も、ある程度、自分たちのもくろみというのができる。決定額は出ないです、来年の1月以降しか出ないです、これは。でも、12月には査定が全部終わる、終わるために頑張っています。そして国もそういう支援をやってくださいと言っておりますんで、事務的な作業で、うちのもくろみの補助率は決まりますので、その補助率が決まってから、こうである、そのとき負担金分担金条例ではこうなんだと、こういう率の場合はこうなんだと。でもこれは、今の農業情勢を考えたとき、うちの町の農家の体力を考えたとき、これは難しいんだという判断をしたら、そのかさ上げを国が方針を出さないとすれば、うちのほうがやっぱりその辺の方針を出すということになりましょうし、測量設計負担金については極めてゼロに近いというところで、最終的に国・県が方針を出さなければ、私は12月には出さざるを得ないなど、それがタイムリミットだなど。そして、地元への、例えば工事負担金、そして、測量設計の負担金の請求時には、私どもが考えた極めてゼロに近い測量設計負担金、そしてまた、工事負担金についても、どう取り扱うか、実質の請求はそれでやりたい。そのときまでに、12月の補正までにはそれがきちんと

できるはずですので、きっと対応をしたい。

今のところ、その概要、概略、この場合はなんていう条例の改正ができないということでありますので、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） まず、17ページの地域支え合いセンター事業委託料1,211万円、これにつきまして、先ほど総務課長のほうから、社協のほうにとお話がありまして、被災者について云々という話がありましたけれども、まずこの事業の内容、委託先、それと、ここをどういう事業内容にして、どういうふうに支援していくのかということについて、1点お尋ねしたいと思います。

次に、19ページの委託料、避難所運営委託料が108万4,000円上がっておりますけれども、これについて、算出の内容ですね、どのような形でどこにされたのかということについてお尋ねしたいと思います。

次に、21ページ、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金3億4,300万と、地域特産品産地づくり支援対策事業補助金、これにつきまして、どのような形で今進められているのか、事務的にはどのような方向でやられているのか、場所的にはどのようなになっているのか、補助率は先ほど聞きましたけれども、地域とか、どのような災害が出ているのか。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。

地域支え合いセンター事業につきまして、まず、概要を御説明いたします。

今回の熊本地震によりまして、熊本県の復旧復興プランの一環でございます、熊本県と熊本県社会福祉協議会が共同で被災者の安心できる日常生活を支え、生活再建と自立を支援するために、本年10月をめどに市町村が地域支え合いセンターを設置できるよう体制整備や人材確保等を支援する事業でございます。

先月、熊本県のほうでは、専決補正で4億8,600万の予算措置をされたのを受けまして、仮設住宅を建設しました15市町村で実施するものでございます。

事業費につきましては先ほど御説明ありましたように、県が100%ということで補助する事業でございます。

本町におきましても、御存じのとおり、熊本地震におきまして仮設住宅で生活されております原村地区を初め、町内全域で甚大な被害を受けております。そうした中で、震災前の普段の生活に一日も早く戻れますように、被災者宅の巡回訪問、見守り支援等を行うとともに、これにあわせまして、日常生活上の支援や生活相談などを通じ、生活再建と自立を支援していきたいと思っております。

また、地域住民同士の交流機会の提供、地域交流への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に取り組んでいきたいと思っております。

具体的事業の内容でございますけれども、先ほど説明いたしましたように、まず、ライフサポートアドバイザーによる総合相談ということで、まず、被災者の日常生活に关します相談支援、生活支援、このあたりを重点的にやっていきたいと思っておりますし、生活支援の地域交流のサロンとか、そういうコミュニティづくり、このあたりも取り組んでいきたいなと思っておりますし、コミュニティづくりの実施支援並びに人材確保等を行っていききたい思っています。

そのために、地域住民の、各地域が抱えます課題、ニーズあたりを的確に把握し、必要なサービスを検討する委員会あたりも立ち上げていきたいと思っております次第でございます。例えば、自治振興区、民生委員、社協、ボランティア団体とかが情報共有、連携するような連携会議あたりも、いろんなニーズを受けて開催していく事業にしたいと思っております。

それで、今回なぜ社協かという考え方もあるかと思っておりますけれども、現在の社会福祉協議会、皆さん御存じかと思っておりますけれども、地域福祉活動計画をもとに山都町30地区福祉会や懇談会、民生児童委員、福祉委員、シルバーヘルパー等の地域福祉に根差した活動を関係団体の協議の上で、今現在、取り組まれております。そういう観点から、今回、町内全域にコミュニティづくりあたりとか支援体制を整えるためには、社協のほうにお願いしたいなと思っております次第でございます。

先ほど、取り組むところが15市町村あるということということで御説明申し上げましたけれども、上益城4町を初め、14市町村も全部、社協のほうに委託するというところで聞いております。

今回の事業につきましては、社協に委託をするわけでございますが、町としても全面的に協力して、被災者の再建、生活再建あたりに十分取り組んで、10月から早急にやっていきたいと思っております次第でございます。

それから、19ページの避難所運営委託料ということの御質問でございます。

これにつきましては、避難所運営ということ、当然、健康福祉課のほうで震災当初から職員で対応してきておりました。まず、千寿苑あたりは保健師も入れて3名、また、本庁にも避難されておりましたので健康福祉課のほうで3名ということで、当初、避難所の運営に当たらせていただきましたけれども、5月の大型連休あたりも挟んだところで職員の負担もかなり多いということで、全面的に、社協の職員に1名、協力していただくということで、社協職員1名を張りつけていただきました。その分の時間外の手当を、実績に基づいて積算したところ、ここに上げております108万4,000円ということで、社協のほうに支払っていききたいなと思っております。この額につきましては、全面、災害救助費で見るということでございますので、国のほうで掲げているかと思っております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御質問は2点ございました。21ページの震災復旧緊急対策経営体育成支援事業の補助金の被災状況等を含めての御説明と、それから、一番下にあります地域特産物の産地づくり支援対策事業補助金の内容ということでお尋ねございました。

まず、1点目でございますが、平成28年度の熊本地震によります農業被害による被災した農業

者に対し、農産物の生産、加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援するというものでございます。

これにつきましては、補助率が国庫50%、県が20%、町が20%ということで、本人のほうは10%ということになっております。これは再建、そして、修繕に係る分については今申し上げた部分でございます。それと、撤去につきましては、定額分の補助のうち、国が50%、県が25%、町が25%ということで、撤去につきましては基本的に個人の負担は必要ないということでございます。

被災の内容でございますが、申請件数としましては93件の160カ所160施設ということで御理解いただきたいと思いますが、内容を申し上げますと、堆肥場——堆肥置き場ですね、それから畜舎、ハウス、それから、シイタケ乾燥室、それから、農業関係の施設を入れます倉庫ですね。あと、防霜ファンとか、そういうものがとにかく含まれているところでございます。今回、非常に申し込み数も多いということで、それぞれ撤去、それから再建、修繕という幾つかの組み合わせがございまして、担当のほうで御本人と確認しながら行っているところでございます。

それから、地域特産物の産地づくり支援対策事業補助金につきましては、先ほど予算説明でありましたように、お茶の振興ということで、色彩選別機、これを導入します。それと、生葉コンテナ、この二つの事業に取り組むお茶組合を支援するものでございます。

色彩選別機につきましては、選別の中で、色選の程度を上げて、さらに細かく分別するというので、この色彩選別機を導入するものでございます。

また、生葉コンテナにつきましては、収穫、摘採から持ってくるまでに、やはり生でございますので、温度上昇しますと品質が非常に劣化するというので、この温度上昇を抑えるような冷却ファンといえますか、これを備えつけたコンテナを導入するというので、移動時の荷傷み等をなくすという目的で導入するものでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長のほうから説明がありました、この地域支え合いですね。これにつきまして、社協に委託する、事業内容等もほとんど社協だという話がありましたけれども、非常にこの事業につきましてはわかりにくいところがあるわけですね。1,200万、満額を補助ですね。それから、町内におきましていろんな施設がございましてしょう。先ほど民生委員とか言われましたけれども、サービス提供する業者というのは、浜美荘あたりから、矢部は浜美荘とか、蘇陽は蘇望苑とかいろいろあるわけですね。そういういろんな施設がいろんな能力を持っていると思うわけですよ、いろんな機能もですね。施設施設によって持っている力は違うと思うわけですね。ぜひそちらのほうの意見も聞きながら、町全体として取り組むわけですので、そこ辺のところを、金を握るとは社協でも構わないわけですが、どこの施設がどのようなサポートができるのかとか、いろんな形でせんと、社協に任せきりで、はい、お願いしますよというふうにやってしまうたら、社協と役場の話し合いになってしまうような気がするわけですね。そういう

ところを、町全体が、一番そういう被害に遭われたのは原村地区であり、矢部のほうが多かったにしても、ちょっとした、家が壊れて修理もせななんとか、いろいろな悩みもあると思います。

私も、地域コミュニティ事業というのは、西原あたりもずっと行われてきましたよね。被災者の方たちが集まって、いろいろなものを持ち寄ってイベントしたりとかいう事業があってましたよ、西原あたりでですね。そういうのを見ながら、やっぱり皆さんが、被害に遭ってない人も遭ってる人も、みんなが地域で支え合うというような構造がそこにあるんだなというふう感じたわけですね、そういうイベントを町で開くということが。そういう、ほかの町村のところを見ながら、一過性にとどまらず、いろんな形での切り込みが必要であるし、いろんな施設の意見を聞くということも大切だと思いますし、そこ辺のところを、10月から始めると言われましたので、9月中にその方向性をきちんと出していきながら、各施設の協力を得ながら、地域の協力を得ながらやっていかないといけないんじゃないかなというふう感じているところです。

また、農政のほうにつきましては、震災の説明がございました。復旧と、取り省くのと、その後再建ということがありまして、取り省くのは町のほうと県のほうと国のほうでされる。その後、つくらにゃいかんわけですね。そこ辺のところ非常に、農家としても、取り壊した後につくってまでやれるのかということが気になっていたわけです。

例えば、堆肥舎が壊れました。撤去はしました。でも、また堆肥舎はつくらにゃいかんわけですね。そういうときに、連動していきながら、その人の農業の経営サポートがちゃんとできていくのか。それがきちんとした補助ができていくのか。そこ辺のところの、これが3億で事足りているのか。もっともっとやらなきゃいけないところがあるのか。今後についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

農業の関連施設の撤去、それから、再建、修繕ということで御説明を申し上げたところです。ただ、この事業の根底となりますのは、農業用の施設を、議員がおっしゃいましたように、それから機械の復旧、この後に営農を継続または再開する農業者の方への支援ということで、おっしゃるとおりでございます。

建物につきましては、補助率は先ほども申し上げましたけれども、個人さんの建物を復旧した場合に、それを営農に使うという必要性を、今回、経営体育成支援事業の中の計画書の中でつくってまいります。なぜ必要なのですかということです。基本的に、それは、営農を継続するための施設として必要だということ、この裏づけとしましては、将来にわたって農業を進めていく、営農をする、農産物を販売するという裏づけがないとだめだということでございます。

機械の整備等含めまして、おっしゃいましたように、やはり中堅的な年齢の方もいらっしゃいますし、それから、高齢者の方もいらっしゃいますので、おっしゃいますように、人的なサポートは、町、それからJA、それと地域営農指導員を含めて、積極的に行っていく必要は、おっしゃるようであらうかと思います。そこにつきましては、県の営農復旧関係のほうの課とチームワークをとりながら、連絡を行って、今後、復旧に向けて取り組みを進めていくという。

ただ、この事業につきましても、復旧の時期がそれぞれ少し違いますので、その復旧の度合いを含めながら、早急に復旧して営農再開につながるように、人的なサポートも充実させていきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） さっきに戻りますが、農災の個人負担について、提案の仕方が私は非常にまずい、説明の仕方がまずいと思います。町長の考え方は私もたびたび確かめてきましたが、限りなくゼロに近い方向で努力すると。努力というか、決意をたびたびここで披瀝している。そうであれば、ただ、少しでも町の負担を軽くするために、関係当局に、各自治体と連携しながら手厚い激甚災の取り扱い方をやってほしいと。震災に加えて豪雨災害、こういう二重被害に遭っているわけですから、普通の激甚災と違うと。特に、棚田地区では、放置しておけば、二次災害がまたドミノ的に起こってくる。そういう意味から、関係当局に、単なる激甚災と、これまでの積み上げ方式にプラス政治的な配慮が欲しいという運動をやっているわけですね。

その結果を踏まえて、この間からの説明からすると、財政調整基金を取り崩すという方向で思ったけれども、これは起債のほうが、よりこちらのほうには利益があると。起債だったら、これも恐らく過疎債でしょうから、7割は交付税で見られる。あと3割についても、特交が期待できると、こういう激甚災だから。その二重の意味で、そっちのほうが得だという説明だったと思うんです。

だから、そういう方向で政治折衝をしておるならば、その戦術、戦略上は現行のままで公式な文書として予算案に出さざるを得ない。そのほうが戦術上はずっと、当然の話ですね。そういう意味でここに示していると。しかし、結論は12月に出すから、とにかくいろんな手だてをしながら限りなくゼロ方針でいくことに変わりないということ、やっばりの説明の中でしておけば、不信任は起らないないんですよ。後でそれを言っても非常にまずい。だから、ここは、戦略、戦術上、現行の条例のままやっておりますと言えば、それで済むことじゃないでしょうか。そして結論は、私ども12月まで待ちます。

ただ、きのう、私の地域でふるさと祭りがありましたが、みんな言うのは、やっぱりあまりにも設計費なんか大きいから、随分断っておる、申請を遠慮した、2次申請はないでしょうか、そういうことは認められないでしょうかと。気になるのは、棚田ばかりだから、全部はしていないが、さっき言ったように2次被害も想定されるという意見も出てきました。だから、ついでにそれは聞いておきます。2次申請はもう受け付けないのか、どうなのか。町が限りなく負担をゼロの方向へ持っていくということであれば、私はもっと申請は出てくるというふうに思います。

ただ、工事費については、やっぱりそのときになって考えればいいことでしょう。一応は申請主義ですから、申請を受け付けてやっばりいく、査定だけはしてもらおうということでは、いかがでしょうか。

二つお伝えしました。一つは意見ですね、前半は。あとは、2次申請のほうは課長のほうから答弁してください。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。

これは一般質問のときも御報告申し上げましたが、今回のような激甚災害のときには、10億円以上でありますと、国のほうから1週間以内に、また、それを超えるような非常に甚大な被害なときについては、確定報告を3週間以内に下さいという、これは農林省と財務局とのかかわりがあり、国の予算を確保するための手だてでございます。

おっしゃいましたように、このような状況を受けて、窓口において申請を、とにかく急を要してお願いしたという、特に農家の方々につきましては、大変御迷惑をおかけし、御苦勞おかけしたと思っております。

しかし、その結果、町の被害額の確たる部分、非常に絶対値に近い部分を九州農政局のほうに報告する、そしてその被害の甚大さも一緒に伝えることできたと思います。また、この数値を持って、町長とも何回となく農政局、それから県のほうにもそういう要請をしているところでございます。

あくまでも、申請は、申し上げますと、申請者の本位でございまして、負担金がつくという前提条件をどうしても御本人が御理解いただかないと申請はできないという分でございます。

ただ、今ありましたように、2次の申請、また、2次の受け付けがないかということにつきましては、これは国、また県等の御意見等も聞きながらお受けする。

また、2次の申請につきましては、これを国の補助金ではなく、基金とか、それから交付金あたりを使った町独自の対応をするという、これは中越地震のときも、そういう事業を進めながら、現在もまだその復旧に努めている自治体もございまして、その前例を、実は中越地震等の事務局から、今、情報をいただいているところでございます。今後、執行部としっかりその付近を打ち合わせしてまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 申請については、当初から災害申請というだけではなくて、いろいろ負担金のこともあって申請を控えられる方もいるかもしれないから、できるだけ過去の例ももっても、ある程度、実態としての把握をもって、国・県のほうへの申請件数、被害額についてはやっつくようにという指示をしていますので、多分、2次申請というよりも、今の枠という点では、私は捉えてるというふうに思います。その辺で御理解をいただきたいと。

それから、あくまでも今の負担金分担金条例に伴う率を計上してるのは、戦略的な、戦略、戦術として一応上げて、国・県にそれをもとに要望していったほうがいいというような判断でというような御意見をいただきました。私の言葉遣いが、表現が悪かったと思いますが、その意味は当然でございます。今、これだけの被害報告額に対して、被害額をこういう想定をしている、これをもとにするとこれぐらいの地元負担金と町の一般財源の拠出が要るんだと。こういう実態の額をもって、これだけの額を計上しなければならないんだということは、当然その意味もあります。表現が、私のほうが少し足りなかった、最初の説明からそういう説明をしておればよかったなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありますか。

まだあるようですので、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時17分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成28年度山都町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行っております。質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 歳入のほうで質問をしていきたいと思っております。5ページです。

地方債の補正が出ておまして、変更で、辺地対策事業債が6,680万円減額となっておりますが、これは辺地対策事業も減額になったのか、または災害関係でこういったふうにせざるを得なかったのかということでございます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。

歳出の27ページにありますけれども、道整備交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業、こちらに過疎辺地を充当しておりましたので、この分の事業費減に伴います起債の減ということで、災害復旧事業債との組み替えということではございません。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） せっかく辺地対策で計上して、この起債といえますのは交付税の充当率が高いということで期待をしておりましたが、そういったことであるということです。

それから、今ここに、起債の目的で、辺地、過疎、公共事業債、災害復旧事業債の起債がありますが、この四つの起債に関します交付税に算定される割合は何%ですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 辺地対策事業につきましては、交付税算入率80%、元利償還金の80%になります。過疎は同じく70%です。公共事業等債は50%でございます。災害復旧事業債は現年債ということで95%の交付税算入率がございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 公共事業債につきましては50%、過疎債が70%。やはりより多く交付税に返ってきますように、過疎対策事業債を有効に使えるような方策をしてほしいと思っております。これは要望でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ちょっとお尋ねですけれども、今、手元に有害鳥獣処理施設というのが置いてありますが、これについて説明はされるのでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御説明を申し上げたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ちょっと待ってください。

（自席より発言する者あり）

じゃあ、ちょっと待って。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 説明されるのであれば、予算審議が終わった後に、これについては別途にぜひ説明をお伺いしたいし、いろんなことを議論していきたいというふうに考えておりますんで、説明されるのであれば、この一般会計の終わった後で、これについてのみ説明をお願いしたいというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） この予算の中でお願いいたします、補正予算の中で。

説明しますか。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お手元に、けさ資料のほうを配付させていただきました。これは、準備はもちろん進めておりましたが、先日、2番議員からの御指摘もあり、改めて提出をさせていただいたところでございます。

処理加工施設につきましては、御承知のとおり、農林被害の甚大な部分があります。また、その被害防止のために駆除隊等に全力で取り組んでいただいているという結果、捕獲頭数もかなりふえてまいりました。しかし、現在また見てみますと、非常に被害もふえているということで、生息数もかなりまたふえているんじゃないだろうか。といいますと、これからこの被害というのは、よほど根本的な対策を打たない限り、永久に続けていかなければいけない、というときに、駆除隊等が捕獲されました獣肉等については有効活用するというので、さらに意欲の高揚にもつながりますし、ひいては被害防止につながるということで、今回、改めて予算を計上させていただいたところでございます。

資料の1ページを、1枚おあげいただきますと、今回の地理的な中心地ということで、カラー写真等をつけております。全町的な利便性、これは捕獲の個体処理から時間等を考慮し、中心地となる、また、中心地において、町有財産等の有効活用を行うということで、町有地、すなわち清和の米生地区でございます、こちらのほうに設置するようにいたしました。

3ページ以降に事業化の目的と事業化に向けた検討経緯を入れておりますが、御承知のとおり、平成26年に、1度、計画を上げたところでございます。しかしながら、私たちの説明不足により御承認を得られなかったということで、改めて、27年、昨年度から工費の選定を進めてまいりました。書いておりますように、建設に向けての計画内容、行程を御説明いたしまして、役員会、それから役員会の視察、そして全体説明会等、数回行っていただき、ようやく米生地区のほうに御承諾をいただいたという経緯でございます。

この承諾を得まして建設場所を決定し、そして県のほうに事業計画の承認申請を行ったところでございます。県のほうは、3月の予算につきましては骨格ということで、6月に計画承認の内示があり、今回、9月の補正予算の提出、上程ということになったところでございます。

管理主体につきましては、4ページでございますが、現在、指定管理団体のほうにお願いするということで、運営協力母体のほうは、現在、鳥獣害の被害防止につきましては、山都町の鳥獣害被害防止対策協議会というのをつくっております。JAを初め、各種団体、そして、町でございますが、議会のほうも経済常任委員長のほうに参加をさせていただいているということで、今回、協力団体の中に入れさせていただいております。

それから運営費につきましては、売り上げ代と使用料等を上げております。

運営体制は、受け付け等を含めた1名、そして、施設管理をする食品衛生管理者を1名、そして、解体の技術指導者を1名ということで、3名の運営により進めていきたいと。現在、設置しております既存の施設等についても、大体3名ぐらいの体制で行っているところが非常に多いということでございます。

それから、5ページをおあけいただきたいと思いますが、施設の概要を入れております。構造としましては、木造平屋の70から80平米ぐらい。これは施設区分としましては、6ページに平面図案を入れておりますけれども、解体前の処理室、これは、持ち込んで洗浄等を行う部屋でございます。そして、それから解体室へ運び、剥皮、内臓等の処理を行う。そして加工室、包装・保存室ということで、それにそこで働きます従業員の事務室等を附帯施設としてつけているところでございます。

建設費が4,160万円ということで、内訳としましては設計委託料、今回、計上しておりますが、310万円、また、工事請負費につきまして2,450万円を出しております。これは、建築主体工事、それから、機械設備工事と外構の設備等を含む工事費で2,450万でございます。

また、備品購入費につきましては、金属探知機等を含めます安全機器、それから、浄水機、精製機です。それとあと、使う機器の消毒用の機械。

また、流通等におきましては、少し、1週間ぐらいの肉を熟させる期間等も必要でございますので、プレハブ倉庫。そしてプレハブ倉庫を入れる前に、精肉のドリップを少なくするために、瞬間冷凍庫、こういうものがないと流通がうまくできないという現状を踏まえて、先導的に入れられたところが、こういうのがなかったという事例を踏まえて、今回、備品購入に的中に入れていところでございます。

施設の運営収支でございますが、1年目から5年目まで上げておりますけれども、これは関係団体等の情報を得たり、経理関係で詳しいところの御指導も仰ぎながらつくっておりますが、1年目は、やはり開始時期から含めて搬入のイノシシの状態、それから、使えるもののパーセント、それから、肉をさばく技術的な部分、それと、それにうまく販路に乗るかという分を踏まえて、甘いかもしれませんけれども、やはり1年目はどうしても赤字だろうということで、ほかの支援施設等も含めて計算しておるところでございます。

実際、初動のときの体制がいかん、猟友会、それから販路拡大、それから協力していただいているいろんな団体等とチームワークをとって、この開設に結びつけるかという部分で、今からいろいろと進めていくわけでございますが、収支計画として上げているところで、最終目標としましては3年後ぐらいには黒字にしていく。これは、先程言いましたように、イノシシ、鹿等の有

害獣の取り組みは、ここ数年で終わる取り組みじゃないというふうに皆さんの御認識かと思いますが、町も思っております。町、自治体として、これは積極的に町が取り組んでいくという姿勢は皆さん御認識のとおりと思っておりますが、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

あと、管理運営につきましては、7ページでございますけれども、日本猪鹿6次産業協会というのが、このたび設立されております。また、有害獣のジビエ活用協議会という、日本の全部の協議会加入を含めた、流通等を図ろうということで、こういう協議会ができており、そして総合的支援として、捕獲から加工、販売、流通まで総合的に指導をいただけると。これにつきましては、国・県も重点施策として絡んでくるわけでございますので、そういう支援は、国・県と一緒に総合的に進めていきたいと思っております。

8ページに、主に販路、流通について上げております。下に写真をつけておりますが、きのう、清和の文楽里まつりの中で、矢部高校生の猪鹿鳥カレーが出ておまして、町長を含めて試食してまいりました。多分、女の子たち、学生さんたちがつくった分でございますが、女性の方には好評ではないかと、私たちは非常に自負しているところでございました。

この主な販売先としまして、先ほど言いましたように、日本猪鹿6次産業協会等の推奨の椿説屋というところがございまして、また、提供する商社、飲食店、特に福岡の飲食店などを中心に卸売をしておりますので、大手の三菱商事、それから、イオングループ系とローソン、業務卸売業の西原商会、関東の飲食店グループなどに直接卸している現状を踏まえ、相談に乗っていただけるように今お願いしているところでございます。

また、当然、町の販売店、これは道の駅等も含めたところで販売も進めていけるように、安全なイノシシ肉等の生産に努めてまいりたいと思っております。

あとは同じような資料をつくっておりますけれども、10ページをごらんいただきたいと思いますが、ここで、現在、平成28年、ことしの2月に、熊本県でイノシシ、鹿肉等の利用に伴いますガイドラインが新たに拡充されております。これは、より安全なものを入れるということで、捕獲時から、放血、そして運搬、このときの衛生管理、そして、持ち込んだときの異常獣、異常肉の見分け方、これが、先ほども申し上げましたが、カラーで出ております。異常な、例えば、体表、表面ですね、それから内臓、そして異常な部位があったとき、例えば腫瘍とか、そういうものを含めたところで、厳密に、そして詳細に、今回、写真等もついたガイドラインができておりますので、これをまず猟友会のほうに御認識いただき、そして、施設の衛生管理につきましては、もちろん車の消毒もいたしますが、入る方々については消毒槽を設けて、長靴等の消毒をもちろんお願いいたします。ただ、搬入時までの、解体室まで入りますけれども、その後の、解体後は、その衛生管理士しかその部屋には入れません。食肉としての衛生管理を徹底するために、白衣、それから防護服、防疫服等を含めた、そういう格好をして、その作業に務めるということで、厳格にそこにつきましては指導し、そして運営をしてまいりたいと思っております。

あと、この中で、持ち込みましたときには、農産物を含めて、生産者、それから産地、それから流通形態、特に食肉として扱う場合については、食肉の捕獲の方法、誰が捕獲したのか、場所はどこか、いつ捕獲したのか、時間を含めたところで全部搬入の個体識別番号がつかます。これ

は、御承知のように、家畜が現在全部そうですけれども、この有害獣のイノシシ、鹿についてもそういうふうな取り扱いをするということで、責任を持って、とった、そして持ち込む、そして処理場において処理場が責任をもって解体する。ただ、その流れていく食肉については、とった人の氏名等を含めたところで、全部最後までついていくということで、非常に厳格に表示をするような形。これは、食肉表示法と申しますが、これに違反すると、もちろん罰金等もございます。そういう形で厳密に進めていこうというふうに思っております。

あと、12ページに写真、それから、13ページに新たにできました、熊本県のイノシシ肉、鹿肉衛生管理ガイドライン、これは、大変申しわけございません、28年の3月としておりますが、28年の2月でございます。申しわけございません、訂正をお願いしたいと思います。

また、この中には、ガイドラインの基本的事項、今、申し上げましたようなものと、それから、厳格に捕獲段階から捕獲者による衛生管理等々含め、資料として全部の方々にお配りしようと思っているところでございます。

概略でございますが、以上のように報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） イノシシ、鹿の事業が成功するように、私ども協力していきたいと思っております。

とにかく、まず第一に大事なことは、もう常識だろうと思っておりますけれども、その捕獲者が現場で、即、血抜きをすること、これが第1要件ですね。そういうことも含めた、今後はいろんな研修などもなさるでしょうから、よろしくお願しときます。

私が質問したいのはこれじゃなくて、先ほどの農災のことについてです。起債が過疎債かというところで発言しましたけれども、総務課長の話では、これは災害関連起債というのかな、災害起債というのかな。95%の交付税の措置があるということですから、これはなおのこと、私は起債に切りかえてやるというのは良策だというふうに思いますが、ただ、ここに出ている町の負担を、町債、その95%の災害債で対応しとるんですが、あとのいわゆる受益者負担2%分を、これも全部そちらのほうに切りかえることができるのかどうかを聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今の御質問は歳出の33ページになります。失礼しました、32ページですね。こちらで、今現在、地方債を1億9,590万円計上いたしております。これにつきましては、議員から御指摘がありましたように、災害復旧事業債を充当いたしております。95%の交付税算入対象になるものでございます。

なお、その他で1億2,200万、先ほどから出ておりました受益者負担金の分ですけれども、この1億9,590万、地方債の算出の際は、まず特定財源、国・県補助、それからその他を差し引いた残りを充当率で掛けていくということになりますので、当然この1億2,200万円が圧縮されれば起債のほうに振りかわるという性質のものでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今まで出た質問と重複する部分もあるんけれども、先ほどありました、17ページの地域支え合いセンターの事業1,200万円、およそですね、これは本当、国から丸々来るということで大変ありがたいじゃないかと思っていますが、先ほどの後藤議員の御意見と同じように、これを本当により有効に使っていただくようにと思っております。

その具体的な内容については、先ほどもちょっと聞きましたが、いろいろさまざまな意見の吸い上げとか、ニーズの調査とか、そしてまた検討委員会を設置したりとかというふうなこともちょっとおっしゃっていましたが、せっかくこういうふうな大きなお金が来るのですから、もっと何か、もっとと言うとおかしいですけど、本当に被災された方々に寄り添う形の、机上のそういった検討委員さんを集めるためのお金とか、そういったところじゃなく、もっと実際のなところにより力を注いでいただきたいなど。そこら辺も社協ときちんと打ち合わせをしていただきたいというふうに思っております。社協さんも本当に福祉を支える会等々で、地域に根差した活動をしてらっしゃるというふうには思いますが、先ほど後藤議員からもあったように、もっとほかの事業者さんからの意見の吸い上げも必要かと思っております。これについては、別に答弁は結構です。要望でございます。

それから、その上のページ、16ページなんですけど、地域おこし協力隊のことについてと、それから商工費のことについてちょっとお伺いします。

地域おこし協力隊は、今回、下名連石ということで、大変結構なことだというふうに思っていますが、具体的に何に取り組まれる方が協力隊として入られるのかとことを1点お伺いいたします。

それから、先ほどの地域支え合いというところとちょっとかぶるところもあるんですが、以前から申し上げている集落支援員ですね。これは本当、先ほど、今回、震災以来たびたび出てくる言葉なんですけど、中越のときに、これは町長も前にちょっと触れられた復興基金の中から有効的に出てきた支援のあり方、集落に入って行って皆さんに寄り添う支援をされたということがもたくなって総務省で集落支援員という制度ができたというふうに聞いております。なので、今回も、地域おこし協力隊とは別ですけども、そういう集落支援員というふうな募集は起こされていないのか、そこら辺のことをお聞きいたします。

それから、商工費のところを、済みません、もう一遍、説明をですね、私がちょっとよくわからなかったの。商工費の振りかえのところ、財源組み替えのところをお伺いしたいのと、450万の震災復興実行委員会の実態をもうちょっと詳しくお知らせいただければというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、16ページの地域おこし協力隊についてのお尋ねについて御説明申し上げます。

平成25年から2名の地域おこし協力隊員を入れてきたところでありますけども、一人は途中でかわられたので、現在、最初から入られた1名の隊員さんは9月末で満了ということになりました。

て、その方はそのまま、現在、菅地域ですけど、そちらのほうで継続して定住の形で活動していきたいということで、今、いろいろとまたその後の支援を行っているところであります。

今回、予算をお願いいたしましたものは、その方は、その地域はこちらに定住されるということなのでそのままにしておきまして、各地区から要望は出ておりましたけども、今回、下名連石地区、こちらのほうから、もう一昨年前から要望が上がっておりましたが、これにつきましては、地域のサポート体制、それから、居住、そして何をやっていただくかということを明確にさせていただきたいということで御相談をしながら来てたわけですけども、ようやく今回、応募した中で1人採用という形になりました。

今回、要望いたしておりますのは、今月から本年度いっぱい、3月までの分でございますが、その残りについては最長3年間、また予算のお願いをしていきたいと思っております。

それで、何に取り組むかという御質問でございましたけども、一つは丸山地区にハイランドふれあい館がございますが、そちらのほうを地域と一緒に活動されてもなかなか厳しい状況にあるということでございまして、そちらの丸山ハイランドふれあい館の運営を活動の一つに置きたいと。

それから、もちろん、下名連石地区全体の活動についても、そこだけがメインではありませんよと。下名連石地区全体の地域活動に協力していくということの一つの条件として入っていただくということでございます。

ちなみに、今回入られた方は女性でございまして、妻帯者でございます。2名の方がこちらのほうへ、2名というか、採用したのは女性でございますが、御主人も一緒に来ていただいて、山都町に拠点を置きながら、下名連石のために活動していただくということになっております。

今後のあり方については、自治振興区のほうと協力しながら、さまざまなサポートを当課としてもやっていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 商工費の組み替えの分でございますけど、これは、文化交流拠点施設を、今、建設中でございますけれども、国の木材補助の交付金の決定がございましたので、この木材を使って建物をつくるということで、その金額が交付決定として参りましたので、組み替えをしております。県産材、それから南郷檜というのが今注目されておりますから、そういった木材を有効に使っていきたいというふうに思っております。

それから、観光費の19節450万でございますけれども、これは今、商工のほうで観光とあわせてなんですけれども、今、震災後、2割から3割に落ち込んだ入り込みのことについて、やっぱり対策が必要だということで、国の復興割とか旅行券とかございますけども、商店街としてもやっぱり取り組んでいく必要があると。物産館を見ておきますと、バスツアーで来たお客さんが来た場合には、明らかに物産の売り上げが伸びております。また、民間のほうで、通潤橋応援プロジェクトのイベントをしてくれましたけれども、そのときもやはり物産館の売り上げが大きく伸びております。

やはり、こうしたいろんなイベントを打ったり、外販に行ったり、物販をしたりというような

ことが必要でございますので、商工、それから観光、そして中心市街地、こういった団体が一緒になっていろんなイベントを打ったり、物販に行ったりというようなことを応援していきたいということで、当然、450万組んでおりますけれども、それぞれの団体からも負担金をいただいて事業費を膨らまして、いろんな取り組みをしていきたいというふうに思っております。

今現在、観光施設のほうで9,500万円ぐらいの、一昨日の一般質問の答えでは8,500万としておりましたけれども、やはりまだ赤字がふえるような予測が暫時出ておりますので、そういったところを防ぐためにも、いろんな手だてをしていきたいということでやってきたいと思います。南阿蘇とか高森町とかもいろんな取り組みをしておりますので、そういったものともあわせて取り組みをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 失礼しました。集落支援のことが漏れておりました。申しわけございません、ここに集落支援制度の詳細を持ち合わせておりませんので、概略について述べさせていただきますと思います。

この事業につきましては、地域おこし協力隊と同じ総務省の事業でありまして、地域活動を、例えば集落単位、小さな単位での支援ができるという制度でございます、それぞれ地域の課題の掘り起こしから、どういった課題があるかというワークショップをやったりとか、具体的な支援ができるという制度であります。これについては、近隣で、隣町の甲佐町さんが入れられております。これはどなたがなっておられるかという、区長さんを全部支援員にしているという実態を聞いたことがあります。これについてはまた、現在どうなっているかについては後ほど調べてみたいというふうに思います。

いずれにしても、集落支援員の場合は、1人、2人ということではなくて、組織的に考えなければちょっとなかなか入れにくい制度ではないかというふうには考えております。ただ、大きな町全体で定住支援員とか、ああいう形で入れる分には、この集落支援員制度も活用できるかと思いますが、今後さらに大きな課題となってきます集落単位の存続とか、コミュニティ維持のことにつきましては、もっとやっぱり大きく入れていく制度を考えていく必要があるんじゃないかというふうに感じているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 支援員制度については、私も何回か一般質問でも取り上げたことがありまして、多分大きな違いというか、はっきりした違いは、同じ総務省の事業で国が全く、ここに予算に出ているように、住まいから何から面倒見てくださるということです。

協力隊は都会から田舎へ、そして、集落支援員は今おっしゃったように、地元の人が担える役割であると。それを国が支援してくださるということで、ありがたい事業だと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思うし、先ほどの地域支え合いのほうでもちょっと申し述べましたが、やはり、中越のときにこの支援員の制度が出てきたというのも、本当に必要に迫られてというか、今現在、何が必要かって、やっぱり被災された方とか、あるいは、そのほか本当にこの地震によ

って、豪雨災害によって、だからそういうふうなところに本当に支援を差しのべる。いろんなところから、先ほどの1,200万にしても何百万にしても、国から100%でおいてくるようなものについては、本当に有効に、本当に住民の人たちの支えになるものに、お互いに協力しながら、横のつながりというか、各課各課の裁量だけでなく、町全体を見渡した政策につなげていただきたいというふうなことを要望しておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） はい、10番稲葉です。

先ほどからもありますように、16ページの地域おこし協力隊、これについて少しお尋ねします。

これは当然、15年からの事業は、もともと農林省の事業から、田舎の農業を体験しようとか、田舎暮らしをしてみようという部分から始まって、これを合わせながら、拡大しながら、総務省の事業にたどってきた事業であります。私どもはそれぞれの、町から地域振興策というものをいろんな形でとって、まずは今、自治振興区の交付金、これであったり、宝くじの事業で、それぞれ事業があったりということで。また、町自体では、きのうからもありましたように、住宅の短期滞在、そういった場を提携しながら地域支援してもらいたいと。地域支援じゃなくして定住を促進してもらいたいと、そういった形ではありますが、この地域協力隊、もともと地域支援、地域振興をするための人たちが、今まで2名ないしは3名ということで、期限が切られたとしても当然この振興策としてやっていく事業としては、予算のつき方、これは当初予算で当然これをつけていくべきではないかなという部分の予算の組み方が一つと、とにかく報償費であったり、当初予算300万円ついておりますが、そういった部分が一つと。

もう一つは、これによってこの目的が達成されながら、地域の定住、定住でなかった場合は定着というふうな、過去には途中でやめられたという部分も現実にありますので、この成果、効果がどのようにして図られているか、当然、27年度の今度の成果報告というものが出ると思いますが、そのこと。

それと、上げ膳、据え膳といいますか、言い方が悪いですが、全て交付税で、来ていただく委嘱された隊員の人たちには、全て衣食住ができる、生活ができるということですが、それに合わせての目的が達成するのかなと。また、町側はこういったことで地域をおこしていただきたいという願いがありますが、本来、じゃあここに来る人たちが、言葉として悪いと思いますが、この2年間、これを利用しながら、私のこの2年間の生活は安定しているなという形に捉えてはいないか。そういった部分の見きわめといいますか、受け入れ体制する側の判断、そういったものはどうなのかということ。

その3点についてひとつ聞いておきます。恐らく、この後にも、私ども、同然、総務省の事業で、また今年も菅でも1,600万ですか、こういった予算の中で頑張っておられますが、こういった事業、100%あります、完全定額でありますので、これを利用して地域を興していく、これにうんとつないでいくならばいいと思いますので、そういった心配ですので、これだけはしっかり

と聞いておきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 地域おこし協力隊への御質問についてお答えしたいと思います。

今いただきましたように、この事業につきましては、総務省の事業でございまして、今おっしゃいましたように、割と緩やかな定住対策、それから都会の若者を地域に送り込もうという一つの趣旨であることは間違いないと思います。

この採用につきましては、国段階であります、サポートするJOINとかいう機構を使いながら全国的に募集をするものの、当初始まったころは、かなりの応募がありました。現在はなかなか全国的に応募者が少ないという現状が今発生しております。これは、地方創生で始まった当時の若者の就職率とかいうことが厳しい時代から、既にもう景気回復的なこと、それから東京オリンピック、いろんなものを見据えているからかもしれませんが、若者の田舎への志向が若干うせているのを実感として感じております。

それで、こちらに来られる方をどうやって採用しているかといいますと、そういう募集をしまして、面接を、私どもと地域の方と、地域の区長さんとか、それから受け入れをしていただく方、今回は先輩の地域おこし協力隊の方にも入っていただきました、でやるんですが、事前に来ていただいて地域を見ていただくことと、面接試験は1回しかできません、都会から来られるものですから。そういう形で採択する場合、非常に、いただきましたように、途中でやめられる場合も、やっぱり違ったなという人もおられて、前回、1人、途中でほかのところへ行かれた方がいらっしやいます。ただ、これにつきましては、それはもう致し方ないということで、すぐに補充をしたという経緯がこれまでございます。

今回の方も、移住者は、震災で避難されて、熊本に来られた方です。そのように、これまで来られた方はやはり、震災なりそういうのを受けて、熊本、もしくは山都をぜひこちらで活動したいという方がやはりいまだに多いようでございます。

おっしゃるように、上げ膳、据え膳というとおり、本当に家賃から、生活費から、それから車のリース料まで、全て国の補助対象となっております。このことについては、しっかりとやっぱり本人さんにも認識していただきますし、それだけ国の税金、町の費用を使いながらやっているわけでございますので、これにつきましては日々の日誌と情報発信と、それから、地域の方々の、サポーターとさっき言いましたけど、地域の方に必ずサポートしていただくことを用意してくださいという形で、今、対応しているところでございます。

こういう制度を、地域おこし協力隊をやりながら、じゃあ将来の生活設計はできてるのかということですが、今般9月いっぱい満了の方につきましては、ひとつやはり地域の若い人たちとの結びつき、それから、地域の交流の中で、ぜひにと。具体的に申しますと、鮎の瀬交流館、その後のアユノセカフェという展開、若干、震災で非常に腰折ったところがございませぬけども、そういったところで自分の生活をやってみたいということで、新たな企画書をいただきながら、そして、このことにつきましては、7月に地域の方が集まって報告会、それから、今後ど

うするんだという活動の話し合いもしていただきました。そういったことで、本人の覚悟を見きわめながら、地域のために今後も頑張っていたきたいという方向になったわけでございます。

ただ、申し上げたいことは、3年間いらっしゃったから国から町からこれだけ支援したんだから、必ずここに定住すべきだということはできませんので、そこは本当にしっかり考えてくださいということも言いながら、うまく今回、定住につながったというふうに思っております。

あの方、今出ております有害鳥獣のことに関心を持たれたり、また、今回採用される方については、福祉関係を含めたハイランドでの活動もひとつ、ぜひやりたいという大きな希望を持っておられますので、地域の方と一緒に見ていきたいと思っております。

それから、ほかの地域でもかなり、この地域おこし協力隊を活用してみたいんだという希望もかなり上がっております。これは、地域地域の課題に応じて、決してこれだけをやりなさいというのをこちらから画一的に与えるのではなくて、地域の課題に添える方を採用していくという形では、今後もその視点でもう少し隊員はふやしていてもいいんじゃないかと。このことが急激な人口減を少しでも抑える一つの制度、活用になるんじゃないかというふうに思います。

それから、当初予算で組むべきではないかということをお質問いただきました。今般、9月で1人切れるものですから、9月までの予算でしていただきましたので、今回新たに入られた方についての分を追加補正させていただきました。来年度につきましては、また今後、人員を採用するかしないか等々含めて、また当初予算のほうは考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） こういった地域の振興、集落がだんだん細くなってきておりますし、このときこそ、こういった地域振興における協力隊、こういったのも必要になってくるでしょう。あわせて、企画政策課、そして、山の都創造課、それぞれの定住促進に係る部分がマッチしますなら、こういったときには密な連携をやりながらひとつ、頑張っていたきたい。恐らく、これに新規就農する農林振興課もあわせて関連してきますので、そういったのを見きわめながら、ひとつしっかりとやっていただきたい。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） まず、27ページ。ようございますか。4番と7番ですね。3月当初予算で予算化されたものが全額減額になっております、補正で。この理由は何なのか。私も、長い間、議員しておりますが、こういう例は今までありません。私の記憶の中ではありません。全額削ってしまうなどということは。町道改良ということですが、道の改良については地元の住民の方々は大変待っておられます。悪いところ、そのほかですね。そういうことで、地元との話し合いあたりも適切にできているのか、それをお尋ねしたい。

それから、立ったついででございます、もう一つ。工藤議員から農家負担の話が出ておりました。町長のほうからは12月結論が出るからということでの話でございます。震災日本ですね。災害日本と言っていいかもしれませんが、日本中、災害がいっぱい発生しております。東日本大震

災から、もう5年だということがテレビで流れておりました。今までの例として、負担金がゼロなり何なりになったことがあるのかどうか、そういう事例は調べられておるのか。

それから、それが12月、町長の思うようなことにならなかった、国・県から認められなかった場合は、どういう措置をとられるのか。

しかと、そこのところを腹を据えて答弁願いたい。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 今、議員から御指摘がありました4番と7番について、道整備交付金のほうと、それから社会資本については減額になつとるということでございますが、先般、国のほうへ要望活動に皆さんで参りました。そのときに、皆さんに資料としておあげしたところでございますけれども、うちの要望額に対しまして、実際の決定額はこれだけですよという一覧表を議員様にあげたところでございます。その額に沿ったところでの今回は減額でございまして、今、「全額減額した」というような話でございましたけれども、決定額に対して減額をしておるところでございます。

それから、地元に対しての話でございますけれども、地元に対しては、実際、まだ行ってはおりません。ただ、地元からは、ことしはどうだろうかと。これは毎年こういうふうになっておりますもんですから、地元としても大変興味があるところでございます、ことしはうちはされるところだろうかというような話はよく聞きますので、そのときに内容をお話ししておるところでございます。

御存じのように、内容につきましては、今、改良事業よりも、今あります施設の長寿命化が主になってきておりました、改良につきましては大変厳しい現状となっております。それは議員さん方も御存じのとおりと思っておりますけれども、今回につきましては、それに対しての減額ということでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 農災の負担金の話ですけども、全国的なフレームの中で負担金ゼロがあるかどうかというのは、まだ私も承知をしておりません。

ただ、今まで申し上げたとおり、12月の定例までには概略のというか、こちらが算定した率——決定率じゃなくて算定率は出ますので、それによって判断をするということでしておりますし、測量負担金については限りなくゼロに近い数字で上げたい。

それから、工事負担率については、もくろみの率は出ますので、それによって、農業者の体力を見ながら、適切な補助率の増嵩等を見きわめたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第66号 平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第66号「平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 議案第66号、平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

まず予算書の歳出から御説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳出。5款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費13節委託料38万3,000円、介護支援専門員人材派遣委託料、これにつきましては、まちづくりやべのほうに派遣委託しております3名につきまして、ケアプラン作成業務を委託しております。今回、1名の方につきまして、週4日、1日4時間であった分を、10月から週4日、1日6時間勤務の2時間アップするものでございます。

続きまして、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金23節償還金利子及び割引料2,817万6,000円。平成27年度国県支出金精算償還金ということでございます。27年度精算に伴う償還でございます。

内訳といたしましては、国に2,801万9,965円、県に15万6,186円となっております。

続きまして、6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金28節繰出金2,416万1,000円。これにつきましても、27年度の精算額ということで、一般会計のほうに繰出金でございます。

続きまして、8款予備費1項予備費1目予備費5,107万9,000円。予備費でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。5ページをお開きください。

歳入。4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金2節過年度分170万。これにつきましては、平成27年度の介護給付費交付金精算に伴う追加分でございます。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金2節過年度分315万2,000円。これにつきましても、平成27年度の介護給付費負担金精算に伴う追加分でございます。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金の9,894万7,000円。平成27年度からの繰越金でございます。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算。平成28年度山都町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億379万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,846万円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年9月5日提出。山都町長。

以上で介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(中村一喜男君) 議案第66号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) 質疑なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第67号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について

○議長(中村一喜男君) 日程第3、議案第67号「平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長(佐藤三己君) それでは、議案第67号、第3号について説明いたします。

議案第67号、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

今回の補正においては、主に熊本地震により発生しました白糸地区簡易水道の本復旧工事、それから、6月20日の梅雨前線豪雨により発生しました小規模水道施設の復旧に要した関連費用、それから、特定防衛施設調整交付金事業で予定しております下鶴地区の簡易水道整備事業費の増額分をお願いするものです。

歳出のほうから説明しますので、7ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、補正前の額 1 億3,996万8,000円、補正額2,586万円、補正後の額 1 億6,582万8,000円としております。

3 節職員手当96万円。これは職員の時間外勤務手当となります。

11 節需用費100万円。これは 6 月20日の豪雨災害により発生しました町内 4 地区の飲料水供給施設の復旧に係る修繕費用です。これは歳入のほうでも説明しますが、小規模等水道施設整備事業補助金交付要綱に基づき、修繕に要した費用の 2 分の 1 は工事負担金として受益者のほうから徴収をすることとしております。

13 節委託料140万円。これは白糸地区の簡易水道の本復旧工事に係る設計委託料として計上しております。

それから、15 節工事請負費2,150万円は、同じく白糸地区簡易水道施設の本復旧工事費として計上しております。

16 節原材料費100万円は、震災、豪雨災害の復旧に要した各種資材代を計上しております。

次に、2 目簡易水道整備事業費です。補正前の額 3 億6,763万円、補正額639万4,000円、補正後の額 3 億7,402万4,000円としております。

3 節職員手当 7 万5,000円。これは職員の時間外勤務手当です。

9 節旅費 5 万6,000円。これは普通旅費です。

11 節需用費56万3,000円。これは各種消耗品、燃料費等を計上しております。

15 節工事請負費570万円。これは調整交付金で予定しております下鶴地区の整備事業費の増額分として計上しております。これは一般会計のほうでも説明がありましたが、建設課のほうで進めております水の田尾下鶴線改良工事の施工延長に合わせて計画しているもので、本年度の施工延長が確定したことにより、その増額分を計上するものです。

総務費の総額が、補正前の額 5 億759万8,000円、補正額3,225万4,000円としております。合計で 5 億3,985万2,000円となります。

次に、歳入です。5 ページをお願いします。

今回の補正予算における財源は、工事負担金、それから国庫補助金、これは調整交付金です。それから一般会計からの繰入金、そして平成27年度からの繰越金を充当しております。

まず、分担金及び負担金です。補正前の額147万3,000円、補正額45万円、補正後の額192万3,000円になります。

1 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目簡易水道負担金 1 節水道工事負担金45万円。これは、先ほど歳出のほうで触れました 6 月20日の豪雨災害により町内の 4 地区で発生しました飲料水供給施設の修繕に要した費用の 2 分の 1 を受益者のほうから分担金として徴収する分です。

次に、国庫支出金です。補正前の額 1 億3,418万8,000円、補正額636万1,000円、補正後の額 1 億4,054万9,000円になります。

3 款国庫支出金 1 項国庫支出金 1 目簡易水道国庫支出金 1 節簡易水道国庫支出金636万1,000円。これも歳出のほうで説明しました下鶴地区の簡易水道整備に係る調整交付金になります。

次に、繰入金です。これは一般会計からの繰入金です。補正前の額 1 億8,354万3,000円、補正

額1,466万9,000円、補正後の額1億9,821万2,000円になります。

最後に繰越金です。補正前の額150万円、補正額1,077万4,000円、補正後の額1,227万4,000円になります。これは27年度の簡易水道会計からの繰越金が確定したものです。

表紙の次のページをお願いします。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億301万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年9月5日提出。山都町長、工藤秀一。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第67号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、発議第1号「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 山都町議会議長、中村一喜男様。提出者、山都町議会議員、藤澤和生。賛成者、山都町議会議員、後藤壽廣。

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について。

上記議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

平成28年熊本地震により被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国による更なる支援及び制度の拡充が必要です。

住民の生活安定と早期復興のため、被災者生活再建支援法の改正について意見書を提出する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 提出理由の説明が終わりました。

意見書案を職員に朗読させます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書。

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

今回の熊本地震は、最大震度7の激震が2度発生し、震度6あるいは5クラスの揺れを含む震度1以上の余震が2,000回以上発生するなど、これまで経験したことのない地震であり、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、引き続き余震に長期にわたる避難を余儀なくされている世帯も多数に及ぶなど、その被害も深刻な様相を呈している。

被災した住民の生活再建のためには、特に住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

よって、住民の生活安定と早期復興のため、下記の事項について措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1、全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特例基金を創設すること。
- 2、被災者生活再建支援金について、現行の最大300万円の支給額を引き上げること。
- 3、支給対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

山都町議会。

○議長（中村一喜男君） 発議第1号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、発議第2号「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） それでは、読み上げて提案いたします。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について。

午前中も、このことについては非常に皆さん論議いただきました。

提出の理由。

地方自治体が財政面で安心感をもって平成28年熊本地震からの復旧・復興にしっかり取り組んでいただくためには、国による財政支援の明確な担保と長期的な支援が必要です。

国においては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう意見を提出する必要があります。

これが、議案を提出する理由です。

○議長（中村一喜男君） 提出理由の説明が終わりました。

意見書案を職員に朗読させます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） 平成28年熊本地震地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書。

平成28年熊本地震により、人口100万人を超える熊本都市圏と阿蘇地域を中心に、多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなど、熊本県内の広い範囲にわたり、極めて甚大な被害が発生し、今もなお、終わりなき余震が続いている。

地震発生直後から、国、県を初め、関係者の協力を得ながら、町を挙げて全力で対応してきたが、今後、復旧・復興事業には莫大な経費が生ずることとなり、自主財源に乏しい本町は危機的な財政状況に陥ることが懸念される。

また、今後も必要となる復旧・復興に向けた対応を踏まえると、到底、現行の国庫補助制度や地方財政制度のもとでは予算編成ができず、震災復興が行い得ない。

今後、地方自治体が財政面で安心感を持って復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方

負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

山都町議会。

○議長（中村一喜男君） 発議第2号の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第3号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書の提出について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、発議第3号「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 発議第3号を提案いたします。

行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書の提出について。

上記議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に莫大な費用が必要となる中、行政庁舎等の再建については、現行制度上、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要がある、災害に強い復旧・復興を進める上で大きな障壁となっています。

国において行政庁舎等の再建に係る新たな国庫補助制度を創設されるよう要望するため、意見書を提出する必要があります。

これが、議案を提出する理由です。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 提出理由の説明が終わりました。

意見書案を職員に朗読させます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） 行政庁舎等の再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書。

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と16日の本震という2度にわたる激震と、いまだ続く余震によって、行政庁舎を初めとした熊本県及び県内市町村の施設・設備に大きな被害をもたらした。

今回の地震により、行政庁舎等は、あらゆる災害時に地域防災のかなめとして機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の指令塔としての役割を果たさなければならないことが改めて明らかとなった。

そのためには、行政庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能をあわせ持った災害に強いものとする必要がある。

しかし、今後、復旧・復興に莫大な費用が必要となる中、行政庁舎等の再建については、現行制度上、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要があり、災害に強い復旧・復興を進める上で大きな障壁となっている。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について東日本大震災時の支援も踏まえ、ちゅうちょなく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記事項について特別な措置を講じることを強く要望する。

1、行政庁舎等の再建において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設も含めた国庫補助制度を創設すること。

2、あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

山都町議会。

○議長（中村一喜男君） 発議第3号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 一つ確認しておきたいと思います。

ここで言う「行政庁舎等」というのはどの辺まで入れるのかですね。いろいろ論議されてきましたね。行政庁舎が司令塔になることは間違いありません。それに次ぐような施設は、これまで私たちが論議してきました避難所、あるいは体育館、あるいは中央公民館あたりになるのかなと思いますが、その辺の概念をここで少し私どもが論議しとった方がいいんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。これは、執行部の考えのほうを聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 提出者です。

○12番（中村益行君） そうか。なら、議長に。

○議長（中村一喜男君） 提出者、8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） ただいまの御質問でございますが、現状の震災の状況からしまして、

そういった避難所を含めて、やっぱりそういったところにも拡大して要望していく必要はあるというふうに私は思いますけれども、あとは執行のほうがどういうお考えかはお聞きしときたい。

○議長（中村一喜男君） それでは、執行部の考えをお願いします。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今、工藤議員がおっしゃったとおりで結構かと思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私も、これはこの間から思っておりました。この概念をきちっとしておかないと、これは特に執行部のほうでいろいろ、今後、陳情や要請行動をなさる上で、あるいはまた、議長が六団体あたりでいろいろなさる場合、ここは意思統一が必要かと思えます。

きょう結論を出して言う必要はありませんが、地域によってケースバイケースなんですよ。「行政庁舎はもとより、その次にあるような施設」というのが、うちは体育館を司令塔に使うとか、うちは公民館を使うとかいう、これは自治体によって違うんじゃないかなというふうに思いますから、この「等」という概念を少し整理して、役人たちとやりとりをしてください。こちらが整理してないと、役人の論理に負けてしまいます。そういう意味で、一つの問題提起です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

議事日程の都合によって、あす9月13日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、9月13日は休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後1時39分

9 月 29 日（木曜日）

平成28年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年9月5日午前10時0分招集
2. 平成28年9月29日午前10時0分開議
3. 平成28年9月29日午後2時48分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第25日）（第5号）
 - 日程第1 認定第1号 平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第2 認定第2号 平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第3 認定第3号 平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第4 議案第68号 町道認定について
 - 日程第5 議案第69号 工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）
 - 日程第6 議案第70号 工事請負契約の締結について（国民宿舎通潤山荘熊本地震施設修繕工事）
 - 日程第7 同意第1号 山都町教育委員選任について同意を求める件
 - 日程第8 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	江藤宗利
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	田中耕治	健康福祉課長	玉目秀二

環境水道課長	佐藤三己	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	山本祐一	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	荒木敏久	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	監査委員	森田京子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 認定第1号 平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、認定第1号「平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） おはようございます。それでは、早速、報告書を読み上げていきます。

平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書。

初めに、アベノミクスが喧伝される中、格差は広がるばかりで、所得格差、都市と地方間格差が顕著になっている。地方は、その悪循環の中にある……。

○議長（中村一喜男君） 委員長、委員長、済みません、表題のほうを読んでください。

○総務常任委員長（中村益行君） それじゃ、最初からやり直します。

委員会審査報告書。

本委員会及び各常任委員会に付託された平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、連合審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書。

初めに、アベノミクスが喧伝される中、格差は広がるばかりで、所得格差、都市と地方間格差が顕著になっている。地方はその悪循環の中にいるといっても過言ではない。東京一極集中を排して、ヒト、モノ、カネの流れを地方へと地方創生論がかまびすしい中、結局は地方の自治体間の人の奪い合いの様相を呈している。発想の転換が必要かも知れません。

決算の概要。

地方交付税の合併特例措置解消初年度となり、普通交付税は60億8,891万3,000円で、前年度比9,794万4,000円の減であります。町税も11億407万8,000円にとどまり、前年度比4,109万4,000円の減であります。

また、経常収支比率は、前年度同様84.9%で高どまりしていて、財政は依然、硬直状態と言える。ただ、起債残高が7億3,403万5,000円減って、89億7,505万5,000円となり、ピーク時の5割を割ったことを多とします。

一つ、総務常任委員会関係。

総務課。

(1) 職員研修。研修は、職員の資質の向上と意識改革をもたらし、よって住民サービスにつなげるものであり、机上のみならず、先進地等の実地研修も必要だろう。

(2) 人事評価制度。人材育成に必要ではあるが、客観的な評価をどう担保するか、研修とあわせてあくまでも資質の向上を第一義とすべきだ。運用次第では意欲減退を惹起しかねなく、両刃の剣ともなります。

(3) 財政管理。

昨年も指摘したが、泗水の菅原跡地は、現在の貸付条件を検討して積極的に売却を進めてもらいたい。現在の状況が有利だということで、相手が動いてくれません。

②教育施設の遊休施設の活用をさらに進めるべきだ。例えば、公文書資料を初め、災害用品備蓄庫など、場所によっては避難所にもなっており、必要に応じて天井等の補強が必要である。

(4) 消防、防災。

消防団は、火事ばかりでなく、地震や風水害など、あらゆるクライシスに出動しなければならない。それだけに、消防士の減少は地域住民にとっては不安材料である。これは「消防士養成」となっていますが、これは「防災士」です。書き直してください。失礼しました。防災士養成により、機能的に、さらに情報網の防災システム強化とあわせて住民の安全安心策を期待するものであります。

水槽設置。水槽設置はほぼ行きわたったようですけれども、水源確保についても再点検が必要と思われる。

③防犯カメラ。人権やプライバシー保護の点から賛否両論があるところであるが、最近の犯罪発生の状況から、本町にも要所に設置すべきではないかという声もある。関係機関と協議する必要はないか、慎重な検討を求めたい。

交通安全対策。見通しを妨げる町道の草刈りは必須要件だが、高齢化した集落ではそれが困難になっている。適切な対応が必要である。カーブミラーの設置も、必要な箇所が多々あるので、逐次改善を望みたい。

2、蘇陽支所関係。

蘇陽支所には、社協並びにJ Aも入っていて総合庁舎的存在である。そのため、避難所としても最適のようだ。何しろ、保健及び保険の専門職員がいて、心強い相談相手を努めていてくれるようである。

建物も築15年を経過して雨漏れがするようになった。適宜修繕されたい。

メガソーラー問題。長谷峠地区の広大な原野に、巨大な文字どおりのメガソーラー基地の建設計画が進んでいる。土地は既にソーラー設置者に売却済みだが、豪雨の際の被害が下流の集落に及ぶのは明白である。万全の対策を求めてもらいたい。

花公園跡地。4ヘクタールもの遊休地に杉の植栽を計画中だが、杉の一斉林よりも保水力に富むケヤキ、モミジ、カシなどの広葉樹が望ましい。すばらしい景観のステージとなるはずだ。発想にも彩りがほしい。また、就農者の入植地にも考えられる。一考してもらいたい。

3、清和支所関係。

水力発電所、自然エネルギー奨励策で売電料金が約3倍となり、現在は一息ついているが、時限立法であるがための結果であり……。ここはちょっと不適切ですね、「時限立法である」で切ってください。時限立法である。当発電所の将来は決して明るくはない。取水ゲートに登る仮設はしごのパイプ結束バンドの腐蝕部分が気になりました。逐次、取りかえてほしいと思います。

4、企画政策課。

「山の都まち・ひと・しごと創生戦略会議」を立ち上げ、総合計画を策定するには、相当のエネルギーを要したはずだ。その労を多としたい。だが、かつての地域おこしの夜なべ談義的なものに終わってしまったのでは発想は矮小化されかねない。国が流してくるマニュアルを初め、先進地事例やコンサル、あるいは学者等の知見を取り入れていく必要もある。それをこの町の条件や土地柄にどう生かすか、まさに創造的町づくりである。英知を結集してもらいたい。

やまトークが陳情の場に墮していたり、集まる人が固定化する傾向にある。時期や方法の検討を望む。

コミュニティーバス。発足当初は、運行収入を年2,000万円は見込めると当時の課長は強弁していたが、不幸にも我々の予想どおりとなって、平成27年度は670万4,829円にすぎなかった。もとより、町民の利便のための福祉的意義を持つもので、運賃収入を目的とはしていないのだが、今後は車両の小型化を図り、さらには、公共交通のあり方の抜本的、多角的な検討が必要である。

(2) 光通信網基盤整備。都市と地方の情報格差の解消の基盤となります。これをどう活用するかは一義的には個人の選択ですが、町のかかわり方も大きな課題です。

人口ビジョン。

人口ビジョンと過疎計画は同根連枝的なもの。同じ根っこから枝分かれした、そういうものでもあります。これは、地方創生事業の肝であり、地道に人口をふやす以外に方策はない。難題の取り組みに期待したい。

山村振興計画があれば他の事業も有利になるという、常にそんな意識で計画に当たってもらいたい。

障害防止事業調査検討については、地元の意向を充分調査する必要がある。

④地域振興補助金が有効に使われているか実態調査の上、活用対象の見直しや活用方法の指導を含め検討を求める。

第三セクターは、責任の所在を明確にして、社長などの現場トップの報酬は出来高制にすべき

ではないか。

⑥ソーラーのパネルがやがてごみとなる。今のうちに処理について検討しておく必要がある。財政調整基金。総合計画に照らしながら経験則で運用しているようだ。これは了としたいと思えます。

5、税務住民課。

ふるさと納税がふえてきたが、特例控除限度額引き上げ等が寄与している。一方、町民税及び国保税の滞納は一向に減らない。強制執行を行ってはいるが、一罰百戒の見せしめの効果はあっても限定的だ。やはり、格差問題が大きく影を落としている。滞納処理には根気が必要だ。面倒でも時効中断の措置を行い、負担平等の原則から、安易な不納欠損処分は慎むべきだ。

町税ばかりでなく、負担金や給食費などの債権を名寄せして一元化する方針を歓迎したい。これまでやってこなかったのが不思議なくらいだ。

不動産鑑定が1社に固定している。他社にも引き合いを求め、競争原理が働くようにすべきだ。これは、本町の地価表示に関しての問題です。

6、会計課。

一般会計並びに特別会計の合計200億円にも及ぶ額を1円たりとも誤りなく取り扱うわけだから、かなりの気苦労もあるようだ。幸い、肥後銀行の出張窓口が出納業務を代行するので、その分の作業は軽減される。だが、行員不在や窓口閉鎖の午後3時以降の収納金は役場預かりとなって、後で出張窓口と突き合わせることになる。その間の事故防止に万全を期してもらいたい。

資金運用を金融商品等で行っている自治体もあるが、本町は伝統的にリスク回避の預貯金一本化で健全である。マイナス金利時代であり、一時借入れは超低金利の金融機関を選択してきて了とする。これは、金融機関も競って借りてくれとは言わなくなっていました。

7、教育委員会。

学校教育課。

各種研修指定校。各種研修指定校の成果が管内学校に普遍化するよう期待したい。

閉校跡地。さきの総務課においても若干触れたが、地域に則した多様な活用がなされている。平成27年度は10校が普通財産となっているが、活用ニーズのないものは、逐次、解体、除却してほしい。これは総務課の課題だが、それにより、緊急時のヘリポートにもなってもらえます。

特別支援教育。近年、対象児が漸増している。障害の内容もさまざま、対応も多様化せざるを得ない。人権・共生を基本理念に、対象者から学ぶ姿勢が大事だ。最近、早期発見・早期対策の名分で、かえって差別選別を助長しているとも聞く。難しい判断を迫られるが、入り口での判断が、その子の一生を左右する。慎重に対応してほしい。

奨学金。管理システムが整備されて、償還金の収納率が若干好転している。それがまた、後輩たちへの原資となることを力説してほしい。滞納者の10%が生活保護家庭だと聞き、ここにも格差社会が大きく影を落としていると、深刻な現実に関胸が痛む。就学前から大学まで、学費ゼロ社会を目指して声を上げていく必要がある。

生涯学習課。

女性の会。加入が数地区にとどまっているが、浜町婦人会がなぜ解散しなければならなかったか、検証が必要だ。

公民館活動。自治振興区活動の中心であり、場合によっては自治振興区活動そのものだと言える。それも、高齢者中心となり、活動内容もやや形骸化している向きもあるが、状況に応じた活動のあり方を常に模索して欲しい。

文化財。指定文化財以外に貴重な文化財もあるはずだ。それらを発掘して記録や写真にとどめてもらいたい。また、レッドデータブック記載の希少動植物も文化財として保護に努めてほしい。

部活の社会体育移行。平成31年度より部活が社会体育に移行する。その場合の指導者育成を初め、送迎の問題がある。それに向かって、保護者などを交えた対策に今の段階から取り組む必要がある。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 次に、厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） おはようございます。厚生常任委員会関係の報告をいたします。

厚生常任委員会では、高齢化が進む中、町民の健康を守り、安心して暮らせる町づくりを目指し、基本理念に基づき、特に出産から老いに至るまで、幅広い分野において町の取り組みについて審査いたしました。

1、社会福祉事業。

社会福祉協議会は、介護保険事業や障害福祉サービス等を初め、地域に密着したさまざまな事業を行っている。第2期山都町地域福祉活動計画の策定により、地域での支え合いが重要になっている。さらなる地域福祉の充実に向けた取り組みに期待する。

民生委員、児童委員においては、64名で活動されています。地域のことをよく調査し、社会奉仕の精神を持って常に行動されている。また、各地区で子供見守りも行われている。福祉活動の中心的存在として、今後もさらに地域支援に取り組まれることを期待する。

2、児童福祉事業。

現在、公立保育園9園、私立保育園4園、へき地保育所2カ所で保育事業を行っている。保育料については、本年度の子育て支援法の施行に伴い、保育料の算定が一部改正され、保育料の保護者負担が軽くなっている。今後、児童数の減少が予想される中、他の自治体に先駆けた施策が必要と思われる。

子供の医療費助成については、助成対象年齢を15歳から18歳へ引き上げて実施されている。県内では和水町、産山村、山都町の3自治体である。

3、老人福祉費事業。

山都町老人クラブは、58単位老人クラブで、昨年より2クラブの減。会員数4,270人、昨年より71人の減であります。それで活動を行っている。各単位老人クラブは、それぞれの地域において、清掃活動、美化作業に積極的に参加され、地域に大いに貢献されている。高齢化率が進む中、元気で人生を楽しんでほしいものである。

4、介護予防施設運営事業。

これは昨年も指摘をしてあったんですけども、在宅介護支援施設「花高原」については、社会福祉協議会に管理を委託されているが、閉鎖同然である。活用されないのであれば建物の老朽化が心配である。早目の対策を講じてもらいたい。

5、健康づくり事業。

自治振興区ごとに1名の健康づくり推進員が選任され、現在28名で行政と一緒に健康づくり活動が行われている。特に、特定健診率アップに努力されている。

健康づくり座談会も実施し、953名の参加があり、健康に対する意識も高まっている。また、県内の自治体と比べ、本町は虫歯が多いというデータが出ている。虫歯が原因による疾病もあり、歯科検診も重要である。

40歳から74歳の特定健診対象者のうち、健診も医療も受けてない方は629名、うち40歳から64歳は491名である。

町内児童においては、小児生活習慣病教室を学校へ出向き行われているのは、全国でも珍しいので、今後も継続して実施していただきたい。

6、国民年金事業。

国民年金の被保険者は、平成28年3月末現在で2,528人、前年度は2,771人である。給付状況は、7,246人が何らかの年金を受給されており、年金の給付金額は約48.6億円と、町民の生活基盤となっている。今後も年金制度の周知を図り、被保険者の受給権の確保と納付率向上に努めてもらいたい。

7、町立養護老人ホーム「浜美荘」。

平成27年度末の入所者は50名で、平均年齢は85.5歳である。年間を通じてほぼ満床になっております。待機者は二、三名である。一人一人の能力に応じた自立した生活ができるよう、きめ細やかな支援に努められている。

90歳以上の入所者は15名で、認知症の方もふえている。平成26年度から全員定期的に診察を受診できるように計画を立て、病気の予防、早期治療に努められている。

職員研修では、スキルアップを図るため、専門職ごとに研修に参加されており、今後に期待ももてる。

全国老施協研究会では、奨励賞を受賞されている。

8、隣保館。

隣保館は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である同和問題を解決するための拠点として、昭和51年に開設された。当地区の人口は81人で、65歳以上が44人、高齢化率は54.3%である。また、ひとり暮らしも多く、空き家対策も必要である。

生活相談、健康相談、住宅相談と、相談回数もふえている。生活の実態を把握し、手厚い支援が必要と思われる。

9番、住民環境。

環境衛生施設として、清和天昇苑、小峰クリーンセンター及び千滝クリーンハウスを管理運営

しているが、いずれの施設も設置後二十数年を経過し老朽化が進んでいる。これらの施設の維持費には多額の費用を要しており、年々増加傾向にある。

上益城5町及び西原村の6町村では、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が組織され、施設の統合整備に向けた協議がなされており、平成37年度の稼動に向けて準備が進められている。稼動予定までの間は、特に施設の長寿命化を図り、無駄のない適切な補修計画とコスト意識を持って施設の運営に当たってもらいたい。

また、町民に対しても、この施設運営費についての理解を得ながら、利用料金の見直し、ごみ処理の有料化についてもあわせて検討されたい。

次、行きます。

特別会計。

1、国民健康保険事業。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるもので、低所得者や高齢者の加入割合が高く、財政基盤が脆弱であり、医療費は増大するものの、平成26年、農業所得の減少により、保険税収は減少するなど、厳しい財政状況にある。

このような状況の中、平成30年度から都道府県国民健康保険の運営主体の一つとして、財政運営の責任主体になる。市町村は、保険事業等、住民に身近な事務を引き続き担うこととなる。

今後は、健全で安定的な運営を図るため、被保険者への保健指導を徹底し、さらなる健康づくりを進めて、医療費の高騰を抑える努力が必要である。

2、介護保険事業。

平成27年3月に策定した第6期老人福祉計画に掲げた重点課題に取り組みされた。高齢者の健康づくり、転倒しない体力づくり、若い世代の体力づくり、地域との連携による支え合い、体制の連携強化、情報の共有、これらを進める中で、地域包括ケアシステムの実現に向けて努力された。

また、高齢者の生活を支える総合機関として、山都町地域包括支援センターを直轄で運営しているが、人員を含む機能強化が大切と思われる。

3、後期高齢者医療事業。

後期高齢者医療制度は、熊本県下、全市町村で構成する広域連合が運営を担っている。被保険者は、平成28年3月末で4,257人と、昨年より38人減少しており、全人口の後期高齢者の割合は26.7%、前年度が26.2%である。医療費も増加傾向にあり、引き続き、安定的かつ円滑な制度運営に努められたい。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 次に、経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） おはようございます。本委員会では、決算書にもとづき、3日間にわたりまして慎重に審査をいたしましたので、報告いたします。

3、経済建設常任委員会関係。

1、農業委員会。

農業委員会では、農業振興のための農地中間管理機構、熊本県農業公社を活用した農地集積・集約化が行われ、専業農家の作業の効率化や生産コストの抑制等が図られた。

また、耕作放棄地の拡大防止、高齢化対策等も、徐々にではあるが、考えられており、効果を期待する。

さらに、本町の下限面積が50アールから30アールへと引き下げられたことにより、新規の農業者が農地を取得しやすくなることから、受け入れ体制の強化が望まれる。

2、農林振興課。

(1) 農政。農業振興については、集落機能を維持することが農業の基盤を安定させるとの観点から、集落営農組織の推進が図られており、熊本県の農地集積重点地域として4地区、本町の単独事業として7地区が取り組み、1地区が農事組合法人の設立に至っている。今後、モデル地区として期待がされる。ペースとしてはスローであり、今後、加速化が求められる。中山間地での農業の生き残り策を示せるように努められたい。

(2) 林政。有害鳥獣捕獲事業では、有害鳥獣捕獲隊の尽力により、イノシシ3,868頭、鹿1,460頭が捕獲された。イノシシ、鹿、合わせて昨年より857頭の捕獲増となったが、まだまだ安心という状況ではなく、今後も継続して被害の減少に努められたい。

森林の整備は、緑川森林組合と阿蘇森林組合を中心に行われているが、水源の涵養、地球温暖化の防止等、大きな役割を担っている山林を、今後、中山間地農業の複合経営の一つとして収入増に加えられる方策が確立されることを期待する。

3、山の都創造課。

(1) 商工振興。地方創生先行型事業計画によりさまざまな取り組みが行われているが、計画と事業の点検により、重要業績評価指標を意識した努力を願う。

プレミアム商品券は、地域への経済波及効果はあったものの、町民への公平性や商店街への波及に課題を残した。今後も、商工会、商店街、商工業者のさらなる連携と事業の展開に期待する。

(2) 労働振興。山の都の特性を活かした産業振興に取り組み、雇用創出を図るとされ、新規雇用を50人創出するとあるが、大変厳しい数値と考える。起業創業支援事業とあわせ、具体的に取り組む必要がある。

(3) 観光振興。九州中央自動車道開通を見据え、受け入れ体制の整備が必要で、日向往還ウォークは、宮崎県五ヶ瀬町の山頭火ウォークと連携したものだが、他のイベントや祭りも、マンネリ化を防ぎ、斬新な企画も必要と考える。

復興支援事業により、町の活性化を図るために、観光協会を初め、関連団体とも連携し、復興旅行券や商品券などさまざまな工夫に期待する。

11の指定管理施設については、おおむね黒字計上で、総額7億4,700万円を売り上げ、地域経済波及効果に貢献した。清和文楽館や天文台は文化施設の意味合いも強く、専門員の育成等にはしっかり取り組むべきである。委託料や修繕費など町の財政支出も大きく、さまざまな角度からの検討が必要である。企画政策課で作製中の、第三セクターのあり方の指針に基づき、指定管理期間内に今後の第三セクターの方針が示されるべきである。

(4) 山の都づくり推進。発足1年を経過し、各課連携でプロジェクトチームを編成し、課題に取り組み、移住定住促進、山の都ブランド推進事業など、少しずつ成果が見えつつある。

ふるさと納税については、返礼の特産品づくりに力を注ぎ、1年で1億2,700万円の寄付を集めた。今後は、山の都の魅力ある特産品に工夫を加え、貴重な財源確保にさらなる貢献を望む。

矢部高校応援プロジェクト、移住定住策など、個々の事業に課題は山積しているが、山の都地域しごとセンターなど特色ある取り組みで、交流人口増による地域活性化に期待したい。

4、特別会計。国民宿舎事業。

役員体制の強化やインバウンドに力を入れ、経営改善に向けた成果として、赤字から430万円の黒字へと転換が図られたが、震災を受け、厳しい経営環境となった。割引旅行券や復興プランなど、国県の支援策を活用して再建へ向けた取り組みが不可欠と考える。

5、地籍調査事業。

本町の地籍調査対象面積は429.95平方キロで、平成27年度末現在、進捗率は45.88%である。矢部地区17.88%、清和地区58.73%、蘇陽地区85.08%となっている。予定としては、あと20年ほど要する見込みであるが、著しく過疎化が進行する中であって、1年でも早く調査が終わることを望む。

6、建設。

(1) 土木管理費。

①県工事負担金。道路側溝整備工事4件、道路改良工事5路線6カ所、地域道路改築事業1路線1カ所が施工された。負担率5.25%から15%、負担額1,717万5,002円支出された。今後も要望活動や用地交渉に協力し、積極的に取り組んでほしい。

②砂防関係事業負担金。単県急傾斜地崩壊対策事業1地区、総合流域防災事業3地区が施工された。負担率3分の1及び10%、負担額1,640万円支出された。今後も要望活動や用地交渉に協力し、積極的に取り組んでほしい。

(2) 道路橋梁費。

①道路維持費。道路の新規認定が進む中、1級町道を中心に48路線19万938メートルの草刈業務を委託されている。維持工事においても老朽化等が拡大する中、地域住民の生活の基盤整備の要望に対処している。

②道路新設改良単独事業費。繰越事業2路線、現年度事業分10路線の改良工事、測量設計が実施されている。

③道整備交付金事業費。地域再生計画に基づき、平成27年度第3期目の5カ年計画として新規10路線を実施されている。補助金、地方債の併用で、事業の推進を期待する。

④大矢野原演習場周辺民生安定化事業費。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費。演習場に関連する事業費である。二つの事業に努力され取り組んでおられる。平成27年度は障害防止工事の助成(3条)の調査も企画政策課でされている。それぞれの事業の目的を理解されて、効率的な事業の推進を望む。

⑤社会資本整備総合交付金事業費。平成22年度に地方公共団体として自由度が高い総合的な交

付金が創設された。平成25年度より、生活空間の安全確保を集中的に支援する防災安全交付金が創設された。平成27年度は、道路6路線、舗装3路線、橋梁修繕2橋、道路ストック点検が実施されている。老朽化対策、事前防災減災対策に積極的に取り組んでほしい。

⑥自然災害防止事業費。町道は、土砂災害、落石等多くの危険箇所が存在している。今後も積極的に防災対策を実施し、安全確保に努めてほしい。

(3) 河川費。

県河川の護岸雑草処理業務において、15河川29カ所を集落に委託され、美化、景観づくりや社会連帯感、住民自治意識の高揚に繋がっている。

(4) 住宅費。

山都町住生活基本計画に基づき、住宅1戸を解体されている。山都町公営住宅等長寿命化計画(10カ年間)に基づき、屋根、外壁の改修工事が行われている。小集落住宅については、九州中央自動車道建設に伴い、2戸解体されている。

耐用年数を超過した住宅も多く、策定された計画に基づき、解体等に取り組んでほしい。

(5) 公共土木施設災害復旧費。

6月の梅雨前線豪雨及び8月の台風15号により、河川29件、道路40件、計69件が被災した。農地の甚大な被害を防ぐため、東境の谷川の河川埋塞の応急本工事を実施されたことは評価できる。引き続き、防災・減災、安心・安全な町づくりに取り組んでほしい。

(6) 高速道路対策費。

北中島インター(長谷)が平成30年度に供用開始と明示された。IC関連工事登記料、土木設計委託料等、計画通り工事の進捗を見ている。引き続き、早期完成に向けて要望活動と関連する工事についても要望が必要である。

7、特別会計。簡易水道事業。

厚生労働省所管の簡易水道等施設整備国庫補助事業として。

(1) 山都中央地区簡易水道事業は、横野地区と木原谷地区の配水管布設を完了し、横野地区と木原谷の檜原地区が給水可能となり、平成28年度で小中竹地区と木原谷の腰越地区まで完了する予定である。しかし、木原谷地区の一部は次年度での工事予定である。

(2) 矢部地区簡易水道事業は、既存の簡易水道施設の周辺未普及地域集落への水道整備と、下名連石地区の水道更新の測量、設計委託を行った。

(3) 朝日地区簡易水道事業は、周辺地区の水道整備と水道更新を実施するため、測量、設計委託を行った。

(4) 柏地区簡易水道事業は、当地区の既設水道管の老朽化による水道更新を実施するための測量、設計を行った。

以上4件は、国庫補助率40%の事業で計画的に取り組まれているが、他地区でも住民の要望は多く、飲料水は道路とともに大変重要である。町の責任においてインフラの整備に力を入れてもらいたい。

水道使用料収入未済額は、前年度に比べ増加傾向にあり、まず、現年度分未収入に力を入れ、

完納を促し、あわせて過年度未納額の解消に取り組んでいただきたい。

簡易水道と上水道の統合においては、円滑に移行できるように、万全な準備と体制の構築を望む。

決算状況については、正確に整理されており、簡易水道特別会計、歳入歳出差引残高1,227万4,000円を平成28年度へ繰り越すことは妥当である。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 各常任委員会の報告が終わりました。結びについては各常任委員会を代表して、総務常任委員長、中村益行君の報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） それでは、結びを読み上げます。

以上のとおりに、各常任委員会において分担した平成27年度決算の連合審査結果を報告する。この報告が今年度の下半期の町政執行及び隔年のタイムラグはあるが、来年度の施策に生かされることを期待する。

合併して11年がたった。十年一昔とは言うが、この間、庁舎をめぐる住民感情の対立は、住民自治の視点から本町の民主主義が試された貴重な体験だった。

ともあれ、新庁舎によって機構改革を促し、執行効率も上がった。それによって利便を享受する大方の住民と、サービスが遠のいていって不満を募らせる人々もいる。この二律背反する住民感情を最小化させ、どう折り合いをつけていくかは大きな課題である。この課題克服には、我々議会も執行部と連帯して責任を負っていることを銘記して報告とします。

少しつけ加えますが、数値的なことは言わずもながらのことです。監査委員さんから緻密に御報告いただいております。そういう意味で、大方の数値は省略したことを、あわせてお断りしておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものとするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号「平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

日程第2 認定第2号 平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、認定第2号「平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） それでは、御報告申し上げます。

山都町議会議長、中村一喜男様。

経済建設常任委員長、工藤文範。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成27年度山都町水道事業会計決算については、審査の結果、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成27年度水道事業会計決算審査意見書。

平成27年度水道事業決算においては、決算の認定にあわせ、地方公営企業法第32条の2項の規定により、同事業により生じた利益の処分について、議会の議決が求められている。

審査の結果、当該利益1,858万8,857円を利益剰余金に組み入れることとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、事業の執行状況、計数の精度、事業の可否等について執行部から説明を受け、監査委員の審査意見を踏まえ検討した結果、妥当と認め、平成27年度水道事業会計決算を認定すべきものと決定した。

現在、給水戸数は2,023戸、給水人口は4,369人であり、10年前と比較すると戸数で108戸、給水人口は1,038人と、年々減少傾向にあり、今後も増加は望めないのではないかとと思われる。

平成27年度は、水道管更新工事が2カ所で行われたが、有収率は県下ワーストを争う不名誉な状況であり、まずは、効率的な工事により有収率の向上に努められたい。

布設した水道管も相当古くなっているため、漏水調査の徹底により、有収率向上について具体的な目標を持って取り組み、給水ロスを防ぐことが大切である。

冬場の凍結等により、水道管や蛇口の破裂によって大量の漏水が発生し、多額の請求を求められたというケースがあり、特に、ひとり暮らしや不在家庭などに対し凍結防止などの啓発も行うべきである。

水道料金未納分については、長期化する恐れがある過年度分未納額の解消に力を入れてもらいたい。

簡易水道、上水道の統合による公営企業会計制度の移行後の水道事業運営がスムーズに行われるように願うものである。

今後、山都の水はおいしいと言われるように、安心と安全な水道事業に取り組まれることをお願いする。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定するべきものとするものです。本案は委員長の報告のとおり、可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号「平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号 平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、認定第3号「平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） 山都町議会議長、中村一喜男様。

厚生常任委員長、藤澤和生。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成27年度山都町病院事業会計決算については、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成27年度病院事業会計決算審査意見書。

へき地医療、地域包括医療、救急業務の役割を果たし、関係機関・施設との連携を強めながら、平成27年度事業を行い、決算に至っている。

延べ患者数は、入院患者数が1,195人の減、対前年度比7.28%減、外来患者数が内科・歯科を合わせて1,150人の減、対前年度比2.31%減である。夏ごろから年末にかけて患者数が減少し、入院患者に関しては他の病院も同じような傾向が見られたとのことである。

なお、全体の患者数減少の中でも、透析患者は増加傾向にあり、必要な技術職員の確保に努めてもらいたい。

今年度は約2,645万円の赤字決算となっている。患者数の減少によるものと考えられるが、良質な医療の提供により、地域住民の信頼を得られるよう、職員一丸となって取り組んでいただきたい。

そのためにも、医師の確保は大きな課題である。医師確保のために熊大や熊本県への積極的な働きかけを町とともに進めてもらいたい。

高齢化と人口減少が進む中、病院名に掲げてある地域包括医療を行う上でも、予防、介護、保険に関する機関や施設との連携を進めるとともに、健全なる病院運営に努められたい。

本年4月の熊本地震では、そよう病院は幸いにも施設、人員が被災することがなく、被災地で医療活動や救急患者の受け入れ等を行うことができた。南阿蘇地域の幹線道路の復旧が進まない中であって、そよう病院は、南阿蘇地域を含めて唯一の救急病院である。その役割、重要性は大きく、今後も万全の体制で臨んでもらいたい。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものとするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

○議長（中村一喜男君） 次に、町長から発言の申し出がっております。

これを許します。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） ただいま平成27年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の決算につきまして、可決及び認定との御決定をいただき、まことにありがとうございます。

この審査期間、各委員会におかれましては、熱心な御審議と現地に出向いての御確認をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

また、各審査の過程で御指摘、御指導がありました事柄については、十分留意しながら、今後も適切な予算執行を図り、効率的、効果的な行政運営になお一層の努力をいたす所存でございます。委員の皆様方には、今後とも御指導、御支援をいただきますよう、お願いを申し上げ、お礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。

日程第4 議案第68号 町道認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第68号「町道認定について」を議題とします。

本件については、本定例会において経済建設常任委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） それでは、御報告申し上げます。

山都町議会議長様。

経済建設常任委員会委員長、工藤文範。

経済建設常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、事件の番号。議案第68号。

2、件名。町道認定について。

1、天神原線。2、旧会所支線。それから、3、鮎ノ瀬線。4、下須鶴ノ平線。5、高尾前古閑線。それから、6、土戸舟迫線。7、竿渡松葉原線。8、すもぐり線。9、下塩出迫線。

3、審査の結果。認定。

4、審査の経過。本定例会において本委員会に付託された事件について、9月16日、委員、担当課長、担当職員に出席を求め、説明を受け、現地を視察し、審査した結果、認定することが相当であると認められるので、当該9路線を認定するものとする。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 1番の天神線、それから3番の鮎ノ瀬線、これは、一つは現場はもう知ってますけど、もう一つの現場はこの図面上でしか見てませんが、町道見直し規程の規定にどうなのかなというふうな思いがありますので、認定した理由を教えてください。

○議長（中村一喜男君） 経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） 町道認定の要件というのがございまして、それを見て、各委員で審査をいたしました。

その中で一つ、鮎ノ瀬線というのがあったと思いますけど、これについては、もともと町道であったそうでございます。それを都市と農村の交流施設ということで整備した際に、農道に落として整備をしたと、補助事業ですね、整備をした経過がございまして。今回、九電のほう水力発電所を下に建設しております。それに伴う送水管、それを道路に布設して、今、工事をやっておりますけれども、道路に布設をして、きちんと舗装して返すということでございましたので、その点については妥当ということで認めたわけでございます。

天神原線……。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） 天神原線というのは、大矢野演習場の近くのところですが、これにつきましては、住宅が先にございます。ですから、その住宅に行くちょっと

と手前までを町道として認定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「町道認定について」は、経済建設常任委員長報告のとおり決定しました。

○議長（中村一喜男君） ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第69号 工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第69号「工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 議案69号について御説明を申し上げます。

町営グラウンドゴルフ場整備工事請負契約につきましては、8月の臨時会において御提案いたしました。議決を得るに至りませんでした。これはひとえに、私の説明不足によるものと思っております。

このたび、改めて今定例会に提案させていただき理由を、まず私から御説明を申し上げます。

4月の熊本地震、続く6月の集中豪雨により、本町は甚大な被害を受けました。この復旧復興を最優先に取り組むべきという御意見があることも一定の理解はしております。

一方、さきの一般質問における後藤議員の御指摘のとおり、町の商店や観光業は売り上げが大きく落ち込んでいます。こうした皆様から、町に対して、消費拡大や観光者の増加策に早急に取り組んでもらいたいという切実な要望が寄せられています。

御提案しておりますグラウンドゴルフ場は、各種大会の誘致や主催大会の開催のほか、グラウ

ンドゴルフ宿泊パックなど新たな観光商品の開発などにより、来町者の増加や消費の拡大につながるが見込まれ、新たな体験型観光への一歩にもなるものです。そよ風パークや文楽館の緑地広場も利用し、町内に宿泊していただく2日間の大会開催も考えられます。本町の冷涼な気候条件から、平野部では厳しい夏場に競技ができることも大きなセールスポイントになると思います。

また、グラウンドゴルフは、年齢、性別を問わず、手軽に親しめるスポーツとして町民の皆様のリフレッシュや健康増進につながるものでもあります。

関係団体からは、現状では郡体レベルの大会が開けないことから、公認コースの早期整備の要望も寄せられており、町の総合計画にもグラウンドゴルフ場の整備が明記してあります。

本工事の財源につきましては、公共施設整備基金の繰出金及びスポーツ振興センターからの補助金を充てております。この補助金につきましては、当初予算審議の時点では採択が未確定であったために計上しておりませんでした。その後、2,000万円の補助内定をいただきました。本補助金は年度内に事業を完了することが条件とされており、工事の工期を考えますと、直ちに着工する必要があります。

8月の臨時会において、同様の案件が否決されたわけですが、それから間もない今定例会に再提出するのはいかがなものかという御意見があることも十分承知いたしております。しかしながら、年度内の竣工を期すために、適正な工期を担保しなければならず、この機会を逃しては、もはや提案することはできないものと考えております。

現在、施工につきましては、町内業者と仮契約を結んでおります。賃金の支払いや資材、燃料等の調達を通じて町内の経済に波及効果をもたらすものであり、被災者や職場をなくされた方の雇用創出にもつながるものであります。8月の臨時会以降、町民の皆様から、グラウンドゴルフ場をぜひつくってもらいたいとの声も数多く寄せられております。

以上のような理由から、本案件につきまして、再度、提案をさせていただいた次第です。厳しい状況にある本町の商工・観光業者やグラウンドゴルフ愛好会の皆様たちからの強い要望に応えるためにも、本案件について御承認を賜りますよう、心からお願いいたします。

議案の内容につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） それでは、議案について説明をいたします。

議案第69号、工事請負契約の締結について。

次の工事について請負契約を締結することとする。平成28年9月29日提出。山都町長。

- 1、工事番号。山教生工第4号。
- 2、工事名。山都町営グラウンドゴルフ場整備工事。
- 3、工事場所。山都町長原地内。
- 4、契約金額。9,590万4,000円、税込みでございます。
- 5、契約の相手方。山都町下市242-1。株式会社坂本建設、代表取締役中崎晃紀。

6、入札の方法。指名競争入札。

提案理由でございます。

本件の工事請負契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2枚目をごらんください。

工事請負、仮の契約書でございます。

4番目の工期でございます。平成28年9月30日から平成29年3月31日まで。

真ん中ほどの文章でございます。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社坂本建設は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約のあかしとして、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

平成28年9月23日。発注者、山都町長。受注者、株式会社坂本建設。

3枚目をごらんください。

入札結果でございます。

最初の枠の下のほうから、今回の予定価格でございます、9,123万4,000円の税抜きでございます。最低制限価格につきましては、8,069万8,541円。今回の入札に対しましては、12社の業者の指名があつております。その中で4社の辞退がありました。応札された業者につきましては、8社の応札がございました。その中で最低入札金額でございました坂本建設さんが、右のほうにありますけれども、落札者ということになっております。

続きまして、4枚目をごらんください。

工事請負契約の概要でございます。

中ほどから5番目の工事内容でございます。

盛土工1万4,301立米。園路広場整備工1,166.2メートル。これは、U型側溝ですとか、透水暗渠管などの排水施設整備の敷設でございます。張芝工1万1,278平方メートル。これは野芝の張り芝でございます。公園施設工、あずま屋1棟及びベンチでございます。このほかにも、水道管の布設に伴う給水施設工ですとか、アスファルトの舗装工、敷地周辺の高木を植栽いたします植栽工、縁石工、階段工、それぞれの工事の一式があります。

施設の概要でございます。

公認コース全3コースを整備いたします。

コース内での面積につきましては、9,327平方メートルになります。

1コースといたしましては15メートルが2ホール、25メートルが2ホール、30メートルが2ホール、50メートルが2ホールということで、8ホール分。この距離の設定につきましては、標準

コースとしての設定を設けておるところでございます。それが全3コースということになります。

また、駐車スペースにおきましては、一般乗用車の部分におきましてが35台分、それから、大型バスの乗り入れ分が2台分を整備するところでございます。

次の5枚目をごらんいただきたいと思います。

施工箇所の位置図でございます。山都町長原でございます県道南田内大臣線から町道長原後谷線に入った右側のところの部分でございます。ちょうど現にあります中央グラウンドの南側に当たる位置でございます。

次の6枚目、A3の横長でございますが、ごらんいただきたいと思います。

山都町営グラウンドゴルフ場の整備の平面図でございます。今、申し上げましたとおり、町道長原後谷線の、右側の図になりますけれども、駐車場から次にAコース、Bコース、Cコースというふうなことでの配置になります。Cコースの奥のほうになりますけれども、ここにつきましては盛土によって現在高より約2.6メートルほど高くなる予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 本件につきまして、先ほど町長から提案の説明がありました。そのことを踏まえて質問をしたいと思っております。

本議案は、さきの臨時会において提案されまして、賛成少数で否決されたものですが、今回、再度、議案の提出となっております。執行部としましては、議案否決を踏まえながら、地方自治法にのっとり、再入札等に係る手続を終え、議案の再提出をされたと思っておりますが、その再入札等の手続について時系列的にどうされたのか、まずお聞きいたします。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御質問にお答えいたします。

今、御質問ありましたとおりに、前回の議会の中で否決をされたところでございます。これが8月2日の議会で否決されたところでございます。

その後、町といたしましても、住民の方から強く、グラウンドゴルフ場をつくってほしいというふうな御要望がたくさんありました。町といたしましても、予算執行に伴って、町の創造的復興という形でグラウンドゴルフ場を整備することが望ましいという見解のもとで、地方自治法の規定によりまして、前回の案につきましては、1度否決されたところでございますので、その案件といたしましては終了いたします。新たな議案を出す以上は、改めてその設計を行い、再度入札をやり直し、仮の契約を行った後に、再度、議会の同意を求める取り扱いが必要という地方自治法の規定によりまして、8月17日に、支出原因行為といいます、事業伺いでございますが、これを行いました。同日、指名審査会も行い、8月29日に入札通知を行いまして、9月16日に開札事務を行いました。先ほどの開札結果でございますが。これに伴いまして、9月23日に仮契約に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） ただいまの説明によりまして、地方自治法等の規定に基づき、再提案されたと確信をいたします。

議会は、執行部が提案した仮契約書について審議するものであります。この仮契約書は地方自治法施行令並びに山都町条例に基づき提案されたものであり、契約の目的、方法、相手方、金額等全てにおいて何ら問題はないと判断するものであります。

参考までにお聞きしますが、さきの臨時会で質問があつておりましたグラウンドゴルフ場完成後の管理体制についてどう対処されるのか。

また、グラウンドゴルフ場に係る予算は既に可決しておりますが、施設整備に係る財源の内訳、補助金、基金からの流用、真水の一般財源について再度お聞きします。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 今、御質問がありました件につきまして、まず、管理についてでございますが、今回、町が整備する町営のグラウンドゴルフ場でございますので、係る費用、芝刈りですとか、病虫害等の駆除ですとか、こうした管理に必要な業務につきましては、それぞれ町内の専門業者に委託するなど、町が責任を持って管理をまず行います。

そうした上で、運営上ですとか、一定の採算が見込まれた場合など、後に指定管理者へ委託することなどが利用者の予約状況の把握ですとか受け付けなどで一元的な管理につながるために望ましいという判断がされた場合には、設置管理運営及び実施要領に関する条例の案に基づいて、そうした措置をとることも考えておるところでございます。

先般の一般質問のときにも少しお答えしておりましたけれども、今回の整備ゴルフ場につきましては管理人1名をまず設置いたしまして、利用受け付け、利用者人員の管理、巡回、敷地内の清掃管理業務を1名の方に委託します。

また、芝刈り、芝生への散水、目土補充の業務や、肥料、除草剤の散布業務のほか、病虫害防除業務につきましても、町内の専門業者やこれらの工事実績がある業者への委託をすることとなります。

このほか、ガソリンや混合油などの燃料代ですとか、トイレトペーパーなどの消耗品、浄化槽清掃管理料、電気水道料など、年間維持管理を、これも一般質問のときでも申し上げましたけれども、約440万円ほど見込んでおるところでございます。

細かい管理費の費用等につきましては、使用管理費といたしまして、先ほど申し上げました管理人等に係る費用、利用の受け付けですとか利用者人員の管理、それから、これは中央グラウンドも含めたところの巡回作業、それから、清掃管理1名の方に約96万円。

それから、芝管理費といたしまして芝刈り業務、これは集草も含めたところでございますが、4月から11月あたりの夏場あたりには週1回の予定、それから冬場におきましては、12月から3月程度におきましては、月2回の予定の芝刈り・集草業務。それから散水、目土補充業務等につきましては、1名の方でございますが、これにつきましては75万ほどの予定。

それから、春と秋に行います施肥業務、それから除草剤の散布業務等につきましては、121万5,000円程度の費用です。

それから、病虫害防除業務等につきましては、一応、年3回ほど予定しておりますけれども、84万5,000円。これだけでも大体377万円ほどになりますけれども、そうした費用、それから、後の消耗品ですとか、電気水道料が35万円。

それから、浄化槽の管理委託料などに10万円。

合わせて大体440万円ほどの経費を見込んでるところでございます。

また、財源につきましては、先ほど町長からもありましたように、平成28年度のスポーツ振興くじ助成金、これは独立行政法人スポーツ振興センターからの助成金でございますが、1月に28年度の事業を見越して申請を行っております、3月の当初予算のときにはまだそれが未確定でございましたけれども、4月にその補助金の内定を受けておりますので、この助成金が2,000万円と、それから基金からの、公共施設整備基金でございますが、これが1億円ということで、1億2,000万円の財源の内訳に基づいて、これを執行してきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今の予算面の件でちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

このグラウンドゴルフ場の整備工事費につきましては、当初予算で1億1,240万円を計上し、可決をいただいているところでございます。

内訳としましては、うち1億円を公共施設整備基金から繰り入れということで充当しておりますので、残りの1,240万円が一般財源ということで当初予算を計上いたしました。

今回、契約金額が9,590万4,000円ということでございますので、比較をしますと当初予算から約1,650万円程度減額ということになります。

なお、また、これも今、生涯学習課長からありましたように、スポーツ振興センターの補助金が2,000万、確定をする、内定するというところでございますので、この9,590万4,000円から2,000万円を差し引きますと、基金繰り入れは7,590万円程度で済むということになります。基金だけでも2,400万円程度の減額ということになります。

それで、先ほど真水というふうにおっしゃいました。当初予算では1,240万円を一般財源で繰り出すというふうにしてございましたけれども、今回、補助金を2,000万円、それから基金を7,590万円充当すれば、満額、この契約金額を充当いたします。よって、1,240万円が減じられると同時に、2,400万円も、先ほど申し上げましたように減額になりますので、合わせると3,650万程度が減額となるという計算になります。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 管理体制についても十分に検討されておまして、また、財源につきましても真水はないということで、当初予算からしますと3,600万円ほど浮いてきたということでございます。

住民の皆さんは、一日も早いグラウンドゴルフ場の完成を望んでおられることを申し上げます

とともに、早急の完成を望むものであります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 町長が先に説明されましたんで、ちょっと討論のような形になりますけども。観光について町長がおっしゃいました。私が思うに、観光、これはちょっと問題のすりかえと言わざるを得ないんですけども、商工・観光業がグラウンドゴルフで起死回生のごとくとおっしゃられましたけども、そうではないと。今、町内を見ても、空き地、町有地、そこらじゅうに見受けられるわけでありまして。観光の発展には、起死回生と今言いましたけれども、一発逆転はないんです。地道な努力が必要なんです。

そういうのをおっしゃるんであれば、10年前に、きょう後ろにも来ておられますけども、そういう議員経験者の方から言われた時期に早急にやっとならばよかった話なんですよ。今さらそういうことを唐突に持ち出されても、どうなのかなということもまず申し上げときます。

それから、今、赤星議員がおっしゃいました。私からすると、執行部のような話聞こえたんですけども。確かに、契約の目的とか方法、相手方、金額等々について問題はないかと、議会の判断を求めるといふことでありましょう。まさにそのとおりであります。けども、その判断を前回、賛成とした議員諸氏は、我々はですね、この案件について問題があるというふうに判断したんであります。議会の判断項目について、不備や不足がなければ議決されてしかるべきというふうに思いますけども、それでは議会に諮る意味がなくなります。議会に諮るのとは、可決か否決かのどちらかであり、提案書に不備がなければ賛成しなければならないという主張は、議会そのものを否定するという形になりやしないかというふうに思っております。

改めて申し上げますけども、赤星議員のような主張をされますと、否決がないことが前提であれば、議会そのものが否定されるというふうには私は捉えております。

そのことは今申し上げておきますけども、私、一般質問のほうでも取り上げましたけども、グラウンドゴルフそのもの、それ自体に反対するものじゃないけども、一般質問の中で質問したときに町長は明確な答弁をされませんでしたけども、今まさにこの時期なのかなと。さっきおっしゃいましたよね。孤立した地域も、いろんな、まれに見る災害の中で、災害復旧こそが優先すべきではないかという中で、この問題はもう少し、ちょっと考えてみるべきではないかということについては答弁はございませんでした。

そして、一般質問の中では財源のほうに入っていかれたわけでありまして、財源についてもそのときに言いましたけども、基金とはいえども8,000万はやっぱり町民の大事な税金ですよ。そのあたりの使い道ももう少し考えてみませんかという話。

それから、管理について、今、生涯学習課長がおっしゃいましたけども、これについてはもう少しやっぱり、一般質問でも言いましたとおり、勉強してみる必要がありませんか。

それから、工事内容については、ちょっと時間が足りませんでしたから質問しませんでしたけども、後で聞いてみますと、搬入の問題等々いろいろありませんかということも伝えておきます。

そういった中で、こういった形の中で町長が8月に否決した中で1カ月もせんうちにこういった形を出してくること自体が、私は本当に残念で仕方がないんですけども。

いかがですか、町長。幾つか今、質問しましたけども、答えられる部分があれば答えていただきたいんですが。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） まずは観光のことから、これが起死回生のような、その一助になるかというようなことを申されましたけど、それはやってみなきゃわからないと、それは思いますけども、議員もその後と言われたとおり、地道ないろんな施策が必要なんだというときに、やはり今、私は、前回申し上げたとおり、通潤橋だけに頼った観光というのは非常に危ういと。今回、通潤橋がああいう被災をして、やはり今の観光の集客力のなさ、これはやっぱり、いろんな手を打って、通潤橋に頼らない観光を模索して行ってなかったんだと、そういう反省のもとでもあります。

ただ、私が就任の前から、このグラウンドゴルフ場の件は相当上がってたと、私も認識はしております。やはり、そういう取り組みの中で、前町長だけの問題ではなくて、そういう話し合いを早く、全体が盛り上げるべきだった、執行部も含めてですね。やっぱりそういうことは反省すべきだろうと私は思いますし、今は時宜を得た取り組みになってると。

私は就任当初から、これは、いきなり工事請負費を、ことしの当初予算で上げるわけじゃなくて、前年に測量設計費も上げておりますし、その前の準備段階として総合計画の見直しなんかもしなければならぬ。最低でも2年前ぐらいにやり出さないと、事業というのは成り立たない。これは議員も十分承知していらっしゃると思います。私も、就任直後とは言いませんけども、議員の方から、これはやるべきじゃないかと、前から言っているじゃないかということで強くおしかりを受けた。やっぱり私は、それは、今、グラウンドゴルフは愛好者も非常に多うございます。そして、その表彰なんかも新聞の片面を飾るくらい非常に多くされている。そういうことを考えますと、やはりこれはやっぴい。一番皆さんが望んでいらっしゃるスポーツであるということで着手した経緯がありますので、そのことは申し上げたいと思います。

それから、議会のほうに、これを議会に上げて否決というのは、非常にあり得ないというようなことのやり方はいかなもんかというようなお話があったかと思いますが、そもそも、この議案のことを私は考えるわけです。予算をいただき、そして執行して、そしてそれを仮契約をして、本来は受注者が適当なのか妥当なのか、適切な判断なのか、入札関係はいろんなことで順序を追ってやってあるのか、いろんなことを審査いただく。そこについて議論をいただくということは、これは、今の議案のあり方として、こういうやり方をずっとやってきてるわけですので、これは唐突にということじゃなくて、私どもは決まりに沿って淡々とやっているということでもあります。議会軽視でもございません。そのことは御理解をいただきたいというふうに思います。

こういう震災、災害があった。こういうときに今なのかという御意見もありました。これは前回もあったとおりでありますけども。やはり、震災があつて、そして一番先に、人が日常的なも

のを活動してきたというのは、私はグラウンドゴルフも、全く、真っ先に活動されたと思います。それは各地区でグラウンドゴルフの大会が開かれたり、毎日のように、今ある練習場でやっております。やはりこれは、災害で本当に打ち沈んだ、これはもう間違いないと思います。何らかの健康にも、精神的にも非常に影響しているのは間違いないと思います。それを何とか、自分たちはもとに戻ろうと、戻そうということは、早く日常に戻るとのことだということで、グラウンドゴルフも、努めて、私は参加されているもんだというふうに思います。

その中で、話し合いながら、そしてまた、時間のある中では、自分の今の境遇、それから被災している状況、そして今後どうするか、そういうことも話し合われるはずであります。そうしたら、それは私も一緒なんだと共感を持って、それから、ああ、同じなんだな、自分だけ打ち沈むのはいけないと。それから、自分が一歩踏み出そうということも、そういう環境をつくらないとなかなか話合う機会というのは、私はないと思ってるわけであります。

ただただ遊びに興じるということではないと思います。親しい人と会って、そして時間を、1日を悩むことだけに使うんじゃないでなくて、そのスポーツを通して、そしてまた、体を動かして、そして話し合う。そういう機会を持って、私は復旧復興という意欲につながるものだと考えております。その意味でも、グラウンドゴルフ場の建設は本当に皆さん方も期待をしていらっしゃるし、非常に力になるもんだと私は思っております。

それに近い答弁はこの前もしたはずでございますけれども、あえて申し上げさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 災害後の、要するに今後の町のあり方の認識にちょっと差があると思います。私とか反対した議員とか、町長、執行部等含めて、その一言に尽きるんだろうと思います。

私どもも、いろんな、たくさんの町民の方々の声を聞く中で、グラウンドゴルフも大変必要です。反対するものではないということは先ほど申し上げましたけれども、一番町民の方々が、ちょっと話がそれますけれども、要望されているのは……。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。この契約内容についての質疑を行っておりますのでそれをお願いします。

○7番（江藤 強君） いやいや、関連しとるけんが。

それは町民総合体育館といいますか、そこなんですよ、老壮青。本当にこういった方々の声が非常に多いんです。ちょっとがまた話がずれますけれども、ああ、ずれたらいかんか、そういうことです。それで、一言で言うならば、町長と災害後の認識についてちょっと差があるということをおっしゃいます。後は討論で言います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

答弁しますか。

教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 少し補足と、少し考えをお伝えしたいと思います。

先ほど課長のほうから答弁いたしましたですけども、前回、この臨時議会で特に質問があったのが維持管理のことでした。ですから、先ほど課長が具体的に維持管理についてはこういうふうを考えているということで答弁したわけです。

さらに、それにつけ加えるならば、グラウンドゴルフ協会のほうから、協会としても精いっぱい努力をしていくということで、整備等についてその辺の協力のお話もいただいております。

それから、確かに経費的にはかかりますけども、現在のグラウンドゴルフ場がありますけども、利用の状況から、大体、今と同じぐらいの費用であっても年間に180万ほど、それぐらいの収入があるということでも、今、試算ができております。ですから、さらに、いろんな大会であるとか、そういったことが誘致されるということであれば、さらに見込まれるわけですけども。

ただ、大事なこととしましては、先ほど御意見としてありますように、町の観光とか商業面とのつながりということではいろいろ御意見ありましたですけども、これは将来の町の活性化ということで考えていただきたいなと思いますし、今、本町の高齢化率は40数%です。10年後には50%を超えるというふうに言われとるわけですね。そういう中で、どう町民の生きがいつくり、健康増進にもつながりますけども、それをつくっていくかというのは、大事なことだというふうに思っています。まさにそれは町の活性化ということにもなりますけどですね。ということで、考えを出しておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） この65号議案についてということなんですが、全く、先ほどから話にも出ているように、これに不備があるとか、手続を怠っているとか、そういう問題ではないので、申しわけないんですけども、前回にこれを否決した思いは、私、議員になって以来、言っておりますが、これは町長に御質問ですけども、各課で、山の都づくりということでプロジェクトを組まれて、高速が来たらどうなるのか、この町はというふうな論議をずっとされてきたんではないかと思うんですが、一向にその将来図が私たちに見えないという中でこのグラウンドゴルフ場。総合的な計画の中で、だからおっしゃるように、主に高齢者が楽しんでいらっしゃるこのスポーツであります、老若男女問わず楽しめるスポーツではありますが、中心的にはやはり御高齢の方が楽しんでいらっしゃるのだと思います。それに含めて、私たち若い世代、私たちよりもっと若い世代は、やはり町民体育館だというふうに思っていると思うんです。

だから、そういうところを含めて、ぜひ夢を語っていただきたい。この計画について反対するものではないのです。この町の将来について、グラウンドゴルフ場の位置づけとか、全体、将来を。そして高速が来たらどういうふうにして引き込み道をつくっていくのかとか、町のプランが見えてないというのが一番の問題だと思っておりますが、このことは質問に当たりますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 工事請負契約の締結についてを今、議題としとります。その質疑を、今、求めてありますので、それについて質疑をお願いしたいと思います。町長、答弁のほ

うがありましたら。いいですか。

じゃあ、そのほうでひとつお願いいたします。この第69号の工事請負契約の締結についての質疑を行っておりますので、よろしくようお願いいたします。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） これは、町長から先に説明がありましたので、その中でまず、財源のことについて、ちょっと総務課長のほうにまずお尋ねしたいと思います。

2,000万のスポーツ財団からの補助金をもらおうと。そういったことで、それを戻さなければならなくなる、町が損するんだというような、そうともとれるお話でしたが、例えば、過疎債等の起債を起こした場合、私ちょっと今計算しましたが、大体、町の負担は、9,100万の工事費としたとき、税金を除いて9,000万ぐらいのときは2,730万で済むわけですね。そうすると、2,000万補助をもらっても、7,100万は町が出さなんわけですね。公共施設整備基金から出すわけでしょう。だけん、この差は4,400万ぐらいあるわけですね、金額的にも。もちろん、当初予算で可決していましたので、私もそれは自己矛盾を抱えております。しかしながら、あの震災と85億ほどの農災の震災を受けたときに、私、一般質問でも質問をしましたが、町が負担をどれだけするのかと、町長にお尋ねいたしました。そうしたら町長の答弁は、まだ被害額も出てないし、軽々には、私は責任があるので答えられないというような答弁でした。

ですから、この際思い切って、私もグラウンドゴルフ場、これは10年前につくらにゃん設備だったと、私、個人的には思っております。ですから、来年度に回すような気持ちで起債を起こして、町の負担を軽くして、そして新たにつくる。そういった方向性ができないものですかね。それをあえて、当初予算に通った、執行するのが執行部のもちろん正義でしょう。しかし、ここは、大災害を踏まえて考えるというのも執行部のあり方ではないかと思いますが、総務課長、ちょっと財源のことで。あとは町長のほうに答弁があればお願いします。

○議長（中村一喜男君） 事業の財源のことですので。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど財源について御説明をいたしました。

今回、9,590万4,000円、このうち約7,500万円が基金ということになります。公共施設整備基金につきまして、先ほど江藤議員のほうからも御意見あったところですが、合併後間もなく、多分平成19年ごろだったと思いますけれども、整備基金を設置いたしております。まさしくこういった公共の施設、公共の福祉に供する施設のための基金ということで設置をしたわけですので、この設置目的に沿った、今回は繰り出し、繰り入れということになっているところでございます。これまでずっと10年間、こういった思いで剰余金の一部を積み立ててきたということで、この公共施設整備基金という名称から、そこはぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

それから起債の件でおっしゃいました。確かに70%は交付税措置で返ってきます。私たちはそうじゃなくて、3割自己負担をしなければいけないと。そこを非常に強く、財政運用としては考えるところでございます。過疎債といえども、3割の負担が生じていくと。ですから、これまで

もずっと、合併して10年以上、財政運用をそういった観点から、起債総額を縮減していく、起債残高を減額していくという方針のもとにやってきたわけでございますので、確かに起債を借ればいろんな事業が展開していくこととなりますけれども、後年度のいろんな人口減少等を含めた場合に、そういった負担を考えていくことも我々執行部の責任であるというふうに思っているところでございます。

またなお、当初予算で計上いたしました事業でございますので、私たちも、これを粛々と執行していくことが私たちに課せられた責務の一つであるということは御理解いただきたいと思っております。

(「議長、討論」と呼ぶ者あり)

○議長(中村一喜男君) まだ終わってから。

町長、工藤秀一君。

○町長(工藤秀一君) 先ほどの藤原議員の質問でありますけれども、起債をという話ですよ。起債は起債で、借金なんですよ。これは返していかなければならない。毎年度返していかなければいけないわけです。交付税の中でも、これがどれだけ来ましたというのは、全体の中です。そこから、そこだけを切り取るわけにもいかないということでございます。

しかしながら、返していくということが多くなってくると、歳出の割合で起債の返還金がふえてくるということは、イコール言えます。そうしたら一般財源が圧縮されるわけですね、それは。だから自由にならないよと。お金がまた圧縮していく、一般財源がですね、そういうことになります。それで、起債が全てということはなかなかこれは。起債計画を立てて、しっかりと将来のことを考えてやるから財政係がいるわけで、それが簡単にできるものであれば財政係は要らないと私は思っております。それだけ厳しい計算をしているということに御了解をいただきたいというふうに思います。

それから、ことしやめて当初という話になると、先ほど言いました2,000万、これも苦勞して担当のほうから前年度から取り組んだやつが、これは認められないという話になったとき、なら、それを誰が補償していくんだという話にもなります。今回、やはりお願いするのは工期の点、そして、そういう補助金がついたということで、どうしてもお願いをしたいというのはそこにあります。できれば、お願いをしたい、今回お願いをしたいというのがやまやまでございます。

それから、吉川議員の話で、私は答えないといいましたが、これはあんまりでございますので答えますと、将来の夢については、この町の総合計画というのがあるわけです。そのためにあるわけでありまして。総合計画で、この町がどういうふうな将来像を考えているかというのは、この総合計画にあります。そして、それを具体的にしているのが実施計画であります。そして、実施計画はローリングしながらも、その年に合った実施計画を練って、その中で当初予算を組んでいくということの段階を踏まえます。将来像という点で答えますと、総合計画であるというお答えをしたいと思っております。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私からもちよつと質問なんですけども。3月の当初予算で認めました。それなりにずっといけば何も問題はなかったというような感じもしておりますけども、4月の熊本地震、6月の、御承知のように大豪雨というような格好です。そこで、私たちがいろいろ考えたのが、たくさんの方がお見えですけども、グラウンドゴルフ協会あたりから非常に要望あたりもされておるといのは聞いておりますし、私どもも個人的にはいろいろ、それよりもほかんこつ、この災害のことに向けというような話もたくさんいただいております。

それで、私の勘違いかもしれませんが、盛土についてちょっとお尋ねなんですけども、この前たしか1万7,000立米じゃなかったかというような気がいたします。今回が1万4,000立米になつとるですね。この前の話のときには、高速道路の土を持ってくるという話だったんですけども、これがやたらとこずんであつて、量があつて、次から次、ダンプで運ぶなら可能かもしれませんが、恐らく削った後とか何かを持ってくるという格好になれば、3月末まで2,000万のスポーツ振興センター補助金ですか、これあたりは、年度末までちゅうことになれば3月31日までだろうと思うんですよ、それに間に合うような土量が出るのか出ないのか。

この前の話では、1万7,000のとき、1万4,000を高速道路から持ってきて盛土をすると。あと3,000立米は、近くの、どこか知りませんが、その辺から持って盛土をするという話だったと私は認識をとるんですけど、そのあたりが3月31日まで果たして施工が終わるようなあれがでるか。めちゃくちゃ人間寄せてやれば可能かもしれませんが、そういうことを、慌ただしく仕事を進めたなら、必ず弊害が起きやせんかというような懸念を持っております。その辺あたり、いかがですかね。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御質問にお答えいたします。

土量につきましては、これは前回も申し上げましたとおり、内容につきましては1万4,000立米ということです。この1万4,000立米の内訳といたしましては、約1万1,000立米が下層のほうのところですね。あと、表層あたりのところが3,000立米近くになるところでございます。表層は少しやっぱり、きっちりした上層の土を盛り込みたいというふうに思っていますので、合わせて大体1万4,000立米ということになります。

それから、工期の件についてでございますけれども、本来ですと、さきの8月の臨時議会のとときに本契約ということになりますと、大体8カ月ほどの工期設定が見込まれたところでございます。そこにつきましては、今回の工事が緑地、公園整備工事ということで、それに伴ったときの、国交省あたりが打ち出しております適正な標準工期ということからすると、十分に余る工事で、いわゆる余裕工事といえますか、余裕工期といえますか、準備工を含めたところでの十分な工期がとれるところでございます。

今回設定するに当たりましては、3月末ですので、大体6カ月ということになります。180日ということですが、国交省が打ち出しております標準的な工期の設定につきましては、198日ほどと私どもが設定しておるところでございますけども、これは国交省も言っておりますけど、おおむねのところであつて、現場の事情等を踏まえてから、これは十分緩和的なところが

あるので、見込み的なところはその現場に応じてから設定するものということで、町といたしましては、工期的に、もうこれが最後の時間、リミットということで、工期の設定は6カ月で十分というところで思っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 盛土した後は緑地ですよ、そこ辺に芝を張られるというような格好だと思いますけども、山都町あたりは非常に冬あたりは厳しいですね、寒さがですね。芝あたりも、私も芝あたりはわりかし詳しいところがあるんですけども、非常に寒さにですね、地盤が氷あげたり、そうすることも非常に、考えられんことはないわけなんです。そうしますと、ある程度、盤を閉めて、その上に芝を張ると。それがですね、どのぐらいの日照時間があるかわかりませんが、日陰ばっかりのところがあったりするなら、かなりまたトラブルを起こしはしないかという懸念もございます、その辺は。その辺あたりを、緑地化、芝を張った後の状況あたりを想像すると、寒さによって氷あげて、最終的にはつまらんだったと、そこだけがつまらんだったような可能性がなきにしもあらず。そういうことになれば、ある程度ちゃんとした整備期間を置いて、ゆっくりとそういうことはやっぱり、土地あたりを固めて整備する必要があるじゃないかと、私はそういう意見を持っておりますけども、そのあたりいかがですかね。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 芝の管理につきましては、本当に重要なところでございます。今回、整備する工事の周辺のところ、東側あたりになりますけれども、竹林がございます。その竹林あたりのところも、周辺の影うつようなところについてんとは、それも伐採の工事も今回の中に含めております。そして、日当たりの適正な、日当たりが良好な条件の中でしていきたいと思っておりますし、また、少ない工期の中で、限られた工期の中で芝張り工事を行うわけですが、この辺につきましては、ほかの公共土木工事等も含めてっておりますような形で、年度内で終わっておりますが、そういった形で、3月中には芝張りについてもきちんとした施工管理のもとで施工していきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 一つだけ。これは緒方課長か、局長か、総務課長でもいいですが、地方自治法が定める基金の条項を一つ読み上げて教えてください。たしか、二百四十何条だったと思います。そこに持ってますか、地方自治法。

○議長（中村一喜男君） しばらくお待ちください。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 地方自治法の第241条で、基金ということで定められております。読み上げます。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができる。基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ及び確実かつ効率的に運用しなければならない。また、当該目

的のためでなければこれを処分することができないというのが、おおむね、この241条の概略でございませぬ。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 先ほどからこの基金のことを、この前の議会のときは、ほかに流用できるんじゃないかという意見も出ておりました。だから、私、わざわざ、それを法的な根拠をきちっと、あなたたちが今までこれを読み上げて示さなきゃいかんわけですよ。執行部の思いで言っているというふうに捉えられかねないですから、わざわざ聞きました。

それと、先ほども出ましたが、起債の件。例えば、震災事業債あたりに変えたほうが有利じゃないかというような、一見もっともらしく聞こえますけども、震災事業債については上限がありますね。枠いっぱい使わなければならないでしょう。たしか、うちの町では十二、三億が上限じゃないかなと思いますけれども。農災が12月ごろには概要が出ますね、積算概要が。それに、この前、町長が言っておったように、ほとんど負担をゼロにするということになれば、この災害事業債というのが大きく物を言うことになる。これは目いっぱい使わざるを得ないでしょう。皆さんが御心配になる、一般財源をどう使わないようにして財政に余裕を持たせていくかということからすれば、こちらのほうを使っていくというのは非常に賢明なことなんです。

しかもその基金は、今読み上げのとおり、他の目的に使用してはならないと明確に法は規定しておりますからね。今まで私どもは総合計画に基づいて設計し、予算、それから今年の実施予算を当初に決めております。これを使おうと使えまいと、一般財源のほうには影響しない。これは別立てのやつだという理解を我々はして、論議をしてきたところです。

それをもう少し説明が足らなかったかなと。あるいは、説明が足りない部分は、法的根拠をきちんと明示しながら説明するというのが大事じゃなかったかなと。これは私は、その辺はもう意見です。答弁は要りませぬ。とにかく今の、読み上げたことが答弁になります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 質疑ではありませんが、10番稲葉です。この件については、前回の臨時会、8月2日で賛成少数で否決された。問題は、私たち14人の、選出された議員の合議体として、議会の責任というものがどこにあるかと。当初予算にグラウンドゴルフ場というものは、議案第20号ですね、これで承認をしておりますし、次に、それぞれの専門的な分野で各常任委員会が、それぞれ審査、審議をしておりますし、我々経済建設常任委員会もかかわる町道について……。

○議長（中村一喜男君） 稲葉富人君ちょっと、工事請負契約についてと違いますので、意見として。

○10番（稲葉富人君） いや、意見ですよ。それで正常な、その中で、我々が今論議するのは何かという、工事請負契約ですので、正常な形の論議に戻していただきたい。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 1点お尋ねいたします。町長にです。

先ほどから工期が間に合わん、3月にできるんかというような質問もありましたが、今回受注をされた業者は、山都町の中でも、ことし合併もされまして、最大の大手の業者だというふうに認識をいたしております。こういう業者になりますと、国交省から県からいろんな事業をされるわけですね。そういったことで、このグラウンドゴルフの事業をされることによって、復旧復興の、例えば町内の事業等に影響があるかないか。町長は特に建設畑でずっと職員時代過ごされたと聞いておりますので、その点は町長の今のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 藤原議員からは、今後受注してどういうふうな施工、どういうふうな状況になるかというのを予想してるかということをお伺いになりたいというふうに私は見ましたが、災害については、特に農災というのが多いんですけども、多分、査定が12月いっぱいまでかかると思います。それから実施設計を組んで、発注準備が一、二カ月必ずかかりますんで、3月に発注というのが、最大、3月に発注だと思ひます。3月には契約をして繰り越しをやると。契約をするだけ。そして、出来高は、前払い金の4割というのが契約約款の中にありますので、4割を支払って、出来高を上げるということになると思ひます。多分、農災のほうはそういう格好になりますし、今、公共土木災害復旧工事については、随時、応急本工事から出しております。それについては、本当に急ぐ分ということで、かなり出してございますけども、公共災についてもほとんどの部分がそういう格好になりはしないかと、自分は考えているところです。

だから、来年というのは非常に業者さんがいない、受注業者がないようなですね、どうするんだと、その辺は把握して出してるのかと、工期がとれるかどうか、あなたたちは考えて出してるのか、これ以上もう要らないというときにまた発注してるんじゃないかと、そういう状況を来年度は予想をしますんで、その辺は建設業協会とも話し合いながら、どの辺まで協力体制を、県内県外を含めて検討する必要がある、私は至急やりたいというふうに考えているようなところであります。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。

私は、当初予算でこの件については承認されておりましたので、本年度、完全に実施をせにやならんということは重々わかっております。

それで、これまでずっと、推進の、町長が前を向いて、上を見ていこうということでございましたので、それに賛同してまいりました。

しかし、今回の補正予算を見たときに、私は非常に愕然としたわけですよ。というのは、この震災からこちら6カ月間、私ども経済建設常任委員会でも、議会の中でも、農家負担を最小限にしてくれと……。

○議長（中村一喜男君） だけん、さっきから……。

○8番（工藤文範君） 意見ですから。賛同するかせんかの意見ですからね。お願いします。

○議長（中村一喜男君） いや、それは討論でお願いします。

○8番（工藤文範君） 討論しますか。討論するならします。私が言います。

○議長（中村一喜男君） では、これで質疑を終わります。

では、討論ということがありますので、討論をただいまから行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） まず初めに、反対の立場で討論させていただきます。

熊本地震及び集中豪雨による道路決壊などにより、いまだに交通どめの箇所があり、生活の場である住宅が全壊し、生産活動にも戻れない、また、孤立した状況にある地域も多い状況であります。そのような状況で優先順位を間違えているのではないか、災害復旧を優先すべきではないかということであります。

また、町長が日ごろからおっしゃっておられます町民に寄り添う姿勢、こういったものが欠如しているのではないかというふうに判断しているところであります。

また、先ほど少し財源のことで話がありましたけども、起債は借金だという話ですが、グラウンドゴルフも基本的には、10年、20年と使っていく中で、後年度への負担も考えていかなければならないときには、これは当然に起債を使っていいのではないのでしょうか。それを言うならば、30年後に予定してます15億円のスポーツ総合センター、起債10億考えとるじゃないですか。そういった矛盾した答弁はやめていただきたい。

ほかにもいろいろ言いたいことはありますけども。もう一つ。管理につきましては、生涯学習課長からお話がありましたけれども、もう少し議論する余地があるというふうに考えております。

以上をもちまして反対の討論とさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 原案に賛成の立場から討論いたします。

私たちは総合計画を認めてまいりました。これについてもみんな真剣に論議をしてきたわけですね。いわゆる全体の奉仕者としての、そういう矜持を持ってやってまいりました。

その中で出てきたのが今度のゴルフ場ですね。この既定路線として当初予算で私どもは議決しました。大変唐突に思ったのは、8月の臨時議会で出たときに、当然、当初予算で質疑をすべき管理の問題とか、きょう出ましたようなさまざまな問題ですね。私は、いかに全体の奉仕者として、議員としての矜持を持って議員に臨んでおるのかというのは、非常に私は疑問に思ったんです。これは当然、当初予算でただすべきイロハなんです。ここでそれをあえてお尋ねになるというのはどうなのかなというのが一つ。

そして最大の争点は、こういう大震災のときに、今も出ましたように、優先順位を間違えてると。そういうことであれば、全ての事業でそういう論議をしていくことになり、今後は。そうでしょう。このゴルフ場だけに限ってそういう論議が出るというのは、どういうことかなと思

います。私たちが3月決めたことを、まず自己否定している。今後の事業についても、全ては震災に事寄せて論議してしまう。そういう前例をつくってははいけません。

これは、私たちがここに1億の金をつぎ込むというのは、一般財源から、ただ安易につぎ込むんじゃないんですね。基金からですから。基金をためておっても寝せることになるんですから、使わないでおけば。将来、何に使いますか。ということも考えて、基金は基金として目的どおりに、241条の自治法の規定に基づいて粛々とやってもらうというのは当然の話です。これは決して流用はできない性格のものであります。そうであれば、何も使わずに何年も固定させずに、こういうときこそ、私はこれを活用してやっていくと。

ちなみに、私の地域は大変孤立をいたしました。そういう中で年寄りたちがどういうことを第一声を発したかということ、もう外にも出られない、そして、いつ落石があるかわからん、大水が来るかわからん、そういうところにおびえてばかりおって家の中に閉じこもっておっては、これはめげてしまうと。だから、グラウンドゴルフ場を、草ぼうぼうだから、みんなで出て草刈りをして、それを始めようという、一番最初にしたのがそうなんですよ。これは、今、グラウンドゴルフ人口というのは全町に広がりました。何千人ですよ。協会の人たちは二百何十人でしょうけれども、全町民のスポーツの、いわゆるファミリースポーツとしても、あるいは地域スポーツとしても物すごい広がりを持っております。うちの自治振興区の最初の事業がグラウンドゴルフ大会でした、ことし、災害の後。

それで、ついでに申し上げますと、国民宿舎をつくるときに、今後、国民宿舎の振興策として、通潤橋頼りばかりでは余りにも単純過ぎて、将来にわたってのうちの観光振興にはつながらんということであれば、国民宿舎主催のゲートボール、そのころはまだグラウンドゴルフというのはあつてはおったけど、余りポピュラーになってませんでしたので、ゲートボール、あるいは国民宿舎主催の囲碁大会、俳句大会、そういうのをやって、それをイベントにして客寄せをしようという論議までしたことを、今、思い出しております。

そして今後、町長の言うように、グラウンドゴルフというのを町が企画をして、あるいは国民宿舎が企画をして誘致をする。これまでの、あちこちの温泉旅館あたりがわざわざゲートボールコートをつくって客を集めてきました。私の村にもわざわざ車に乗せに来る、そういう施設もあります。それを今度は、町営で公認の3コースのところができるわけですから、大々的にやるんです。それを一つの観光振興の目玉にしていく、起爆剤にしていくというのは、私は絶対必要なことだろうと。

しかも、もうタイムリミットが迫っております。この2,000万をみすみす捨てるのか、どうなのかということでもありますから、皆さんもぜひ賛同なさって、全体の奉仕者としての矜持を示していただきたい、そう思って賛成の討論をさせていただきました。

○議長（中村一喜男君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） それでは、反対の意見を述べさせていただきます。

私はこれまで、ずうっと一貫して賛成をしてまいりました。ただ、今回どうしても違和感を感じ

じることがありますので、意見を申したいというふうに思います。

さきの大地震によって、私たちは、その後もう約6カ月間が過ぎようとしておりますけれども、その中で、議会の中でも委員会の中でもいろんな議論をしてきた中で、災害を優先してくれ、しかも農家負担を軽減してくれというふうなことが第一に出ております。これを最優先にやってくれということを執行部に申し入れてあります。

しかし、今回の補正予算を見たときに、補正予算の中で、設計費については1億2,200万の農家負担があります。これは100分の2ということで町の条例どおりです。条例どおり。私どもは、何も条例どおりにやってくれということは、私ども一言も言っておりません。でくるならば、設計費については町で負担してくれんかと。そういうことをやってくれということで6カ月間お願いしてきたわけです。

ところが、補正予算に出てきたのは100分の2、1億2,200万の農家負担です。ですから、私は議会事務局にも行きまして、これは議員提案で何とかでけんかと。この熊本地震に特例として、熊本地震に関する条例として100分の全額を、設計費については全額を町が負担するというふうな追加項目を入れて条例はでけんかと言いましたところ、議会事務局としては、予算に関することはできないと、執行部から出さんとでけんかというようなことで、そのままになっております。

町長の答弁から、この前からしますと、12月には何とか指針が出るというふうな話でございました。それでは、私に言わせれば、12月にきちんと農家負担をゼロにして、担保できるということになったときに、このグラウンドゴルフ場もそのときに出してもらいたい。そうすれば、当初予算で通つるわけですから、ことし実行せにやなりません、施工せにやなりません。そうすれば、12月提案であれば、議員さんも誰も、私は反対する人はおらんと思います。全会一致で賛成になると私は思っております。そうすると、農家の人たちも、災害復旧に対しての設計額ですね、農家負担。設計額のほかにも、また工事の負担が要るわけですから。とりあえず設計だけについては農家負担はゼロになるという、どちらも安心して仕事ができると、事業ができるというふうな思いでございます。

ですから、今、繰り越しのことについていろいろとございましたけれども、私は繰り越しについては、これはやっぱり政治力だと私は思います。12月に請負契約を出して可決されれば、当然、明許繰越をせにやなりません、終わりません。当然ですね。ですから、それはその中で明許繰越をしてきちんと、皆さん方には半年ぐらい延びるかもしれませんが、それまでちょっと我慢をしていただいて、そしてみんなで全会一致で議決したところで、グラウンドゴルフ場の皆さん方も健康づくり、それから、お互いに支え合う地域づくり、それをやっていただきたいというふうに私は思います。

このグラウンドゴルフ場整備については、私も当初から反対は全然しておりません。これは、お年寄りの方に頑張って、健康で長生きしてもらわにやいかん。それが町の健康づくりであり、介護保険を軽減できる、私は一番の近道だというふうに思いますので、これに投資することは何もやぶさかではございませんけれども、時期の問題です。時期の問題。12月までこれは猶予していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） まずもって議案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。少し時間がかかります。

いろいろな、議会は言論の府ですので、自由な意見を出していい。これには、それぞれの議員さんはそれぞれの考え方で自分の意思を表示していいということで、これには一つも私から言うことはありません。

まず私は、議会として責任を果たしているかという部分が一つ。そしてもう一つは、住民の大きな期待を裏切ってしまったなという部分が二つであります。私は財源と、そして、今まで審議した議会の流れの中から申し上げます。

まず、先ほども議長から制止をされましたが、この案件につきましては、当初予算第20号で一般会計の中で、当然、社会体育施設を整備するというので、その中で論議をされて、議決、承認をしております。

その後、それぞれの専門的な部分というのはどうするか。これは常任委員会に委ねてありますし、常任委員会で恐らく審査もしたし、調査もしたでしょう。私ども経済建設常任委員会でもグラウンドゴルフ場の建設というものを、28年3月8日、町道の認定ということで、グラウンドゴルフに伴う道路の認定をしたところでございます。

次に8月の、その後は地震がありました。8月2日のは否決されましたけれども、臨時議会ではスポーツセンターの助成金2,000万が交付されたことによって、当初の予算を、自分たちの持ち金から削減することができたということで、これは非常に大助かりするところでありますし、最終的な数字は先ほど総務課長のほうからも説明があったとおりでございます。

そして、グラウンドゴルフの反対の理由として、前後しますが、災害があつて、この予算を災害復旧費に回すべきではないかということでありまして、そして、このような災害の中でこの事業の整備計画をもう少し先送りすべきではないかということ。まあこれが少しずつ変わってきました。今回は整備をすることには反対ではないということに変わってきました。整備をするのが反対ではないならば、住民の期待に応じてやるのが住民の代表である構成する議会の、我々の、議員として早く整備してやってほしいというのが当然の考え方だと思います。

それで具体的に言いますが、グラウンド整備費は災害復旧費に回すべきと言われましたが、本来この目的基金が先ほどありましたように、社会公共施設整備基金というのを運用して使うということですので、これは目的外の使用ができないということになっておりますし、復興の予算につきましては、議案57号の一般会計補正予算の中にも特別交付税1,779万、国庫支出金にやっばり負担金やら補助金やら委託金がありますが、その中でも国の負担金には2億7,000万、そして、補助金には1,924万、県の出資金においては負担金が2,313万、そして補助金には1億9,662万、町債つまり土木債が4,050万、災害復旧費1億5,240万の補正予算を組んでいるところであります。財政基盤の弱い我が町は、負担が少なくて済むように、執行部も、町長を先頭に要望を続けてお

られますし、私ども議会も、大雨災害に対しても災害の関連災害として高率の補助をお願いするということで、6月28日に国のほうに要望活動をしたところであります。

この定例議会におきましても、復旧復興予算については特別地方交付税3億6,000万、国庫補助金負担金22億、補助金3億1,000万、関連予算を含めると57億6,000万の予算を計上し、これを前回認めたとおきましても、そういったことから、財源におきましても、みんなの要望におきましても、早くこれの整備を進め、本年度内に整備を終え、そして3月までにはオープン競技ができるような形で応えるべきである。あわせて、財源につきましても、これだけの部分を、2,000万、これを無駄にしないようにするべきであると考えます。

ちなみに、災害復旧に関する地震、大雨災害の予算額は83億、これに対する国庫支出金、県支出金55億、地方債16億、一般財源10億であります。このような内訳を含めまして、財源についても、災害におきましては十分な対応がされる、あわせて負担軽減ができるかさ上げを執行部、あわせて私ども議会もやっているところがございます。したがって、早くこれを通していただいて、住民の皆さんの期待に応えるようにすることが私たちの責任ではないかと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 次に、議案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立少数です。

したがって、議案第69号「工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）」は否決されました。

○議長（中村一喜男君） ここで、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時35分

再開 午後1時30分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第70号 工事請負契約の締結について（国民宿舍通潤山荘熊本地震施設修繕工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第70号「工事請負契約の締結について（国民宿舎通潤山荘熊本地震施設修繕工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議案第70号、工事請負契約の締結について。

次の工事について請負契約を締結するものとする。平成28年9月29日提出、山都町長、工藤秀一。

- 1、工事番号。山創造観第30号。
- 2、工事名。国民宿舎通潤山荘熊本地震施設修繕工事。
- 3、工事場所。山都町長原地内。
- 4、工期。平成28年9月30日から平成29年2月28日まで。
- 5、契約金額。1億1,880万円、税込み。
- 6、契約の相手。福岡市博多区祇園町2番1号。東急建設株式会社九州支店、執行役員支店長、清水正敏。
- 7、入札の方法。随意契約。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事請負仮契約書。

4番が工期でございます。平成28年9月30日から平成29年2月28日まで。

請負金額は1億1,880万円となっております。

上記の工事について、発注者山都町と受注者東急建設株式会社九州支店は、それぞれの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときはこの契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

次のページをお願いいたします。

工事請負の概要でございます。5番に工事概要について記しております。

共通仮設工。足場の工事でございます。

それから、外壁クラック修繕工事。クラック部分の注入、それから塗装。

内装修繕工事。客室の各全箇所補修でございます。

それから、鉄骨階段修繕工事。

そして、1階のI通り躯体修繕工事となっております。

それから、瓦屋根修繕工事。被災箇所を修繕。

それから、エキスパンジョイント修繕工事ということで、これは本館と温泉館を接合する部分の修繕でございます。

それから、供用部修繕工事ということでしております。

次の次のページに図面を引いております。

A3の折りになっておりますけれども、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。今回の通潤山荘の工事につきましては、全体の躯体にかかわる工事でございます。1階から4階まで全て損傷をしております。

I通り躯体修繕工事というのがありますけれども、これが耐震壁となっております。本館と温泉館をつないでいる壁の耐震壁になっておりますけれども、ここのほうが大きく被災をしております。

それから、2枚目を見ていただきたいと思います。2階の平面図がありますけれども、ほぼ全室にわたって破損が生じております。

それから、3階でございます。次のページに3階の平面図がございます。これも、ほぼ全室にわたって損傷をしております。

それから、4階の図面がございますけれども、こちらはそれぞれの小宴会室が損傷しております。それから、右側の大ホール、宴会場、これにつきましては、先般も御説明申し上げましたとおり、1,155万円ということで、随意契約で地元の業者さんのほうにすぐに工事をしていただいて、宴会場のほうは利用できるようになっております。

次のページに今度は立体図面を出しております。

4階までに足場を組んで工事をするということになっております。

その次のページに写真がついてございますけれども、これが建物の全容でございます。全体にわたってひび割れ、それからクラックを損傷しております。また、瓦におきまして最上階の瓦から各階へとつながっております。

それから、最後の写真でございますけれども、ここに鉄筋の露出がしておりますけれども、ここが一番重要なところで、耐震壁になっております。温泉館に通じる壁なんですけれども、これが地震の際に、この耐震壁で揺れを弾力的に受けとめて、地震を吸収するという役目を果たしておりますけれども、この部分の補修に大きな経費と技術を要することでございます。ここの部分につきましては、基礎部分を実際に掘り起こして見てみなければわからない部分もありますので、これにつきましては、この工事を認めていただいた上で、実際に掘った場合に基礎の部分も損傷しているということであれば、増額をお願いをしなければならぬ可能性もございますけれども、また、あるいは逆に、壁を剥いでみたときに鉄筋に損傷がなければ、また修復してしますので、そこらあたりまで含めたところで、今、積算しておりますので、その増減は必ず出てくるというふうに思っております。

ここでお断りしておきますけれども、先般の9月16日に、経済建設常任委員会のほうで、一応

20日で契約をしてやりたいということで、経済建設常任委員会のほうには御説明申し上げました。そのときは1億4,000万円の積算が出ておりましたけれども、そのときからまた改めて、随意契約でございますので、積算に積算を重ね精査しましたところ、今のところこの1億1,880万円で工事ができるというようなことでいただきましたので、今回はこの1億1,880万円で提案させていただきますということです。

今回の工事が、建物を基本設計、実施設計をして建てる建物じゃありませんので、壊れた建物を補修するというので、非常に見積もりについても難しゅうございます。そこらあたりを非常に、いろんな技術を持った、耐震構造、構造計算の技術者を持った企業でないといけないということで、今回は大手ゼネコンのほうにお願いしたいということでやっております。本来の普通の建物でありますと、基本設計、実施設計ということで、入札のほうもそういう形でやれるんですけども、なかなか、そういう普通の入札に付すことが非常に難しいということで、検討した結果として、今回は見積もりで積算をして契約をしていきたいというふうなことでやっております。

4ページにそのことの説明を書いております。国民宿舎通潤山荘の熊本地震施設修繕工事請負契約ということで書いております。随意契約理由、業者の選定ということで書いております。

本件は28年4月14日から16日に発生しました熊本地震による宿舎の改善、修繕工事ということで、全体に損傷を起こしましたので、特に耐震壁、客室、4階ホール、温泉施設、大きな被害を受けたわけですけれども、震災直後から通潤山荘の設計の、もともとの設計施工管理会社との協議を行いました。その協議の結果は、本件は耐震調査あるいは構造計算が必要で、基本設計、実施設計、そして入札の手続を履行しなければならないという提案でございました。そうなりますと、相当の期間と経費を要するという説明でございましたけれども、町といたしましては、早くやっぱり利用者の安全を確保したいということで、これを最優先に早期の完全復旧、それから、営業再開を目指したいということで、原状復旧の修繕工事ということで判断したところでございます。

これにつきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項の随意契約によることができる場合、それから、第5号の緊急の必要により競争入札に付すことができない、この要件を適用させていただきます。

業者の選定に当たりましては、東日本大震災の大規模復旧工事を経験し、それから、本町での施工実績がありまして、そのすぐれた施工技術、そして、施工体制、安全管理体制、そういったものを高く評価しまして、総合的に判断して、東急建設株式会社を選定させていただきました。これにつきましては、山都町財務規則第86条第1項第4号を適用させていただいております。

また、この修繕工事につきましては、工事計画、それから、修繕工法、積算金額について、設計施工の専門業者でありますところにCM契約を行いまして、設計施工の管理を委託し、各工程、工法、工事費等の積算について確認作業を行いながら、施工から完成まで管理監督するということでしております。

このCM契約につきましては、御承知のとおりでございますけれども、発注者と施工者の間に立って、工期の遅延、それから、予算超過などを防止し、発注者、設計者、施工者と一体となっ

て本来の建設目的に向かって円滑に事業を進める工法でございます。

先ほども説明しましたけれども、通潤山荘の当時の設計施工監理業者の提案でいきますと、これを仮に採用した場合、基本設計、それから、実施設計、競争入札という手順を踏んでいかなければなりません。こうした手順を踏むと、当然、設計の予算も増額になりますし、工事の増額も必至でございます。また、通潤山荘の竣工も来年の平成29年9月19日にずれ込むと想定されております。今、町のほうで想定しておる期間は先ほどの契約書のとおりでございますので、来年3月には竣工するというので、約6カ月おくれるということになります。このことは、利用者の安全確保、それから通潤山荘の営業、こういったものに重大な影響を及ぼすというふうに考えております。

現在でも、解体工事あたりにつきましては人手不足が深刻化しております。熊本の流通経済研究所の試算によりまして、やはり中越地震等あたり同規模の地震でございましたけれども、そういった過去の例を見ますと、工期がおくれるごとに人員の不足、それから材料の高騰、そういったものが勘案されるということで、そういったことを勘案して、迅速な事務処理をやりたいというようなところで、随意契約の方法をとりたいというふうに考えております。基本的には一般入札、それから、指名競争入札が大前提でございますけれども、今回、誰もが経験したことのない震災ということで、その中の判断ということを御理解いただきたいというふうに思っております。

また、震災直後の6月の議会、それから8月の臨時会でも、議員の皆さんから被災者の支援を最優先にと、スピード感を持ってやってくれと、そういう取り組みをしてほしいという意見が出ました。先ほどの69号の被災者の議案の中でも、やはり被災者の支援、それから、負担軽減を優先すべきだというような意見も出されましたけど、山の都創造課の被災者は通潤山荘であり、そよ風パークであり、文楽館でございます。この11の指定管理施設が被災しておりますので、やはりこれに関連する商工業者、観光業者もでございます。そういった被災者の皆さんを早急に支援しなければなりません。そういった意味で、この通潤山荘の早期の竣工は、被災者の救援、それから支援につながるものと考えております。

原課といたしましても、そのことに最善を尽くしていきたいというふうに思っておりますので、やはり利用者の、繰り返しますけれども、安全と、それから一日も早い完全復旧によりまして、お客様を呼び、経営改善を支援することが一番の施策だというふうに考えておりますので、どうか御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） まず初めに、随意契約については、一般質問でも、せんだってしたところであります。その際に、あり方等々については総務課長からも少し説明があったかと思いますが、今回の随意契約、幾つか今の説明についてもちょっと質問をしていきたいと思うんで

すけども、まず、この随意契約、それこそ167条の2条1項において、随意契約にすることができるときは次に掲げる場合とすると規定して、同条第1号にある別表第5によると、都道府県は250万まで、それから市町村は130万までと明確に規定してあります。

しかし、それを受けた中で、今回の理由にもありますけども、第5号の適用によって、緊急を要するということでの判断であろうかと思えますけども、1億2,000万の随意契約、この金額は余りにも大き過ぎる。130万の約100倍ですよ。

ちなみに、私もちょっと県に問い合わせた聞いてみました。随意契約、こういったものが多いのかということでありまして、県あたりの入札結果を見てますと、当初は災害、道路、河川、そういった部分の災害復旧、これがほとんどです。しかしながらも、こんな1億近いのはありません。大きくて2,000万。1,000万以内ぐらいだったかと思えます、私が見た分にはですよ。一番大きいので、清水建設でやっておられますグランメッセの1億1,400万だったかと思えます。熊本市に限って言いますと、飯田丸あたりの、あの足の1本立ったやつの工事が8,500万くらいだったですかね。それと比較しても、この金額は、この小さな団体にとっては随意契約としてどうなのかなという金額で見えております。

その緊急の必要性について見ていきますと、地震があつてから、いろいろおっしゃってますけど、もう5カ月以上たってます。はっきり言えば、私はこれはその第5号に当たらないというように解釈してるんですけども、どうなんでしょうか。これまでの期間に十分競争入札の時間がとれたのではないかと。いろいろな安全確保をする中でも。もちろん、営業もしながらやってきますよね。その中で、十分私はできたんじゃないかなというふうに思ってます。

それから、今ちょっと申し上げましたけども、緊急というのは、よその団体のを見てみますと、ライフライン、水道、下水道、電気、ガス、道路、こういった、町民に直接影響のある、そういった部分についての維持が困難なときを指しているというふうに書いてあります。何でもかんでも緊急というように対応しちゃいかんというふうに書いてあります。

それから、ホテルで安全確保とか、今、いろいろおっしゃってましたですね。迅速の対応と。じゃあその対応とかそういうのが、緊急な、必要にどのように関係するのかというのがちょっとわかりにくいですね、その辺が。当たり前ですよ。どのような施設であれ、緊急に安全確保するのは当たり前な話であって、通潤山荘だから特別に必要と、安全確保という中で関連するのかというのは、そこだけじゃないけんです。どこでもある話で、それは当然の話ですから、それは別に問題ないと思います。

それから、修繕工事についてちょっとお話がありましたけども、こちらも専門的な特殊な工事というふうにおっしゃいましたが、課長にこの前、電話したときにも、大手さんが30社おるといような中で、別に東急建設さんに限った話では、後でまたちょっと言いますけども。これは質問です。何社、じゃあ見積もりを出されたのかということをお尋ねしておきます。

特別、東急さんじゃなければならないという話じゃないと思うんですよ。実績があるという話ですけども、じゃあこれまで実績があるなら、今後の町のいろんな事業に対しては実績を優先するのかと。そこはやっぱり競争入札していきますでしょう。東急建設さんありきじゃないでしょ

う。その辺のですね、どうも見てみますと、東急さんありきにしか見えないんですよ。

一般質問でしましたけども、浜美荘の件もしかり、もうちょっと業者さんに多数声をかけられて、私はできないと言われることはないと思います。業者さんですから、それは見積もり案内が来れば、当然にできるできんかは電話でとかはないと思います。当然、やっぱりそこは検討してきちんとした回答をされると思います。その中で辞退するとか、いろいろあるかもしれませんが。それをされたのかどうかも含めて。

CM契約についてですけども、今、設計を別にするとう金額が多少かかるという話でしたけども、CM契約の業者さんについては幾らくらい見込まれていらっしゃるのか。それもお尋ねしておきます。

これは、最終的には担当課の判断じゃないでしょう。もちろん町長の判断だろうと思ってますけども、やっぱり、何て言うんでしょう、随意契約の扱い方ですね、一般質問でも言いましたけども、非常に問題になりやすい部分でありますので、厳格な手続を踏まえてやってくれというふうに私は言うておりました。何でそういうことを言うかという、これは担当課長に言うのは酷なんですけども、私は一般質問の中で1,500万の4階の部分について質問したときに、議会前に担当課長にお話を伺いに行ったときには、この躯体工事についての説明は、当然に5,000万円以上でありますから、私は競争入札ですよと言うたら、競争入札でいきますと。ゼネコンも含めて競争入札でいきますというような言い方をされたと思います。ですから、この前の答弁のときは、専門的な技術であるので大手ゼネコンでというような話で、競争入札とはおっしゃいませんでした、そのとき。だけれども、最初のお話を伺ったときには、当然、競争入札の中で対応していくという話を私は聞いたから、1,500万の話をして、それが後の躯体工事にその業者がつながらんようなやり方をせにゃんいかんですよというふうなことを一般質問で取り上げたわけですね。

だから、どこでどうなつとるのかわかりませんが、本当に、今、よくある、東京都で言われてますけど豊洲市場と一緒にですよ。どこで、誰が、いつの時点で政策決定していくのか。それから、税金の無駄遣いじゃないかということですね、随意契約。やっぱり基本は競争入札ですよ。そのところを踏み間違えちゃいかんというふうに思ってます。

ちょっと大きく幾つか質問してきましたけども、答える中で結構です。課長が答える分だけでいいです。あとは町長にお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 私のほうから今の江藤議員の質問について幾つか総合的にお答えしていきたいというふうに思っております。

まず、幾つか、かなり多くの質問をされましたので、それに対して十分にお答えできるかわかりませんが、まず、議案資料にもありますように、4月の14、それから16の発災直後に、これは当然、早急な営業の再開、それから修復、これが当然必要ですので、通潤山荘の建設当時の設計監理業者、こちらと復旧の工法ですとか行程の協議を行ったところがございます。通常でしたらば、施工業者と、当時のですね、やるところですけども、御案内かと思っておりますけども、

もう現在その会社はございませんので、当時の設計の管理業者、こちらと設計費との協議を行います。

その直後ですけれども、今度はこの本庁舎の建設業者であります東急建設、今回の請負業者になりますけれども、こちらが庁舎の被災状況の調査ということで来庁をされました。その際に、さきに通潤山荘建設時のコンサルに受けた工法、それから、設計費と比較をしたいということで、同じく工法、工程、それから、設計費用等の相談を東急建設のほうにさせていただいたということでございます。

その2社から、そういう工法や工程、それから、設計費等の提示を受けまして、その提案の中で、どうしてもコンサルのほうの工法と提示額では、多くの時間、それから経費が発生するということが判明いたしました。

一方、東急建設の案のほうでは、かなり圧縮、迅速かつ安価な提示ということもありまして、これらを慎重に比較検討した結果、本庁にとっては東急建設さんの提案内容に則していくほうが最適だというふうに判断をしたところでございます。これは、4月の末、27日のことでございます。

あわせて、この日には、国土交通省によります危険度判定調査というものを行っております。これで、倒壊のおそれは低いとの判断を受けましたので、営業のほうは一部行っていったということでございます。

こういった結果を受けまして、さらに、今申し上げました国交省の危険度判定調査というのは目視による、いわゆる、これは大規模半壊だとか、半壊だとか、そういう程度のものでございますので、さらに修復が可能な建物なのか、それとも建てかえが必要かどうかといったこと、こういった内容を含めます建物の調査診断、これは山荘だけじゃございません。町営の中央体育館ですとか、浜美荘を含めて、4施設を東急建設のほうに委託を行ったところでございます。これは4月18日。東急建設です。

そして5月2日から5月20日、これは前段、そういった提示額を受けましたので、それに沿った形で診断をしてくれないかと。建てかえが必要なのか、それとも修復でこのままいけますかといった内容が主になります。じゃあなぜ、今、江藤議員も、これもまた東急建設課というふうにお考えになったかと思えますけれども、その理由につきましては、発災後の混乱の中に、即応態勢がとれるということですね。そういった資力、信用ということは、これは実績も含めて当然、あるということはもちろんですけれども、この診断には必ず必要な耐震の診断資格、それから、構造計算適合判定の資格、そういったものというものが必要になってまいります。そういった資格を有する調査員、それから、技術職員、これを多数保有をされております。約2,000名近く、1,700名ぐらいですけれども、いらっしゃるということでございます。これも先ほど、担当課長からありましたように、さきの阪神淡路ですとか、東北大震災においても十分な経験、対応をされて、実績もあるというところから、その選定を行ったということでございます。

さらに、この診断結果に基づきまして、それでは、これは修繕工事でいきたいと思います。もちろん建てかえではございません、修繕工事でいきたいと思いますという方針を決定しました。6月13日か

ら8月25日までを委託期間としました修繕工事の調査、設計業務を東急建設に委託をしたところ
でございます。これは、1号の専決予算で1,800万円の補正予算を設計委託料として計上いたし
ておりますので、そういった予算を充当したということでございます。

この調査の設計の完了後に、契約原課であります山の都創造課のほうから総務課に対しまして、
契約方法について正式に協議が求められました。これも先ほど、江藤議員がおっしゃいましたよ
うに、これは厳格に、適正に、契約方法についてはどういった合理的な理由があるのかとか、地
方自治法施行令の中の要件として該当するのか、そういったことを含めて、そしてもちろん、契
約の相手方として、その相手方の選定理由、これが適正かどうかといったことを検証するという
作業をいたします。これも当然ですけれども、経済合理性ですとか、緊急性を客観的、それか
ら、総合的に審査をして、慎重に適用判断する必要があるということを留意しながら、今回判定
をしたところでございます。

それに照らして、今回の事案を見てみますと、さきに担当課長が説明しましたように、早期復
旧ということは、これはもう当然でございます。そういった緊急の必要性から、随意契約ができ
る要件として、地方自治法施行令の第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付
することのできないとき」というものを適合させたということでございます。これは競争入札の
方法によって、手続をとるときにはその時期を逸したりとか、あるいは契約の目的を達するこ
とができなくなって、行政上も経済上も甚だしく不利益をこうむるような場合ということは避ける
ということで、そういったことも含めて判断をしたということでございます。

それから、今回の、先ほど指摘ありましたけれども、重要な観点は、今回の事案が新設工事とか
ではなくて、修繕というところに着目をしていただきたいと思います。私どももこれは非常に重
要なことだということで、着目をしました。

特に地震によります修繕の特性としまして、損傷状況や現場の状況、これはかなり複雑かつ個
別性というのが高いということはおわかりになるかと思えます。設計の積算の条件と、それから、
現場条件に相違がどうしても生じてしまうということは否めません。それから、施工の着手前に、
そういったことで修繕内容の把握が非常に難しいと。剥ぐってみないとわからないというような
ことはよく言われますけども、そういったことで非常に計画時に設計に必要な情報というのが極
めて複雑、そして多岐にわたる、多い、そういったことなどもございます。当然、技術的な難易
度が高くて、特殊技術を要する修繕内容になるということは間違いのないところでございます。

そういった修繕工事の特質、特性から、設計段階において修繕内容の把握が困難だということ、
繰り返しになりますけども、そういったために、歩がかり、そういったものによる積算が極めて
難しいということ。これはどういったことかといいますと、入札に付することができる設計図書、
図面、こういったものの策定が極めて困難だということでございます。入札に付するためには、
どうしても一定の設計仕様書、それから、図面というのは詳細にわたってきちんとしたものが作
成されなければなりません。

そういったことで、今回の修繕工事の特性について御理解いただきたいなというふうに思っ
ております。

いや、それでも設計図書をつくるのが原則だとなれば、施工して着手後にいろんな案件がそれぞれ発覚すると思われまます。把握し切れなかった現場条件というのがたくさん出てまいりますので、大幅な工事変更が、また、複雑な工事変更、そしてまた、何回も何回もそういった設計変更を行わなければならないという課題も考えられるということは十分御理解いただきたいと思いません。

そういった特性を踏まえまして、今回は修繕設計から修繕工事、この連携を図るということ、このことが重要だということで、現場条件の発覚に伴います迅速な設計見直し、それから、現場状況に応じて随時適切な施工方法を即応的、それが弾力的に行うことができる設計と工事の一括発注方式をとることが、本事案には最も適した方法であるということ。そして、この方法をとる場合には、どうしても、先ほど言いましたように、競争入札方式ではなくて、随意契約によることが適当であるというふうに判断するものでございます。いわゆる時点修正をずっとしていくと。その都度その都度、発覚したその都度ですね。最終的には出来高払いで精算するという形になります。

こうした実施体制に対応できる業者ということから考えますと、いわゆるゼネコンでないと非常に難しいと。ゼネコンというのは御案内のとおり、総合建設業というような言い方がされますけれども、建設工事の施工を中核としながらも、社内に設計部門ですとか研究開発部門、そういったものを抱えていらっしゃるんです。ですから、建設に関します幅広い技術力を有してはいるのもちろんでございますけれども、さまざまな技術提案もあわせてできるというような、非常にそういった特性を抱えておるものでございます。東急は一応、中堅ゼネコンということで、今現在、国内では中堅以上というのは大体23社あるというふうに言われております。そういったことで、ゼネコン以外では非常に考えにくい受注業者であるということをお判断したところでございます。

それから、もう1点だけ。ちょっと長くなりますけれども、もう一つだけ申し上げますと、今回最も重視しなければならなかったことの一つは、改めて申すまでもなく、工期のことでございます。早急に仕上げなければいけないということですね。これも、先ほど榎林課長のほうから説明がありましたけれども、一般や指名競争入札をやる場合は、先ほどから何回も言ってますように、入札に付するための設計図書、それから図面、これが必要でございます。これには、調査から概略設計、それから実施設計というプロセスが必要になってまいります。修繕の場合は、その設計計画時に、先ほど申し上げましたけれども、必要な情報量が非常に多うございますので、関連する附帯工事も極めて多いようなことから考え合わせますと、調査段階から実施設計終了までの期間というのは、かなり長い期間、私のシミュレーションでは約9カ月ほどかかるというふうに考えております。これは何かと言いますと、損傷状況の把握ですとか、損傷の要因の把握、それから、程度の把握、対策工法の比較検討、それから、設計の計算、図面作成、それから数量計算の業務等々がありますので、当然このくらいは通常かかるということは間違いがございません。

さらに、その後に入札するときにはまた、入札の期間が必要でございますので、これもやはり、先ほど、これも課長が申しましたように、来年の9月ぐらいまでどうしてもかかってしまうということは、これはシミュレーションをして、要するということが今回ネックになったこともござ

います。

これに対しまして、今回提案しております設計・工事一括発注方式での随意契約、この場合は、工事の受注者が設計から関与しますために、修繕設計に要しますコストですとか時間短縮が図られるということから、これは、調査設計から工事完了までの期間というのは約9カ月、来年の2月末までには完工するというところで、この比較をした場合にも、今回の随意契約での作業ということの結論に至ったということでございます。

それから、一番最初におっしゃいました施行令の1号の130万の件でございます。これは、実は限度額ということになっておりまして、金額が少額な、130万ですね、本町の場合は。工事や製造の請負につきましては130万。金額が少額な契約についてまで競争入札を行うことをやりますと、事務量が增大しますし、能率的な行政運営を阻害するといったことから、130万未満であれば、これは無条件にという言い方は当たらないかもしれませんが、随意契約によることができるんだよということを定めてあるものでございます。

それからもう一つ、県の例をおっしゃったかと思えます。確かに、グランメッセの事例を出されまして、1億2,000万以上の応急復旧工事を出されております。それから、県民総合運動公園の屋内運動場、いわゆる体育館ですね、これも1億2,000万近い随契でやっておられます。それから、県立劇場も現在のところ7,500万程度随契で出されて発注されております。しかしこれは、いずれも応急復旧でありまして、これからまた本体工事、桁がもう一桁上になるんだそうです。これも随意契約と。当然、この応急復旧を受注したところがやるということで、一応、県のほうの情報としては私どもも伺ってるところでございます。

そういったことをもろもろ勘案をしまして、今回、こういった提案になったということでございますので、ぜひとも御理解いただきたいなというふうに思っております。

なお、CM契約とあとのやりとりの件は担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） CM契約につきましてお答えしたいと思います。

NTTファシリティーズと134万3,000円で契約を締結したいというふうに思っております。NTTさんにおかれましては、それこそ、技術者、監理技術者を多く抱えておりまして、今回の熊本震災の対応につきましても幅広くされております。こういった同じようなケースのほうも、それこそ幅広く、今、着手されておりますけれども、今回、山都町の本体のCM契約についても契約をさせていただきました。

先ほど一つ、1,500万円の随契のところ、江藤議員のほうからお話がありましたけれども、私も、そもそも、本来、一般競争入札、それから指名競争入札が通常の手続ですので、そうやっていきたいというふうに思っております。それは事実でございますけれども、この震災を受けて、緊急にやらなければならない……、もう5カ月もたっておるから緊急なのかという話がありますけれども、5カ月たってもなお、まだこの事務をしている状態です。この5カ月の間に、先ほど写真のほうでも見ていただきましたけれど、鉄筋が折れ曲がった状態にありますので、これはやはり次の大きな地震が来るやもしれませんので、これはやっぱり今でも緊急の事態だというふう

に私は認識しておりますので、利用者の安全確保、これは私たちの最大の命題でございますので、そういったことはしっかり御理解いただきたいと思っております。

言った言わないの話でございますけども、基本的には、先ほど申しましたように、競争入札にしたい、付したいということでございます。そのときに、私が競争入札にしますと言ったかという、私は言った覚えはありませんので。そのときに、競争入札にしなければならない場合はせなんですたいというような話は当然したと思っておりますし、基本的にはそういうことでございます。

ただ、随契も随契として、法上認められてることでございますし、しなければならない場合もございまして、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 最終的な責任は私にあるわけで、決定も私が最終的にはやっているということで、その辺も回答というふうに聞こえましたんで、その辺で回答させていただきたいと思っておりますが、やはり今度の震災、災害についても、議員さんの間からも出ましたように、スピード感を持って、そして柔軟に、弾力的にやれと。それが災害復旧なんだということも言われたような気がいたします。言われました。私はそのことが一番、災害復旧においてやらなければならないと。普通どおりにやれば、それは何も問題がない、それは当たり前の話であります。そこを何とか短期間に、そしてまた、経済的に、それが経済性も担保できるか、それを十分考えた上で、こういう見積もりから施行までというような形が、一番確実に早くできるということを考えてるところであります。

それから、ゼネコンがですね、総務課長が大体申し上げましたけども、もう一つは、こういう大災害の場合、一番考えなければいけないのは、技術者もそうでもありますけど、技能者ですね。例えば鉄筋、それから溶接、それから細かい作業をする特別な訓練をされた方々。これは、なかなか、早く準備をしていかなければ確保はできないと。ゼネコンであれば全国ネットで確保ができますので、例えば九州内にいなければ関西、関西にいなければ関東といったぐあいに、確保はしっかりと対応されます。その辺も考えたところでもあります。

ゼネコンの規模を言っても議論になりませんので、しっかりとした、ゼネコンの中でもスーパーゼネコンは別にしましても、大手ゼネコン、中堅ゼネコンでも、海洋土木専門、土木専門、いろいろあります。だからその中で、私どもは指名願いに出た、その中でも建築に秀でている、技術者もいる、経験も高いというところも、実際はよく考えて指名もしているところがございますので、何とぞその辺を御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに。

（自席より発言する者あり）

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 最初の随契の説明のときも申しましたけれども、当初、通潤山荘を建てたときの設計業者のほうから来まして、設計については調査設計から必要ですので、2,000万かかりますと、調査にですね。こういう緊急事態ですので、やはりゼネコンしかできないから、ゼネコンとあわせてやっていったほうが良いというようなことで、大手のゼネコンの紹

介もされました。その中で、設計額で既に2,000万ということではなかったので、これは非常に難しいと。先ほど総務課長が説明しましたが、東急建設さんの4施設の調査、そういったところからやりましたので、正式な見積もりは東急建設だけです。しかし、やはり見積もりをとる自体が大きな経費と時間とかかるわけです。あの震災直後の混乱の中では、確かに正式に見積もりをとらなかつた点にはありますけれども、そういう状況ではなかつたということは御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 総務課長の話も聞きながら、また、今、担当課長の話も聞いて、やっぱり4施設を見る中で、東急さんに調査、たまたまかもしれませんけど、依頼したと。ほかのところに頼めばまた費用金額がかかると。それは、私は言いわけにしか聞こえんですね。そこはやっぱりかかろうがかかるまいが、複数のゼネコンさんですか、当然、問い合わせるべきだと思いますよ。

ずうっと、今、話を聞いておると、総務課長の話の中身はわかりました、大体、その期間も含めて早くしたいとかいうのも。ただ、前提として、東急建設ありきというのが当初からずうっとじゃないですか。そこに違和感を感じるんですよ。もうちょっとほかのゼネコンさんにも声をかけて、その中でそういった設計施工一体となってするっちゅうならわかりますよ。もう最初から最後まで東急さんじゃなかですか。そこが私は納得できないんです。

やっぱり、多少時間は、かけてはいけませんけども、やはりこういった高額の金額については、私は競争入札だと思いますし、冒頭申しましたけども、いろいろ課長はおっしゃいました、総務課長もおっしゃいましたけども、私は緊急に値しないというふうに思ってます。もう少し努力すべきであったのではなかろうかなど。いろんな事情を今おっしゃいましたけども、それも踏まえてもやっぱり、やるべきであったというふうに思っています。

それから、何度も申しますが、東急さんありきでずっと来ている、そのことが私は問題だというふうに思います。何かあれば。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 私は、あの混乱中、早く会社のほうを確保して、いつからどういうふうにやりますということまで含めて、そういう施工計画も含めて、早く押さえておく。それは一番スピード感を持ってやらなければならないというところであります。

一番心配されるのは経済性の問題だろうと思います。見積もりを言われましたので。それは、経済性が妥当かということです。だから、それが担保できるように、工法についても、設計金額、単価についても、それはCM契約の中で一番私ども信頼してる技術者も多いNTTファシリティーズのほうに、一々こういう方法でやりたい、ふたをあけたらこういうことだと、これはこういう基準があるから、こういう工法でいいかと、そういう打ち合わせをして、単価についても適正な単価がどうか、NTTファシリティーズに確認をしてやってもらおうと。だから、経済性の担保については、技術の担保についても、1社だけで判断して自分の利につながるようなことにならないように、そのためにCM契約をするということでもありますので、その辺は御理解をいただき

たいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） CM契約されるNTTファ何とかですか、そこも、この庁舎をつくる
ときの業者だったかなというふうに思ってます。それから、ここの本体をつくったところも東急
さん。町長とはなじみが深い業者さんばかりでありますけども、やっぱりもうちょっとその辺
は、別にそこに……。信頼されていらっしゃるからと、信頼している中で私はという話であった
かと思えますけども、そこは、そういう考え方はいかがなんでしょうかね。どうなんでしょうか。
もうそこに決め打ちしているような気がしますが。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 本来は、先ほど課長が言いましたとおり、修繕についても施工業者に見積もりをとってみたい、当初の建築をした設計業者に頼むのが普通です、これが。ただ、建築のほうはもう倒産しておりますのでいません。設計業者のほうにも、当然のことながら打ち合わせしたんですよ。でも、概略設計がまず要ります。その後に調査も要ります。そしてその後に実施設計が要ります。そういうことを言われたら、工期がどのぐらいあって、金額がどのぐらい要るか。金額も言いましたけど、これは相当おくれるなど、ここに頼んだら。その判断は私がしました。これはいかんと。そういう普通のやり方をやる業者ではいかんということで私が判断をしたし、NTTがあたかも私と仲がいいような話をされましたけども、そうじゃありません。NTTファシリティーズというのは一級建築技師、これは日本一であります。それだけの体力がある。柔軟に対応できるということです。今は一級建築士はなかなかいないんですよ。みんな確保されていて。その辺も、私どもは保険と言うといかんですけども、一人、二人の一級建築士がいるところじゃこれはなかなか難しいなど。やはり大勢いるところが、これは安全だと、極めて安全だという判断をしてお願いをしたということでもあります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 今後のためにちょっと尋ねておきます。

非常に大きな金額で随契というのは余り例がないんじゃないかというのは、当然……。

○議長（中村一喜男君） 中村議員、ちょっとマイクを近づけてください。

○12番（中村益行君） そういうのが出るのは当然ですね。それで、今聞いておりますと、最終的には総合評価方式的な判断をしたということかな。それをまず確認しときます。どなたか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほどゼネコンの説明のところでも申し上げましたように、建設工事のみならず、設計部門、それから、そういう研究開発部門、そういった技術なり、実績を持つるところということで、おっしゃるとおり総合評価方式に近いというふうに申し上げてよろしいかと思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 非常に異常事態の中で判断を迫られるということで、最終的にはかなり、こういう論議が出るであろうなということも前提に置きながら、苦渋の、私は決断だったと

思います。

この総合評価方法を私が尋ねましたのは、やっぱり242だったかな、随契の、自治法が定めておるのは。予期しない実態が発生するとき、そして、一般競争入札と随契、どちらが得なのか比較しなさいと。比較したときに、それが妥当だというときは随契してもいいということ。ただ、それが客観的にどう見られるのかと。客観的にこれを論議するのは議会なんですね。だから、私はいろんな、江藤議員の意見なんか、当然、出てくると、私はこれは納得できます。

ただ、私はこの総合評価方式を議会で、今後もどっかで出てくるとと思いますが、この前提となるのは、お互いに性善説に立たなければ、これは成り立たない話ですよ。この自治法、あるいは施行令も含めて、条例も含めて、性善説でこれは成り立ってます。

だから、さまざまなことが次々に起きてくる。これはパッケージで頼まなければ、大変な費用と時間がかかるという判断は、私はずっと説明を聞いてよくわかりました。特に私、さっき、ちょっとおしくてきまして申しわけありませんが、総務課長の説明を聞いて、なるほど、なるほどというふうに思いました。

私の友達が、今度の八朔に久留米から24人でこっちに来たんですよ。来る予定でした。ところがこういう状態でしょう。それで私に電話があったのは、ぜひとも通潤荘が一日も早く復旧できるように頑張ってくださいよねと、そういうことでした。私どもは矢部がとっても好きだと。これは私の山仲間のグループなんですけども。この集団がそういう意味で、とにかく山都が被災している。その応援の意味からも、24人でわずかだけれども通潤山荘に泊まるつもりだったと。ところがここはああいう状態でしょう。だから、パークのほうに予約をしておいて。ところが、今度は大雨の予報で、とうとうそれを果たせなかった。また電話がありました。通潤山荘はいつできますかと。そういうふうにお客さんは待ってるんですよ。だから、非常にこれは緊急を要するというので、執行部がいろいろな疑惑を受けることも覚悟の上で決断したことを、私は了としたと思います。

とにかく総合評価方式、この場合、総合評価方式にはこうこうこういう手順をしてきたということがよくわかりました。ちょっと剥いでみれば次々に鉄骨が曲がったり、思わぬところに支障が出てきたりと。これは恐らく、熊本の多々良建設が建築したところですね。倒産しておれば、この社長は私の大先輩になるところなんですけども、これはやむを得なかったかなというふうに思います。

総合評価方式だけを確認しときます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私も、随意契約にしてはいろいろ疑問を持っておったんですが、いろいろ執行部の説明である程度のことはわかりつつありますが、ちょっとお尋ねなんですけども、通潤山荘の、この場合に当てはまらんかもしれないけど、隧道が通つとるといような話も聞いております。それで、今は耐震工事あたりを盛んに言いますが、学校あたりはほとんど耐震工事は終わつとると思いますが、その当時は耐震工事あたりはほとんどされていなかった

ろうという気もいたしますし、やっぱり隧道があったなら、杭打ち込みあたりも、そこに打ち込んだのか、それともまた、よけて打ち込んだという格好になれば、耐震あたりにも非常に影響したんだろうという気がしますけど、つくる当初から、そこあたりもちゃんとしていくべきだったと思います。今言うても始まらんですけども。

隧道があったかなかったかということはどうですかね、今。皆さんは御存じですかね。それをちょっと聞いたことがございますので、その辺を少し聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 前任者のほうから聞き及んでるところによりますと、建物の下に隧道が通っておったということで、以前に確認したことがございます。東急建設のほうともお話をしたんですけども、熊本県、あるいは九州の場合は、関東地方と比べて大体7割から8割の耐震構造設計計算で今まではよかったというふうなところで、設計建築が行われてきたというふうな経過があったそうでございます。その中で、先ほど説明しました耐震壁、そこで吸収して、ほかのところは割合、ほかの支柱のほうには影響が及ばずに、これだけの損傷で済んだというような説明を受けております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 改修にしても、いろいろ考え方もあると思いますけども、やはり基本は安もの買いの銭失いじゃなくて、ちゃんとしたことによって工事を進めていただきたいというふうに思いますし、今度も1億1,000万、1億2,000万近くですけど、その辺も精査された上だろうと思いますけども、ぜひともそのそのあたりを考えていただいて、次どういう地震が来るかもわかりませんから、その辺あたりも重要に考慮された上でお願いをしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、7番議員から工事につきまして、契約につきましての質問が延々と続いているわけですけども、それにつきまして、また12番議員からも質問がありました。

私もこのことに関しましては、当初、建設経済委員会では1億4,000万、その後は1億1,000万に変わったその経緯はどういうふうになってるのかと気になったところでもあります。まずはそこで3,000万ぐらいがちょっと下がってきたりするの、どこが基準なのかということも気になっていたところであります。

こういうふうに、この議会でこういう話を取り上げられるということは、執行部におきましても、町長におきましても、いろんな情報が飛び交うの中で、「何で東急なの」とかいう話が出てきて当然だろうというふうに思います。東急は庁舎もつくりました、病院もつくりました、浜美荘もそうですよ。ましてや、今度、これも工事したよとなってくると、何だろうかというふうな疑惑を抱くのも当然だろうと思いますし、今後、こういうことに関しましては、やっぱり事前に建設経済委員会のみならず、その状況、ここまでに来た状況というのは議会に当然、前もってある程度の説明はあってしかるべきじゃないかと思っておりますし、そういう疑惑を持たれないような工程が必要じゃなかったのかなというふうに感じた次第です。

説明を聞いているうちに、これだけ議論しなくちゃなかなか結論が出ない、判断ができないということは非常に残念なんですね。ですから、そこまでに、いろんなところに工事の設計を頼んだ、設計したらこうだった、幾らかかると。その辺のことは、もう9月なんですよ。4月からわかっていた段階で、そこに対してどのような対応をするのかということは、この工事に対してはこのように対応していきたいという方向性ぐらいは、やっぱり事前に話をして、じゃあどうするのかという議論をしていく必要も今後はあるんじゃないかなというふうに考えますし、執行部のこのあり方につきましては、ちょっと苦言を呈していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立多数です。

したがって、議案第70号「工事請負契約の締結について（国民宿舍通潤山荘熊本地震施設修繕工事）」は、原案のとおり決定しました。

日程第7 同意第1号 山都町教育委員選任について同意を求める件

○議長（中村一喜男君） 日程第7、同意第1号「山都町教育委員選任について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 同意第1号について説明をいたします。

山都町教育委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので同意を求める。平成28年9月29日提出、山都町長。

同意を求める者。

住所、熊本県上益城郡山都町神ノ前82番地。

氏名、栗屋美加。

生年月日、昭和45年3月2日生まれ。46歳。

提案理由。

教育委員を選任するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、

議会の同意を得る必要があります。これが、この同意を提出する理由です。

今回、同意をお願いする栗屋氏につきましては、長年、PTA活動に積極的に取り組まれ、現在は山都町PTA連絡協議会の母親部長という要職に就かれています。

また、本の読み聞かせのボランティア活動にも長く携わっておられるなど、地域での活動も熱心で、地域の方はもとより学校や保護者からの信頼も大変厚く、誠実懸命な方でございます。本町の教育振興、充実に、栗屋氏の3人の子育て経験に基づく適切なる助言等をいただけるものと期待するところです。豊富な経験と適切な判断と行動力により、今後ますます重要となる教育施策に真摯に当たっていただける方と確信をいたしますので、ここに選任の同意をお願いするものです。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 同意第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） ただいま町長のほうから説明がございましたけれども、前回の教育委員につきましても、蘇陽地区の教育委員につきましてはPTAからということで選任をいたしております。今回もまたPTAからの選任というような話でございます。

まず、なぜこういうふうに蘇陽地区の教育委員だけが保護者からかといいますと、選任の時期がずれております。今回は1名ですけれども、来年の3月には2名交代ということだそうでございます。この保護者の方は、来年3月には子供が卒業して、PTA保護者じゃなくなります。確かに、選任の時期はPTAの保護者であったかもしれんですけども、3月には終わるということであれば、私どもは言っておりますのは、来年の3月に3名一緒に任期満了で選任をしていただく。そのときに、蘇陽地区はこれまでPTAから選任してきたから、この次はどこかほかのところからやってくれというような話をこれまでずっとやってきて、6月でも、これは提案できなかったというようなことであります。

その点について町長の考えを聞きたいと思えますし、また同時に、6月のときに副町長にもこれは申し入れしとるはずですよ。ですから、蘇陽地区からPTAからの代表者だけということじゃなくて、全体からすると来年の3月まで待っていただきたい、そして改善をしていただきたいというふうな申し入れをしておりますので、その点、町長にもおつなぎできたのかどうかお尋ねしたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 栗屋さんについての家族構成は、長男が大学生、それから、長女が高校生、そして次男が中学生ということであります。保護者ということも書いてありますが、後見人という書き方ではしてございます。それで、単に義務教育ということだけじゃなくて、保護者という点からすれば1年限りではないと自分は思うわけでありまして。

それと、慣例の、今、話にも及びましたけれども、たしか平成20年が法律によって保護者等の義務づけになった年であります。そのときは、旧矢部町のほうから保護者代表という形は選任をしております。調べましたら、4年ということじゃなくて5年されております。それから、旧蘇陽町

のほうになられて、3月で任期いっぱいということで、今回変わっていただくということになったわけですが、義務づけられてからずっと蘇陽町が負担してきたということじゃなくて、当初は旧矢部町が担当していたということは御承知おきいただきたいというふうに思いますし、来年の3月が、また慣例の話をする、私がするのもおかしい話ですが、旧矢部のほうから2名、清和、蘇陽から1名、1名という、今、慣例になっております。そのうち、矢部のほうから1名、清和の方の1名が3月で終了という形になりますので、そのときには必ず保護者のほうから選任をしたいというふうに考えますし、特に、そういう中でも女性をですね、それは保護者ではなくてもいいんですけど、女性は登用していきたいというふうな考えであります。

とにかく、1地区に、地域のバランスを考えてのこともありますので、偏らないことは確実に私はやっていきたいということで、教育委員会のほうとも協議をし、そういう選任を今から準備をしていただきたいということでお願いをしたところでもございます。確かに、副町長のほうから私は承っておりますので、その指示をしたところでもございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この件に関しましては、私も人に対して反対とか云々じゃなくて、6月の議会、その選考があったときに、ぜひそのところを考慮していただきたいという申し出をしたわけです。

その後、何の返答もなく、いきなり町長がおいでになったということで、手紙が置いてありました。何だろうかと思ってあけてみたら、そのようなことが書いてありました。私はすぐ、これは副町長、話したことと様態が違いはせんですかという話をしたところですね。

そういう中で、もう名前が出たけん困ったもんだと思ひまして、副町長、これは町長あたりから、議会の同意が要るのであれば、何とか、話さないかんちゅうことじゃありませんよ、町長が提案するわけですので。地元蘇陽町に、議員も、議長、副議長もおりますし、私もなったばかりじゃありますが、議員をしておりますので、その状況について、このようになりましたって、来年の3月、こういう考え方があるとか、そういう説明をしてくださいというふうに私も言った覚えがあります。ところが、何の音沙汰なくきょうに至ってしまつて、議長が説明すると言ひましたが、議長、何か説明したかと言つたら、聞いとらんもんもおりますし、聞いたもんもおりますし、妙なあんばいになってしまひまして、きょうに至つてしまつたわけですね。

ですから、そこ辺はやつぱり、ある程度は、私どもはシイラ議員じゃありませんから、話どましてもらつたっちゃよかろうと思ひますしですね。それは話す必要がないと言われたっちゃ、何のために議員しとるか、わけわからんような話です。

○議長（中村一喜男君） 後藤議員、選任に対しての質疑ですので。

○4番（後藤壽廣君） ですから、そういう説明責任は、私はちょっとぐらい話があつてもいいんじゃないかというふうに感じましたし、きょう名前が出てしまひましたので、困つたと思つております。真剣に悩んでおりますけど。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 言われることも何かわかるような気もいたしますけども、あくまでもこれは、町長の選任同意ということでありまして、これをどなたがようございますかということはやっぱり私は言えないわけでありまして。あくまでも、この人が人格高潔で、この方がいいんじゃないでしょうか。その後の、慣例で地元の議員さんにお諮りをしてあるということが、今、慣例であるということで、その辺は、私は3月も6月も気を使ったつもりでございます。何もしなかったということじゃなくて、私は気を使ったというふうに思っておりますので、何とぞ選任については私にお任せをいただくと、私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 選任については、それは私、何も言いません、それは町長が選任されるわけですから。ですから、蘇陽地区からPTAで出していましたですね。それについては、今後、考えてくださいというふうにお願ひしたわけですので、どのように考えたか、今後どのような取り組みをしていくのかという説明が欲しかったと言っているわけです。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、同意第1号、山都町教育委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立多数です。

したがって、同意第1号「山都町教育委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第8 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第8「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とす

ることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。これで平成28年第3回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時48分

平成28年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第8号	平成27年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9月5日	報告済
報告第9号	平成26年度山都町一般会計継続費精算報告書について	9月5日	報告済
議案第60号	山都町短期滞在施設条例の一部改正について	9月9日	原案可決
議案第61号	山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	9月9日	原案可決
議案第62号	平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の制定について	9月9日	原案可決
議案第63号	山都町税条例の一部改正について	9月9日	原案可決
議案第64号	山都町国民健康保険税条例の一部改正について	9月9日	原案可決
議案第65号	平成28年度山都町一般会計補正予算（第4号）について	9月12日	原案可決
議案第66号	平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9月12日	原案可決
議案第67号	平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	9月12日	原案可決
発議第1号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出について	9月12日	原案可決
発議第2号	平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書の提出について	9月12日	原案可決
発議第3号	行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書の提出について	9月12日	原案可決
認定第1号	平成27年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	9月29日	原案認定
認定第2号	平成27年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月29日	原案可決 原案認定
認定第3号	平成27年度山都町病院事業会計決算の認定について	9月29日	原案認定
議案第68号	町道認定について	9月29日	原案可決
議案第69号	工事請負契約の締結について（山都町営グラウンドゴルフ場整備工事）	9月29日	原案否決

議案第70号	工事請負契約の締結について（国民宿舎通潤山荘熊本地震 施設修繕工事）	9月29日	原案可決
同意第1号	山都町教育委員選任について同意を求める件	9月29日	原案同意
議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出に ついて	9月29日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長 _____

山都町議員 _____

山都町議員 _____